徳島県復興指針

令和元年12月

徳島県

徳島県復興指針 目次

第1章 徳島県復興指針の目的等	
1 目的	-
2 指針の位置づけ	
(1)関係法令等との関係	. 1
(2)「『未知への挑戦』とくしま行動計画」との関係	3
(3)「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」との関係	3
(4)「徳島県地域防災計画」との関係	3
(5)「徳島県国土強靭化地域計画」及び	
「とくしま一0(ゼロ)作戦地震対策行動計画」との関係	3
(6)「徳島県震災復興都市計画指針」との関係	3
3 復興の基本理念	-
(1)地方創生の視点を持った創造的「事前復興」の推進	4
(2)自助・共助・公助の連携	
(3)地域コミュニティの維持・再生・育成	
4 想定される主な災害	6
第2章 復興のプロセス	
1 復興の進め方	
2 復興の主体と役割	
(1)住民	
(2)地域コミュニティ	
(3)事業者・事業団体	
(4) 専門職団体等	
(5) 医療・福祉に係る事業者・団体	
(6)市町村	
3 外部支援者との連携	
(1)外部支援者の定義	
(2) 外部支援者の活動	
(3)外部支援者との連携体制構築 4 事前復興の推進	
(1)概説 (2)準備する事前復興	
(2) 年 Ⅲ 9 旬 争	
(4) 地域継続に向けた取組	
(4) 地域経続に向けた取組(5) 復興を担う幅広い人材の育成	
(○ / 1友央で担り幅広い入州の目队	15
第3章 復興へ向けた条件整備	
1 復興に関連する応急対策	16
· は発に気度する心心がな (1)被災状況等の把握	
・	
イ 二次的被害の拡大防止に関する調査	
ウ 法制度の適用に関する調査	
ノールツスツ巡川に対力で明日	۷,

(2) 災害廃棄物等の処理 39 ア 被災家屋の解体・堆積物の撤去 39 イ 災害廃棄物等の処理 42 2 計画的復興へ向けた条件整備 49 (1) 復興体制の整備 49 ア 震災復興本部等の設置・運営 49 (2) 復興計画の策定 52 ア 復興計画の策定と 52 イ 復興計画の策定とび進行管理 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報・日報説対応の実施 58 イ 相談対応の実施 58 イ 相談対応の実施 58 イ 相談対応の実施 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 59 第4章 復興へ向けた分野別の対策 1 すまいの再建 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 ア 市場供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅で建設 74 イ ー時提供宅での供給 77 ウ 応急のな住宅で建設 34 大 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 79 年 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅補修・再建 94 ア 住宅機給に関チを計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅補修・再建 94 ア 住宅機能に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 95 本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅補修・再建 94 ア 住宅機能の再建支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災 20 被災 30 不適 20 不可	エ	すまいと暮らしの再建に関する調査	31
42 2 計画的復興へ向けた条件整備 49 (1) 復興体制の整備 49 ア 震災復興本部等の設置・運営 49 (2) 復興計劃の策定 52 ア 復興方針の策定 52 ア 復興計劃の策定 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報 58 イ 相談・路面の開措置 66 ア 金融・財政面の腎急措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 59 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 (1) 緊急の住宅確保 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急板設住宅の機給 77 ウ 応急的な住宅の機給 77 ウ 応急的な住宅の機能計画の検討 80 エ 応急を設住・密砂設 34 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補除 94 ア 住宅構造に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補給 98 ウ 住宅補俸 94 ア 住宅機能に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補俸 98 ウ 在名種対策 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 123 イ 各種減免猶予等 123 カ 養援金 123	(2)纷	4 H 1/0 / 1/1/10 / 1/1/10 H	
42 2 計画的復興へ向けた条件整備 49 (1) 復興体制の整備 49 ア 震災復興本部等の設置・運営 49 (2) 復興計劃の策定 52 ア 復興方針の策定 52 ア 復興計劃の策定 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報 58 イ 相談・路面の開措置 66 ア 金融・財政面の腎急措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 59 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 (1) 緊急の住宅確保 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急板設住宅の機給 77 ウ 応急的な住宅の機給 77 ウ 応急的な住宅の機能計画の検討 80 エ 応急を設住・密砂設 34 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補除 94 ア 住宅構造に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補給 98 ウ 住宅補俸 94 ア 住宅機能に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補俸 98 ウ 在名種対策 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 123 イ 各種減免猶予等 123 カ 養援金 123	ア	被災家屋の解体・堆積物の撤去	39
(1) 復興体制の整備 49 ア 震災復興本部等の設置・運営 49 (2) 復興計画の策定 52 ア 復興方針の策定 52 イ 復興計画の策定及び進行管理 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報 58 イ 相談・各種申請の受付 62 (4) 金融・財政政面の裝置 66 ア 金融・財政政面の緊急措置 66 ア 金融・財政政面の緊急措置 66 ア 金融・財政政面の緊急措置 74 (1) 緊急の住宅確保 74 次 (1) 緊急の住宅確保 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的致住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・領消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災でンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 127 党 義援金 127 党 義援金 127	イ	災害廃棄物等の処理	42
(1) 復興体制の整備 49 ア 震災復興本部等の設置・運営 49 (2) 復興計画の策定 52 ア 復興方針の策定 52 イ 復興計画の策定及び進行管理 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報 58 イ 相談・各種申請の受付 62 (4) 金融・財政政面の裝置 66 ア 金融・財政政面の緊急措置 66 ア 金融・財政政面の緊急措置 66 ア 金融・財政政面の緊急措置 74 (1) 緊急の住宅確保 74 次 (1) 緊急の住宅確保 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的致住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・領消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災でンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 127 党 義援金 127 党 義援金 127			
ア 震災復興本部等の設置・運営 49 (2) 復興計画の策定 52 ア 復興方針の策定 52 イ 復興計画の策定及び進行管理 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報・イ相談・各種申請の受付 62 (4)金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅確保 77 ウ 応急的な良せ宅の供給計画の検討 80 エ 広急仮設住宅の機能 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 イ 公営住宅の供給・再建 94 イ 公営住宅の供給・再建 94 イ 公営住宅の供給・再建 94 イ 公営住宅の供給・再建 94 イ 公営生で機能・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ をの他各種対策 114 イ ア 雇用が況の調査 114 イ と記書をいるのは、 114 116 ウ 被災権職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 イ 各種減免猶予等			
(2) 復興計画の策定 ア 復興計画の策定 ス 復興計画の策定 ス 復興計画の策定及び進行管理	(1)程		
ア 復興方針の策定 52 イ 復興計画の策定及び進行管理 54 (3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報 58 イ 相談・各種申請の受付 62 (4)金融・財政面の措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 (1)緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持・確保 114 ア 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 117 (2)被災難職者の生活・再就職支援 119 (2)被災離職者の生活・再就職支援 119 (3)被災離職者の生活・再就職支援 119 (4)被災離職者の生活・再就職支援 119 (5)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	ア		
イ 復興計画の策定及び進行管理 54 (3) 広報・相談対応の実施 788 ア 広報 58	(2)復		
(3) 広報・相談対応の実施 58 ア 広報・イ 相談・各種申請の受付 62 (4) 金融・財政面の措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 (1) 緊急の住宅確保 74 (1) 緊急の住宅で保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給・ 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 127 ウ 義援金 131	ア	復興方針の策定	52
ア 広報 イ 相談・各種申請の受付 62 (4)金融・財政面の指置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 1 すまいの再建 74 (1)緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用の維持・確保 114 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災離職者の生活・再就職支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	イ		
イ 相談・各種申請の受付 62 (4)金融・財政面の措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 1 すまいの再建 74 (1)緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 103 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災離職者を外支援 1123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	(3) Д	5報・相談対応の実施	- 58
(4)金融・財政面の措置 66 ア 金融・財政面の緊急措置 66 イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 1 すまいの再建 74 (1)緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被炎者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	ア		
 ア金融・財政面の緊急措置 66 イ復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 1 すまいの再建 74 (1) 緊急の住宅確保 ア被災住宅のに急修理対策 イー時提供住宅の供給 カた島のな住宅の供給計画の検討 エ応急仮設住宅の建設 4 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ利用の長期化・解消への措置 (2) 恒久住宅の供給・再建 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 4 ア住宅供給に関する基本計画の作成 4 公営住宅の供給 98 ウ住宅補修 98 ウ住宅補係を 4 被災マンションの再建支援 103 エ既存不適格建築物対策 106 オ被災マンションの再建支援 108 カその他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 イ雇用の維持・確保 114 イ雇用の維持 116 ウ被災者への経済的支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 イ各種減免猶予等 125 ウ養援金 127 ウ養援金 131 	イ	相談・各種申請の受付	62
イ 復興財源の確保 69 第4章 復興へ向けた分野別の対策 74 1 すまいの再建 74 ア 被災住宅のに急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設存生の供給計画の検討 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災者への経済的支援 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	(4) 🕏		
第4章 復興へ向けた分野別の対策 1 すまいの再建 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持・確保 114 イ 雇用の維持・確保 114 ク 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	ア		
1 すまいの再建 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用が決定が調査 111 (2) 被災者への経済的支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 127 ウ 義援金 131	イ	復興財源の確保	69
1 すまいの再建 74 (1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用が決定が調査 111 (2) 被災者への経済的支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 127 ウ 義援金 131	***	度。ウルナハ取叫の大笠	
(1) 緊急の住宅確保 74 ア 被災住宅の応急修理対策 74 イー時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 111 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 党 義援金 131			7.1
ア 被災住宅の応急修理対策 74 イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	• -	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
イ 一時提供住宅の供給 77 ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131		···	
ウ 応急的な住宅の供給計画の検討 80 エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2) 恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1) 雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 111 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2) 被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	•		
エ 応急仮設住宅の建設 84 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 127 ウ 義援金 131	-		
オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート 88 カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 127 ウ 義援金 131	•		
カ 利用の長期化・解消への措置 91 (2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 127 ウ 義援金 131	_		
(2)恒久住宅の供給・再建 94 ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 工 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	-		
ア 住宅供給に関する基本計画の作成 94 イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131			
イ 公営住宅の供給 98 ウ 住宅補修・再建資金の支援 103 エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	· · · · ·		
ウ 住宅補修・再建資金の支援			
エ 既存不適格建築物対策 106 オ 被災マンションの再建支援 108 カ その他各種対策 111 2 暮らしの再建 114 (1)雇用の維持・確保 114 ア 雇用状況の調査 114 イ 雇用の維持 116 ウ 被災離職者の生活・再就職支援 119 (2)被災者への経済的支援 123 ア 給付金等 123 イ 各種減免猶予等 127 ウ 義援金 131	=		
オ 被災マンションの再建支援	•		
カ その他各種対策			
2 暮らしの再建	-		
(1)雇用の維持・確保	/3		
ア 雇用状況の調査	2 暮ら	しの再建	114
イ 雇用の維持	(1)履	₹用の維持・確保	114
ウ 被災離職者の生活・再就職支援119 (2)被災者への経済的支援123 ア 給付金等123 イ 各種減免猶予等127 ウ 義援金131	ア	雇用状況の調査	114
(2)被災者への経済的支援123 ア 給付金等123 イ 各種減免猶予等127 ウ 義援金131	イ	雇用の維持	116
(2)被災者への経済的支援123 ア 給付金等123 イ 各種減免猶予等127 ウ 義援金131	ウ	被災離職者の生活・再就職支援	119
ア 給付金等123 イ 各種減免猶予等127 ウ 義援金131	(2) 初		
イ 各種減免猶予等127 ウ 義援金131			
ウ 義援金 131	1		
	ゥ		
	(3) 4	♪的サービス等の回復	134
ア 公共施設の復旧134			

イ 医療・保健対策	137
ウ 福祉対策・要配慮者支援対策	141
エ メンタルヘルスケアの充実	148
オ 学校の再開	152
カ ボランティア・NPO等多様な主体との	連携156
(4) 地域社会の維持・再生・育成	161
ア 地域コミュニティの維持・再生・育成	161
イ 地域対応力の充実・強化	
ウ 文化財等への対応	167
エ 地域の郷土文化の継承	171
オ 災害記憶(遺産)の継承	
3 安全・安心な地域づくり	
(1)公共土木施設等の災害復旧	
	176
イ 土砂災害対策	
ウ 山地災害対策	
	188
オ 津波・高潮対策	
カ 防災活動体制の強化	
(2)安全・安心な市街地・公共施設整備	
ア 都市復興基本方針の策定等	
イ 災害危険区域等の設定	
ウ 宅地・公共施設の移転・嵩上げ	
	215
ア 道路・交通基盤の復興	
イ ライフライン施設の復興	
ウ 物流基地・港湾・空港の復興	
エ 公園・緑地等の復興	226
	229
(1)情報収集・提供・相談	
	229
イ 各種融資制度の周知・経営相談	233
ウ 物流の安定・取引等のあっ旋等	
	238
ア 再建資金の貸付等	
イ 事業の場の確保	242
ウ 観光振興	245
(3)農林漁業の再建	
ア 再建資金の貸付等	248
イ 農林漁業基盤等の再建	251

第1章 徳島県復興指針の目的等

1 目的

2 指針の位置づけ

- (1) 関係法令等との関係
- (2)「『未知への挑戦』とくしま行動計画」との関係
- (3)「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」との関係
- (4)「徳島県地域防災計画」との関係
- (5)「徳島県国土強靭化地域計画」及び 「とくしまーO(ゼロ)作戦地震対策行動計画」との関係
- (6)「徳島県震災復興都市計画指針」との関係

3 復興の基本理念

- (1) 地方創生の視点を持った創造的「事前復興」の推進
- (2) 自助・共助・公助の連携
- (3) 地域コミュニティの維持・再生・育成

4 想定される主な災害

第1章 徳島県復興指針の目的等

1 目的

我が国は、過去から繰り返し、大規模な地震・津波災害に見舞われてきました。 とりわけ高度化・複雑化する現代社会を襲った大規模災害においては、地域の社 会基盤が大きく損なわれる事態の下、復興の担い手となる人材の不足に加え、住民、 地域コミュニティ、事業者、行政など関係者間での合意形成に基づく復興事業の実 施に時間を要するなど、様々な業務手順の遅れが、復興の遅れにつながる大きな課 題として挙げられています。

大規模災害は、これまで時を重ねて築き上げてきた社会の仕組や人々の生活を、ハード、ソフト両面から一気に破壊し、それまでも進行していた地域の課題を顕在化させます。一方、そこから立ち上がり、日々の営みを取り戻すための復興には、被災者の復興への思いを実現するための、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、事業遂行にも多大な労力と時間が必要であり、被災後、限られた時間の中で、取組の全てを迅速かつ円滑に行うことは多大な困難を伴います。

さらに、復興の遅れは、被災地における産業の停滞や地域コミュニティの崩壊、 人口流出など、平時から地域が抱え、災害によって顕在化された様々な課題を加速 させることが指摘されています。

このため、徳島県では、過去の災害復興から得られた教訓も活かしながら、迅速な復旧・復興に向けた手順や、事前に取り組むべき事項をまとめ、「徳島県復興指針(以下「本指針」という。)」として策定することとしました。

本指針は、被災しても、徳島が掲げる「将来ビジョン」に向けた歩みを止めることなく、それぞれの地域において、被災者一人ひとりが復興に向き合い、体制づくりや、復興ビジョンの提示、合意形成などが速やかに進められるよう、策定するものです。住民をはじめ地域コミュニティ、事業者、行政など復興を担う関係者が、あらかじめ手順を理解し、被災イメージの共有から、平時の地域づくりの議論、被災後の復興に向けた事前の準備・実践に繋げていくことを目的としています。

2 指針の位置づけ

(1) 関連法令等との関係

「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」では、特定大規模災害が発生した場合、国は必要があると認めるときに「復興基本方針」を定めなければならないと規定されています(復興法第8条)。さらに、都道府県は、「復興基本方針」に即して「復興のための施策に関する方針(以下「復興方針」という。)」を定めることができ、市町村は、「復興基本方針」や「復興方針」に即して「復興計画」を作成することができると規定されています。

本指針は、復興法第9条に基づき、被災後に県が定める「復興方針」の迅速かつ 円滑な策定に向けた、事前準備を推進するものであるとともに、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例(平成24年徳島県条例第64号。 以下「条例」という。)」第83条に基づき、被災後に県が定める「復旧及び復興に関する計画」(以下「県復興計画」という。)の早期策定に向けた事前準備を推進するものです。

(大規模災害からの復興に関する法律)

- 第8条 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模 災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、第3条 の基本理念にのっとり、復興基本方針を定めなければならない。 (以下略)
- 第9条 特定大規模地震を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、 当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に 関する方針(以下「都道府県復興方針」という。)を定めることができる。 (以下略)
- 第10条 次の各号に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村(以下「特定被災市町村」という。)は、復興基本方針(当該特定被災市町村を包括する都道府県(以下「特定被災都道府県」という。)が都道府県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該都道府県復興方針)に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は特定被災都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

(徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例)

- 第83条 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、 震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び 復興に関する計画を早期に作成するものとする。
- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

(2) 「『未知への挑戦』とくしま行動計画」との関係

本指針は、「『未知への挑戦』とくしま行動計画」(現行計画の計画期間は、令和元年度~令和4年度)における将来ビジョン(現行の計画では、2060年頃の姿)を、復興に際し目指す姿と位置づけます。今後の技術革新や大規模災害などによる改定も含め、示される将来ビジョンを目標として、本指針に基づく事前復興を推進するとともに、被災後は、復興方針や復興計画に示される復興ビジョンを通じ、将来ビジョンの実現を目指していきます。

(3) 「 v s 東京 『とくしま回帰』総合戦略」との関係

本指針は、「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」(現行戦略の推進期間は、令和元年度まで)の各施策を補完する(被災からの「復興」や「事前復興」の視点を取り入れる)とともに、実施に向けた方向性及び必要な対策を整理するものです。

(4) 「徳島県地域防災計画」との関係

本指針は, 徳島県地域防災計画に記載されている関係事項を補完するとともに, 実施に向けた方向性及び必要な対策を整理するものです。

(5) 「徳島県国土強靱化地域計画」及び「とくしまーO(ゼロ)作戦地震対策行動 計画」との関係

本指針は、「徳島県国土強靱化地域計画」及び「とくしま-0 (ゼロ) 作戦地震対策行動計画」に記載されている関係事項を補完するとともに、実施に向けた方向性及び必要な対策を整理するものです。

(6) 「徳島県震災復興都市計画指針」との関係

本指針は、都市計画区域内における市街地など都市基盤の迅速な復興のため「復興に資する事前準備」として、平時より取り組むべき事項や、被災直後から復興都市計画策定までの流れや留意点等を整理した「徳島県震災復興都市計画指針」(平成30年3月策定)を包含し、特に「都市の復興」実現に向けて、ソフト分野を中心に、必要な対策を補完するものです。

3 復興の基本理念

(1) 地方創生の視点を持った創造的「事前復興」の推進

現在,我が国は,出生率の低下を背景とした,世界でも類を見ない「人口減少」, そして,激甚化し,頻発する災害がもたらす「災害列島」の様相,この国難ともい うべき二つの課題に直面しています。

徳島県においても,少子高齢化,過疎化,人口減少に伴う地域社会の担い手不足は大きな課題として捉えられています。

過去の災害においては、こうした地域の課題が、被災をきっかけに加速されることが見られました。既に人口減少に向かい始めている地方においては、まちを元通りに復旧するだけでは、これらの進行を止めることはできません。

いずれ必ず発生する「南海トラフ地震」をはじめとした「大規模災害」からの復興には、技術革新や産業構造、社会システムの将来のあり方までを見据えた、次世代の人材育成をはじめとする様々な取組が不可欠です。これらは、地方創生の取組そのものであり、同時に、災害からの迅速な復旧・復興に向け、「すまい」や「暮らし」、「地域の安全・安心」、「産業・経済」など、幅広い分野について、被災前から、被災後に目指すべき目標像を検討し、バックキャスティング(※)やフェーズフリー(※)の発想に基づく持続可能な地域づくり(※)に向けた具体的な議論を進める必要があります。

これらの「復興地域づくり」は、甚大な被害が想定される沿岸部だけでなく、活性化が求められる中山間部においても必要であり、その方向性について被災前から合意形成し、事前の取組につなげるために、文書化することが有効です。例えば、地域における合意内容を「地区防災計画」としてまとめ、市町村の「地域防災計画」をはじめとする各種計画に提言・反映していくことで、地域コミュニティと行政との復興における関係性も明確にすることができます。

こうした地方創生の視点を持った、徳島ならではの「より良い復興(Build Back Better)」の実現に向けては、地域の担い手である住民や事業者、様々な団体との、課題共有や解決に向けた準備・実践を、平時から継続的に推進する「事前復興」の取組を展開していく必要があります。

- ※バックキャスティング=未来の目標となる状態から現在を 振り返り、今、何をすべきかを考える発想法
- ※フェーズフリー=平時と災害時という,状態や時期(フェーズ)の垣根を取り払い,普段利用しているモノやサービスが災害時に役立つ状態
- ※持続可能な地域づくりについては、2015年の国連サミットで採択された、SDGs (Sustainable Development Goals)に 掲げられる各種目標を踏まえた検討が望ましい。

(2) 自助・共助・公助の連携

地域は、個としての住民、その集まりである様々な地域コミュニティ、事業を営む個人や法人などの事業者、行政から成り立っており、それらの主体は、平時から

それぞれの「自助」を基本に、「共助」の支え合いや「公助」の支えによる相互の 関係を保ちながら生活しています。

被害が集中した被災地の復興は、全ての主体にとって共通の目標であり、その実現に向けては、一人ひとりの生活再建を出発点としながら、地域全体の再建を目指した取組が必要となります。

一方,すべての被災者の生活再建は,「困ったときはお互い様」といった共助や, さらに公助の支えが不可欠です。個人の生活再建の遅れは,共助の担い手不足を引 き起こし,様々な地域コミュニティの再生や,さらには,地域社会全体の復興にも 大きく影響します。

このため、地域社会の復興は、被災者の自立(自助)、地域住民の互助(共助)、 行政の支援(公助)が協働し、さらには内外の多様な支援とも連携して全ての力を 結集する「総働」を基本として、被災者一人ひとりを大切に「最後の一人まで」の 生活再建に取り組む必要があります。

それぞれの担い手は、互いに被災者であることを認め合いながら、高齢者や子ども、女性、障がい者、LGBT、外国人等への配慮など多様な視点から、被災者の、被災者による、被災者のための、復興の取組に参画することが重要であり、このための環境醸成にも平時から取り組む必要があります。また、公助を担う市町村や県も、平時にも増した連携に向け、準備を進める必要があります。

なお,条例においても,自助,共助,公助それぞれの主体が役割を果たしながら 震災対策に取り組むことが謳われています。

(3) 地域コミュニティの維持・再生・育成

人は元来社会的な存在であり、人とのつながりの中、孤独感を解消することで心の健康が向上します。

とりわけ大規模災害という特殊な状況下において、地域コミュニティをはじめとする、人とのつながりを維持、再生し、また新たに育むことは、被災者のしなやかな心の回復に加え、復興意欲の高揚、さらには災害関連死の防止にも極めて重要な役割を担うものです。

東日本大震災においては、秋祭りや盆踊りといった地域における伝統芸能や祭事などの郷土文化の存在が、多くの被災者を勇気づけ、地域コミュニティの再生や強化、さらには復旧・復興を推進する原動力の一つとなっています。

ともに生きていく場である地域社会の復興には、地域住民が主体となり、たとえ居住人口が減少しても地域の活力により持続可能な地域を創出するための「地域力」が不可欠です。避難をはじめ様々な要因により分断されがちな、住民の心の拠り所となる地域コミュニティをできる限り保ちながら、中山間部と沿岸部など、平時における近隣地域との交流、郷土文化や豊かな自然がもたらす地域の恵み等の維持・伝承の視点も踏まえ、住民、地域コミュニティ、行政などの関係者が連携・協力し、より安全・安心で持続可能な地域を、次の世代の担い手とともに創出する議論を進めることが重要です。

4 想定される主な災害

本指針は、徳島県地域防災計画において、徳島県が備えを進める二つの巨大地震である、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」を主な想定災害とします。

二つの想定災害について、徳島県では、それぞれ独自に被害想定を策定しており、各地域において事前復興に向けた議論を進める際には、具体的な被災イメージを関係者間で共有することが必要です。例えば、津波浸水想定区域においては、浸水深により、多くの家屋が全壊する区域などでは、災害危険区域に指定される可能性があります。現在の被害想定は、対策を講じるために一定の前提の下に試算行ったものであり、実際の災害がこの想定通りに発生するとは限りませんが、被害の程度や被災後の土地利用を考える際の、前提条件を検討するための重要な情報を与えてくれます。

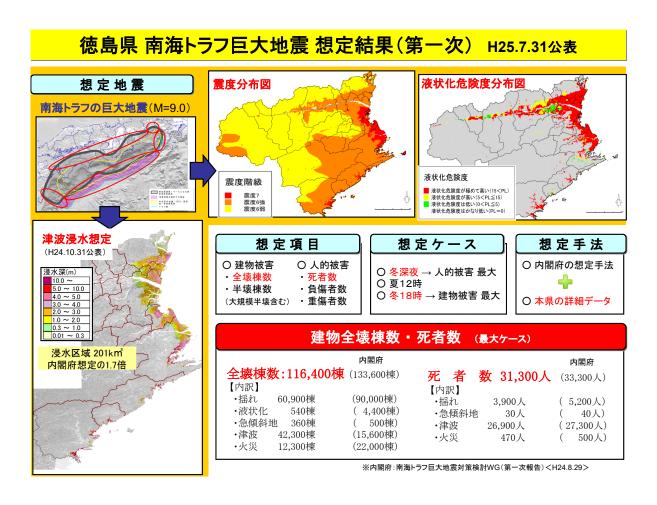


図1 南海トラフ巨大地震被害想定①

徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果(第二次) H25.11.25公表

(定量被害) 主な想定結果

〇ライフライン被害

•上水道(断水率)

直後 1日後 1週間後 1ヶ月後 22% 92% 73% 56%

·下水道(支障率)

1日後 1週間後 1ヶ月後 直後 79% 79% 26% 1%

·電力(停電率)

1週間後 1日後 4日後 直後 98% 72% 47% 38%

・通信<固定電話>(不通率)

1ヶ月後 1日後 1週間後 直後 98% 75% 34% 14%

・ガス<都市ガス>(停止率)

1週間後 直後 1日後 1ヶ月後 100% 100% 63% 0%

〇交通施設被害

•道路:被害箇所数 1,600箇所 •鉄道:被害箇所数 550箇所 ・港湾:被害バース数 220箇所 防波堤被災延長 6,000m

〇生活支援者等(最大)

•避 難 者:362,600人 •入院需要: 9,300人

・廃 棄 物:1,600~2,200万トン

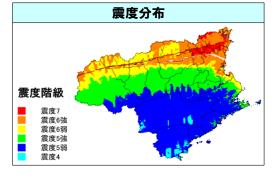
•仮設住宅:70,200戸 •孤立集落:140集落

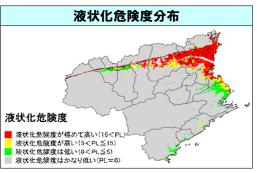
〇経済被害

•直接経済被害:6兆4,000億円

図 2 南海トラフ巨大地震被害想定②

徳島県中央構造線・活断層地震 被害想定の概要





震度・液状化危険度の計算条件



- 32km, アスペリティの上端深さ6. 6kmとした。
- 〇破壊開始点を5点とし、5ケースの震度分布を 重ね、最大の震度を採用

想定項目

○建物被害

- 全壊棟数 •半壊棟数
- ○人的被害 ·負傷者数
- •重傷者数 ○ライフライン被害
- 上水道 下水道 •電力 - 诵信 ・ガス
- ○生活支障等 避難者 ·入院需要

•道路

•鉄道

•港湾

○交通施設被害

- •廃棄物 •仮設住宅 孤立集落
- ○経済被害

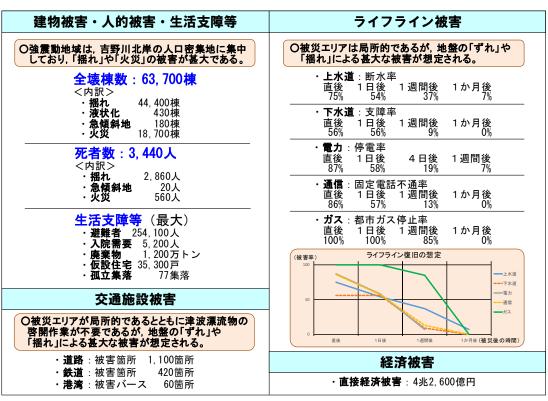
想定ケース

- ○冬深夜 ⇒ 人的被害最大
- ○夏12時
- ○冬18時 ⇒ 建物被害最大

被害想定の推計手法等

- 〇内閣府の推計手法
- 〇本県の詳細データ

中央構造線・活断層地震 被害想定の概要① 図 3



※各項目の数字については、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

図4 中央構造線・活断層地震 被害想定の概要②

第2章 復興のプロセス

1 復興の進め方

2 復興の主体と役割

- (1) 住民
- (2) 地域コミュニティ
- (3) 事業者・事業団体
- (4) 専門職団体等
- (5) 医療・福祉に係る事業者・団体
- (6) 市町村
- (7)県

3 外部支援者との連携

- (1) 外部支援者の定義
- (2) 外部支援者の活動
- (3) 外部支援者との連携体制構築

4 事前復興の推進

- (1) 概説
- (2) 準備する事前復興
- (3) 実践する事前復興
- (4) 地域継続に向けた取組
- (5) 復興を担う幅広い人材の育成

第2章 復興のプロセス

1 復興の進め方

第1章で述べたとおり、大規模災害からの迅速な復旧や、着実な復興には、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践が極めて重要です。復興に向けた取組は被災前に既に始まっています。

これらの取組には、行政だけでなく、地域住民や様々なコミュニティ、事業者など、復興の各主体の連携・協働が不可欠です。さらに、県は、本指針を通じて、事前の取組が色々な場面で進むことを期待し、必要に応じ、財源・法制度の見直しなどを国に政策提言していきます。

本章では、復興における各主体に期待される役割や、被災地内外の支援者との平時からの関係構築などの検討課題をまとめ、さらに復興プロセス(過程)を時間軸に沿って「平時(発災前)」と「被災後」に分け、「誰が」、「いつ」、「何を」すべきなのかを明らかにします。

2 復興の主体と役割

本指針では、地域における自助、共助、公助の多様な担い手を復興の主体とし、 それらが連携・協働して復興に取り組む「総働」を基本理念としています。地域に おける具体的な担い手は様々ですが、多くの地域に共通する主体については、担い 手となる人材の育成に加え、次のような役割が期待されています。

(1) 住民

- ・ 高齢者や子ども、女性、障がい者、LGBT、外国人等、配慮が必要な方々を含め、地域に暮らす、多様な全ての住民が自助の主体であることを認識し、平時は、災害で命を落とさないための耐震化や避難訓練等への参加や、被災後に生き延びるための備蓄や生活再建に向けた保険の加入などの取組を進める。また、コミュニティ・市町村が進めるまちづくりや事前復興トレーニング等に参画する。
- ・ 被災後は、地域コミュニティ、ボランティア、行政その他の関係者と連携し、 復興における主体として、自らの生活を再建するとともに、地域コミュニティ を再生し、地域社会の再生・復興に努める。

(2) 地域コミュニティ

・ それぞれのコミュニティが持つ、地域住民を束ねる絆(地域の伝統文化や近所付き合い、慣習、趣味、自主防災など)を認識し、平時は、町内会やまちづくり協議会などを通じて、まちづくりや事前復興の取組への参画など、様々な取組を通じたコミュニティの育成や活性化に努める。

・ 被災後は、絆の維持・再生に加え新たな絆の創造により、被災住民同士の繋がりや地域における自治を回復するとともに、復興における共助の主体として、 復興まちづくり協議会などを通じて、行政その他の関係者が取り組む復興対策 に積極的に参画するよう努める。

(3) 事業者・事業団体

- 建設、運輸をはじめ、地域の事業者や団体を想定。
- ・ 平時は、被災しても地域で事業活動を継続できるようBCPの策定など準備 に努める。
- ・ 被災後は、事業活動の継続又は再開による雇用の確保に加え、行政その他の 関係者と連携して、被災者の雇用確保や地域経済の復旧及び復興に貢献するよ う努める。

(4) 専門職団体等

- ・ 県内の弁護士や建築士などの専門職団体、団体の連合体である士業ネットワークや様々な分野のNPO/NGO、大学をはじめとする研究機関を想定。
- ・ 平時は、行政等と連携し、住民の生活再建支援などに向けた体制を構築し、 被災後は、地域コミュニティ、行政その他の関係者と連携し、被災者の生活再 建支援や復興対策に協力するよう努める。

(5) 医療・福祉に係る事業者・団体

- 医療機関や医師会、社会福祉法人、社会福祉協議会等を想定。
- ・ 平時は、BCPの策定など被災しても地域における事業継続に向けた準備や、 被災時の医療・福祉活動、ボランティアの受入れ等までを見据えた体制整備に 努める。また、高齢者や障がい者等に係る団体やグループへの、応急対応から 復旧・復興へ向けての支援のあり方についても検討を行う。
- ・ 被災後は、それらの実施に加え、行政や民生委員・児童委員その他関係者と 連携し、地域における災害ケースマネジメントや医療・福祉の提供を通じ、特 に支援が必要な多様な被災者の生活再建を支援するよう努める。

(6) 市町村

- ・ 平時は、災害対応における公助の担い手として、防災・減災対策の推進や、 確実な業務継続体制の確保に加え、震災からの復興を迅速かつ円滑に推進する ための体制構築、地域コミュニティや関係者と連携した復興に向けた議論の喚 起、まちづくり等の合意形成に努める。
- ・ 被災後は、国や県と連携し、地域コミュニティや関係者の参画を図りながら、 復興計画の早期策定及び計画の協働による円滑な実施に努める。

(7) 県

- ・ 平時は、災害対応における公助の担い手として、確実な業務継続体制を確保する。さらに、震災からの復旧・復興を迅速かつ円滑に推進するための体制等の構築、国や市町村、関係者と連携した復興に向けた議論の喚起、地域づくりの合意形成に努める。
- ・ 被災後は、国や市町村と連携し、住民や関係者の参画を図りながら、復興法に基づく復興方針、条例に基づく県復興計画を早期に策定する。さらに、市町村、その他の関係者と連携して、総働による復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努める。

3 外部支援者との連携

(1) 外部支援者の定義

大規模災害からの速やかな復興には、被災地内の様々な主体間の連携、協働に加え、被災地内外からの支援者の存在が欠かせません。本指針では、地域内の相互支援による「共助」と区別して、被災地域以外から支援を行う主体を「外部支援者」と定義します。

(2) 外部支援者の活動

大規模災害における,外部からの支援は,被災家屋の片付けや補修,避難所における生活支援など比較的初期段階のものから,生活再建に向けた各種法律や制度に関する専門的な助言や手続き支援,さらに中長期にわたる生活再建や産業復興,まちづくりに関するものまで幅広い領域にわたります。また,その担い手も,個人ボランティアから企業・団体,専門性を有する職能集団や研究機関まで,多岐にわたります。

被災後には、全国各地から、こうした支援が寄せられ、被災地の大きな助けになる一方で、被災地に関する情報の多寡、被災地へのアクセスの容易さ、ニーズ把握とマッチングの状況により、被災地間で受けられる支援の量や内容に格差が生じる事態が発生してきました。

また,多くの支援団体とは,被災後に初めて顔を合わせることが多いため,信頼 関係の構築と支援メニューのマッチングに困難が生じることも散見されます。

一方で、熊本地震以降、全国ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)などの中間支援組織が中心となり、様々なNPO/NGOや社会福祉協議会などから構成される外部支援団体の連携会議が、発災後、極めて早い段階から、被災地において定期的に開催されるなど、被災地と外部支援団体との効果的な連携が実現されつつあります。

(3) 外部支援者との連携体制構築

膨大な労力が必要となる復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするには、こうした連携会議の開催を前提とした被災前からの受援体制構築に加え、協定締結など、外部支援団体との関係をあらかじめ築いておくことが必要です。日頃からの地域交流などにより関係が構築されている場合、被災地側からの要望を伝えやすくなるだけでなく、双方の応援・受援に関する方向性を事前に確認することが可能です。さらに復興を見据えた場合、地域の「強み・弱み」について、外部の視点から助言を受けられるメリットがあります。

また、職能団体から構成される士業ネットワークや、災害ボランティアの受入窓口となる社会福祉協議会など、地域における共助の主体も全国的なネットワークを構築しており、こうした繋がりをもとに、外部との「顔の見える」関係を広げることも、速やかな支援の受入れに繋がります。

こうした関係構築に加え、復興に向けたニーズを幅広く共有しながら、専門的な 支援(プロボノ)とどのように連携するか、といった受入れ調整についても議論を 行い、体制を構築しておくことが重要です。

徳島県では、災害時の官民連携を確かなものとするため、過去の災害において、 被災自治体と連携しながら活動した外部支援団体の活動事例を参考に、平時からの 会議体の創設など関係構築に向けた取組を進めています。

なお、復興の取組は中長期にわたり幅広い分野で行われるため、外部支援者との 関係も時間の経過に伴い変化していきます。支援の受入れについては、ボランティ アのみを前提とするのではなく、業(なりわい)としての災害分野にとどまらない 支援も想定し、活動を支える財源確保についても、議論を行うことが必要です。

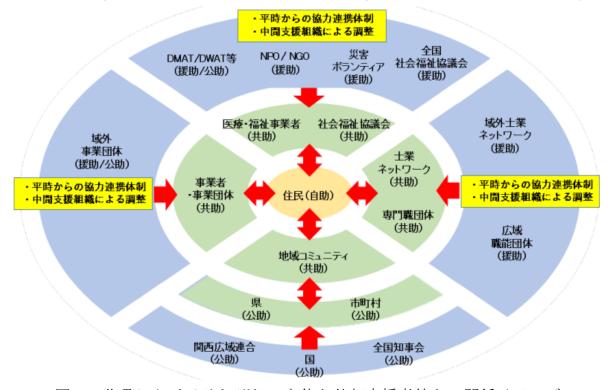


図5 復興におけるそれぞれの主体と外部支援者等との関係イメージ

4 事前復興の推進

(1) 概説

大規模災害からの復興は、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大 な労力と時間が必要であり、本章の1でも述べたとおり、平時における事前の準備 や実践が極めて重要です。

本指針では、被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、それは「準備する事前復興」と「実践する事前復興」から構成されます。

住宅の高台移転などのハード対策は、被災前に取り組むことにより事前に施策が 完了する「実践する事前復興」といえます。一方、ソフト対策のうち、コミュニティの活性化やまちづくり活動の展開などは、事前に実践することに意味がある取組 であり、計画策定の手順などは、事前にマニュアルとして準備しておくことが重要 となります。個々の取組が「準備」、「実践」のいずれに該当するかは、取組のゴール設定や取り組み方によっても異なり、一律に決められるものではありません。

例えば、復興に関連したある業務について、具体的な業務内容を検討し、マニュアルを作成することは、被災後の業務遂行に向けた「準備」ですが、マニュアルを使って、その業務に関する訓練を行い、そこから課題を抽出し、マニュアルを改定することは、「準備」であると同時に、広い意味で「実践」ともいえます。

マニュアルは策定することが目的(ゴール)ではなく,時間的制約が多い被災後に,より効率的に活用できる状態にしておくことが大切であるため,担当者が異動しても活用できるよう,定期的な訓練により疑似的に実践し,見直しを繰り返すことが大切なのです。いつ発生するか分からない大規模災害への備えは,マニュアルなどを策定し(P),訓練を重ね(D),検証(C),改定(A)していくPDCA循環の継続が特にソフト対策において重要です。

また、平時から多様な視点を持つ人材の育成や、議論に向けた環境醸成も重要です。第3章以下で示される個々の取組も参考にしながら、「より良い復興(Build Back Better)」の実現に向け、地域コミュニティの維持・再生・育成をはじめ、事前に取り組めるものについて、関係者間での議論が進むことを期待します。

(2) 準備する事前復興

事前復興の取組は、被災イメージの共有から始まります。第1章の4に示したとおり、徳島県は「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」に係る被害想定を発表しており、これらを基に、まず地域の被害様相を関係者間で共有し、地域の生活や営みへの影響を考えます。

次に、それらの被災イメージに対し、必要となる復興プロセス(復興の進め方) について、地域住民を含む関係者が地方創生の要素も含めて議論し、被災してから では復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け事 前に取り組むべき事項を明らかにします。 例えば、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標(データ) を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことは、 迅速な復興に向け、大変重要な事前準備です。

(3) 実践する事前復興

住宅の高台移転のように、事前に実践することにより、津波で被災しない状態を 実現する取組は、典型的な「実践する事前復興」であり、事業として完了する事前 復興施策となります。

一方で、本項の概説で述べたように、ソフト的な施策における「準備する事前復興」と「実践する事前復興」の区分は、厳密なものではありません。策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、復興への議論・参画に向けた教育・啓発や、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定などは、準備に留まらず、実践する事前復興に位置づけることができ、さらに継続的に見直していくPDCAサイクルが重要です。

例えば、被害想定をもとに、行政職員が復興の進め方を習熟するだけでなく、事前の復興まちづくりが必要であるとして、地域住民と地元自治体とで行う「復興まちづくり訓練(※)」の実施などは「実践する事前復興」と言えます。個々の復興プロセスについて、どのようなことが事前に取り組めるのか、まず、担当する関係者間で議論することが重要です。

※復興まちづくり訓練=住民や行政,専門家等が連携し,速やかに復興できるまちにするために,復興のイメージづくり,地域課題の抽出・共有,避難所生活,応急仮設住宅など暫定的な生活期を経て,地域の復興方針を考えるまでを模擬的に経験する訓練

(4) 地域継続に向けた取組

個々のプロセスに対応するものではありませんが、徳島県では農林水産業、建設業、商工業、金融、保健福祉、教育・研究、行政といった分野から構成される「徳島県地域継続推進協議会」を立ち上げ、現在、地域継続(地域BCP)に向けた情報交換を行っています。

この協議会では、従来個別に策定していた事業継続計画(BCP)では、大規模 災害時には対応が困難であるとの認識を共有し、同業他社との相互補完や異業種と の連携による「地域継続」に向けた取組を推進しています。

地域の担い手である各分野間の経済活動をはじめとする様々な事業継続から、情報共有モデルの構築や、多様な担い手による復興に向けた取組への発展を目指しています。こうした地域継続(地域BCP)も重要な「実践する事前復興」の取組です。

(5) 復興を担う幅広い人材の育成

過去の復興において大きな課題となってきた、復興の担い手不足の問題を解決するには、被災前からの継続的な人材育成が不可欠です。本復興指針に示す個別プロセスにおける事前復興の取組はもとより、地域外との交流を通じて得られる地域への新たな発見など、地方創生に資する幅広い取組、さらには防災・減災に限らず多様な専門領域人材の育成も必要とされています。

こうした人材育成に、官民挙げて、今から取り組むことが、地方創生の視点を持った、徳島ならではの「より良い復興 (Build Back Better)」実現のために求められています。



図6 幅広い人材の育成イメージ

第3章 復興へ向けた条件整備

1 復興に関連する応急対策

(1) 被災状況等の把握 ア 応急対応のための被害調査

イ 二次的被害の拡大防止に関する調査

ウ 法制度の適用に関する調査

エ すまいと暮らしの再建に関する調査

(2) 災害廃棄物等の処理 ア 被災家屋の解体・堆積物の撤去

イ 災害廃棄物等の処理

2 計画的復興へ向けた条件整備

(1) 復興体制の整備 ア 震災復興本部等の設置・運営

(2) 復興計画の策定 ア 復興方針の策定

イ 復興計画の策定及び進行管理

(3) 広報・相談対応の実施 ア 広報

イ 相談・各種申請の受付

(4) 金融・財政面の措置 ア 金融・財政面の緊急措置

イ 復興財源の確保

第3章では、「復興へ向けた条件整備」として、被災後に実施すべき事項や 手順等を取りまとめるとともに、被災イメージや被災後の需要予測からバッ クキャスティングの発想に基づき、事前に取り組んでおくべき事項(事前復 興の取組)を「準備する事前復興」、「実践する事前復興」に分類し取りまと め、各項目毎にシートに記載しています。

なお、各項目については、次のとおりです。

1 「復興に関連する応急対策」

まず、「被災状況等の把握」として、人的被害の把握、建築物被害の概要調査など「応急対応のための被害調査」や被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など「二次的被害の拡大防止に関する調査」、また、災害救助法、被災者生活再建支援法など「法制度の適用に関する調査」や住家の被害認定調査、被災者生活実態調査など「すまいと暮らしの再建に関する調査」について記載しています。

次に、「災害廃棄物等の処理」として、被災家屋の公費解体やアスベスト対策など「被災家屋の解体・堆積物の撤去」や災害廃棄物発生量の推計や仮置場の確保など「災害廃棄物等の処理」について記載しています。

2 「計画的復興へ向けた条件整備」

まず,復興対策を計画的かつ円滑に実施していくための「復興体制の整備」や「復興計画の策定」について記載しています。

次に、復興に関する方針や施策等を分かりやすく速やかに住民等に広報するとともに、被災者からの相談にワンストップで応じるための「広報・相談対応」、また、各種融資制度の拡充・創設や予算編成などの「金融・財政面の措置」を記載しています。

また、各項目毎のシートの構成及び内容については、次のとおりです。

1 「趣旨・概要」

当該項目の趣旨や概要を記載しています。

2 「実施時期」

当該項目の実施時期(始期・終期)を記載しています。

3 「関係部局」

県における関係部局を記載しています。

4 「項目・手順等」

被災後の復旧・復興に係る業務の項目や手順等を記載しています。

また、各詳細項目の下に、事前に取り組んでおくべき事項(事前復興の取組)の例を の中に、【準備する事前復興】、【実践する事前復興】 に分類し記載しています。

なお、この「項目・手順等」では、基本的に主語が県のみの場合は、主語を記載していません。県以外が主語の場合や主語が複数の場合は、主語を記載しています。

5 「市町村に期待する取組」

市町村においても,「項目・手順等」を参考に,被災後の取組はもとより, 平時における事前の準備や実践である事前復興の取組の議論が進むことを 想定していますが,ここでは,「項目・手順等」以外の事項で,特に市町村 に期待する取組を記載しています。

なお,この「市町村に期待する取組」では,基本的に主語が市町村のみの場合は,主語を記載していません。市町村以外が主語の場合や主語が複数の場合は,主語を記載しています。

6 「事業者等に期待する取組」

住民,地域コミュニティ,事業者・事業団体,専門職団体等,医療・福祉に係る事業者・団体等の各復興の主体においても,「項目・手順等」を参考に,被災後の取組はもとより,平時における事前の準備や実践である事前復興の取組の議論が進むことを期待していますが,ここでは,「項目・手順等」以外の事項で,特に事業者等に期待する取組を記載しています。

7 「その他(特記事項, 留意点)」

その他、当該項目の特記事項、留意点を記載しています。

8 「関連する法令、計画、資料等」

当該項目に関連する法令、計画、資料等を記載しています。

(1)被災状況等の把握 ア 応急対応のための被害調査

[3-1-(1)-7]

趣旨・概要

○被災者,遺族の生活支援や都市基盤施設等の早期復旧や二次災害防止などに向け,被災地域の 概要を把握する。

実施時期

被災直後~被災後2か月

関係部局

危機管理部, 県民環境部, 農林水産部, 県土整備部, 監察局, 企業局, 警察本部

項目・手順等

(ア) 人的被害の把握(危機, 監察, 警察)

- ○人的被害の調査は、次の2つの目的で実施する。
 - ・災害弔慰金・災害障害見舞金支給、義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援
 - ・人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映

a 人的被害の把握

- ○市町村は、警察、消防、医療など関係機関からの情報や、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請などを通じて、人的被害を正確に把握する。さらに被災者遺族からの災害弔慰金の申し出の情報などと併せて、正確に情報を管理する。
- ○遺体について、警察は、医師の応援協力を得つつ、遅滞なく検視を行う。また、火葬手続で混乱を生じないように、警察、医師、自治体間で連携を図る。

b 身元不明遺体・行方不明者への対処

- ○身元不明遺体について,警察は,歯科医師等の協力を得て,身元確認調査を行う。身元確認ができない場合,市町村は遺骨・遺留品を保管する。
- ○行方不明者については、警察で相談受理体制を構築し、届出を受けて調査を行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第4条において、「災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、当該災害によって死亡したものと推定する。」と規定されている。

【準備する事前復興】

○市町村と連携し、行方不明者に関する情報共有・情報公開の全国統一基準について、 あらかじめ検討しておく。(危機、監察)

【実践する事前復興】

○連携強化と対応能力の向上を目的として,医師会及び歯科医師会と合同で南海トラフ巨大地震等の大地震発生時を想定した災害時遺体対応訓練を事前に実施しておく。 (警察)

(イ) 建築物被害の概要調査 (危機, 県土)

a 被害の調査

- ○市町村は、次のとおり調査を実施する。
 - 発災後数日以内には建築物被害の概要調査を実施し、被害状況を把握する。
 - ・現地調査における被害程度の判定は外観目視による簡便なものでよく,完全に倒壊しているもの,柱・軸組が相当ずれているものなど全壊相当被害の概要を把握する。
 - ・災害対策本部等に報告される被害情報等から建物被害情報を収集し,市町村全域にお ける被害の発生している地区を把握する。
 - ・被災建築物応急危険度判定調査(被災後10日間を目安に完了)の結果等を活用できる場合は、より詳細な被害情報の把握を行う。
 - ・災害対策本部等へ詳細な被害情報が報告されていない地区や被災建築物応急危険度判 定調査等が行われていない地区等については、必要に応じて補足的に現地調査を実施 する。
- ○市町村は、市街地において、第一次建築制限実施を検討するに当たり、被災後1週間以内に、判断材料となる建物被害概況調査(第一次調査)を取りまとめる。
- ※上記の被災建築物応急危険度判定調査結果等を活用し街区単位(街路に囲まれた一区画) で取りまとめる。
- ○市町村が被災状況や人員体制等により、単独で現地調査ができない場合、県は調査を支援する。

b 被害の報告等

- ○市町村は、調査結果を迅速に集計し、街区単位での被害率の図化、地区別及び全体での 全壊相当の建築物被害数の集計を行い、随時、県に報告する。
- ○県は、これらをとりまとめ、関連する主務官庁に報告する。また、収集、整理した被害 情報について当該市町村へ報告する。

■参考:その他の建物調査

○被災後実施されるその他の各種建物調査については、次のとおり。

調査名	目的	判定方法	頁番号
被災建築物 応急危険度判定	地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性,及び落下物の危険性等を判定し,その建物等と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより,二次的災害を防止すること	当面の使用の可否	21
被災度区分判定	地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体などの損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の要否とその程度を判定に資すること	継続使用のための復旧の要否	22
	被災者からの申請を受けて,遅延無く,住家の被害の状況を調査し,住家に係る罹 災証明書を交付すること	住家の損害又は損壊割合	31

【準備する事前復興】

○市町村は、県と連携し、被災建築物応急危険度判定士を事前に育成しておく。(県土)

(ウ) 社会基盤施設被害の概要調査(危機, 県環, 県土, 企業)

○道路,橋梁,河川・海岸施設,港湾,上下水道,鉄道,通信,電力,都市ガス,廃棄物処理施設等の各施設管理者・事業者は,被害の概要を迅速に調査し,応急復旧や二次災害防止のための措置及び各種応急対応の資料として活用する。

a 被害の調査

- ○各施設管理者・事業者は、それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。
- ○被害程度の判定は外観目視により、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。

b 被害の報告等

- ○各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、県及び市町村に報告する。県は これを取りまとめ、それぞれの主務官庁に報告する。
- ○県及び市町村は、関係機関との情報共有体制を活用して、復旧順位や代替方策を検討する。また、住民等への適切な情報提供を行う。

【準備する事前復興】

- ○各施設管理者は、事前にそれぞれが所管する施設台帳の整備や長寿命化計画を更新するとともに、占用・使用状況を随時確認しておく。(県土、企業)
- ○各施設管理者・事業者は、迅速な被災調査に向け、平時から監視・パトロールを行い、 施設の現況を把握しておく。(県土、企業)
- ○県及び市町村は、被害の調査結果について、関係機関が情報共有できる体制をあらか じめ構築しておく。(県土、企業)
- ○事前に災害時支援連絡会議など他の地方公共団体との相互応援体制を構築しておく。 (県土,企業)
- ○あらかじめ民間企業との災害協定を締結しておく。(県土,企業)
- ○水道部局との共同調査など他部局との協力体制を事前に構築しておく。(県土)
- ○災害発生後に、市町村及び廃棄物処理事業者が有する処理施設の被災状況を把握できるよう連絡体制をあらかじめ構築しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○被害状況の把握や応急復旧に向けた連絡体制の構築,又は二次災害防止のため,平時から関係機関や施設利用者が参加する図上訓練を定期的に開催し,実行性の向上を図っておく。(県土,企業)

(エ) 利用可能用地の把握(危機, 県環, 県土)

- ○各種の応急対応や復旧作業の基地,応急仮設住宅の建設地,ゴミ・がれき処分のための仮置き場などのために,利用可能な用地の確保は発災後の最重要課題の一つとなる。県及び市町村は,公有地はもとより,民間所有地についても利用可能な用地を調査し,確保する。
- ○用地は、様々な目的において利用される可能性があるため、関係部局、各事業者等との調整を図ることが重要である。

a 現地調査

- ○土地利用現況図,住宅地図などを参考に、利用可能用地を抽出し、現地調査を行う。
- 〇ハザードマップや道路等の取り付けなど利用条件に適した用地であれば、即座に所有者 を調べ、利用に関する調整を行う。

○各部局,各事業者が利用している用地についても情報提供を求め,利用に係る諸条件や 利用予定期間を把握する。

b 情報の共有・活用

○各部局,各事業者等との情報交換,協議を継続的に行い,用地の効率的な利用について 調整する。

c 所有者不明土地への対応

- ○県及び市町村は、所有者不明土地の適切な管理が必要な場合には、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、家庭裁判所に対し、不在者の財産の管理人の選定等又は相続財産の管理人の選任の請求をすることができるため、利用可能用地を確保する方策として同法を積極的に活用する。
- ○土地収用法による事業認定を受けた事業等について,「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき,特定所有者不明土地を収用するときは,知事の裁定により迅速に用地を確保する。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、県と連携し、主体的に応急仮設住宅の建設地などの利用可能用地(適地) をあらかじめ抽出し、必要となる地籍情報を把握しておく。(危機、県土)
- ○県及び市町村は、民有地以外の利用可能用地(適地)については、管理者と利用の可 否等の協議をあらかじめ行っておく。(危機、県土)
- ○県及び市町村は、ゴミ・がれき処分のための仮置き場に利用可能な用地について、事前に利用計画(大型ダンプの走行等に充分な道路幅員の確保及び搬入進路等を含む)を策定しておく。(危機、県環)
- ○応急仮設住宅の適正配置や応急仮設住宅と災害公営住宅等の本設との関係整備の観点から、市町村は、利用可能地の利用方法をあらかじめ検討しておく。(危機、県土)
- ○所有者不明土地については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」 に基づき、市町村は、不在者の財産の管理人等の選任の請求等に適切に取り組むとと もに、県は、裁定による特定所有者不明土地の利用が円滑に実施できるよう、あらか じめ体制整備を行っておく。(危機、県土)

市町村に期待する取組

- ○関係機関に対し、速やかに調査結果と支援要請を伝達する。
- ○人的被害の把握においては、亡くなった方だけでなく、助かった方についても調査を行い、被 災者台帳を活用した支援策の実施につなげる。なお、支援の実施に当たっては、県、NPO、 士業ネットワーク等と連携を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○身元不明遺体の保管場所,管理方法等について,あらかじめ検討しておく。 (危機,警察)
- ○あらかじめ想定していた検視・遺体安置所の多くが使用できなくなることも想定されることから、被害想定を踏まえ、事前に長期間の使用が可能な検視・遺体安置所の確保を図っておく。(警察)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○発災後の速やかな人的被害の把握のためには、「災害対策基本法」第86条の15における安 否情報の関係機関との共有化及び提供並びに行方不明者の氏名公表に関する基準等の策定を検 討しておくことが重要である。県は、国に対し、全国統一の基準を策定するよう、政策提言し ている。
- ○葬祭用品の供給及び遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うため,一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会,徳島県霊柩自動車協会及び徳島県中央葬祭業協同組合と「災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定」を締結している。
- ○立入が難しい地域の被害調査に当たっては, 航空機(航空写真)及びドローンの利用も想定する。
- ○道路,鉄道,河川,海岸などの施設の被害調査については,ヘリコプターなどの利用に加え, 初期においては宇宙航空研究開発機構(JAXA)との連携も有効である。
- ○津波などで浸水被害が予想される場合には、各種情報や消防・水防団(消防団)情報を地図に プロットするなどして、被害発生地域を把握し、浸水地域及びその周辺を対象に、建築物被害 の概要調査を実施する。
- ○調査担当者には、被災者からの様々な質問や要請が寄せられることから、返答方法・想定問答 を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧(医療、避難、物資、公益事業者、地方公共団体へ の相談などに関する情報リスト)を携帯させることが必要である。
- ○「災害救助事務取扱要領」において、「応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること」と規定されている。
- ○市町村は、当該市町村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のために作成する避難行動要支援者名簿(災害対策基本法第49条の10)及び個別計画(避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針)について、関係機関との共有を図るとともに、避難行動要支援者名簿記載の情報について、被災者台帳へ円滑に連携させる仕組を構築しておくことが重要である。

関連する法令.計画.資料等

- ○災害弔慰金の支給等に関する法律
- ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
- ○災害対策基本法
- ○津波被害からの復興まちづくりガイダンス(国土交通省)
- ○復興まちづくり事前準備ガイドライン(国土交通省)
- ○徳島県震災復興都市計画指針
- ○災害救助事務取扱要領(内閣府)
- ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府)

(1)被災状況等の把握

イ 二次的被害の拡大防止に関する調査

【3-1-(1)-**イ**】

趣旨 • 概要

- ○次を目的として, 関連調査を迅速に行い, 二次的被害の拡大を防止する。
 - ・被害の拡大や二次的被害防止のために危険箇所を把握し、避難の指示・勧告、立入禁止措置 など危険性の周知、警戒避難体制の整備を行う。
 - ・環境汚染、衛生状況の悪化による健康被害の発生を防止する。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

危機管理部, 県民環境部, 保健福祉部, 農林水産部, 県土整備部, 教育委員会, 監察局

項目・手順等

(ア) 被災建築物応急危険度判定(県土,教育)

- ○被災建築物応急危険度判定は、次のとおりである。
 - ・地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性,及び落下物の危険性等を判定し,その建物等と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより,二次的災害を 防止する。
 - ・建物の使用に不安を持つ被害者に情報を提供することで,避難所などから被害者の帰宅 を促進する。
 - ・地震災害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因(台風等)によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。
 - ・罹災証明書発行を行うための被害認定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目 的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用可否の判定や復旧に 向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには、別途「被災度区分判定基準」が適 用される。

a 調査の方法

- ○市町村は、被災建築物応急危険度判定の実施本部を立ち上げ、主に建築物関連部署が中心となって、県で育成・登録が進められている被災建築物応急危険度判定士の協力を得て実施する。
- ○市町村は、判定用紙・判定ステッカー、関連資機材を準備する。
- ○市町村は、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要のある建物データ に関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段の提供等についても県と 連携しつつ準備する。
- ○市町村は、調査対象となる建物が多数ある場合には、共同住宅など一定の建築物に対して実施し、調査の対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。
- ○市町村は、迅速に調査を行い、その結果を、施設所有者・利用者に伝える。

b 広報・問い合わせ対応

- ○被災建築物応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、罹災証明書発行の ための被害認定などと混同されやすく、県及び市町村は、広報や調査の際における説明 (パンフレット配布など)に心がける。
- ○市町村は、相談窓口などを設けて対応する。

■参考:避難所として使用される施設の被災建築物応急危険度判定

- ○避難所として使用される施設について、その使用の可否を目的とした調査判定を行う場合、余震等に対する安全性の検討は、より慎重に細部にわたって行う必要がある。また、建築物内外部の構造安全性の検討だけではなく、電気、上下水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の調査が入念にされなければならない。
- ○文部科学省は、被災文教施設の設置者等が、応急危険度判定を実施することが困難となった場合に備え、その要請に応じ調査団を派遣できる支援体制を整備するため、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領を定めた。この要領に基づき、文化施設に特化した調査票の変更、定期的な研修会開催による人材養成を行っている。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、県と連携し、被災建築物応急危険度判定士を事前に確保しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、応急危険度判定士名簿・連絡網・連絡体制を事前に整備しておく。 (県土)
- ○市町村は、県と連携し、応急危険度判定士機材(パソコン、住宅地図、地形図、道路マップ、判定ステッカー等)を事前に備蓄しておく。(県土)
- ○市町村は、応急危険度判定の拠点となる候補施設を事前に選定しておく。(県土)
- ○市町村は、応急危険度判定に係る受援体制を事前に検討しておく。(県土)
- ○市町村は、県と連携し、事前に市町村の応急危険度判定コーディネーターの人材育成をしておく。(県土)
- ○文教施設応急危険度判定士の派遣要請等についての手順について,事前に関係機関(県・市町村建築部局,文部科学省等)と確認しておく。(教育)

【実践する事前復興】

〇市町村は、県と連携し、発災時の判定業務を円滑に行えるよう、あらかじめ応急危険 度判定訓練などを実施しておく。(県土)

(イ)被災度区分判定(県土,教育)

- ○地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立ち入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体などの損傷状況を調査することにより、その被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復日の要否とその程度を判定して「震災復旧」につなげることをいう。
- ○被災した建築物を被災度区分判定し、適切に復旧し継続使用することは、住民が旧来の住宅に住み続けることができる利点のみならず地域コミュニティの確保につながり、また行政による仮設住宅の建設や廃材処理等の負担軽減にもつながる。

(一般財団法人日本建築防災協会ホームページより引用)

a 方法

- ○原則として建築主の依頼により、建築の専門家が被災した建物の損傷の程度及び状況を 調査する。
- ○専門家の紹介やあっ旋に際しては、関連団体、被災建築物応急危険度判定士等に協力を 要請する。

■参考

○被災度区分判定の方法については,一般財団法人日本建築防災協会より「震災建築物等 の被災度判定基準および復旧技術指針」が示されている。

【準備する事前復興】

- ○被災度区分の制度及び対応可能な建築士事務所について, あらかじめ周知しておく。 (県土)
- ○復旧工事がスムーズに発注できるよう,設計図面などをあらかじめ準備しておく。 (教育)
- ○工事発注方法について、あらかじめ関係機関と協議しておく。(教育)

(ウ) 被災宅地危険度判定(県土,教育)

- ○市町村は、地震等で被災した宅地の余震等による二次災害の軽減・防止・住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施(震度階級の目安は原則として、震度5弱以上を目安とし、震度6以上では判定を実施し、被災後10日間を目安に完了)する。
- ○被災宅地危険度判定を実施する場合は、建築物の応急危険度判定と連携して行う必要がある。

a 判定の方法等

- ○市町村では、主に建築関連部署が中心となって、県で育成・登録が進められている被災 宅地危険度判定士の協力を得て判定する。支援が必要な場合は、県へ支援要請を行う。
- ○判定結果(判定ステッカー)を現地に表示し、住民へ判定結果を周知する。
- ○判定を受けた宅地所有者等に対して危険度の判定結果を説明し,二次災害防止のための 適切な措置等を講じるように協力を依頼する。

■参考

○被災宅地危険度判定制度は、阪神・淡路大震災を契機に創設された。この制度は、従来の県及び市町村の職員だけでなく、官民問わず知識、技術のある被災宅地危険度判定士を県が認定登録するもので、大規模な地震や大雨などのために、宅地が大規模で広範囲に被害を受けた場合に、登録された被災宅地危険度判定士が被害の状況を早く的確に把握して、被災宅地の危険度の判定を行うものである。この判定制度の円滑な実施・運用を図るため、被災宅地危険度判定連絡協議会が平成9年5月に発足している。

- ○市町村は、県と連携し、被災宅地危険度判定士を事前に確保しておく。(県土、教育)
- ○県及び市町村は、被災宅地危険度判定士名簿・連絡網・連絡体制を事前に整備してお く。(県土)
- ○市町村は、県と連携し、被災宅地危険度判定士の機材(パソコン、住宅地図、地形図、 道路マップ、判定ステッカー等)を事前に備蓄しておく。(県土)
- ○市町村は、事前に市町村の被災宅地危険度判定調整員の人材育成をしておく。(県土)
- ○市町村は、被災宅地危険度判定の拠点となる候補施設を事前に選定しておく。(県土)
- ○市町村は、被災宅地危険度判定に係る受援体制を事前に検討しておく。(県土)

(エ)がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査(農林、県土)

○県及び市町村は、がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大、二次災害の発生 を防止するための応急措置、応急復旧工事等を実施するとともに、本格復旧・復興計画の 基礎資料とする。

a 方法

- ○土石流危険渓流,地すべり危険箇所,急傾斜地崩壊危険箇所,山地災害危険地区を対象に実施する。調査は、主に県砂防担当及び森林整備担当部局職員が中心となって、関係機関、専門家等の協力も得ながら実施する。
- ○なお, 危険な箇所が発見された場合には, 避難勧告等の措置, 観測・監視機器等の設置, 警戒基準雨量や余震震度の設定などの警戒避難対策を実施する。
- ○上記調査に際しては、対象の範囲もあることから、発災前後の航空写真による比較、へ リコプター、ドローンによる空中探査なども並行して実施する。

【準備する事前復興】

- ○土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を平時から定期的に点検しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、山地災害危険区域等の定期的な調査・点検パトロールを平時から実施しておく。(農林)
- ○あらかじめ監視体制を検討しておく。(農林)
- ○観測・監視機器等(伸縮計,警報機器等)の手配体制を事前に整備しておく。(農林)
- ○あらかじめ調査方法や計測機器の取扱に習熟しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、各種調査に係る受援体制を事前に検討しておく。(農林)

(オ) アスベスト露出状況等調査(県環, 県土, 教育)

- ○アスベストについては、呼吸器への影響や発ガン性が指摘され、平成18年以降使用禁止 となっている。
- ○地震などで被害を受けた建物(被災建築物)などについて早急にアスベスト露出状況等を 把握し,所有者又は管理者への指導などを行う。

a 方法

- ○被災建築物の所有者又は管理者に対して,アスベストに関する警告と解体工事に伴う届け出の実施を広報する。
- ○被災建築物を対象に,アスベスト露出状況等の調査を行う。調査に当たっては環境省や JATI協会等の協力を要請する。
- ○調査の結果,アスベスト飛散の可能性がある被災建築物については,所有者又は管理者 に警告を発し,飛散防止措置を講じるよう指導などを行う。

- ○県及び市町村は、アスベスト飛散・ばく露防止にかかる応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベストの使用状況の情報共有を行っておく。 (県環、県土)
- ○災害発生後に注意喚起等が速やかに周知できるよう事前に広報紙等を準備しておく。 (県環)
- ○災害時のアスベスト飛散防止措置の手法について,事前に学校に周知しておく。 (教育)

(カ) 災害関連死への対応(危機、保福、監察) 〈123頁に再掲〉

- ○災害関連死とは,災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し,「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき,災害が原因で死亡したと認められたものをいう。
- ○同法第3条において,市町村は,条例の定めるところにより,災害により死亡した住民の 遺族に対し,災害弔慰金の支給を行うことができる旨が規定されている。
- ○市町村は,災害関連死の認定については,医師,弁護士等から構成する審査委員会を開催 した上で決定する。
- ○災害関連死に関わる情報については、将来の災害関連死防止のための重要な知見となるが、 その網羅的・分析的な情報公開に当たっては、個人情報に関わるものでもあり、市町村単位での公開・非公開の判断となるため、全国単位での公開ルールを検討する必要がある。

【準備する事前復興】

- ○市町村と連携し、災害関連死の認定基準についてあらかじめ検討しておく。 (危機、保福)
- ○災害関連死に関する情報公開については、市町村と連携し、公開ルールをあらかじめ 検討しておく。(危機、保福、監察)

市町村に期待する取組

- ○建物被害概況調査(第一次調査)結果,被災建築物応急危険度判定結果等の重複を防止し,調査の迅速化を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○応急危険度判定コーディネーター,被災宅地危険度判定調整員の人材を事前に確保しておく。(県土)
- ○災害時のアスベスト飛散防止措置の手法について,事前に市町村立学校に周知しておく。(教育)
- ○県と連携し、災害関連死の認定基準についてあらかじめ検討しておく。(危機、保福)
- ○災害関連死に関する情報公開については、県と連携し、公開ルールをあらかじめ検討しておく。(危機、保福、監察)

事業者等に期待する取組

- ○所有者又は管理者は、アスベスト露出等が確認された場合、被災建築物等の周囲を立入禁止等 にするとともに、養生や散水・薬液配布により応急の飛散防止措置を行う。
- ○所有者又は管理者は、周辺住民等へのアスベスト露出等について掲示を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項, 留意点)

- ○災害関連死に対しては、原因となる避難生活における生活環境の悪化等を防ぐため、スフィア 基準や被災地における知見を基に、県が「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」の継続的な 見直しを行い、市町村は、当該指針を参考に、各地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを 作成することが重要となる。
- ○当該指針の見直しに当たっては、避難所を「地域の拠点」として、ケアの必要な被災者に対して地域全体で心及び健康のケアを行っていくよう、改定していくことが重要である。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害弔慰金の支給等に関する法律
- ○被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領(文部科学省)
- ○震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針(日本建築防災協会)
- ○徳島県被災宅地危険度判定実施マニュアル 実施本部編 支援本部編
- ○徳島県震災復興都市計画指針
- ○徳島県避難所運営マニュアル作成指針

(1)被災状況等の把握 ウ 法制度の適用に関する調査

【3-1-(1)-ウ】

趣旨•概要

- ○法制度等の適用による災害救助や復旧費用等の確保は、被災者支援と県及び市町村の財政にとって非常に重要である。
- ○対象となる全ての費用の申請と、各種の補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成を行う。大規模災害では、これらの作業は膨大な事務量となるため、できるだけ迅速かつ効率的に進める必要がある。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 政策創造部, 商工労働観光部, 農林水産部, 県土整備部, 教育委員会, 議会事務局

項目・手順等

(ア) 災害救助法の適用(危機)

○県及び市町村は,災害救助を迅速・的確に実施するとともに,救助費用に関する申請事務 を適切に行う。

a 方法

- ○市町村は、把握した被害について、随時、その内容を県に報告する。
- ○県は、市町村から収集した情報を内閣府に報告し、災害救助法の適用について、内閣府 と連絡を密にして対応に当たる。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、事前に災害救助法で国庫負担の対象となる応急救助の程度、方法、 過去の特別基準の例、諸手続きなどについて理解し、マニュアルを準備したり、情報 の記録、申請等に関するシステムの構築を検討しておく。(危機)

(イ) 被災者生活再建支援法の適用(危機)

○県が被災者生活再建支援法を適用し、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた 者に対して被災者生活再建支援金を支給する。

a 方法

- ○市町村は、住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随意調査状況を県 に報告する。
- ○全壊世帯数が市町村で10世帯以上,又は県で100世帯以上ある場合などには同法が 適用となる。

【準備する事前復興】

○被災者生活再建支援制度の適用対象や諸手続き等について,事前に理解しておく。 (危機)

(ウ) 各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査(農林、県土、教育)

- ○県及び市町村は、次のような公共施設等に関する法制度により、災害復旧・復興への財政 的援助を受ける。
 - ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(農林水産省・国土交通省)
 - ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(農林水産省)
 - •公立学校施設災害復旧費国庫負担法(文部科学省)
 - ·公営住宅法(国土交通省)
 - · 鉄道軌道整備法(国土交通省)
 - ·空港整備法(国土交通省)

a 方法

- ○災害復旧事業に関する調査は、各施設の所管部局が実施する。
- ○市町村からの報告を取りまとめ、国に報告する。
- ○災害復旧事業については,災害査定に向けて,当該災害による被災であることを明らかにすることや被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、事業対象となる可能性のある施設等を事前に把握しておく。(農林)
- ○災害復旧事業に関する調査,報告が迅速に行われるよう,あらかじめ市町村との連携 体制を強化しておく。(農林、教育)
- ○県及び市町村は、各種調査に係る受援体制について事前に検討しておく。(農林)
- ○県及び市町村は、被害状況の調査に当たっては、迅速化、効率化、危険箇所等における作業の安全確保のため、測量新技術(航空測量、写真測量、音響測量、レーザー測量、無人飛行機)の導入等についてあらかじめ検討しておく。(県土)

(エ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用(危機,農林,県土)

- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)の適 用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。
 - ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ・農林水産業に関する特別の助成
 - ・中小企業に対する特別の助成
 - ・その他の財政援助措置

a 方法

- ○被害状況を把握し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を見据え、必要となる調査を迅速に実施する。
- ○市町村は、県が行う被害状況の調査等について協力する。
- ○内閣府に対し、激甚災害の早期指定に向けた働きかけなどを行う。

(オ) 関連する視察等への対応(政創, 商工, 議会)

- ○被災後には、国会議員、中央省庁、他都道府県の議員及び海外からの視察が相次ぐ。こう した視察への対応については、被害の実態について正確に認識しておくことが重要である。
- ○災害後の視察は、突然に実施されることも多く、被害状況等について、適宜取りまとめを 行っておき、提供する必要がある。県及び市町村は、資料の取りまとめ、視察対応などの 担当部局を定めて対応する。
- ○県及び市町村は、必要に応じて各部局からの情報を基に要望事項を準備する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、資料の取りまとめ、視察対応などの担当部局をあらかじめ定めてお く。(政創)
- ○全国自治体の議会・議員の行政視察については、平時から常に受入窓口を議会事務局 に一本化し、周知を図っておく。(議会)
- ○視察により、被災者や被災自治体の負担が増加することがないよう、あらかじめ視察 箇所やマスコミ対応等のルールを定めておく。(政創)
- ○とくしま国際戦略センターは、海外からの視察に対応できるよう、通訳ボランティア をはじめとする県内の通訳人材を事前に把握しておく。(商工)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 災害救助法の適用

- ○「災害救助事務取扱要領」では、人口規模に応じた滅失世帯数に満たない場合でも、内閣府令第3号及び第4号として、「災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合」、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合」とされている。また、注釈にも、「夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらせれ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる」と弾力的な運用が示されているほか、適用となった事例が参考として、紹介されており、県及び市町村は、滅失世帯数による基準に縛られることなく、災害の様態に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。
- ○また、救助の長期化が見込まれる場合などには、救助の実施期間等の延長を求める。
- ○近年に類似の災害を経験した地方自治体などに速やかに支援を求めることで、必要な情報 の記録、申請書類の作成を効率的に進めるためのアドバイスが得られる。

(イ) 被災者生活再建支援法の適用

○「被災者生活再建支援法」が適用された場合,市町村は,制度対象者へ迅速に周知する必要がある。

○適用条件として,他県,他市町村の被災状況によるものも含まれるため,県・市町村間の情報共有を密に行う必要がある。

(ウ) 罹災証明書及び被災者台帳〈32頁に再掲〉

- ○罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、法令上明示的な位置付けはないものの、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被害者に交付されてきた。
- ○平成26年5月に改正された災害対策基本法において、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが市町村に義務づけられた。
- ○被災者生活再建支援金や住宅の応急修理,義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料であり,個人が復興していくためのパスポートとして幅広く活用され,被害者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。
- ○市町村長は、災害対策基本法第90条の3に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生 した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があ ると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成 することができる。
- ○市町村長は、災害対策基本法第90条の4に基づき、他の地方公共団体が台帳情報を被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用する場合は、当該台帳情報を提供することができる。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害救助法
- ○被災者生活再建支援法
- ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)
- ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)
- ○公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ○公営住宅法
- ○鉄道軌道整備法
- ○空港整備法
- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ○災害対策基本法
- ○災害救助事務取扱要領(内閣府)

(1)被災状況等の把握

エ すまいと暮らしの再建に関する調査

[3-1-(1)-I]

趣旨・概要

- ○被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査は、発災後、可能な限り速やかに実施する ことが求められる。
- ○大規模災害では、これらの各種基礎調査は膨大な事務量となるため、可能な限り迅速かつ効率 的に進める必要がある。
- ○平成25年6月の災害対策基本法改正で、被害者からの申請を受け、罹災証明書を遅滞なく交付するとともに、実効性のある体制整備を行うことが市町村に義務づけられた。
- ○被災者の生活再建支援を中核としつつ,生活再建の一翼を担う産業復興等を推進する観点から も,遅滞なく実施することが求められる。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

危機管理部,政策創造部,経営戦略部,県民環境部,商工労働観光部,保健福祉部,農林水産部, 県土整備部

項目・手順等

(ア) 住家の被害認定調査(危機)

- ○市町村長は、異常な自然現象等により当該市町村の区域内の住家等に被害が発生した場合 には、当該災害の被害者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町 村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならないとされている。
- ○調査期間は、災害の規模等によるが、大規模災害発生の場合でも1か月以内を目処に実施 することとする。
- ○調査実施部署については,主に税務(固定資産税関係),建築,消防(火災被害)関係部署の職員が従事する場合が多い。

a 方法

- ○住家の被害認定調査は概ね次のフローで実施する。
- ○ただし、スムーズに体制構築を行うためには、被災経験のある自治体や関連団体の支援 を受けることも必要であるほか、平時から職員に対し住家の被害認定調査に係る研修を 行うこと等の事前対策が重要である。
 - ・調査計画の策定
 - ・調査体制の構築
 - ・ 資機材等の調達
 - ・研修の実施
 - ・被害認定調査実施に関する広報
 - ・調査員の1日の流れの確認
 - 情報伝達ミーティング
 - 現地調査

- 情報共有ミーティング
- ・調査結果の整理
- ・翌日への準備

【準備する事前復興】

- ○市町村は、発災後、円滑に調査を実施するため、平時から住家の被害認定調査や罹災 証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理し、研修等によって職員に周 知しておく。(危機)
- ○市町村は、発災後、円滑に調査を行えるよう、平時から資機材等を用意・管理しておく。(危機)
- ○市町村は、被災時に必要な調査員の人員規模について、平時から算出しておき、相互 応援体制の構築に取り組んでおく。(危機)
- ○市町村は、災害が発生した際に住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるため、事前に他の地方公共団体等との連携体制を構築しておく。(危機)
- ○県及び市町村は、協定を締結するだけでなく、当事者間で定期的に内容を確認する等、 平時から協定の実行性を高める取組を行っておく。(危機)

(イ) 罹災証明書及び被災者台帳(危機,政創,経戦) <30頁に再掲>

- ○罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、法令上明示的な位置付けはないものの、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被害者に交付されてきた。
- ○平成26年5月に改正された災害対策基本法において、被災者から申請があったときは罹 災証明書を遅滞なく交付することが市町村に義務づけられた。
- ○被災者生活再建支援金や住宅の応急修理,義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料であり,個人が復興していくためのパスポートとして幅広く活用され,被害者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。
- ○市町村長は、災害対策基本法第90条の3に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生 した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があ ると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成 することができる。
- ○市町村長は、災害対策基本法第90条の4に基づき、他の地方公共団体が台帳情報を被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用する場合は、当該台帳情報を提供することができる。

a 方法

- ○罹災証明書の発行は概ね次のフローで実施する。
 - ・交付体制の整備
 - ・罹災証明書交付台帳の作成
 - ・罹災証明書交付の広報
 - 罹災証明書交付の交付
 - ・再調査依頼の受付・再調査の実施

【準備する事前復興】

○市町村は、罹災証明書の交付に関連した業務(住家の被害認定調査,及び交付業務に 係る各種業務(広報,会場設営等))に係る対応体制,実施事項,必要な資機材等を あらかじめ検討しておく。(政創,経戦)

- ○市町村は、会場を設営して罹災証明書を交付する場合には、交付会場に求められる規模や条件を整理し、事前に会場の候補を選定し、候補会場の管理者と優先使用に関する協定を締結しておく。(政創、経戦)
- ○市町村は、災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付や被災者支援 施策について、平時から広く住民に周知しておく。(政創、経戦)
- ○県及び市町村は、罹災証明書の様式の統一をあらかじめ検討しておく。(政創,経戦)

(ウ) 被災者生活実態調査 (保福)

a 生活実態調査

- ○市町村は、当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するため、「生活実態」及び「健康状況」の調査を定期的・継続的に実施する。
- ○避難所や応急的な住宅での訪問による聞き取り調査が基本となる。特に高齢者等の場合, アンケートへの回答が難しいケースもあり,注意が必要である。被災者が多い場合には 発災後初期にはサンプリング調査を行い,その後,恣皆調査やアンケート調査を行う。
- ○なお、遠隔地に疎開している被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査を行う。
 - ・生活実態調査:被災前の生活状況(収入,資産等),資産被害,収入の減少及び支出増加,生活上の問題点等
 - ・健康調査:避難所・応急的な住宅の長期化に伴う健康状況の調査(生活行動,食生活,ストレス,アルコール中毒,慢性疾患等)及び被災者・児童,行政職員等の心の健康に関する調査等

b 要配慮者·世帯調査

- ○市町村は、県及び保健所職員、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の関連機関の協力のもと、急増する福祉ニーズに緊急に対処し、さらに将来の福祉に関する復興プランを策定するための調査を定期的・継続的に実施する。
- ○次の2種類の調査を行う。
 - ・緊急調査:関連機関が中心となり、要介護高齢者、障がい者及び要保護児童について、 避難所や応急的な住宅への入居者、在宅の被災者、各種施設入所者に対す る調査を行う。(安否確認、身体状況等の変化、緊急ショートステイや緊 急一時受入施設の必要性等)
 - ・抽出調査:福祉ニーズの変化を客観的に把握し、福祉に関する復興プランを策定する ために、無作為抽出等によって、要援護者・世帯の実態を調査・分析する。 (ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具、 補装具の支給、障がい者手帳等の再交付、応急仮設住宅における改修のニ ーズ 等)

- ○市町村は、健康調査の実施に当たっては、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」 等を参考にし、事前に調査票の様式を作成しておく。また、応援保健師の活動が必須 となるため、事前に配置計画を作成しておく。(保福)
- ○市町村は、協力を依頼する関係機関との連携及び役割分担についてあらかじめ明確化 しておく。(保福)

(工) 住宅再建意向調査(県土)

- ○県及び市町村が各種事業制度の適用により被災宅地の整備や移転,公営住宅の供給等を行 おうとする場合や,住宅被災者の再建について適切な支援策を検討する場合に実施する。
- ○被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で,訪問による聞き取り調査又はアンケート 調査を行う。
- ○調査項目:被災住宅の概要(位置,宅地面積,住宅面積,付帯施設,住宅と兼ねる用途, 構造,築年数),被害箇所・程度,関連事業に関する意向,宅地確保方法の意 向(補修,再建,購入,公営住宅入居等),確保する住宅に関する意向(位置, 宅地・住宅面積,その他),資金・既往債務 等

(オ)離職者・雇用動向調査(商工)

- ○国と連携し、雇用実態を正確に把握し、被災者の雇用を確保するための調査を定期的・継続的に実施する。
- ○国と連携し、被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせを行う。また、業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査等を実施する。
- ○調査項目:雇用保険の失業給付受給者,有効求人倍率,業種別従業員過不足実態 等

(カ) 産業被害と再建意向調査(商工,農林)

a 商工業. 農林水産業被害調査

- ○緊急融資の資金需要把握と復興施策の検討及び、激甚法、天災融資法、中小企業信用保 険法等の適用や関連事業の適用を受けるため、定期的・継続的に調査を実施する。
- ○被災事業者及び事業協同組合等に対して、聞き取り調査、アンケート調査を実施する。
- ○調査項目:各事業者における災害前の状況(売り上げ・生産高等),直接被害状況・被害額,間接被害額(売上減),既往債務,再開意向及び再建への課題等,事業協同組合等の共同施設に関する直接被害状況・被害額
- ○被災事業者に対する被害アンケート調査を基に、被災支援や再建支援など被災事業者の 援護を実施するための基礎とする台帳(以下「被災事業者台帳」という。)について、フ オーマットの作成及び取りまとめを行い、市町村と共有し、適切な支援による産業の復 興を推進する。

b 経営者に対する再建意向調査

- ○被災事業者の再建・継続意思,再建に当たっての問題点・要望を把握し,適切な支援を 検討する。
- ○相談窓口における意向把握, 聞き取り調査, アンケート調査, 事業者団体からの情報収 集等を行う。
- ○調査項目:再建や継続への意向,被害額,取引先の状況,再建時の希望(事業規模・内容・高度化),再建に当たっての問題点等

- ○被害・復旧状況分析班の設置及び構成について,事前に検討しておく。(商工)
- ○被害状況調査票のフォーマットを事前に作成準備しておく。(商工)
- ○情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)及び体制づくりについて事前に検討しておく。(商工)
- ○災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、事前に商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、収集・整理・共有できる情報を入手しておく。(商工)

- ○商工業・農林漁業団体等の会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、事前に全ての地域内の事業所の所在地や規模等に関する情報を収集・整理しておく。(商工)
- ○平時から、各事業者の必要な情報を収集し、管理しておく。(農林)
- ○平時から,事業協同組合等に対し,融資制度等を周知しておく。(農林)

(キ) 文化財・歴史的建造物等の被害調査 (県環)

- ○国・地方公共団体が指定等した文化財やその候補,(一社)日本建築学会等から一定の評価を与えられた歴史的建造物,その他民家等に保管されている歴史的資料などの「未指定文化財」について,被災地において次世代に受け継いでいくべき財産に関する早急な被害調査と修理・保護の呼びかけを行う。また,埋蔵文化財の存在が周知されている埋蔵文化財包蔵地における建物被害を把握し,再建等に関する埋蔵文化財発掘調査に関する対処方策を検討する。
- ○文化庁や関連機関、周辺地方公共団体等と連携して定期的・継続的に調査を実施する。
- ○調査項目:被害状況,修理・保護の意向,保管要望 等

【準備する事前復興】

○事前に文化財の一覧を含む被災状況調査票を整備するとともに、被災後の初動体制について、市町村や支援協定団体等と共通理解を図っておく。(県環)

(ク) 復興状況把握のための調査(危機, 政創)

- ○県及び市町村は、被災地の復興状況を把握し、適切な措置を実施する必要がある。必要な 支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の定期的・継続的把握が不可欠であ る。
- ○なお,人口指標は各種復興施策の計画・実施やその効果を評価するための基本的な指標であることから,実態人口の把握が重要な課題となる。この把握には,国勢調査が基本となり,毎月住民基本台帳上の出生・死亡,転出・転入を加減して公表されるが,災害後の特殊な状況下で,届け出のない人口移動が発生し,その把握は困難となるため,別途その推計を行う必要がある。
- ○調査が必要な主な項目は、次の表のとおりである。

継続的な復興状況把握のための調査

項目	内 容	項目	内 容
①被害の復旧 状況	・公共施設・公共土木施設等の復旧状況		・工業・商業統計調査
	・ライフライン関連事業者の復旧状況		•業界団体別再建状況調査
	・交通関連事業者の復旧状況		・店舗や商店街, 小売市場再開率
②住宅再建	・建築確認の申請状況	④経済復興 状況	・百貨店販売額推移・観光入り込み
	•住宅資金融資,同申込状況		客数, ホテルの客室稼働率
	・公営住宅等への入居状況) () () () () () () () () () (・オフィスの再建状況
状況調査	・応急的な住宅の解消見通し		・借入金の償還状況
	・生活再建支援法の申請状況		
	•住宅再建等意向調査		
③被災者生活 状況	•被災者生活実態調査	@ 7 @ /lb	・人口, 人口動態
	・離職者・雇用動向	⑤その他 総合的指標	•地価動向
	・雇用ニーズ調査	W H 11111	•住民意識調査

【準備する事前復興】

○復興の進捗状況を把握するためには、被災後の各種調査結果との比較対象となる被災前の各種データが必要となることから、平時から必要な各種データを収集しまとめておく。(危機、政創)

市町村に期待する取組

- ○公平な支援を実現するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての 配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- ○作成した被災者台帳を関係部署は,共有・活用する。
- ○被災者台帳を民間事業者,社会福祉協議会等に提供し被災者援護につなげるため,被災者本人から情報提供の同意をとる。
- ○被災事業者台帳を作成し、事業者の個人情報でもあることに留意しつつ、県と共有して、産業 復興の支援を継続的に進める。
- ○商工業被害調査及び再建意向調査について、県及び関係団体と連携して取り組む。
- ○農林水産業被害調査及び再建意向調査について、県及び関係団体と連携して取り組む。
- ○文化財所有者と連携を図り,文化財の一覧を含む被災状況調査票を基に,事前対策・事後対応 について検討する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

- ○被災者台帳の作成を担当する部署を決定し、関係部署と連携しながら被災者台帳のフォーム、データ項目の内容、作成手順、運用ルール、マイナンバーの利用等について、あらかじめ決めておく。(危機)
- ○被災者台帳の作成等において、マイナンバーを利用することにより、他部署が保有する情報を庁内で連携できるとともに、個人情報が同一人の情報であることの確認を容易かつ確実に行えるため、事前に条例の制定又は改正を検討しておく。(危機、政創)

- ○復興の進捗状況を把握するためには、被災後の各種調査結果との比較対象となる被災前の各種データが必要となることから、平時から必要な各種データを収集しまとめておく。(危機)
- ○住家以外の建物,工作物等の被災証明について,様式や発行手順をあらかじめ検討しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

- 〇中小企業者等及び商工団体は, 商工業被害調査及び再建意向調査について, 県及び市町村と連携して取り組む。
- 〇農林漁業者及び農林水産関係団体は、農林水産業被害調査及び再建意向調査について、県及び 市町村と連携して取り組む。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 住家の被害認定調査

- ○住家の被害認定調査に関する事務は、法制化以後も引き続き市町村の自治事務に該当する ものであり、市町村が実施主体となることに留意が必要である。
- ○住家被害等の調査はその後の被災者支援の内容に大きな影響を与えることから再調査を依頼することが可能であることを十分周知する必要がある。
- ○申請を受けて調査を実施している例もあるが、調査効率が悪く、調査時期の遅れにより被害が判明しにくい事態が生じるなどの問題も生じる。一定の時期にできるだけ完全な調査を実施することが望ましい。
- ○地震災害などでは、被災原因によって保険金が異なる場合があるため、被災原因の特定に 留音する。
- ○住民税や固定資産税の減免における被害の区分と被害認定による全壊・大規模半壊,半壊などの区分は必ずしも一致していないため,調査前に調整しておくことが望ましい。
- ○住家以外の建物,工作物等の被災証明について,様式や発行手順をあらかじめ検討してお くことが望ましい。

(イ) 被災者生活実態調査

- ○調査の中でも特に難しいのが、「被災者への影響と生活実態」の把握である。心身の健康、 生活環境、仕事や収入など、個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの保護、利用に最大の配慮が必要とされる。
- ○調査に当たっては、要援護者の抽出をもれなく行うことが重要である。
- ○平時から高齢者の消費生活や健康,安否などに気を配り,何かあったら関係機関につなぎ, 支援する取組を行っている「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」等と協力 し,調査を行うことが望ましい。

(ウ) 住宅再建意向調査

○経済的な再建の目途が立たない時点では、被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなる傾向にある。しかし、各種の生活再建施策の実施によりその意向が徐々に変化し、自主再建による住宅確保へ意向が変化する例がある。このため、災害公営住宅の必要個数を検討するための、住宅再建意向の把握のためのアンケート等の実施時期については、生活再建施策の実施状況との関連に留意することが必要である。

- ○災害が継続している場合,時間経過に伴い被災者の再建意向が変化する場合がある。この ため,当初検討された計画内容では,被災者の再建ニーズとのずれが生じる場合もある。 このため,再建意向の把握を随時行うことが必要である。
- ○過去の例では、被災者の意向を把握する前に市町村側から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市町村側との調整が困難となった例がある。生活再建に関する被災者意向は、先々の収入の見通しや地域の安全性によっても強く左右されることから、復興計画の全体像を示しながら進めて行くことが必要である。

(エ)離職者・再建意向調査

○被災地における雇用動向の把握については公共職業安定所のデータ及び事業所等からの情報が基本となるが、これだけでは必ずしも十分な実態把握は難しい。生活実態調査などのデータとも合わせた分析が必要となる。

(オ) 産業被害と再建意向調査

○発災後,建設業者等の多くが応急対応に追われ、被害額の算定ができない事態が生じる。 こうした場合,各種支援制度の適用可能性を把握するためには、サンプリングに基づく被 害額推計を行う必要がある。

(カ) 復興状況把握のための調査

- ○基幹統計等を有効に活用しつつ、それらを補完する形での調査を実施する。
- ○人口や主要施設などの情報は、被災者のみならず、外部支援者が現状を把握し、活動する上でも、有用であることから、誰もが閲覧できるよう公表しておく必要がある。
- ○公表媒体については、各市町村別で異なる項目やフォームになると、利用時の不便が生じるため、県下でフォームや仕組を統一することが有効である。

(キ) 支援者間の情報共有について

○迅速な復興につなげるため、支援者間で情報を共有し、各自治体の個人情報保護条例等の 改正も含め、あらかじめ検討しておくことが有効である。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害対策基本法
- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)
- ○中小企業信用保険法
- ○災害に係る住家の被害認定基準(内閣府)
- ○災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)
- ○災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(内閣府)
- ○徳島県災害時保健衛生活動マニュアル

(2) 災害廃棄物等の処理 ア 被災家屋の解体・堆積物の撤去

[3-1-(2)-7]

趣旨 · 概要

- ○損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)は原則として所有者が実施する。
- ○市町村は、あらかじめ検討した基準に照らし、公費による損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)の要否を判断し、実施する場合は関係部署と連携し作業を行う。
- ○解体・撤去の実施に当たっては、効率性、環境対策・安全対策等について、事業者への指導が 重要となることから、次の項目を実施する。
 - ・解体撤去の受付(公費解体を実施する場合)
 - ・搬入券の発行(公費解体実施如何にかかわらず)
 - アスベスト対策

実施時期

被災直後~被災後2年以内

関係部局

県民環境部, 県土整備部

項目・手順等

(ア) 解体・撤去の受付(公費解体を実施する場合)(県環、県土)

○公費解体を実施する場合には、市町村は住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付・民間事業者との契約事務を行うとともに、委託した民間事業者が適正処理を行うよう、指導を実施する。

【実施手順】

- ①対象者の決定
- ②優先順位の検討
- ③受付期間の決定
- ④単価の設定
- ⑤契約方式の決定
- ○市町村は、公費解体の円滑な実施に備えて、平時から関係部署等と協議しておき、基準や スケジュールを検討しておく。

【準備する事前復興】

○市町村は、事前に被災家屋への立入調査が円滑に実施できる体制を構築しておく。 (県環,県土)

【実践する事前復興】

○市町村は、事前に立入調査の模擬訓練を実施しておく。(県環、県土)

(イ) 搬入券の発行(公費解体の実施状況にかかわらず)(県環、県土)

- ○市町村は、計画的処理及び不法投棄防止の観点から、処分場・仮置場への搬入券を発行する。
- ○あわせて,固定資産台帳による解体対象物の規模について,確認を行うとともに,混合状態のがれきの受入の制限について周知・徹底を行う。

■参考:破損家屋, 堆積物等の撤去に関する事業

- 堆積土砂排除事業
- · 都市災害復旧事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

【準備する事前復興】

- ○市町村は、搬入券の発行や運用に関する事務処理マニュアルをあらかじめ作成してお く。(県環、県土)
- ○市町村は、被災した大企業の建物の撤去について、当該建物の管理者の責任において 実施することとなる旨の理解をあらかじめ得ておく。(県環)

【実践する事前復興】

○市町村は、事前に事務処理マニュアルに基づく訓練を実施しておく。(県環、県土)

(ウ) アスベスト対策(県環,県土)

○所有者は、被災建築物を解体する際、立入可否判断を行った上で、吹付けアスベスト等の 使用について事前調査を行い、吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、大気汚染 防止法に基づく届出を行う。

■参考:大気汚染防止法によるアスベスト除去作業実施の届出(法第18条の15)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)の発注者等は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては,その代表者 の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並 びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、アスベスト飛散・ばく露防止にかかる応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベストの使用状況の情報共有を行っておく。 (県環、県土)
- ○関係機関と連携し、平時から解体工事情報の共有やパトロールの実施等、効率的・効果的な指導をしておく。(県環)
- ○解体等工事業者に対し、事前にアスベストに関する情報の提供をしておく。(県環)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○公費解体について,受付に至る手続きやルールを定めておく等,事前に受付体制を検 討しておく。(県環,県土)
- ○災害の規模により住民からの公費解体に関する問い合わせが殺到することが想定されるため、事前に住民への広報や対応方法について検討しておく。(県環、県土)

事業者等に期待する取組

- ○解体等工事の発注者は、工事受注者の法令遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する。
- ○解体等工事の受注者等は,次のことに取り組む。
 - ・解体等工事に当たって、法令等に定められた掲示を行い、周辺住民へ周知する。
 - ・事前にアスベストの使用の有無についての調査を行い、結果については書面により、解体等 工事の発注者に説明する。
 - ・アスベストを含まない廃棄物とアスベスト含有廃棄物を区分し、搬出するまでの間、適正に 保管する。
 - ・再資源化促進のため分別に留意し、緊急性のあるもの以外は可能な限り、分別解体を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○事業者は、「建築物石綿含有建材調査者」等アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者の養成及び確保について、平時から取り組んでおく。(県環)

その他(特記事項, 留意点)

- ○工事車両が頻繁に通行する道路については、周辺住民へ事前に周知する。また、通学路を工事 車両が通行する場合には、児童の安全確保等の対策を実施する。
- ○解体撤去について、街区単位や隣接する建物をまとまって実施することが有効な場合、個々の 建物で解体作業を実施するのではなく、市町村は調整やあっ旋を行う。
- ○市町村は、解体撤去の受付や搬入券発行を通じて環境対策・安全対策等に関して業者への指導 を実施するとともに、計画的な搬入・処理のコントロールを行う。
- ○公費解体を実施する場合の契約方式として,市町村直接発注,市町村・業者・住民との3者契約方式,精算方式などが実施された例がある。3者契約方式は効率的であったものの,行政による指導が行き届かない面があり,環境対策上の問題が生じたとの指摘がある。

関連する法令. 計画. 資料等

- ○廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ○大気汚染防止法
- ○労働安全衛生法
- ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ○災害廃棄物対策指針(環境省)
- ○被災建築物解体マニュアル〔石綿(アスベスト)対策〕
- ○災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル(改定版)(環境省)

(2) 災害廃棄物等の処理 イ 災害廃棄物等の処理

[3-1-(2)-1]

趣旨 • 概要

- ○災害発生後には、通常大量の災害廃棄物が発生する。市町村は迅速な復旧を実現するため、災害廃棄物の処理が遅延しないよう、実行性の高い備えを行うとともに、発災後には適正処理・再資源化及び減容化の徹底を旨としつつ、早期に災害廃棄物等の処理体制の構築を行い、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するため仮置場や処理施設等を確保する必要がある。
- ○土砂災害,津波,高潮あるいは風水害では、大量の土砂等が混ざった災害廃棄物や堆積物が発生するため、その撤去や収集・運搬は応急活動及び二次災害の防止に不可欠である。
- ○膨大な量となる災害廃棄物, 堆積物等の処理を計画的に進めるため, 市町村は災害廃棄物処理 計画に基づき, 平時から廃棄物の収集・運搬体制の検討や仮置場の確保等を進める。さらに, 災害発生時には, 市町村は処理施設を速やかに復旧させ, 処理体制の構築を行う。
- ○大量の廃棄物が発生することが想定される場合の基本的な対応事項は次のとおりである。
 - ①災害廃棄物発生量の推計
 - ②仮置場の確保・運営
 - ③処理体制の構築(広域処理を含む)
 - ④廃棄物処理施設の復旧
 - ⑤災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成
 - ⑥災害廃棄物処理の実施
 - ⑦環境対策の徹底

実施時期

被災直後~被災後3年以内

関係部局

県民環境部,農林水産部

項目・手順等

(ア) 災害廃棄物発生量の推計(県環)

- ○県及び市町村は、災害廃棄物処理実行計画を策定するために、災害廃棄物の発生量を推計 する。具体的には、地震(津波を含む)で倒壊した家屋数及び発生原単位や建物延べ床面 積から算出する方法が考えられる。
- ○災害廃棄物の発生量の推計については,災害情報,被害情報,発生原単位を適切に更新することにより,段階に応じてその精度を高めて管理する必要がある。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の実効性をより高めるため、国等から示される 新たな指針や最新のデータ等を踏まえ、平時から計画を継続的に見直しておく。 (県環)

(イ) 仮置場の確保・運営(県環)

- ○県及び市町村は、被災状況を反映した発生量を基に必要面積を推計する。
- ○空地等は、自衛隊の活動拠点や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、市町村は、関係部局等との調整の上、仮置場を確保する。
- ○候補地の選定に当たっては、市町村は、必要に応じて地元住民と平時に調整を行い、可能 であれば協定を締結しておく。
- ○市町村は、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返 却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で共用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。
- ○津波堆積物がある湾岸エリアなどをやむを得ず仮置場として利用する際は,市町村は,津 波堆積物中に災害廃棄物が埋没していないか確認した上で仮置場とする必要がある。
- ○火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流失などの可能性があることから、市町村は、他 の廃棄物と混合せずに保管を行う。
- ○災害廃棄物が混合状態で搬入されるのを防ぐため,市町村は,所管部署と調整し,ボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。
- ○災害廃棄物に, 釘やガラスなどが混入している場合があるため, 作業従事者は, 防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。
- ○住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込む場合は、遠隔にならないよう、市町村は、複数 個所に仮置場を設けることも検討する。
- ○仮置場の用地が私有地の場合は, 市町村は, 事前に検討したルールに基づき貸与を受ける。
- ○災害廃棄物の飛散防止,漏洩防止対策として,市町村は,散水の実施及び仮置場周辺への 飛散防止ネットや囲いの設置又はフレキシブルコンテナバッグに保管する等の対応を検討 する。
- ○汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、市町村は、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の 実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討する。
- ○仮置場の分類と機能
 - 【1次仮置場】粗分別処理

災害廃棄物を一定期間、粗分別・保管しておく仮置場

【2次仮置場】分別·破砕, 焼却処理

最終処分場、再資源化・リサイクル施設が円滑に機能するまでの間、災害 廃棄物を貯留する場として機能する仮置場

- ○市町村は、災害廃棄物処理計画に基づく、必要面積に対応した仮置場候補地を事前に 選定しておく。(県環)
- ○未利用の県有地や国有地の情報提供や利用調整を通じ、事前に市町村の仮置場候補地 の選定を支援しておく。(県環)
- ○災害廃棄物の円滑な処理に不可欠である仮置場搬入時の分別を徹底するため,市町村は、事前に住民の分別意識を啓発しておく。(県環)
- ○被災した大企業から排出される災害廃棄物の処理について,市町村は,当該企業の責任において実施することとなる旨の理解をあらかじめ得ておく。(県環)
- ○災害廃棄物として処理される中小企業や一般家庭等から一体となって排出される廃棄 物の量を最小限度に留めることについて,市町村は,当該管理者の理解をあらかじめ 得ておく。(県環)
- ○平時においては産業廃棄物として処理されている物であって、中小企業等の被災に伴い発生する災害廃棄物のうち、他の災害廃棄物と併せて処理することが困難であると想定される廃棄物の処理について、市町村は、あらかじめ適正な処理方法を検討しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○市町村は、事前に1次仮置場運営の模擬訓練、及び2次仮置場への搬出訓練を行って おく。(県環)

(ウ) 処理体制の構築(県環)

- ○県及び市町村は、大規模災害が発生した際、被災状況を収集・整理の後、関係機関との連携体制を構築する。
- ○市町村は、生活ごみ、し尿の収集・運搬を発災時においても継続して実施するとともに、 災害廃棄物の処理を行う組織体制を構築する。
- ○市町村は、災害廃棄物処理計画を踏まえ、組織体制・指揮系統を整備する。県は、市町村からの支援ニーズを把握するとともに、市町村が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築するための支援・技術的な援助や、国や周辺自治体等との広域的な協力体制の確保や連絡調整等を行う。
- ○必要に応じて, 市町村からの地方自治法に基づく災害廃棄物処理の一部の事務委託も検討する。
- ○一般廃棄物処理事業者団体や産業廃棄物処理事業者団体,建設事業者団体等に対して,災 害支援協定等に基づき協力,支援要請を行い,災害廃棄物の収集運搬・処理体制を確保す る。

【準備する事前復興】

- ○収集運搬車両,排出用機材,重機等の保有状況及び調達先について,市町村は,事前 にリストアップしておく。(県環)
- ○収集運搬に必要な資機材について,市町村は,事前に近隣市町村及び建設事業者等との相互協力及び優先調達の体制を構築しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村は、事前に災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成等を行っておく。(県環)

(エ) 廃棄物処理施設の復旧(県環)

- ○市町村は、一般廃棄物処理施設及び運搬ルートの被害状況を調査し、安全性の確認を行う とともに、補修が必要な場合は必要機材を確保し補修を行い、早期の復旧を図る。
- ○市町村は、施設の再開に必要なライフライン機能の早期回復を要請する。
- ○施設復旧に時間を要する場合には、市町村は、広域処理の要請も検討する。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、迅速な処理再開が可能となるよう施設の点検、補修体制を事前に整備して おく。(県環)
- ○施設等の速やかな復旧を図るため、市町村は、「点検の手引き」を作成するとともに、 事前に補修に必要な資機材、部品、燃料等の備蓄を行っておく。(県環)

(オ) 災害廃棄物処理の基本方針・実行計画の作成(県環)

a 基本方針の決定

○県及び市町村は、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施の観点から、地域の実情に配慮し、処理主体、処理期間、処理方法などを定めた「災害廃棄物処理の基本方針」 を作成する。 ○方針には、仮置場搬入の前段階から災害廃棄物の分別を徹底するとともに、可能な限り 再資源化・減容化に配慮した方策を定める。

b 災害廃棄物処理実行計画の作成

- ○県及び市町村は、災害廃棄物処理計画等を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設 の被害状況等を把握した上で、発災から数ヶ月以内を目安に「災害廃棄物処理実行計画」 を策定する。
- ○実行計画には、発災した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理し、県及び市町村の災害の規模に応じて具体的な内容を示す。
- ○県及び市町村は、実行計画を処理の進捗に応じて段階的に見直す。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は,災害廃棄物処理についての事前検討を行い,災害廃棄物処理計画で, 役割分担等を明確にするとともに,あらかじめ事業継続性や受援の観点から必要な事 項を取りまとめておく。(県環)
- ○市町村は、災害廃棄物の具体的な処理フローを策定し、災害発生後に、被害状況等を 踏まえた見直しが、機動的かつ迅速に行える体制を事前に構築しておく。(県環)
- ○被災後の休日にボランティアが地域で支援活動を開始すると、災害廃棄物の搬出が急増することから、市町村は、効果的な分別を徹底するために、住民やボランティアに対する分別・排出ルールや一次仮置き場の周知など、初動対応方法をあらかじめ取りまとめておく。(県環)
- ○県及び市町村は、災害廃棄物の処理において、3Rにより、最終処分される廃棄物の 減容化を図るための対応策を事前に検討しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○市町村は、平時から策定した具体的な処理フローに基づく訓練を行っておく。(県環)

(カ) 災害廃棄物処理の実施(県環)

a 中間処理

- ○被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市町村等は、 復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資 源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、様々な課題に応じた適切な方 法を選択する。
- ○仮置場については、市町村は、輸送効率の向上を考慮し、配置及び搬入ルートの検討を 行う。
- ○2次仮置場では、市町村は、災害廃棄物の破砕・分別処理等の中間処理を行い、再利用が可能なものについては可能な限り再利用を図る。再利用が不可能なものについては焼却処理などできるだけ減容化を図った上で、最終処分場に搬入する。
- ○市町村は、必要に応じて仮設のコンクリート破砕・選別施設、木材等破砕機、仮設の焼 却炉等を設置する。
- ○最終処分場については、県及び市町村は、現在の処理施設の施設内容、施設数、災害廃棄物処理事業需要等を踏まえ、処理施設ごとの処理量を設定する。

b 広域処理

- ○被災状況を踏まえ、県及び市町村は、広域処理・処分の必要性について検討する。
- ○県及び市町村は、既存施設の利用のほか、新規処分場の確保、広域処理・域外処理、積 み出し基地の設置などを考慮する。

- ○広域的な処理・処分を行う場合には、国と協議の上、広域処理に向けた調整を行う。
- ○処理・処分先については, 市町村は, 必要に応じて, 民間事業者団体のネットワークを 活用し, 確保する。
- ○処理・処分に当たり、搬出物の品質がバラつかないよう留意するなど、市町村は、受入側の条件に配慮する。

c 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

- ○市町村は,災害応急対応に引き続き,有害廃棄物や危険物を発見次第,優先的に回収する。
- ○災害廃棄物処理の進捗に伴い,発見される有害廃棄物も減少されると想定される。しか し,災害廃棄物の撤去や建物解体・撤去中に有害廃棄物や危険物が発見されることもあ るため,市町村は,その都度,回収し処理を行う。
- ○有害物質や油等を取り扱う事業所が再稼働する場合は、市町村は、周辺環境への影響防止が図られているか状況を確認し、必要に応じて指導する。

d 補助金の活用

○環境省における災害廃棄物関連補助金は,「災害等廃棄物処理事業」と「廃棄物処理施設 災害復旧事業」の2種類があり,市町村等は,それぞれの事業を有効に活用する。

【準備する事前復興】

- ○早期の復旧・復興を図るため、県及び市町村は、あらかじめ災害廃棄物発生推計量に 基づく想定処理スケジュールを策定しておく。(県環)
- ○市町村は、災害時において優先回収する災害廃棄物の種類、必要な機材、収集運搬方法・ルート等に関するマニュアルをあらかじめ作成しておく。(県環)
- ○県及び市町村は、平時使用している中間処理施設や最終処分場等の廃棄物処理施設が 被災した場合に備え、隣接する県や市町村にある施設の利用の可能性について事前に 協議を行うとともに、受援方法についてあらかじめ検討しておく。(県環)

(キ)環境対策の徹底(県環)

- ○災害廃棄物処理に伴う環境汚染を防止するため, 市町村は, 廃棄物の種類に応じて適正な 処理を実施する。
- ○周辺の生活環境への影響や労働災害の防止の観点から、損壊家屋等の解体撤去現場や災害 廃棄物等の仮置場、仮設焼却炉など災害廃棄物処理の現場においては、市町村は、環境対 策や環境モニタリングを実施する。
- ○市町村は、運搬車両から飛散防止策を徹底する。
- ○環境対策として, 市町村は, 大気質, 臭気, 騒音・振動, 土壌, 水質などへの影響を低減する措置を講じる。
- ○アスベスト含有廃棄物は区分し、散水を行うなど飛散防止対策を行い適正に保管するよう 助言する。
- ○処分場・仮置場及びその周辺における粉塵、騒音・振動対策等を実施するよう助言する。
- ○地震又は津波により被災した建物等については、市町村は、解体又は撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性アスベスト(廃石綿等)又は非飛散性アスベスト(石綿含有廃棄物)が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去を行い、「アスベスト廃棄物」として適正に処分する。

市町村に期待する取組

- ○処分場・仮置場及びその周辺における騒音、振動対策等を実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 〇処理計画に基づき,廃棄物の収集・運搬,災害廃棄物の仮置場の確保・運営,中間処理施設(破砕・選別施設,焼却処理施設)の活用・新規設置,最終処分場等の可能用地の事前検討,広域的な連携・協力体制の構築を事前に実施しておく。(県環)
- ○仮置場候補地の必要面積の選定・確保及びレイアウト・必要資機材等をあらかじめ検 討しておく。(県環)
- ○仮設処理施設等の必要性の検討及び仮設場所を事前に選定・確保しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○一般廃棄物処理施設の耐震化等をあらかじめ実施しておく。(県環)

事業者等に期待する取組

- ○一般廃棄物処理事業者団体,産業廃棄物処理事業者団体,建設事業者団体等は,「事業継続計画(BCP)」策定等により,災害廃棄物等の処理に対応できる体制を整備する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○一般廃棄物処理事業者団体,産業廃棄物処理事業者団体,建設事業者団体等は,災害時応援協定に基づいた連絡調整や支援体制をあらかじめ整備しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○一般廃棄物処理事業者団体,産業廃棄物処理事業者団体,建設事業者団体等は,県及び市町村と連携した情報伝達等の訓練をあらかじめ実施しておく。(県環)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア)避難所ごみ

- ○廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延 が懸念されることから、その対策が重要である。市町村は、避難所を管理・運営する災害救 助主管部署や衛生主管部署との連携を図り、害虫等の発生状況や課題の把握等及び害虫等の 駆除活動について対応する。
- ○害虫駆除に当たっては、市町村は、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱 臭剤等の散布を行う。

(イ) 畜産廃棄物の処理

○畜産事業者は、家畜の死体を化製場等で適正に処理する。処理能力不足等により、やむを 得ず一時保管する場合は、土層の土地、又は底部をビニールシートで覆った穴に埋め、化 製場で処理ができる段階まで備える。獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)について、適 正な処理ができない場合には、保健所の許可の下、埋却を行う。

(ウ) 損壊家屋等の撤去

○市町村は、損壊家屋等の撤去を行う場合には、アスベスト等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(エ) 思い出の品・貴重品

- ○市町村は、平時に検討したルールに従い、思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却を行う。
- ○過去の災害においては、公費解体の際に、業者自身又は業者と重機系ボランティアが連携し、貴重品・有価物や、遺品、位牌、仏壇、アルバムなどの所有者にとって価値のある大切な思い出の品の取り出しが行われた事例がある。このことは、被災者の経済的・精神的な復興につながるものである。また、「家とのお別れ」の儀式をしっかりすること、壊れた家であっても、丁寧な対応をしてもらえたことは、被災者の心の支えとなるため、取扱いに注意する。

(オ) 歴史的遺産・文化財等

○県及び市町村は、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意 点を周知徹底する。

(カ) 処理事業費の管理

○県及び市町村は,災害廃棄物を処理する際の処理単価などについて,協定等を締結してお く。

(キ) その他

- P C B 等の適正処理が困難な廃棄物は、発災後も基本的には平時と同様の扱いとするが、 応急的な対応として市町村が回収を行った後に、まとめて業者に引き渡すなどの公的な関与 の検討が必要な場合もある点に留意する。
- ○災害廃棄物の処理について,災害対策基本法上,廃棄物処理の特例措置が適用された地域 から要請があり,かつ,一定の要件を勘案して必要と認められた場合,環境大臣は災害廃棄 物の処理を代行することができる。
- ○東日本大震災においては、大量に発生した災害廃棄物について、被災地の復旧・復興に向け、迅速な処理と生活環境保全上の支障を防止するため、可能な限り再生利用を進める必要があり、一定の要件を満たした公共工事に限り、廃棄物該当性の判断基準を緩和することが可能である旨の通知がある。

関連する法令,計画,資料等

- ○廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ○災害対策基本法
- ○化製場等に関する法律
- ○災害廃棄物対策指針(環境省)
- ○大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(環境省)
- ○大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画 (災害廃棄物対策四国ブロック協議会)
- ○徳島県災害廃棄物処理計画
- ○東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の 再生資材の活用について(環境省)

(1)復興体制の整備

ア 震災復興本部等の設置・運営

[3-2-(1)-7]

趣旨 • 概要

- ○復興対策を計画的かつ円滑,迅速に実施するためには,全庁的な体制を敷くとともに,それを 統括,調整するための組織として「震災復興本部」の設置・運営が必要である。
- ○復興に向けた取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、震災復興本部を設置する。(災害対策本部とは別組織)
- ○復興方針・復興計画等を諮問するため,復興関連分野の専門家で構成される震災復興会議(仮 称)を設置する。
- ○復興施策においては、市町村、他の都道府県、国等との連携による対応や複数の自治体による 広域的な対応が求められる分野があることから、それぞれの役割分担を踏まえ、各機関が連携 ・調整を図りつつ推進する。
- ○災害後,一定の期間は,災害対策本部との2本部体制とする。

実施時期

被災後1週間~被災後10年

関係部局

危機管理部, (政策創造部)

項目・手順等

(ア) 震災復興本部(危機)

- ○震災からの速やかな復興を図るため、復興に関わる総合的措置を講じ、復興に関する事務等を行う組織(徳島県震災復興本部)を庁内に設置する。
- ○当該本部内における復興計画を進める担当部局は,既存計画(施策)との整合性の確保や 庁内各部局との調整をしながら,被災状況の把握,復興方針及び復興計画の策定,復興に 向けたロードマップを提示する。
- ○復興及び住民生活の安定が図られたときに同本部を廃止する。

a 震災復興本部会議

- ○復興施策を展開していくため,各担当部局が相互に協議・調整を図る場として,震災復 興本部会議を運営する。
- ○同会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興方針、復興計画の策定等、復興に関わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理を行う。

b 震災復興本部事務局

○復興計画等の案の作成や復興施策等の部局横断的な調整などを行う。

c 震災復興会議(仮称)

- ○指定公共機関、外部の有識者等から構成され、復興方針・復興計画等の審議を行う。
- ○震災復興会議には、多様な関係者が参画することが重要である。

【準備する事前復興】

- ○どのような構成により復興体制を構築するのかについて, あらかじめ定めておく。 (危機)
- ○災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の棲み分けについて, あらかじめ検討しておく。(危機)
- ○既存部局の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部局を明確にし、事前に地域防災計画に位置付けておく。(危機)

【実践する事前復興】

○被災後速やかに震災復興本部が設置できるよう,平時から立ち上げ訓練を実施しておく。(危機)

(イ) 各主体との連携(危機)

a 復興連絡協議会(仮称)

○復興に向けた広域的な整合性を図るために、県が中心となり市町村との連携を図る復興 連絡協議会(仮称)の設置を検討する。

b 住民・事業所等との協力連携

- ○復興対策の実施に当たっては、住民、事業所等との連携・協力のもと適切な合意形成を 図る。
- ○特に,復興計画の策定や施策の推進に際しては,地域の住民・事業所等の意向を十分に 反映させる必要がある。
- ○具体的には、市町村、「徳島県地域継続推進協議会」等と連携し、意見の聴取を行う。

c 国や他の都道府県との連携

○被害が広範囲に及んだときは、他の都道府県の復興計画との整合性を図りながら復興施 策を推進することが必要となるため、国や他の都道府県との連携を図る。

d 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

○地域防災計画で位置づけられている指定公共機関及び指定地方公共機関については、地域の復興に向けた協議の場を設け、連携を図る。

【準備する事前復興】

- ○市町村の復興対策を推進する部署名・分掌事務・担当者名を事前に確認しておく。 (危機)
- ○平時から地域継続推進協議会等の会議体を活用し、相互に「顔の見える関係」を構築 しておく。(危機)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○どのような構成により復興体制を構築するのかについて, あらかじめ定めておく。 (危機)

- ○災害対策本部と震災復興本部の事務分掌の棲み分けについて, あらかじめ検討してお く。(危機)
- ○既存部署の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部署を明確にし、事前に地域防災計画に位置付けておく。(危機)
- ○復興計画の策定等に向け、住民の意見を十分に反映させられるような体制をあらかじ め検討しておく。(危機)

【実践する事前復興】

○被災後速やかに震災復興本部が設置できるよう,平時から立ち上げ訓練を実施しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○住民,事業者等は,平時から県及び市町村が設置する会議体に積極的に参加し,相互に「顔の見える関係」を構築しておく。(危機)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 人的資源の確保

- ○復旧・復興への取組に当たって、特に人材の不足が予想される部門や技術職をはじめとする職種への、庁内からの弾力的、集中的な職員配置を行うことが重要である。
- ○必要に応じて,臨時職員の雇用,他都道府県等への職員の中長期派遣要請, OB・OGの 確保等を図ることが重要である。

(イ) 庁内外への十分な情報提供の実施

〇住民, 市町村, 関係機関及び庁内の関係部局が常に復興状況の把握ができるよう, 復興関連情報を庁外に対しては, 広報誌, ホームページ, SNS等を活用し, 積極的に広報するとともに, 庁内に対しては, 随時伝達, 共有することが重要である。

(ウ) 外部事業者の活用

○状況に応じて,復興対策を迅速,円滑に推進するために,人手不足・地域雇用の観点も考慮し、各種資料作成、調査等を行う外部事業者の活用を検討する。

(エ) 復興組織の廃止・組織更新

○各種復興事業が完了し、平常業務へ移行したと認められる時点において、庁内で関係部局 と調整を図りつつ、復興組織の廃止あるいは縮小についての検討を行う。

関連する法令, 計画, 資料等

- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- ○徳島県地域防災計画

(2)復興計画の策定 ア 復興方針の策定

[3-2-(2)-7]

趣旨・概要

- ○復興法において、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、国が定める復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針を定めることができると規定されている。
- ○県の復興方針に即して市町村の復興計画が策定されるため,復興方針を速やかに公表する必要がある。

実施時期

被災後1週間~被災後1か月(国の基本方針策定後,速やかに)

関係部局

危機管理部, (政策創造部)

項目 • 手順等

(ア) 復興方針の内容(危機)

- ○復興法第9条第2項においては、次に掲げる事項を定めるものとされている。
 - 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
 - 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当 該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(イ) 復興方針策定のプロセス (危機)

○専門的な意見を聴取するため,有識者等が委員となる徳島県震災復興会議(仮称)を招集 し,復興方針(案)を諮問する。その後,徳島県震災復興会議(仮称)の答申を踏まえ, 復興方針を策定する。

(ウ) 復興方針の公表(危機)

○復興方針は、住民、市町村、他都道府県、国等へ広く公表する。

- ○本指針の第1章3に記載されている「復興の基本理念」は、復興方針の基本理念としてあらかじめ全庁で共有しておく。(危機)
- ○過去の災害における復興方針(基本方針)について、事前に情報収集しておく。 (危機)
- ○復興方針で取り上げるべき項目を整理し、内容についてあらかじめ検討しておく。 (危機)
- ○市町村や関係機関に対し、あらかじめ県の復興方針策定に向けたプロセスを周知しておく。(危機)

【実践する事前復興】

○本指針を活用し、具体的な復興方針策定に向けたイメージトレーニングをあらかじめ 実施しておく。(危機)

市町村に期待する取組

- ○復興方針の内容について,速やかに住民に対して周知するとともに,当該復興方針に則した復興計画を迅速に策定する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

(ア) 被災状況の把握

○地域を復興する際に、どのような方針・手法で復興するかは、地域の被災状況に大きく左右されることから、地域の実情も踏まえた復興方針を策定することが重要である。

(イ) 復興方針の基本理念

- ○復興方針における基本理念は、本指針の第1章3の「復興の基本理念」によるものとする。
- ○基本理念は、全庁で共有しておく。

(ウ) 復興の基本的考え方と目標水準の設定

- ○震災復興本部は、復旧・復興対策を進める上で、「『未知への挑戦』とくしま行動計画」に おける将来ビジョンに基づき、復興方針を設定する。
- ○復興の目標水準については、被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも 住民との十分な合意形成に基づいて設定することが重要である。

(エ) 既存の長期計画・広域計画等との整合性

○復興方針の策定においては、行政施策の継続性、一貫性の観点から、総合計画をはじめとする既存の長期計画・広域計画等との整合性に配慮する。従って、地域の復興策を検討する際にも、こうした既存計画との整合性等についてのチェックを行い、既存計画自体を見直す必要のある場合については、復興計画の作成とあわせて既存計画の修正を行っていく必要がある。

関連する法令,計画,資料等

- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- ○『未知への挑戦』とくしま行動計画
- ○徳島県地域防災計画
- ○徳島県震災復興都市計画指針

(2)復興計画の策定

イ 復興計画の策定及び進行管理

[3-2-(2)-1]

趣旨 • 概要

- ○復興法において,特定被災市町村は,復興基本方針及び復興方針に即して,復興計画を策定で きる旨が規定されている。
- ○「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」において、県は、市町村と 連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑 に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成することが規定されている。
- ○発災後,復興対策を迅速かつ効果的に実施していくため、県及び市町村はその基本となる復興 計画を速やかに策定し、その内容を住民、事業者等に周知することにより、関係者間で共有し、 合意形成を図っていく必要がある。
- ○復興に向けての取組は、平時における取組と比較にならないほどの規模と量の業務に取り組む ことになるため、柔軟で適切な進行管理が必要となる。

実施時期

被災後2週間~被災後10年

関係部局

危機管理部, (政策創造部)

項目・手順等

(ア) 復興計画の内容(危機)

- ○地域防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとされている。
 - ・復興に関する基本理念
 - 復興の基本目標
 - ・復興の方向性
 - ・復興の計画期間
 - ・復興計画の対象地域
 - ・分野別の復興施策
 - ·環境, 生活, 衛生, 廃棄物
 - 。保健, 医療, 福祉
 - 。経済, 商工, 観光, 労働
 - 。農業, 林業, 水産業
 - 。公共七木施設
 - 。教育
 - ·防災, 安全·安心
 - ・復興に関する行財政運営
 - ・その他,復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(イ)復興計画策定のプロセス(危機)

○震災復興本部は、復興法に基づく復興基本方針及び復興方針に即して、復興の具体的な取組と事業をまとめた復興計画を策定する。

- ・復興方針を基に、震災復興本部事務局は、原案を作成する。
- ・住民,議会,市町村,関係機関に対しても意見を求める。その後,意見を集約し,復興計画(案)を策定する。
- ・徳島県震災復興会議(仮称),震災復興本部会議の審議を経て、復興計画を決定する。

(ウ) 復興計画の公表(危機)

○住民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため,復興計画は,住民,市町村, 他都道府県,国等へ広く公表する。

(エ) 復興計画の進捗状況の評価及び見直し(危機)

- ○震災復興本部及びその下部組織は、きめ細やかな進行管理を行うとともに、復興に向けた 取組は、長期にわたり、状況変化が著しいことから、計画の改定期に応じた全体的な見直 しのみならず、計画期間中においても、進捗状況を勘案した上での評価及び柔軟な見直し を行う。
- ○東日本大震災においては、各種事業等の公表に加え、住民への意識調査(「復興ウォッチャー調査」等)、被災事業者への復興状況調査、政策評価との連携などにより、復興計画の進行管理を行った事例がある。

(オ) 市町村での復興計画策定へ向けた支援(危機)

○適宜の情報提供や相談・質問に応じ、市町村の速やかな復興計画策定を支援する。

【準備する事前復興】

- ○復興計画で取り上げるべき項目を整理し、内容についてあらかじめ検討しておく。 (危機)
- ○復興計画策定に活用できるよう,地域の人口,産業,都市施設等に関する各種データをあらかじめ収集・整理しておく。(危機)
- ○具体的な内容を検討するために必要となる地籍,建物,権利関係,地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータをあらかじめ整備,保存及びバックアップを行っておく。 (危機)
- ○過去の災害における復興計画策定のプロセス,合意形成の方法等について事前に情報 収集しておく。(危機)
- ○市町村の速やかな復興計画策定に向けた事前復興の取組を平時から支援しておく。 (危機)

【実践する事前復興】

○具体的な復興計画策定に向けたイメージトレーニングをあらかじめ実施しておく。 (危機)

市町村に期待する取組

○復興計画策定に当たり、住民等のニーズを尊重するため、住民、事業者、関係者等が構成員となって地域づくりに取り組むための協議会等を立ち上げ、合意形成を図る。

■参考:まちづくり条例の事例

○復興まちづくり協議会の位置づけや復興まちづくり計画策定の活動・合意形成への支援などは、平時のまちづくり活動などへの支援と同じであり、阪神・淡路大震災時、神戸市においては、事前に策定していた「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」を活用し、迅速に復興を進めた事例がある。

■参考:東日本大震災からの復興における合意形成事例

○大槌町における復興計画の策定

町民,事業者,町が協働で復興を推し進めていくことを復興方針としたことに伴い,災害復興基本条例に基づく会議体として,地域ごとの検討組織「地域復興協議会」を立ち上げ,地域ごとの住民意向の集約を行った。また,大学有識者らにコーディネーターとして参画・運営支援を依頼した。協議会で作成された案については,復興計画策定の中核組織である「大槌町再生創造会議」において詳細な検討を行った。

○釜石市における復興まちづくり基本計画の検討

市の方針の説明と住民側からの意見を収集する場として、被災地区ごとに「復興まちづくり懇談会」を設置した。また、懇談会で出てきた各地域の意見をとりまとめる組織として、「復興地域会議」を組織した。これらは、従前の組織をベースとして、組織体制を強化したものであり、従前の組織を活用したことで、スピードを重視しつつ、きめ細やかな住民意見の把握が可能となった。

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○復興計画で取り上げるべき項目を整理し、内容についてあらかじめ検討しておく。 (危機)
- ○復興計画策定に活用できるよう、地域の人口、産業、都市施設等に関する各種データをあらかじめ収集・整理しておく。(危機)
- ○具体的な内容を検討するために必要となる地籍,建物,権利関係,地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータをあらかじめ整備,保存及びバックアップを行っておく。 (危機)
- ○過去の災害における復興計画策定のプロセス,合意形成の方法等について事前に情報 収集しておく。(危機)
- ○協議会等の運営方法についてあらかじめ定めておく。(危機)
- ○住民の意見を取りまとめるための協議会等を、あらかじめ設置しておく。(危機)

【実践する事前復興】

- ○地区防災計画の策定を支援するとともに、必要と認められる場合は、当該地区防災計画を事前に作成する復興計画や地域防災計画にあらかじめ盛り込んでおく。(危機)
- ○住民等との合意形成を図るため、協議会等の場において、イメージトレーニング等の 復興訓練をあらかじめ継続的に実施しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

- ○住民,事業者等は,市町村が設置する協議会等,及び復興計画の策定プロセスに積極的に参画する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

〇住民,事業者等は,事前に市町村が設置する協議会等に積極的に参画しておく。 (危機)

【実践する事前復興】

○住民,事業者等は,平時から協議会等が実施するイメージトレーニング等の復興訓練 に積極的に参加しておく。(危機)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 地域等との連携

- ○復興計画は多様な分野に及ぶことに加え、住民生活や産業、雇用に密接に関わるものであることから、住民や事業者の意見を十分に反映させるため、次のことを検討する。
 - ・パブリックコメント等による意見の募集、アンケートによる意識調査の実施
 - 事業者や関係産業団体の意見の聴収
 - ・県外へ避難した被災者への周知、意見募集方法
- ○住民や事業者の意見をより反映し合意形成を図るためには、段階的に内容を提示していく ことが必要である。特に、復興計画の大枠及び方向性については、固まった段階で、その 都度住民に提示し、それらに対する住民や事業者の意見を十分に復興計画に反映させるこ とが重要である。

(イ) 復興計画における特別措置

- ○復興法において、復興計画における特別措置として、次の4点が定められた。
 - ・復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、 土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できること。
 - ・復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
 - ・復興の拠点となる市街地を整備するため、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
 - ・大規模災害を受けた市町村からの要請により都道府県が都市計画の決定等を代行できること。

関連する法令,計画,資料等

- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- ○徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例
- ○災害復興対策事例集(内閣府)
- ○徳島県地域防災計画
- ○徳島県震災復興都市計画指針

(3) 広報・相談対応の実施 ア 広報

[3-2-(3)-7]

趣旨•概要

- ○復興に関する行政の方針や具体の施策等を整理し、分かりやすく速やかに住民に広報する。
- ○住民が、公平公正に情報を受け取り、情報弱者を出さないよう留意する。
- ○高齢者,女性,障がい者,外国人等にも配慮した正確できめ細やかな各種広報活動を展開する。
- ○県外に避難した住民にも情報発信を行い、必要な情報の周知を図る。
- ○災害対策本部と連携し、被災者、関係者等にシームレスな情報提供を行う。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 経営戦略部, 保健福祉部, 商工労働観光部

項目・手順等

(ア) 広報手段・ルートの確保(危機,経戦,保福,商工)

- a マスメディア等との連携
 - ○新聞, テレビ, ラジオ, CATV, インターネット等の情報を提供するメディアとの連携により, 広報を行う。
 - ○マスメディアの専用場所を庁内に確保・提供する。

b 避難先情報の把握

○郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制を構築する。

c 外国人への広報

- ○国際交流等の担当部署が中心となり、やさしい日本語や多言語による防災ハンドブック、 緊急カード等を作成し配布するなど、多くの言語に対する体制を構築する。各国大使館 ・領事館や外国人支援ボランティア等の協力が有効である。
- ○とくしま国際戦略センターに「地域外国人コーディネーター」を配置し、市町村や地域 の国際交流団体との連携により平時の在住外国人の実態把握に取り組むとともに、災害 時には正確できめ細やかな情報提供を行う。

d パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布

○市町村・事業者等の協力を得ながら、パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布体制を 構築する。

e 市町村との連携

○被害が甚大で、独自の広報活動が困難となった市町村については必要に応じ、広報活動 に係る支援体制を構築する。

f 報道, 問い合わせ, うわさ状況の把握

○報道,問い合わせ,うわさの多い事項を把握し,誤報やデマ等の発生に対する打ち消し 広報だけでなく,SNS等による被災地の積極的な情報発信を行うなど,必要な措置を 行う。

g 一元的な窓口の設置

○被災者等の混乱を防ぐとともに、行政機関への直接の問い合わせを軽減するため、各種 の問い合わせに対応できる一元的な窓口を設置する。

【準備する事前復興】

- ○平時から,防災・危機管理情報のホームページサイトの「安心とくしま」,「すだちくんメール」,「防災危機管理情報・県公式ツイッター」等の広報手段を周知するとともに,本指針を当該広報手段等により住民に周知しておく。(危機,経戦)
- ○新聞, テレビ, ラジオ, CATV, インターネット等のメディアの活用方法を検討し, 必要に応じて協定等を事前に締結しておく。(経戦)
- ○被災者の避難先の把握・情報共有について、日本郵政との包括連携協定に基づき、郵 便局と協力方法等についてあらかじめ検討しておく。(経戦)
- ○パンフレット・臨時広報紙等の作成については、被災地内の印刷業者等の被災も想定 し、事前に全国レベルで対応可能な事業者等を検討しておく。(経戦)
- ○大規模災害では、パンフレット・臨時広報紙等の配布が困難となることも想定し、避難所への食料・物資配布ルートの活用、自治会等を活用した配布等をあらかじめ検討しておく。(経戦)
- ○とくしま国際戦略センターに「防災安心情報コーナー」を設け、防災に関する必要な 情報をあらかじめ提供しておく。(商工)
- ○地震への備えや発災後の行動について多言語で説明した防災ハンドブック,災害用緊急連絡先,指さし会話フレーズ等を掲載した緊急カードを作成し,県関係機関や市町村,外国人観光客が利用する施設等に事前に配布しておく。(商工)
- ○とくしま国際戦略センターに「地域外国人コーディネーター」を配置し、市町村や地域の国際交流団体との連携により、在住外国人の実態を事前に把握しておく。(商工)
- ○県内の在住外国人への防災に関する啓発のため、東日本大震災の経験を踏まえた外国 人向け防災研修をあらかじめ実施しておく。(商工)

【実践する事前復興】

○とくしま国際戦略センターは,入国管理局,労働局,医師会等の関係各機関と連携し, 外国人被災者を想定した「大規模災害時対応訓練」を事前に実施しておく。(商工)

(イ) 広報の一元的な体制の整備(危機,経戦)

- a 行政機関における広報の一元化の徹底
 - ○早急に一元的な広報体制を構築し、庁内、関係機関へ周知・徹底する。

b 行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化

○施設の被災や通常と異なる組織再編などにより、各種担当部局連絡先等が変更される場合があることから、担当部局の新設、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。

【準備する事前復興】

○関係機関と連携し,各種担当部局連絡先をあらかじめ決めておく。(危機,経戦)

市町村に期待する取組

- ○被災地の復興状況の把握を行うとともに、SNS等による被災地の積極的な情報発信を行う。
- ○各地区の事業進捗やまちづくりへの取組状況などについて定期的に広報する。また,これに併せて各地区のまちづくり組織等による情報発信を支援する。
- ○従前居住者及び土地所有者等関係者に対し、被災地全般に係る事項、特定地域に関する事項それぞれの広報を行う。
- ○災害情報,被災者支援情報,生活関連情報等を提供するために,臨時のFM放送局(臨時災害 放送局)の開設を検討するとともに,被災者の受信方法にも配慮した情報発信を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○普段から地域コミュニティ等を通じた広報を実施している場合には、あらかじめそれらの活用を事前に検討しておく。(経戦)
- ○地域外に避難している住民にも必要な情報を周知するため, その避難先等の把握方法 を事前に検討しておく。(経戦)
- ○被災者の避難先の把握・情報共有等について,郵便局との協定締結や協力方法等について事前に検討しておく。(経戦)
- ○臨時災害放送局の設置、場所、体制等について、事前に検討しておく。(経戦)

事業者等に期待する取組

- ○住民や地域コミュニティは、県が発信する「安心とくしま」,「すだちくんメール」,「防災危機管理情報・県公式ツイッター」により、正確な情報を入手し、確認する。
- ○住民や地域コミュニティは、SNS等による被災地の積極的な情報発信を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○住民や地域コミュニティは、事前に「安心とくしま」、「すだちくんメール」、「防災危機管理情報・県公式ツイッター」等に登録し、使用できる状態にしておく。 (危機、経戦)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 広報実施の基本事項

- ○重要な広報に関しては、できる限り知事等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。
- ○被害情報, 関連情報, 統計情報を準備し, 配布できるようにする。
- ○広報担当部局は、定期的に関係部局との情報交換を実施し、最新の情報を共有する。
- 〇マスメディアへの情報提供は、定期的(発災後1週間、1か月、3か月、半年、1年、3年、5年、10年など)に実施する。これに加え、復興までの期間における重要な区切りの時期や、それまでに情報提供していたものから大きく変動があるような場合などは、最新情報を準備し、積極的な情報提供を行う。

○一部地域の被害が集中的に報道されることにより、支援の偏在などが起きないよう、被害情報を収集し、マスメディア・関係業界団体を通じて、全国あるいは世界への情報発信を 積極的に展開する。同様に、復旧・再建情報について積極的に広報する。

(イ) 生活再建に係る広報

- ○医療・福祉,罹災証明の取得,ゴミ・がれきの処分,応急的な住宅の確保,住宅の補修・再建,雇用,各種給付金や義援金支給,税の減免,心のケアなど,被災者の生活再建に関する広報は多岐にわたる。制度等を広く周知することに加え,対象者に向けたきめ細やかな広報実施を心がける。
- ○高齢者・障がい者・外国人等への広報を徹底するよう体制を整える。
- ○被災地外への避難者にも情報提供を行う。

(ウ) 産業関連の広報

- ○被災事業者に対し,雇用の維持及び事業の再開に関する情報の提供を行うとともに,物流,取引など,間接的被害を軽減する情報の提供を行う。
- ○復旧や再建,取引先等への対応,資金調達など,被災事業者は各種対応に追われるため, 行政等の施策情報を活用する余裕がない状況となりがちである。様々な支援制度を分かり やすく紹介した冊子の提供や関係業界団体を通じた広報を徹底することが有効である。
- ○災害報道によって、被災地全てが壊滅的被害を受けたようなイメージが広がり、風評被害をもたらすことも多いため、マスメディア・関係業界団体を通じて、全国あるいは世界へ復旧・再建情報を積極的に広報する。また、発信する内容について事前に検討しておくことで、産業の早期復興につながる。

関連する法令,計画,資料等

○臨時災害放送局開設等の手引き (総務省)

(3) 広報・相談対応の実施 イ 相談・各種申請の受付

[3-2-(3)-1]

趣旨 • 概要

- ○発災後,被災者は様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。これに対し,行政等からは, 各種支援策が発表されるが,その内容は多岐にわたり,制度利用上の条件や各種手続は複雑な ものとなる。
- ○行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことが必要となる。
- ○相談で得られた情報は、その後の支援策を検討する際の重要な情報として活用する。
- ○支援施策所管部局は,各種申請等の受付について,被災者等の負担を軽減しつつ,効率的に実施するため,上記相談窓口との連携を図る。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 保健福祉部, 商工労働観光部, 県土整備部, 監察局

項目 • 手順等

(ア) 相談窓口設置に向けた取組(監察)

- ○参集した職員により、相談窓口の設置を行うとともに、県災害対策本部と情報共有を行い、 被災者からの相談受付体制を早期に構築する。
- ○県庁コールセンター機能の早期復旧を図り、電話での相談受付体制を構築する。
- ○被災者への支援施策を把握するとともに,支援施策所管部局と連携し,被災者からの相談 にワンストップで対応できる体制を整える。
- ○必要な各種専門家を把握し、相談の内容に応じて、連携体制を構築する。
- ○生活再建に関する広範囲な相談については同一の場所で受け付け、県災害対策本部,支援 施策所管部局等と連携し,必要な情報を総合的かつ一元的に提供する。

(イ) 相談窓口での取組(商工,監察)

- ○相談の多い内容を把握し, FAQを作成する。これを広報部門を通じて広報するよう要請するとともに, 県庁コールセンターにおける電話対応においても活用する。
- ○被災者への支援施策に関する県からの情報提供内容や市町村が発行する臨時広報などの情報を収集及び掲示し、相談に訪れた被災者への情報周知を図る。
- ○外国人被災者を対象に,災害時通訳ボランティアの配置や多言語音声アプリを活用した窓口を設置し,大使館・領事館や外国人団体の被災状況等の各種情報提供及び国や関係機関などとの連携により各種生活相談に対応する。

(ウ) 市町村での総合相談窓口設置に向けた支援(商工、監察)

○市町村の相談窓口への支援を行うため、各フェーズにおいて必要となる各種専門家を把握 し、連携体制を構築する。

【準備する事前復興】

- ○内閣府が作成している「被災者支援に関する各種制度の概要」や他の災害での事例を 情報収集し、想定される相談内容や支援施策所管部局を事前に整理しておく。(監察)
- ○災害時における各士業の役割や必要とされる時期等を事前に整理しておく。(監察)
- ○平時から士業ネットワーク等と連携し、大規模災害発生時に必要となる被災者からの 相談窓口の設置に係る検討体制を整えておくため、徳島県士業ネットワーク推進協議 会との協定に基づく相談業務に係る支援要請フロー図を作成するとともに、市町村へ 制度スキームの周知を図っておく。(監察)
- ○事前にとくしま国際戦略センターに「災害時通訳ボランティア」を登録するとともに、 研修会の実施等によりボランティアのスキルアップを図っておく。(商工)
- ○大規模災害発災時に外国人に対する相談及び情報提供を行う「災害時外国人相談センター」を円滑に設置できるよう、「徳島県災害時外国人等対応マニュアル」を策定し、相談体制をあらかじめ検討しておく。(商工)

(エ) 災害ケースマネジメントによる支援(危機、保福、県土、監察) 〈158頁に再掲〉

○大規模災害からの生活再建に当たっては、県及び市町村は、社会福祉協議会、士業ネットワーク、関連団体等と各フェーズにおいて緊密に連携し、個々の被災者からのニーズに対応した、平時と災害時を組み合わせた支援策(災害ケースマネジメント)を実施することが効果的である。

■参考:災害ケースマネジメント

- ○災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い,生活全体における状況を把握 し,それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など,個別の支援を組み合わせて計画 を実施する取組である。
- 〇ハリケーン「カトリーナ」(平成17年)で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れた。
- 〇また, 鳥取県では鳥取県中部地震(平成28年)を契機として, 全国で初めて災害ケースマネジメントを恒久的に制度化した。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集し、その導入等について事前に検討しておく。(危機、保福、県土、監察)
- ○県及び市町村は、社会福祉協議会、専門職団体、ボランティア等と連携し、平時から 福祉を中心とした災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築するとともに、 社会的孤立防止を図る居場所づくりや、住民相互の地域づくりを進めておく。 (危機、保福、県土、監察)
- ○県及び市町村は、住民、社会福祉協議会等と連携し、「支え合いマップ」を作成する など、平時からの様々な取組を通じて、事前に地域の情報を可視化、共有化しておく。 (危機、保福、県土、監察)

市町村に期待する取組

○必要に応じて,個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況,配慮を要する事項等 を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

- ○被災者台帳を活用し、各種支援施策が受けられる人の漏れがないようにする。
- ○県と連携し、総合相談窓口を開設するための準備(場所・人員確保等)を行う。
- ○生活再建に関する広範囲な相談について,同一の場所で受け付け,必要な情報を総合的かつ一元的に提供する総合窓口を設置する。
- ○市町村が発行する「臨時広報」を県の相談窓口へ情報共有し、周知機会の拡大を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○相談所では、市町村が実施する施策だけではなく、県や国、関係機関が実施する施策 に関する相談も数多く発生するため、県、国等との連携方法等をあらかじめ検討して おく。(監察)

事業者等に期待する取組

- ○士業ネットワーク等は、大規模災害発生時における安否確認や人員確保等、相談業務に対応で きる体制を検討する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○士業ネットワーク等は、県及び市町村と連携し、総合相談窓口以外の相談・各種申請 受付体制をあらかじめ検討しておく。(監察)
- ○士業ネットワーク等は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集 するとともに、災害ケースマネジメントの導入を検討している自治体に対して、平時 から協力しておく。(危機、保福、県土、監察)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 各種相談・申請の受付

- ○各種支援施策の実施に当たって、支援施策所管部局では、その制度利用条件や手続きを明確にする。その際、手続きの簡素化、記載事項等の簡素化を図ることが被災者・行政等の双方にとって重要である。
- ○各種申請の受付に当たっては、被災者等が申請しやすいよう、受付の方法、場所、期間、 関連する相談対応について、支援施策所管部局間で調整を行う。
- ○被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理する。
- ○相談や申請の受付に当たっては、災害時といえどもプライバシーへの配慮が重要であり、 情報管理はもとより、相談場所における配慮も必要である。
- ○被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や国、市町村と協議し、相談・指導内容について協議を行う。

(イ) 被災者支援策への反映

○被災者からの相談内容を支援施策所管部局と情報共有し、被災者への総合的な支援実施の 参考とする。

(ウ) アウトリーチでの相談の検討

○時間経過に伴い、特に自立した生活を取り戻すことが難しい被災者は、心身の健康、コミュニティの再構築、生計、生き甲斐など、直面する問題が個別化・多様化し、深刻化する。そうした被災者に対しては、単なる相談窓口の開設では限界があることから、市町村は、社会福祉協議会等と協力し、巡回相談、相談員の派遣など、アウトリーチでの相談対応を検討する。

関連する法令,計画,資料等

○被災者支援に関する各種制度の概要(内閣府)

(4) 金融・財政面の措置 ア 金融・財政面の緊急措置

[3-2-(4)-7]

趣旨・概要

- ○市町村及び関係団体と連携し、既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設を検討するとともに、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。
- ○市町村及び関係団体と連携し、被害状況の把握を通じ、早期に被害額を推計する。被害額を参考に緊急融資等の需要を踏まえ、それを賄うために必要な金融面の措置を検討する。
- ○地域の応急復旧や生活再建支援など早急に行うべき事業の予算化を図る。その後の通常の予算においても、適切に対応していく。
- ○あらかじめ市町村,関係団体及び金融機関並びに財務・会計関連システム運営事業者と連携を 図り,災害時の緊急処置に対応できる体制を構築する。

実施時期

被災後3日~被災後10年

関係部局

経営戦略部, 商工労働観光部, 農林水産部, 出納局

項目・手順等

(ア) 緊急の金融措置(経戦. 商工. 農林)

○市町村及び関係団体と連携し、被害を受けた農林漁業者、中小企業等の早期復旧及び事業 経営の維持安定を図るため、必要に応じて、次のような金融支援対策を実施する。

a 既存制度の拡充と特別融資制度の創設

- ○既存融資制度の拡充又は特別融資制度の創設を検討するとともに,これに伴う関係金融 機関への預託等の措置を行う。
- ○信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を 検討する。

b 各金融機関に対する円滑な融資の要請

○被害の状況に応じて,政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し,審査手続きの簡便化,貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。

c 既貸付金の条件緩和

- ○被害を受けた事業者に対する県制度による既貸付金について,法令規則等の範囲において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を検討するとともに,関係金融機関に対し指導を行う。
- ○被害の状況に応じて,政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し,被害を受けた事業者に対する既貸付金について,償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

【準備する事前復興】

- ○発災時に必要となる支援策を事前にリストアップしておく。(経戦)
- ○市町村,関係団体及び金融機関と連携し,多岐にわたる被災者支援資金や,各種支援制度の効率的な申請・受付体制をあらかじめ構築しておく。(経戦,商工)

(イ) 財政需要見込額の算定(経戦)

- ○市町村及び関係団体と連携し、被害を受けた中小企業等の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業等の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握する。
- ○県及び市町村の各部局等は、被災状況調査結果を基に各種復旧・復興事業などの財政需要 見込額を算定する。
- ○財政担当課は,災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し,全体の資金量を把握する。

【準備する事前復興】

○各種財政需要ごとに担当部局を明確にし、予算編成の資料として取りまとめる手順を あらかじめ定めておく。(経戦)

(ウ) 行財政計画の検討(経戦, 出納)

- ○財政担当課は,各種災害復旧事業制度,地方債制度,地方交付税制度等を踏まえ,全体の 資金計画を策定する。
- ○財政担当課は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付、起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。
- ○災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき 必要な措置を講ずる。
- ○財政担当課及び会計担当課は、災害対策に係る資金計画において、一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所、郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

【準備する事前復興】

○官民連携による「大規模災害時資金安定供給連携協議会」において、あらかじめ災害時の相談に24時間対応する「AI資金コンシェルジュ」を整備するほか、資金を円滑かつ安定的に供給できる体制を構築しておく。(出納)

【実践する事前復興】

○資金安定供給体制が災害時に正常に機能するよう,協議会が主体となって,関係機関が連携した訓練をあらかじめ定期的に実施しておく。(出納)

(エ)予算編成(経戦)

a 予算編成の基本方針作成

○発災後は本予算,補正予算をあわせて数次の予算編成が必要になる。このため,一連の 予算編成について基本的な方針を策定することが,効果的な施策の実施に重要となる。 基本方針は次の項目を踏まえたものとする。

- ・当該年度の補正予算編成の考え方
- ・ 次年度の予算編成の考え方
- ○緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、 執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であ り、その旨を計画に盛り込む。

b 予算編成の実施

○発災から概ね1週間までに応急活動費用への予算措置を行う。

【準備する事前復興】

○発災時に執行を自動的に停止・凍結する事業を事前にリストアップしておく。(経戦)

市町村に期待する取組

- ○県に準じて,災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し,全体の資金量を把握するとともに,各種災害復旧事業制度,地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ,全体の資金計画を策定する。
- ○各種災害復旧事業制度及び地方財政制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに,必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○発災時に必要となる金融・財政面の緊急措置に係る役割分担をあらかじめ明確にして おく。(経戦)

事業者等に期待する取組

- ○金融機関等は、被害状況を把握するとともに、事業再開に向けた資金計画を作成する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○災害時の運営体制を確立するため、財務・会計関連システム運営事業者は、平時から システムやデータの重層的なバックアップを実施しておく。(出納)
- ○指定金融機関等は,「大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書」の実効性を確保するため,平時から資金供給体制を確立しておく。(出納)

【実践する事前復興】

○財務・会計関連システム運営事業者は、あらかじめ障害発生時のシステム復旧の運用 手順を取り決め、システム切り替え訓練などを実施しておく。(出納)

関連する法令,計画,資料等

- ○地方交付税法
- ○地方財政法
- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(4) 金融・財政面の措置 イ 復興財源の確保

[3-2-(4)-1]

趣旨 • 概要

- ○大規模な災害が発生した場合には、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項にしたがって迅速に調査して国に報告し、激甚災害の指定が受けられるように努め、復旧・復興事業にかかる財政援助措置が受けられるようにする。
- ○復興事業を推進するために、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用していく。

実施時期

被災後3日~被災後10年

関係部局

政策創造部,経営戦略部,保健福祉部,県土整備部,教育委員会

項目・手順等

(ア) 補助事業, 特例等の有効活用(政創, 経戦, 保福, 県土, 教育)

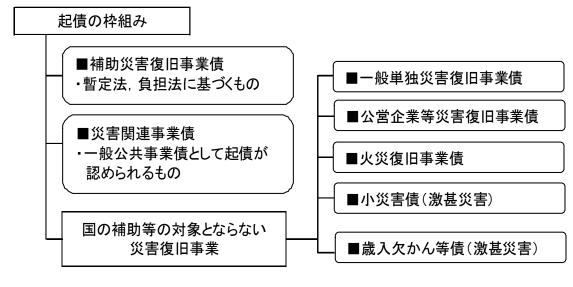
- ○復興事業を推進する場合には、適用可能な法制度に基づく事業の適用や補助金の活用等を 図る。
- ○特に、激甚法の適用は、財政上重要となる。指定を受ける場合は、被災概要を内閣府に報告して指定を要請するとともに、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業の関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他必要事項について調査結果を提出する。
- ○激甚法に基づく激甚災害の指定を受けることにより,次に示すような事業において財政援助,財政措置を受けることができる。
 - ・公共土木施設の災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)
 - ・公立学校の施設の災害復旧事業(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
 - ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業(公営住宅法)
 - ・保護施設の災害復旧事業(生活保護法)
 - 児童福祉施設の災害復旧事業(児童福祉法)
 - ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業(老人福祉法)
 - ・身体障がい者更正援護施設の災害復旧事業(身体障害者福祉法)
 - ・知的障がい者更正援護施設又は知的障がい者授産施設の災害復旧事業(知的障害者福祉 法)
 - ・婦人保護施設の災害復旧事業(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
 - · 感染症予防事業 (激甚法)
 - ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(地方財政法) など

【準備する事前復興】

○被災後効果的に国の補助事業・特例を活用するため、活用可能な補助事業や特例の特性をあらかじめ十分把握しておく。(経戦)

(イ) 起債(政創,経戦)

- ○災害対策債, 歳入欠かん債等を発行し, 復興財源の確保を図る。その際, 健全な財政を維持することについても配慮することが必要である。
- ○災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入としては、次の措置が取られる。
 - ・補助災害復旧事業債:元利償還金の95.0%
 - ・単独災害復旧事業債:元利償還金の47.5~85.5%
- ○激甚災害の指定により、小災害債、歳入欠かん等債の発行が可能となる。



起債の枠組み

(ウ) 特別交付税(政創,経戦)

- ○災害に際しては、地方税をはじめとする各種収入の減少、職員の超過勤務等、県及び市町 村においては各種の財政負担が生じる。
- ○それらを個々に算出することが難しいことから,「特別交付税に関する省令」は,災害に 係る配分項目として次のような項目を基準として算出した額が特別交付税として措置され ることになっている。

災害に関する特別交付税の概要

区分	算定基礎·数值	算入率
現年災A	〇国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事 業費の合算額	県分: 1.5% 市町村分: 2.0%
現年災B	〇罹災世帯数, 全壊・半壊家屋数, 浸水家屋戸数, 農作物被害面積, 死者・行方不明者数, 障がい者数	据置単価
現年災C	〇現年A:0.5+現年B:0.2	_
大火災	○焼失住宅の世帯数	据置単価
公共施設災害	〇市町村有の施設の火災の焼失面積(小・中・高等学校,大学,庁舎,その他)	据置率
渴水対策	○次の経費の合算額 - 一般会計から上水道事業特別会計又は簡易水道事業に繰入れた額×0.5 - 井戸掘削工事,配管工事等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.5 - 広報活動,給水事業等に要する経費のうち総務大臣が調査した額×0.8	-
干害・冷害・ひょう害等	農作物被害額	据置率
営農資金利子補給	〇天災融資法に基づく,被災農林漁業者等に対する利子補給,損失補償に要する地方 負担額	80%
災害特例債	〇災害対策基本法第102条第1項に規定する地方債(歳入欠かん債等)の元利償還金	57%
連年災	○連年災害のための補助災害復旧事業等に要する地方負担額	据置率
公営企業災害復旧	〇次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から 当該特別会計に繰り入れた額 ア 病院,上水道,簡易水道事業 イ 激甚災害被災市町村の上水道(アを除く)	50%

(エ) その他の財源確保(政創,経戦)

- a (財)全国市町村振興協会の低金利融資
 - ○財団法人全国市町村振興協会は、市町村の災害対策事業やまちづくり事業などへの低 金利融資を実施している。

b 宝くじ、公営競技による財源の確保

○震災復興支援を目的とした「復興宝くじ」の発売や、競輪、競艇の各公営競技において、 復興支援レース等を開催し、その収益金を復興財源とする。

【準備する事前復興】

○国の支援を要望すべきことが予想される特例措置について,関係部局は,あらかじめ 検討しておく。(政創,経戦)

市町村に期待する取組

- ○被災市町村は、復旧・復興事業の実施に必要な経費を調査し、必要となる財政需要見込額を把握する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○被災後効果的に国の補助事業・特例を活用するため、活用可能な補助事業や特例の特性をあらかじめ十分把握しておく。(政創)

【実践する事前復興】

- ○事前復興の取組を効果的に推進するため、あらかじめ有利な財政措置のある起債事業 を当該事業期間内に有効的に活用しておく。(政創)
- ○復興財源を確保するため、事前に特定目的基金を設置、積増しするとともに、計画的 に事前復興の取組を推進しておく。(政創)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○復興財源の確保に関して、激甚災害の指定以外にも次に示すような財政措置、特例措置が有効である。各部局が必要とする要望事項を取りまとめ、国に提出する。要望に当たっては、市町村の要望も反映させる。
 - ・基金造成、起債許可及び出資金への利子補給
 - ・国庫補助金の特例措置の実施
 - ・特別交付税算定方法に関する特例措置の実施

■参考:過去の災害における復興基金〈235頁に再掲〉

- ○災害からの復興において,既存の復興施策を補完し,被災者の救済及び自立支援のために, また,被災地域の総合的な復興対策を長期的,安定的,機動的に進めるために復興基金が設立された。
- ○復興基金の設立に当たっては、その目的・活用方法等を明確に定めるとともに、当該基金を 活用し、機動的かつ弾力的な施策を実行していくことが重要である。
- ○阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においては,「財団方式」の復興基金による多様な各種 融資支援制度が創設され,復興のきめ細かな支援や融資が行われた。また,東日本大震災に おいては,「交付金方式」の復興基金により,国の制度の隙間を補って復興を進める重要な 役割を果たした。
- ○過去設立された復興基金の事例
 - ・平成 3 年 雲仙・普賢岳噴火:雲仙岳災害対策基金
 - 平成 5 年 北海道南西沖地震: 奥尻町災害復興基金 等
 - ·平成 7 年 阪神·淡路大震災:阪神·淡路大震災復興基金
 - · 平成 1 6 年 新潟県中越地震: 新潟県中越大震災復興基金
 - · 平成 1 9 年 能登半島地震: 能登半島沖地震復興基金
 - · 平成 2 3 年 東日本大震災:東日本大震災復興基金 等
 - 平成28年 熊本地震:熊本地震復興基金
 - ・平成30年 7月豪雨:ひろしま復興支援基金、ももたろう基金

関連する法令,計画,資料等

- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)
- ○公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ○公営住宅法
- ○生活保護法
- ○児童福祉法
- ○老人福祉法
- ○身体障害者福祉法
- ○知的障害者福祉法
- ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ○地方財政法
- ○地方交付税法

第4章 復興へ向けた分野別の対策

1 すまいの再建

- (1) 緊急の住宅確保 ア 被災住宅の応急修理対策
 - イ 一時提供住宅の供給
 - ウ 応急的な住宅の供給計画の検討
 - エ 応急仮設住宅の建設
 - オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート
 - カ 利用の長期化・解消への措置
- (2) 恒久住宅の供給・再建 ア 住宅供給に関する基本計画の作成
 - イ 公営住宅の供給
 - ウ 住宅補修・再建資金の支援
 - 工 既存不適格建築物対策
 - オ 被災マンションの再建支援
 - カ その他各種対策

2 暮らしの再建

- (1) 雇用の維持・確保 ア 雇用状況の調査
 - イ 雇用の維持
 - ウ 被災離職者の生活・再就職支援
- (2) 被災者への経済的支援 ア 給付金等
 - イ 各種減免猶予等
 - ウ 義援金
- (3) 公的サービス等の回復 ア 公共施設の復旧
 - イ 医療・保健対策
 - ウ 福祉対策・要配慮者支援対策
 - エ メンタルヘルスケアの充実
 - オ 学校の再開
 - カ ボランティア・NPO等多様な主体 との連携

(4) 地域社会の ア 地域コミュニティの維持・再生・育成

維持・再生・育成 イ 地域対応力の充実・強化

ウ 文化財等への対応

エ 地域の郷土文化の継承

オ 災害記憶(遺産)の継承

3 安全・安心な地域づくり

(1) 公共土木施設等の ア 災害復旧

災害復旧 イ 土砂災害対策

ウ 山地災害対策

エ 洪水対策

オ 津波・高潮対策

カ 防災活動体制の強化

(2) 安全・安心な ア 都市復興基本方針の策定等

市街地・公共施設整備 イ 災害危険区域等の設定

ウ 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

(3) 社会基盤施設の復興 ア 道路・交通基盤の復興

イ ライフライン施設の復興

ウ 物流基地・港湾・空港の復興

エ 公園・緑地等の復興

4 産業・経済の復興

(1) 情報収集・提供・相談 ア 資金需要の把握

イ 各種融資制度の周知・経営相談

ウ 物流の安定・取引等のあっ旋等

(2) 中小企業の再建 ア 再建資金の貸付等

イ 事業の場の確保

ウ 観光振興

(3) 農林漁業の再建 ア 再建資金の貸付等

イ 農林漁業基盤等の再建

第4章では、「復興へ向けた分野別の対策」として、被災後に実施すべき事項や手順等を取りまとめるとともに、被災イメージや被災後の需要予測からバックキャスティングの発想に基づき、事前に取り組んでおくべき事項(事前復興の取組)を「準備する事前復興」、「実践する事前復興」に分類し取りまとめ、各項目毎にシートに記載しています。

なお、各項目については、次の4つの分野に分類しています。

1 「すまいの再建」

被災住宅の応急修理対策、応急仮設住宅の供給計画や建設など「緊急の 住宅確保」について、また、公営住宅の供給や再建など「恒久住宅の供給 ・再建」について記載しています。

2 「暮らしの再建」

雇用状況の調査や被災離職者の生活・再就職支援など「雇用の維持・確保」について、災害弔慰金、災害障害見舞金、地方税の減免、義援金など「被災者への経済的支援」について、公共施設の復旧、医療・保健対策、学校の再開、ボランティア・NPO等多様な主体との連携など「公的サービス等の回復」について、地域コミュニティの維持・再生・育成、地域対応力の充実・強化など「地域社会の維持・再生・育成」について記載しています。

3 「安全・安心な地域づくり」

災害復旧、土砂災害対策など「公共土木施設等の災害復旧」について、 都市復興基本方針の策定、災害危険区域の設定、宅地・公共施設の高台移 転など「安全・安心な市街地・公共施設整備」について、道路・ライフラ イン施設の復興など「社会基盤施設の復興」について記載しています。

4 「産業・経済の復興」

産業・経済の復興を図るため、被災事業者の再建のための資金需要の把握や各種融資制度の周知・経営相談など「情報収集・提供・相談」について、また、再建資金の貸付、観光振興、農林漁業基盤の再建など「中小企業の再建」及び「農林漁業の再建」について記載しています。

また、各項目毎のシートの構成及び内容については、次のとおりです。

1 「趣旨・概要」

当該項目の趣旨や概要を記載しています。

2 「実施時期」

当該項目の実施時期(始期・終期)を記載しています。

3 「関係部局」

県における関係部局を記載しています。

4 「項目・手順等」

被災後の復旧・復興に係る業務の項目や手順等を記載しています。

また、各詳細項目の下に、事前に取り組んでおくべき事項(事前復興の取組)の例を の中に、【準備する事前復興】、【実践する事前復興】 に分類し記載しています。

なお、この「項目・手順等」では、基本的に主語が県のみの場合は、主語を記載していません。県以外が主語の場合や主語が複数の場合は、主語を記載しています。

5 「市町村に期待する取組」

市町村においても、「項目・手順等」を参考に、被災後の取組はもとより、 平時における事前の準備や実践である事前復興の取組の議論が進むことを 想定していますが、ここでは、「項目・手順等」以外の事項で、特に市町村 に期待する取組を記載しています。

なお、この「市町村に期待する取組」では、基本的に主語が市町村のみの場合は、主語を記載していません。市町村以外が主語の場合や主語が複数の場合は、主語を記載しています。

6 「事業者等に期待する取組」

住民,地域コミュニティ,事業者・事業団体,専門職団体等,医療・福祉に係る事業者・団体等の各復興の主体においても,「項目・手順等」を参考に,被災後の取組はもとより,平時における事前の準備や実践である事前復興の取組の議論が進むことを期待していますが,ここでは,「項目・手順等」以外の事項で,特に事業者等に期待する取組を記載しています。

7 「その他(特記事項, 留意点)」

その他、当該項目の特記事項、留意点を記載しています。

8 「関連する法令、計画、資料等」

当該項目に関連する法令,計画,資料等を記載しています。

(1)緊急の住宅確保ア 被災住宅の応急修理対策

[4-1-(1)-7]

趣旨 • 概要

- ○住宅が被害を受けても、被災者ができる限り自宅で生活を続けながら本格補修を行うことは、 次のような面で有効であり、関連制度の活用が必要である。
 - ・避難所の早期解消や、応急仮設住宅等の需要抑制につながる。
 - ・被災者が可能な限り地域ごとにとどまって復興まちづくりを進める足がかりを確保することができる。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

危機管理部, 県土整備部

項目・手順等

(ア) 災害救助法による住宅の応急修理の実施(危機,県土)

- ○災害救助法では、住宅の応急修理の対象となる者を、1)災害のため住家が半壊、 半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をするこ とができない者、2)大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度 に住家が半壊した者としている。また、応急修理の内容についても、日常生活に必 要な最小限度の部分とされている。
- ○県は、国と連携の上、要領、工事例等を示し、市町村は、それらに基づいて応急修 理の対象となる住宅選定の手続きなどを住民に周知する。
- ○災害救助法による住宅の応急修理の実施のため、県及び市町村は、次のような措置 を実施する。
 - ・被災者への制度の情報提供・PR
 - 住宅の応急修理の意向把握
 - ・住宅の応急修理の募集・選定
 - ・被災者への指定業者表等の提供
 - ・住宅の応急修理の実施

【準備する事前復興】

- ○発災後には建設需要も高く、応急修理を請け負う建築業者の確保が困難になるため、 あらかじめ建築関係団体等と協定を結ぶ等、応急修理にあたる建築事業者との協力体 制を構築しておく。(危機、県土)
- ○市町村は、県と連携し、平時から応急修理の対象となる住宅選定の手続きなどを住民 に対して周知しておく。(危機、県土)

(イ) 被災者が自力で実施する応急修理支援(県土)

- ○災害救助法の対象とならない世帯に対しても、積極的に応急修理を支援することで 被災者を自宅に戻し、本格復旧・再建に向けての生活の正常化を図ることが重要で ある。
- ○市町村は,災害救助法に基づく応急修理の実施と平行して,建築団体と連携しつつ,相談,施工業者あっ旋などを実施する。
- ○市町村は、住宅のストックを有効に活用し、早急に被災者の生活の場を確保する観点から、災害救助法第4条による被災した住宅の応急修理の対象外となった住宅に関する支援(利子補給、建設業者のあっ旋等)を検討する。

【準備する事前復興】

- ○市町村は,災害救助法による住宅の応急修理の対象とならない住宅に関する支援策(利 子補給等)をあらかじめ検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、応急修理マニュアルを事前に作成しておく。(県土)

(ウ) 悪徳業者への注意喚起、価格監視(危機、県土)

○発災直後から悪徳業者が横行しがちであり、早期に被災者への注意喚起、価格監視 などの対応を行う。

【準備する事前復興】

- ○PIO-NET (全国消費生活情報ネットワークシステム) などを活用し、事前に過去の災害時における消費者被害情報を収集・分析しておく。(危機)
- ○被害の未然防止に向け、収集・分析した情報について、各種機会を活用し、事前に情報としている。 報提供を行っておく。 (危機)

市町村に期待する取組

- ○住宅の応急修理に係る受付窓口を開設する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○受付窓口担当の業務分担や相談マニュアルについて, 事前に検討しておく。(県土)
- ○応急修理が円滑に実施できるよう,平時から業界団体等を中心としたネットワークを 構築しておく。(県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○大規模災害では、地域の工務店など小規模建設業者も被災し、また、建設業者は、被災家屋解体、仮設住宅建設、顧客からの改修依頼等への対応に追われ、補修への十分な対応が困難となる。
- ○被災建築物の公費解体を実施する場合にも、補修・修復等による継続使用が促進される仕組み 等について検討することが必要である。

■参考:法制度に基づく応急修理

- ○災害救助法に基づく応急修理を実施する。これは、「災害のため住家が半壊、半焼若しくは これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者」又は「大規模な補 修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」について、県、市町 村が居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものである。
- ○公費による修理限度額:市町村ごとに,一世帯(同一住家に2以上の世帯が同居している場合は,これを1世帯と見なす)当たりの金額が,
 - ・下記に掲げる世帯以外の世帯 59万5千円以内
 - ・半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万円以内 (令和元年10月23日内閣府告示第378号)
- ○実施期限:同法に基づく応急修理は災害発生の日から1か月以内に完了しなければならないとされている(ただし,期間延長措置あり)。
- ○応急仮設住宅との関係:応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用した場合は, 応急修理の対象とならないため,県及び市町村は,事前に住民に周知する。
- ○同制度を知らずに自力で修理した方については、支援の対象とならない場合があるため、県 及び市町村は、平時から同制度について周知しておくことが重要である。
- ○令和元年台風第19号に伴う災害を起因として,災害救助法の住宅の応急修理の対象を拡充し,「半壊に至らない」(一部損壊)の被害を受けた住宅のうち損害割合が10%以上20%未満の住宅も支援の対象とした。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害救助法
- ○令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について(内閣府)

(1) 緊急の住宅確保

イ 一時提供住宅の供給

[4-1-(1)-1]

趣旨・概要

○災害により住宅に被害を受けた被災者に対して,公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供する。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

県土整備部

項目 • 手順等

(ア) 供給可能な一時提供住宅の確保 (県土)

- ○県及び市町村は,次の空家状況を把握する。
 - ・公共賃貸住宅(公営住宅・特定優良賃貸住宅)の空家状況把握
 - ・公団・公社賃貸住宅の空家状況把握
 - ・公務員宿舎の空家状況把握
 - ・上記より、供給可能住宅リストを作成
- ○空家状況の把握に当たっては、住家管理者、立地場所、入居可能世帯、入居期間、入居制 限等を把握する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、公営住宅等への一時入居対策の供給可能量把握が迅速に行えるよう、 定期的に公営住宅等の空家状況を把握する。あるいは発災後、迅速に情報把握が可能 となるよう、あらかじめ各事業主体と協議しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、他の地方公共団体の公営住宅等の提供の要請方法等について事前に 協議を行っておく。(県土)

(イ) 入居者の募集・選定(県土)

- ○県及び市町村は,一時提供住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を 図り,入居者の募集及び選定を行う。
- a 入居者の選定基準の作成
- b 一時提供住宅の募集計画の策定
 - ○大量の住宅が被災した場合には、募集を一元的に実施する窓口を設置する。
- c 入居者の募集
 - ○広報及びマスコミ等により,募集情報を提供する。
 - ○高齢者等に対して、申し込み手続き等の支援も実施する。

d 入居者の選定

○各住宅管理者は、選定事務及び入居手続事務を行う。

【準備する事前復興】

- ○一時提供住宅の募集窓口の設置方法や入居者の募集・選定方法について, あらかじめ 市町村と検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、高齢者・障がい者が入居する際の配慮や、浴槽や風呂釜のない公営 住宅等入居時の支援方法についてあらかじめ検討しておく。(県土)

(ウ) 一時提供住宅の入居者の管理 (県土)

- ○県及び市町村は、一時提供住宅の入居者の管理及び相談への対応を行う。
- a 入居者名簿の作成

b 入居者の管理

- ○入居管理事務を行う。
- ○一時提供住宅入居者に対する各種サービスの供給を図る(特に高齢者・障がい者,乳幼児,児童対策)。

c 入居者の相談対応

○一時提供住宅入居者の生活再建相談等に対応するため、巡回相談等を行う。

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○一時提供住宅の募集窓口の設置方法や入居者の募集・選定方法について、あらかじめ 県と検討しておく。(県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

(ア) 被災者の地元指向への配慮

○被災者の住宅確保に関する地元指向は強く,入居先に親族がいる場合などを除いて,応募 は比較的近隣の住宅に限られる場合が多い。

(イ) 公的宿泊施設での受入れ、ホームステイ

○公的宿泊施設での受入れや、ホームステイ申し出へのあっ旋も行われるが、希望者は少ない。

(ウ) 公営住宅等の提供

- ○公営住宅等では、手入れが必要な住宅や浴槽、風呂釜のない物件もあり、短期間の利用で そうした費用をかけたくないとする世帯もあるため、必要に応じて支援策を検討する。
- ○公営住宅等の災害時の一時提供については、地方自治法第238条の4第7項に該当する ものとして目的外使用させることとして入居許可を行う。
- ○過去の災害において,一時的な入居を行った者について,その後,入居者資格要件に該当する者については,災害による特定入居(公募によらず特定の者を入居させること)として正式入居とした事例がある。

関連する法令,計画,資料等

○地方自治法

(1) 緊急の住宅確保

ウ 応急的な住宅の供給計画の検討

【4-1-(1)-ウ】

趣旨 · 概要

- ○災害発生直後において住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を勘案しながら応急的な住宅(一時提供住宅・応急仮設住宅)の必要戸数(概算)を算出する。
- 〇その後,住宅被害戸数の詳細調査,応急的な住宅への申込状況等も勘案して必要戸数を補正・決 定する。

実施時期

被災直後~被災後3か月

関係援部局

県土整備部

項目・手順等

- (ア) 応急的な住宅の供給戸数の検討(県土)
 - a 住宅被害戸数の把握, 建設の必要性の検討
 - ○市町村は、被害調査、応急危険度判定の結果などを参考に、住宅被災世帯の概略を把握する。
 - b アンケート調査・聞き取り調査による被災者の応急的な住宅ニーズの把握
 - ○県及び市町村は、被災者数が少数の場合は避難所での聞き取り調査を行い、応急的な住宅 の必要戸数を把握する。
 - c 応急的な住宅の供給戸数の検討
 - ○大量の住宅が必要となる場合には、応急仮設住宅を建設する建設型だけでは供給不足になることから、県及び市町村は、民間賃貸住宅等の空き住戸が存在する地域では、より迅速な住宅供給、被災者ニーズへの対応等の観点から、民間賃貸住宅を活用する借上げ型も合わせて検討する。また、何回かの募集となる場合には、申込状況等も勘案して応急的な住宅の必要戸数を補正する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、被害想定等を参考に、あらかじめ被災した際の応急的な住宅(一時提供住宅・応急仮設住宅)の供給戸数の算出方法を検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、被災者の特性、ニーズや地域コミュニティへの配慮の観点等を考慮し、 事前に応急的な住宅の供給戸数を検討するためのアンケート調査、聞き取り調査の内容 及び手法の見直しをあらかじめ行っておく。(県土)

(イ) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出 (県土)

○県及び市町村は、応急仮設住宅の建設可能用地の把握調査及び関係団体への資機材等の状況 確認を行い、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。

a 応急仮設住宅の建設に係る建設資機材・労力の把握

○応急仮設住宅の建設に関する協定を締結した関係団体に、応急仮設住宅の建設資機材の状況(建設資材の在庫状況や生産見込量、運搬車両の確保等)や労働力の状況(建設業者のあっ旋見込)を確認する。

b 民間賃貸住宅の借上げ

- ○被災地方公共団体は、民間賃貸住宅の借上げを行う場合には、「災害時における民間賃貸住 宅の活用ついて」に基づき実施する。
- 〇その際,災害規模と被災地方公共団体が対応できる事務作業量等を踏まえながら,県が「市 町村によるマッチング方式」と「被災者自ら物件を探し,県に申請する方式」のいずれか の方法を選ぶ。

c 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出

○県及び市町村は、a, bに基づき、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供するために、民間賃貸住宅の借上基準を事前に作成しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、民間賃貸住宅は、一般に応急仮設住宅と比べて居住環境が良好であるが、災害発生時には大量の需要が発生し、家賃相場が上昇したり、量的確保が困難になる。そのため、災害発生時には地方公共団体が優先的に確保できるよう、あらかじめ「災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」を参考に、事前に業界団体等と協議を行うとともに、協定等を締結しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、あらかじめ応急仮設住宅の供給可能戸数を算出しておく。(県土)

(ウ) 応急的な住宅の供給計画の策定(県土)

○県及び市町村は、応急的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の算出結果に基づき、応急的な 住宅の供給戸数を決定し、供給計画を策定する。

a 一時提供住宅の供給戸数の決定

- ○一時提供住宅の供給戸数については、県が市町村と調整の上で決定する。
- ○都市部においては、応急仮設住宅の建設用地が不足することから、一時提供住宅の供給を 優先的に行う。
- ○供給可能戸数と被災者の利用戸数は必ずしも一致しないため,アンケート結果や申し込み 状況を勘案する。

b 応急仮設住宅の供給戸数の決定

- ○応急仮設住宅の設置戸数については、県が市町村と調整の上で決定する。
- ○老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設を応急仮設住宅として設置できる。

- ○高齢者・障がい者世帯向け住戸や単身・夫婦のみ世帯向け住戸,ファミリー向け住戸など の住戸形式については、応急仮設住宅の建設に関する協定を締結している関係団体等と早 期に協議し、円滑に供給できるようにする。
- ○面的な被災地で,市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画が早期に行われた地区 については,事業用仮設住宅の建設も含めて検討する。

c 応急的な住宅の供給計画の策定

- ○応急的な住宅(一時提供住宅の供給計画/応急仮設住宅の建設計画)の供給計画を策定する。また、供給計画については、津波災害特別警戒区域となることが想定されている地域を避けて策定することが重要である。
- ○応急的な住宅の供給に当たっては、被災者の従前居住地内又は近接した場所となるよう配慮する。また、従前のコミュニティの維持や団地内のソーシャルミックス(バランスのとれた世帯構成)、高齢者・障がい者等の利用に配慮する。
- ○供給計画については、計画期間、計画対象地域、一時提供住宅・応急仮設住宅の供給方針 及び地域別、世帯形態別(高齢者・障がい者の有無を含む)の供給戸数を示す。
- ○必要に応じて, 応急仮設住宅における集会所等の設置について示す。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、事前に供給計画を策定しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、地域の実情を常に把握し、必要に応じて事前に供給計画を見直してお く。(県土)

市町村に期待する取組

- ○避難者数や応急仮設住宅建設供給必要戸数の把握について、県と情報共有及び調整を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○避難者数や応急仮設住宅の必要戸数を把握する手法について,事前に県と情報共有及び 調整を行っておく。(県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○県又は市町村と協定を締結した団体は、発災時の応急仮設住宅供給に関する資材・人員 について平時から確保しておくとともに、連絡体制や供給可能戸数等について、あらか じめ県及び市町村と情報共有を行っておく。(県土)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○応急的な住宅の供給計画の検討に当たっては、高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで 住み続けるという視点が重要である。
- ○応急的な住宅の確保に当たっては、応急仮設住宅の建設と民間賃貸住宅の借上げ(みなし応急仮設住宅)という異なる2つの業務が発生することから、それぞれについて適切な業務体制の構築を図ることが重要である。
- ○熊本地震においては、貸主又は賃貸住宅管理者等に対して、補修費(入居時修繕負担金)を支援 し、被害を受けた民間賃貸住宅を補修の上、みなし応急仮設住宅として提供した事例がある。

■参考:応急仮設住宅の改良利用

- ○過去の災害においては、応急仮設住宅の建設に当たって、床、壁及び屋根に再利用可能な杉の 厚板を用いる「板倉構法」により、住宅が建設された事例がある。
- ○また,東日本大震災においては,同構法により建設した木造の仮設住宅について,基礎を作り 直し,恒久住宅とした事例もある。

■参考:民間賃貸住宅の借上げ(みなし応急仮設住宅)の特徴

○迅速性

民間賃貸住宅の借上げの場合,既存のストックを活用するので,発災数日後から供給することが可能である。一方,応急仮設住宅の建設の場合,建設用地の選定を行ってから建設することになる。この建設期間も3週間以上かかり,他の施策に比べると迅速性には欠ける。

○居住環境

民間賃貸住宅の借上げの場合、既存のストックに大きく左右されるが、ワンルームから3LDKまで幅広い住戸形式を供給することが可能であり、総じて居住環境は良好であると考えられる。

○確実性

民間賃貸住宅の借上げの場合,供給可能戸数が変動する。一方,応急仮設住宅の建設の場合, 県及び市町村がオープンスペースを確保していれば、確実に供給することが可能である。

関連する法令,計画,資料等

- ○徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例
- ○災害時における民間賃貸住宅の活用について(厚生労働省、国土交通省)
- ○災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について(厚生労働省、国土交通省)

(1) 緊急の住宅確保

エ 応急仮設住宅の建設

[4-1-(1)-I]

趣旨・概要

- ○県及び市町村は、応急的な供給計画に基づき応急仮設住宅を建設する。この際、応急仮設住宅は、迅速かつ大量供給が必要とされるため、画一的な住戸形式、当初は周辺も含む住環境整備が遅れる等の問題が生じることがあり、多様な形式の住戸供給、住環境を実施する。
 - ・建設可能用地の確保
 - ・応急仮設住宅等の迅速な建設
 - ・維持管理体制の構築, 住環境の改善

実施時期

被災後1週間~被災後2年

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 建設可能用地の確保 (県土)

- a 応急仮設住宅の建設可能用地の把握・整理
 - ○市町村は、「応急仮設住宅用地・候補地リスト」の中から、優先ランク等を基に建設用 地の選定を行う。
 - ○建設用地については,所在地,所有関係,敷地面積,建造物面積,住宅建設可能面積,接続道路,給排水施設,電気・通信施設,ガス供給施設等の整備状況等を踏まえ,選定する。

b 建設用地の被害状況の調査等

○市町村は、応急仮設住宅の建設用地の被害状況を調査する。建設可能用地の被害調査に 当たっては、地盤亀裂の有無、建造物被害の有無、道路、給排水施設、電気・通信施設、 ガス供給施設等ライフラインの被害状況等を把握し、建設可能か判断を行う。

c 建設用地(公共用地)の確保

○市町村は、管理者との調整を行い、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。

d 建設用地(民有地)の確保

- ○市町村は、民有地の使用について、事前に把握している地籍情報を基に土地所有者等に 使用の確認をする。
- ○市町村は、使用のための所定の手続きを行う。

【準備する事前復興】

○都市化の進んだ人口過密地域等において、量的な確保が困難な場合は、市町村は、公 共用地だけでなく、民有地も含め、候補地として可能性がある用地をあらかじめ把握 しておく。(県土)

- ○大規模災害等,多量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え,公有地等のほか,その他の土地を含め,市町村は,事前に建設可能な土地を選定し,「応急仮設住宅用地・候補地リスト」を作成しておくとともに,変化する土地利用状況を恒常的に把握し,必要に応じて,時点修正を行っておく。(県土)
- ○「応急仮設住宅用地・候補地リスト」に掲載された候補地については、土地の形状や ライフライン施設の状況、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の状況、土地利用 制限等の状況について調査し、徳島県応急仮設住宅供給マニュアルに基づく応急仮設 住宅用地の優先度評価を行い、土地の安全性・利便性・土地利用等の状況を、事前に 把握しておく。(県土)
- ○市町村は、応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、「応急仮設住宅用地・候補地リスト」の中から、建設する候補地の選定順位を事前に決定しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、発災時において、直ちに応急仮設住宅を建設することとなるため、 選定順位の高い候補地については、あらかじめ被災者の利便性を考慮した応急仮設住 宅団地の配置計画を作成しておく。(県土)
- ○市町村は,災害時において借上げ利用することについて,空地やグラウンド,農地等, 民有地の候補地をあらかじめ準備しておく。(県土)
- ○市町村は、「応急仮設住宅用地・候補地リスト」について、建設時の近隣住民との摩擦を避けるため、事前に建設予定地を公表するなどし、近隣住民の理解を得ておく。 (県十)

(イ) 応急仮設住宅等の建設 (県土)

a 応急仮設住宅等の建設及び工事監理

- ○県及び市町村は、応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設する。
- ○応急仮設住宅の建設に関する協定を締結している関係団体等に応急仮設住宅の建設を依頼する。

b 集会施設等の設置

- ○良好なコミュニティ形成及びその活動を円滑に進めるための支援が必要な場合には,集 会施設等の設置を検討する。
- ○なお,災害救助法においては、同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも、戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

■参考:集会施設等の設置の事例

○熊本地震などにおいては、単なる集会施設ではなく公民館的機能を持たせ、地区の復旧・復興及びその先の地域づくりを担う拠点施設を「みんなの家」として整備し、被災者らによる積極的な活用を促すとともに、自治会活動の活性化を促した事例がある。 〈89頁に再掲〉

■参考: 応急仮設住宅の分散配置

○東日本大震災時の大船渡市においては、コミュニティ維持のため、既存集落内に応急仮 設住宅を分散配置した事例がある。また、新潟県中越地震においては、既存集落ごとに 応急仮設住宅を配置した事例がある。

【準備する事前復興】

○迅速な供給が可能になるよう、資材を県、市町村等が分担してあらかじめ備蓄しておく。(県土)

- ○県及び市町村は、仮設住宅のタイプ別に、建設に適する規模や敷地の状況を事前に整理しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、迅速な立ち上がりが可能となるよう、応急仮設住宅の建設基準案の 作成などについても事前に関係建設業者等の協力を得て検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、応急仮設住宅地における自治活動などのための集会所の設置基準などを事前に作成しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、迅速な立ち上がりが可能となるよう、事前に関係建設業者等と応急 仮設住宅建設への協力について協定等を締結しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、応急仮設住宅建設に携わる応援技術者の宿舎の確保について、事前 に関係建設業者と共に検討しておく。(県土)

(ウ)維持管理体制構築・住環境の改善(県土)

a 維持管理体制の構築

- ○応急仮設住宅の管理については、災害救助法で直接規定されていないため、市町村は、 応急仮設住宅を管理する組織を設け、応急仮設住宅を管理を実施させることが可能であ る。管理内容としては、雨水配水対策、敷地内通路の整備、住宅・共同利用施設の維持 管理、入退者管理、苦情受付・処理、防災・安全対策等が挙げられる。
- ○管理を受託する関係団体は、維持・管理・運営に関する委託契約を市町村と締結する。

b 住環境の改善

- ○市町村は、応急仮設住宅の入居者に対し居住環境調査を実施し、応急仮設住宅の住環境の問題点、入居者の要望等を把握するとともに、応急仮設住宅の住環境の改善方策について検討・実施する。
- ○市町村は、必要に応じて自動販売機の設置や店舗の誘致を行う。

【準備する事前復興】

○応急仮設住宅は、建設後も、改修・管理経費の捻出、管理人員の確保に加え、入居者からの苦情への対応といった各種管理上の対応が必要となるため、市町村は、こうした対応に関する体制及び費用負担等の検討をあらかじめ行っておく。(県土)

市町村に期待する取組

- ○応急仮設住宅建設可能用地の選定や応急仮設住宅への入居希望者について, 県と情報共有及び 連携調整を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○被災後,応急仮設住宅建設用地の選定を行う際に,事前に調査した地籍情報により, 円滑に土地所有者との協議が行えるよう,あらかじめ手続き等を定めておく。(県土)
- ○応急仮設住宅建設用地の選定に当たっては、コミュニティの維持の観点や最終的な復興まちづくりにおける土地利用にも十分に配慮し、あらかじめ検討しておく。(県土)
- ○応急仮設住宅の建設候補地となる民有地の所有者とあらかじめ事前協定を締結してお く。(県土)
- ○応急仮設住宅建設可能用地のインフラ等の確保策について, あらかじめ検討しておく。 (県土)

事業者等に期待する取組

- ○県又は市町村と協定を締結した団体は、資材・人材等を確保し、速やかに必要な戸数の応急仮 設住宅建設を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○県又は市町村と協定を締結した団体は、応急仮設住宅建設に携わる応援技術者の宿舎 の確保について、事前に県及び市町村と検討しておく。(県土)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 応急仮設住宅の建設用地の選定

○応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として、(1)公有地、(2)国有地、(3) 企業等の民有地の順に選定する。なお、国有地の利用については、国有財産法第22条第 1項第3号により、県及び市町村が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与を受け ることができるとされている。

(イ) 民有地の借上げ

○民有地の借上げについては、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地を優先して予定する。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害救助法
- ○国有財産法
- ○徳島県応急仮設住宅供給マニュアル
- ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
- ○災害救助事務取扱要領(内閣府)

(1) 緊急の住宅確保 オ 入居者の募集・選定と入居後のサポート

【4-1-(1)-オ】

趣旨・概要

- ○応急的な住宅の入居者の募集・選定を行い、避難者や暫定的な疎開者の入居を促進する。この際に、入居者の従前の職業、医療ニーズやコミュニティの維持等にきめ細かく配慮することが、 被災者の早期自立に有効である。
- ○応急的な住宅では,入居後の生活支援も不可欠である。健康維持や精神面のケア,簡易な就労, 自治会づくりなどを積極的に支援することが,被災者の早期自立に有効である。

実施時期

被災後1週間~被災後2年

関係部局

危機管理部, 保健福祉部, 県土整備部

項目・手順等

(ア) 入居者の募集・選定(県土)

- ○県及び市町村は、応急的な住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を 図り、入居者の募集及び選定を行う。
 - 入居者の選定基準の作成
 - ・応急的な住宅の募集計画の策定
 - ・応急的な住宅の募集窓口の設置
 - 入居者の募集
 - 入居者の選定
- ○弱者優先の選考基準で入居者を選定する場合,入居者が高齢者や障がい者のみの仮設住宅団地が出現する可能性がある。このような事態を避けるためにも,弱者優先を基本としながらも,可能な限り仮設団地内のソーシャル・ミックス (バランスのとれた世帯構成)を考慮した入居者の選定を行うとともに,従前のコミュニティの維持等に配慮した通常のまちの姿の実現を目指す。

■参考:従前のコミュニティの維持等に配慮した全村避難の事例

- ○新潟県中越地震時に全村避難した旧山古志村においては、避難所に入った1週間後に、 集落ごとにまとまり、別の避難所に再引越を行い、そのまま集落単位で応急仮設住宅に 入居するとともに、集落ごとに集会所も設置した事例がある。
- ○大規模な仮設住宅では,一定のブロック(棟)が完成した時点で入居を可能とすることで, 迅速な入居を促進する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、入居者の募集体制をあらかじめ検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、入居者の選定基準案をあらかじめ作成しておく。(県土)

(イ) 入居者の生活支援(保福, 県土)

○市町村は、県と協力し、応急的な住宅入居者の管理、健康管理、生活指導等を含め、応急 的な住宅入居者に対する次のような各種福祉サービス等の供給を図る。

a 入居者の健康管理

○入居者台帳を作成し,入居者の健康状態,必要とする介護の種類・程度を的確に把握するとともに,高齢者等の介護を必要とする入居者に対し,福祉面のケアを行う。

b 生活指導員,介護職員,相談員対応

○入居者に対し生活指導,介護等のケアを提供するために生活指導員や介護職員等を派遣する。また,被災者の様々な悩みについて相談に応じたり,様々な情報を提供する相談員等を派遣する。

c 応急的な住宅入居者の相談対応

○応急的な住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため,巡回相談の実施もしくは仮設 相談所の開設を行う。

d 自治会等の育成

○大規模な応急的な住宅団地では、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの 育成を図る。

■参考:自治会等の育成の事例

○熊本地震などにおいては、単なる集会施設ではなく公民館的機能を持たせ、地区の復旧・復興及びその先の地域づくりを担う拠点施設を「みんなの家」として整備し、被災者らによる積極的な活用を促すとともに、自治会活動の活性化を促した事例がある。 〈85頁に再掲〉

e 周辺住民との交流促進

○応急的な住宅入居者が地域内で孤立しないよう,周辺住民との交流等が図られるよう配 慮する。具体的には、集会施設等を活用し、周辺住民の交流会等を催す。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、入居者台帳の様式について、事前に検討しておく。(保福)
- ○市町村は、各種生活支援メニュー及び支援体制を事前に検討しておく。(保福)
- ○健康管理に当たっては、保健師、管理栄養士等の専門職の活用が必要になるため、県 及び市町村は事前に配置計画を作成しておく。(保福)
- ○県及び市町村は、平時から各施設協議会、ボランティア、NPO団体等と連携した支援体制の構築を検討しておく。(保福)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○ボランティア等の受入れに際し柔軟に対応できるよう,あらかじめ応急仮設住宅等の 空き住戸の活用について検討しておく。(県土)

事業者等に期待する取組

- ○ボランティア, NPO団体等は、県及び市町村と連携し、支援体制の構築を検討する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○ボランティア, NPO団体等は,平時から県及び市町村と連携し,支援体制の構築を 検討しておく。(保福)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 入居者への実態把握

○応急的な住宅入居者の実態調査等を実施し、適切な生活支援を行う。この際、入居者情報 については、プライバシーの保護に最大限に配慮する必要がある。

(イ) ボランティア、NPO団体等との連携

○入居者の抱える生活上の問題は多様で、県、市町村等による生活支援には限界があること も事実である。ボランティア、NPO団体等と連携した支援体制の構築が重要なポイント となる。

(ウ) アウトリーチでの福祉サービス

○入居者に対する福祉サービスの提供については、制度を準備し申請を待つだけでは限界がある。県及び市町村は、ボランティア、NPO団体等と連携し、できるだけアウトリーチでのサービスの提供を行うことが望ましい。

(エ) 入居要件の緩和

○応急的な住宅について,入居希望者がない空き住戸については,入居希望者が現れるまでの期間に限り,他の自治体からの応援職員,地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用が可能となった。

(オ)ペットの飼育

○飼い主がペットと同行避難した場合,避難所や応急的な住宅で,適正な飼育管理ができるように,避難所での受け入れや,応急的な住宅でのペットとの同居などについて,体制を整備する必要がある。

関連する法令, 計画, 資料等

- ○建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について(厚生労働省)
- ○人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)
- ○災害時のペット対策ガイドライン

(1) 緊急の住宅確保 カ 利用の長期化・解消への措置

【4-1-(1)-力】

趣旨 · 概要

- ○災害危険が長期に継続する,あるいは,恒久住宅の再建・供給の遅れから,応急的な住宅の利用が長期化するような場合に必要な措置を実施する。
- ○一時提供住宅や応急仮設住宅等はあくまでも恒久住宅へ移転するまでの仮の住まいであり、恒 久住宅の早期供給と併せて、居住意向調査を踏まえ、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう 支援する。
- ○応急仮設住宅の転用・処分については、「災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について」の通知があり、処分期間については、「災害救助費負担金の国庫負担について」の通知において2年と定められている。

実施時期

被災後1週間~被災後3年

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 利用長期化への経過措置(県土)

- ○市町村は、利用が長期化し、応急的な住戸の空き住戸が発生した場合には、多人数世帯等 への対応も踏まえて必要な措置を実施する。
- ○市町村は、入居者が大幅に減少し、防犯面や地域コミュニティ活動の維持で問題が生じるような場合、あるいは、企業・学校等の敷地を利用している場合などで用地返還等のためやむを得ない場合には、統廃合を実施する。

a 応急仮設住宅の供与期間の延長

- ○「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適 用された場合には仮設住宅の供用期間の延伸が可能となった。
- ○この特例法が適用された場合,被災者用の住宅が不足し,かつ応急仮設住宅が,安全上, 防火上,衛生上支障がない場合は,1年の範囲内で延長できる。また,さらに再延長す ることも可能である。

b 空き住戸の利用

- ○応急的な住宅への入居が長期化し、一方で空き住戸が発生すると、空き住戸利用に関するニーズが高まる。一般的に認められるわけではないが、過去の災害においては、被災 実態に応じて次のとおり利用された事例がある。
 - ・多人数世帯への対応として、多人数世帯の分離(多人数世帯の2室入居)
 - ・通院等に重大な支障がある世帯の通院先の医療機関に近い住宅への住み替え
 - ・被災住宅の修理等で臨時に家屋が必要になった世帯の利用
 - ・ 倉庫などとして利用 (土石流の発生が繰り返し発生するような場合)

○応急仮設住宅の住み替えについては、原則認められていないが、避難者の生活環境や健康状態の変化に対応するため、必要に応じて、災害救助法の柔軟な運用や改正を求めていくことが重要である。

c 応急仮設住宅の統廃合

- ○空き住戸の増加に伴い,防犯面の問題が生じたり,自治会活動の担い手が不足するなど, コミュニティ活動の維持が困難になるという問題が生じる。また,企業や学校等の敷地 を利用している場合,敷地の明け渡しを求める声が高まる。
- ○こうしたことから、利用が長期化する場合には、応急仮設住宅の統廃合を進めることも 必要となる。ただし、住み替えは入居者に精神的・経済的負担を与えるため、必要最小 限に止めることが望ましい。
- ○統廃合の実施に当たっては次のとおり対応を考慮する。
 - ・ 入居者に早期に情報提供を行い、理解と協力を求める。
 - ・用地返還等のやむを得ない場合には、転居費用の融資・助成も検討する。
 - ・公営住宅等、恒久住宅入居募集の優先枠の設定を検討する。

(イ) 応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援 (県土)

○市町村は、被災者ニーズ及び恒久的な住宅への住み替えを困難にしている課題を把握し、 対応する。

a 住み替え情報の提供及び相談対応

- ○巡回相談や仮設相談所,住宅相談所等の各種相談所において,関係団体等と連携協力を 図りながら,公共賃貸住宅公社・公団・民間賃貸住宅の募集情報や民間住宅等物件情報 等を提供するとともに,被災者の相談への対応,申し込み指導を行う。
- ○なお,この際には、応急的な住宅への入居者に対する実態調査,意向調査等を踏まえて 対応する。

b 一時入居から正式入居への転換のあっ旋

○公的住宅への一時入居者の中には正式入居を希望するものが出てくると考えられる。特に、高齢者等の場合、生活環境の大きな変化への適応に相当の困難を伴うため、繰り返しの転居はできるだけ避けることが望ましい。こうした意味から正式入居の希望者に対応することが望ましいケースがあり、必要に応じて公営住宅への一時入居から正式入居への転換をあっ旋する。

c その他各種住み替え支援策

- ○その他各種住み替え支援策として、過去の災害においては、次のような取組がなされた。
 - ・公営住宅の見学会(住宅及び周辺利便施設等)
 - 移転費用に関する低利融資等
 - ・空き公営住宅の魅力化(風呂設備の設置)
 - 家賃低減化
 - ·公営住宅入居待機者等支援事業
 - · 持家再建待機者等支援事業
 - ·公営住宅特別交換(暫定入居)制度
 - ・自立支援委員会の設置・指導
 - ・ボランティアによる引っ越し支援

(ウ) 応急仮設住宅等の撤去(県土)

○県及び市町村は、入居者の退去に伴う応急仮設住宅の撤去を行う。応急仮設住宅の屋内外 設備・資材は、できる限り再利用等を図ることにより、廃棄物の排出を抑制する。

a 応急仮設住宅の撤去

- ○業者に応急仮設住宅の撤去を依頼する。
- ○撤去に当たっては、屋内外設備・資材の再利用を図る。

b 応急仮設住宅の撤去により発生する資材の活用方法の検討

○応急仮設住宅の撤去により発生する資材は規格化されており、再度活用することが可能 である。この資材の保存方法や活用方法について検討する。

(エ) 応急仮設住宅の改良利用(県土) 〈101頁に再掲〉

○過去の災害において、木造応急仮設住宅を改良し、公的賃貸住宅として活用した事例がある。高齢者等が同じ場所で引き続き暮らせるように、応急仮設住宅の基礎を木杭からコンクリート基礎などに改良して恒久住宅化することも検討する。

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- ○入居者は、円滑に住み替えができるよう県及び市町村に協力する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

関連する法令,計画,資料等

- ○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (特定非常災害特別措置法)
- ○災害救助法
- ○災害救助法による応急仮設住宅の管理及び処分について(厚生労働省)
- ○災害救助費負担金の国庫負担について(内閣府)

(2) 恒久住宅の供給・再建 ア 住宅供給に関する基本計画の作成

[4-1-(2)-7]

趣旨 • 概要

- ○応急仮設住宅の早期解消及び生活の再建を図るためには、恒久的な住宅を早期に供給することと、そのためのプログラムを被災者に提示することが必要である。
- ○適切かつ計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に基本計画を作成する。

実施時期

被災後1週間~被災後6か月

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 恒久的な住宅の必要戸数の算出 (県土)

- ○市町村は、住宅被害戸数から恒久的な住宅の必要戸数(概算)を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査により、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。
- ○必要戸数の検討に当たっては、被災者の特性、ニーズやコミュニティへの配慮の観点等に も考慮する。

a 住宅被害戸数の状況把握・報告

- ○災害対策本部等で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、震災直 後における住宅被害戸数の概況を把握する。
- ○公営住宅等の被災状況の調査を行う。
- ○市町村は、逐次、把握した住宅被害情報を県に報告する。県は、それらをとりまとめ、 国に報告する。なお、公営住宅建設の前提となる住宅滅失戸数は、災害救助法における 応急仮設住宅建設のための住宅被災戸数とは異なる点に留意する。

b 被災者等の再建意向の把握

- ○住宅再建意向の把握(時期:災害発生から1か月後以降)
 - ・住宅確保の見込み(補修,再建,購入,公営住宅入居,民間賃貸住宅入居等)
 - ・宅地や再建場所への意向(補修,希望する宅地の面積,位置)
- ○まちづくりへの意向の把握(時期:復興計画公表後等)
 - 集団移転や区画整理事業等への意向(移転か、従前場所での再建か等)
 - ・市街地整備計画案に対する要望・意見等

c 恒久的な住宅の必要戸数(概算)の想定

〇上記を勘案して,地域別,世帯状況別(高齢者・障がい者の有無,世帯収入等)の必要 戸数(概算)を想定する。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、公営住宅等の被災状況調査の調査票案を事前に作成しておく。(県土)
- ○市町村は、撤去、補修・補強の基準案を事前に作成しておく。(県土)
- ○市町村は、恒久的な住宅の必要戸数の算出方法案を事前に作成しておく。(県土)
- ○市町村は、GIS (地理情報システム)の整備及び活用方策を事前に検討しておく。 (県土)

(イ) 恒久的な住宅の供給可能戸数の把握 (県土)

a 公営住宅の供給による供給可能戸数の把握

- ○市町村は、新規建設可能用地を把握し、新規建設による供給可能戸数を算出する。
- ○市町村は、応急仮設住宅の建設可能用地の把握時に、公営住宅の新規建設可能用地も把握する。また、建設可能用地の被害状況等の調査も行う。
- ○市町村は、補修・補強による現状維持戸数、建替えによる供給可能戸数を算出する。

b 公社・公団住宅の新規建設・建替えによる供給可能戸数の算出

○県及び市町村は、公社・公団の賃貸住宅・分譲住宅の補修・補強、建替え、新規建設に よる供給可能戸数を算出する。

c 民間住宅の供給可能戸数の算出

- ○県及び市町村は、応急的な住宅の供給可能戸数の算出で収集した民間賃貸借上げ等による住宅の情報に基づき、借上げ等による供給可能戸数を算出する。
- ○県及び市町村は、関係団体等に、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の 新規建設による供給可能戸数等を確認する。

d 供給可能戸数の算出

○市町村は、上記により、被災地全体の住宅供給可能性を把握する。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案を事前に作成しておく。 (県土)

(ウ) 恒久的な住宅の供給計画の策定(県土)

- ○市町村は、恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数等の検討結果と、住宅被害戸数の詳細把握に基づき、恒久的な住宅の供給計画を策定する。
- ○なお,ここで策定する供給方針は、住宅復興に関する基本的な枠組みであり、その達成に 向けての具体的な施策は、別途詳細な計画を策定する。

a 恒久的な住宅の供給戸数の決定

- ○恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、引き続き実施される住宅被害 戸数の詳細把握に基づき、次のとおり想定する。
 - ・都市計画事業との連携による恒久的な住宅の供給計画量
 - ・自力で持ち家を再建・修復、購入、民間賃貸住宅に入居する世帯数の想定
 - ・災害復興公営住宅など低家賃の公営住宅の供給計画量

b 公的住宅の供給方針の策定

- ○民間賃貸住宅・分譲住宅の供給可能戸数等を踏まえ,公的住宅の供給計画を策定する。
 - ・公営住宅(県営・市町村営住宅の建設,借上,買取り)
 - ・改良住宅(県営・市町村営住宅の建設,借上,購入)
 - ・公的住宅(特定優良賃貸住宅,高齢者向け優良賃貸住宅,公社・公団住宅(分譲・賃 貸))
- ○それぞれの種類の住宅について、供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間 等を示す。
- ○公営住宅等の家賃の設定、家賃補助等の制度について確認する。

c 民間住宅(補修・再建,分譲,賃貸)への対応方針の策定

- ○被災地における住宅ニーズを勘案しながら,民間住宅の補修・再建,民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給への動向を踏まえ,民間住宅への対応方針を策定する。
 - ・持ち家の補修・再建への支援方針、対象戸数
 - ・民間賃貸住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数
 - ・民間分譲住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数

d 恒久的な住宅の供給計画(住宅の緊急整備計画)の策定

- ○上記の検討を踏まえ、被災地全体の恒久的な住宅の供給計画(住宅の緊急整備計画)を 策定し、公表する。
- ○計画においては、県営・市町村営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、 公社・社団住宅(分譲・賃貸)、民間住宅(分譲・賃貸)等の供給方針、地域別、世帯 形態別の供給戸数、計画期間等を示す。

e 住宅の緊急整備計画の見直し

○被災地における住宅建設動向,被災者ニーズの継続的把握を踏まえ,適宜,緊急整備計画を見直す。

市町村に期待する取組

- ○県と連携して、住宅供給計画を作成する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○入居要件の設定に当たっては、グループ単位での募集など従前のコミュニティの維持 方法、家賃低廉化対策等について事前に十分検討しておく。(県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

○恒久的な住宅の供給計画の検討に当たっては、高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで住み続けるという視点が重要である。また、個人の希望を尊重するとともに、集団移転先での敷地の配置やマンション建替時の住戸の配置などにより、コミュニティの維持に配慮することが重要である。

関連する法令,計画,資料等

○公営住宅法

(2) 恒久住宅の供給・再建 イ 公営住宅の供給

[4-1-(2)-1]

趣旨 • 概要

○応急仮設住宅を解消する段階においても自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。なお、この際には、既存の公営住宅を十分活用しながら、必要に応じて建替・補修、整備、入居者資格の緩和とともに、家賃の減免、家賃補助等の検討を行う。

実施時期

被災後1週間~被災後10年

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 公営住宅の建替・補修 (県土)

- ○市町村は、災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補 修の必要性を検討する。
- ○被災原因を踏まえ,現地に再建した場合の安全性に配慮する。

a 補修

- ○補修費用については、補修工事後に設計図書等を基に査定を行うこととなる。激甚法による補助率の嵩上げは、年度末に最終補助率が決定される。
- ○手順
 - 1)被害状況の把握及び立地場所の安全性の検討
 - 2)補強計画の策定
 - 3)居住者への通知
 - 4) 補強工事の実施

b 宅地の復旧

○再建の場合の宅地造成費は宅地復旧費として国庫補助対象となる。なお、他の場所に移転・再建する場合や宅地のみを復旧する場合の費用は、災害復旧事業債単独災害により、 起債対象となる。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、公営住宅が被災した際の修繕又は建替の判断基準について、あらかじめ検 討し整理しておく。(県土)
- ○市町村は、被災後に速やかに修繕に着手できるよう、事前に既存施設の設計図書を電子化し、クラウド等複数箇所に保存しておく。(県土)

(イ) 公営住宅の新規整備 (県土)

a 新規建設

- ○市町村は、新たな公営住宅の供給が必要となった場合は、地域の実情に応じ、適切な手 法を選択し整備を図る。
- ○市町村は、被災前からの公営住宅建設計画については前倒しを行う。
- ○市町村は、公営住宅が必要となった場合は、被害規模に応じ公営住宅の建設もしくは買取りを行う。なお、災害公営住宅の供給に伴う国から事業主体に対する家賃対策補助は、通常よりも優遇された措置がとられる。

b 民間住宅の公営住宅としての活用

○県及び市町村が,民間賃貸住宅を借り上げ,公営住宅として被災者に転貸するなど,民間賃貸住宅を公営住宅として積極的に活用していく。

【準備する事前復興】

- ○公営住宅の新規供給の必要戸数の調査・方法について,あらかじめ県及び市町村が協力し検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、買取り形や借り上げ形の復興公営住宅の発注や契約の手法について、 あらかじめ検討しておく。(県土)
- ○市町村と連携し、公営住宅の新規整備に関する業務分担について、事前に検討してお く。(県土)

(ウ) 家賃低廉化対策(県土)

○公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるため、被災者も支払い可能な範囲の家賃が設定 されることとなるが、病気にかかっていることやその他の特別の事情がある場合において 必要があると認められるときは、県及び市町村は、家賃の減免及び徴収猶予を検討する。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、あらかじめ家賃減免及び徴収猶予基準を作成しておく。(県土)

(エ) 入居者の募集・選定(県土)

○県及び市町村は、公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。

a 入居者の選定基準の作成

- ○公営住宅(借上げ・買取り公営住宅も含む)の入居者の選定基準を作成する。
- ○被災者救済の観点から入居者資格を緩和しようとする場合は,条例において定める(ただし,政令に規定する収入以下)。

b 公営住宅の一時入居者の居住継続の意向把握及び正式入居の手続き

- ○一時入居者の正式入居要件等を作成する。
- ○一時入居者に対する正式入居の意向調査を行う。
- ○現在居住している住宅での居住継続を希望する場合は、正式入居の手続き等を行う。
- ○現在居住している住宅以外の公営住宅での居住を希望する場合は,住み替え住宅の選定 ・確保を行い,決定した段階で正式入居の手続き等を行う。

c 入居者の募集

○広報及びマスコミ等により,募集情報を提供する。

d 入居者の選定

○選定事務及び入居手続事務を行う。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、公営住宅に関する入居資格、選定基準等の事務要綱をあらかじめ作成しておく。(県土)

(オ) その他公的住宅の供給(県土)

○県及び市町村は、被災した家屋数が非常に多く、応急的な住宅確保や公営住宅の建設等では被災者への住宅供給が間に合わないような場合等には、民間社宅等を活用した公的住宅を供給し、入居が促進されるように、次のような対策を行う。

a 地域優良賃貸住宅制度の活用検討

- ○地域優良賃貸住宅制度は、民間事業者等が実施する賃貸住宅の整備等に要する費用の助成や家賃の減額に対する助成を行うことで、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を行う制度であり、災害発生から3年間は、災害により滅失した住宅に居住していた者も入居できる。
- ○災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために供給される災害地域優良賃 貸住宅については、災害の規模、事業方式(建設・買取り/改良)等により、整備等に 要する費用への補助率に嵩上げ規定がある。

※いずれも入居者資格に収入制限がある。

b 再開発系住宅の供給(従前居住者向け住宅)

○再開発系住宅とは、公共事業の実施に伴い住宅を失う従前居住者向け住宅に供給する住宅をいう。改良事業による改良住宅、住宅市街地整備総合支援事業による従前居住者用賃貸住宅(受け皿住宅)、密集住宅市街地整備促進事業(密集事業)によるコミュニティ住宅等がある。

c 公社・公団住宅の供給促進

○公社・公団に要請し、良質な賃貸・分譲住宅の供給を促進する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、迅速な住宅供給を実施するために、地域優良賃貸住宅等に関する入 居資格、選定基準等の事務要綱をあらかじめ作成しておく。(県土)
- ○県及び市町村は,平時から地域優良賃貸住宅等に関する制度の広報を積極的に実施し, 周知しておく。(県土)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○公営住宅の新規供給のタイプ別必要戸数の調査・算出方法について,あらかじめ県と協力し検討しておく。(県土)
- ○県と連携し、公営住宅の新規整備に関する業務分担について、事前に検討しておく。 (県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 職員の確保

○平時に比べ非常に大量の住宅を供給するため,必然的に職員が不足することが考えられる。 そのため,他地方公共団体から応援者等も含め職員を確保する。

(イ) 効率的な事業の推進

○災害復興住宅の供給に関する協議会を設置し、設計や部品の標準化を図る。また、性能発注を積極的に取り入れる。また、大規模災害において大量の公営住宅建設が必要となる場合には、公団・公社との連携を強化して、効率的な事業の進捗を図る。

(ウ) 応急仮設住宅の改良利用〈93頁に再掲〉

○過去の災害において、木造応急仮設住宅を改良し、公的賃貸住宅として活用した事例がある。高齢者等の場合は同じ場所で引き続き暮らせるように、応急仮設住宅を改良して恒久 住宅化することも検討する。

(エ) 入居要件の緩和

- ○公営住宅の入居要件について、一般災害では収入分位50%を上限として、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例で定める金額、激甚災害では災害発生の日から3年間は収入要件不要とされているが、十分な戸数が確保できない場合は、入居できない被災者が多くなり、応急仮設住宅の利用の長期化につながる可能性があるので、注意する。
- ○また、公営住宅に入居できるのは、基本的に被災者だけであるが、空き住戸がある場合には、例えば、県外からのボランティア等が宿泊できるようにするなど、柔軟な対応を検討することが望ましい。

(オ) 入居者間の良好なコミュニティの形成

○入居者間の良好なコミュニティの形成が迅速に図れるように,集会所等のコミュニティ形成を促進させる施設の整備,公営住宅としてのコレクティブハウスの提供等を進める。

(カ) 高齢者等に配慮した公営住宅の整備

○高齢者等が安全で、安心して生活できるよう、住戸のバリアフリー化を進めるとともに、 生活援助員による生活相談、安否確認、緊急通報設備等のサービスのついたシルバーハウ ジングの供給を行う。

(キ) 分散型の公営住宅

○被災地が点在した場合や地形的な制約がある場合には,集合住宅の建設が困難な場合もある。本来望ましい形態ではないが,地域の実情や被災者の実態等を的確に把握し,分散化するなど最も適切な公営住宅建設の方法を検討する必要がある。

■参考:公営住宅の供給の事例

- ○東日本大震災においては、木造3階建ての公営住宅を建設した事例がある。
- ○東日本大震災においては、商業者の参加する4つの組合が、中小企業等グループ補助金を活用して、各街区で共同店舗・地域福祉施設・コミュニティ施設などを併設する集合住宅を建設し、上階部の住戸部分を被災自治体が公営住宅として買い取った事例がある。 ⟨241頁に再掲⟩
- ○能登半島沖地震においては、高齢者等の所有する敷地を輪島市に寄付し、敷地を公有地化して、そこに木造一戸建ての公営住宅を建築し、居住していた被災者に提供した。その後、被災者が買い取って持ち家とすることも可能とする取組(輪島方式)を行った事例がある。

関連する法令. 計画. 資料等

- ○公営住宅法
- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ○被災者市街地復興特別措置法
- ○徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例

(2) 恒久住宅の供給・再建 ウ 住宅補修・再建資金の支援

【4-1-(2)-ウ】

趣旨 • 概要

- ○生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金の支給による、生活の再建支援を検討する。
- ○被災者が住宅を再建するために必要な資金を貸し付けることによる住宅再建支援を検討する。 併せて、住宅金融支援機構等との連携により、被災者に対して円滑に再建資金の供給や生活福 祉資金等の貸付を主体的に行うことも検討する。
- ○また,災害により宅地が被災した者に対して,被災状況に応じて宅地の買い取り,防災工事融 資の実施の検討,宅地移転先のあっ旋等を実施する。
- ○市町村は、それら災害復興住宅再建等の貸付に係る広報を行うとともに、住宅金融支援機構と の協力の下、相談所を設置し、貸付制度の業務が的確かつ円滑に行われるよう支援する。

実施時期

被災後1週間~被災後3年

関係部局

危機管理部, 政策創造部, 保健福祉部, 商工労働観光部, 県土整備部

項目・手順等

(ア) 法制度に基づく事業(危機, 県土)

- ○所管省庁や住宅金融支援機構等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力 的運用(利率、償還期間等)を要請する。
- ○市町村は、相談所を開設するとともに、広報紙、マスコミ等を通じて情報を提供する。
- ○市町村は、相談内容等を分析し、住宅再建上の課題を把握し、必要な支援措置を検討する。

【準備する事前復興】

○市町村は、相談所を早期に開設できるよう、平時からマニュアル作成や庁内の担当を 検討しておく。(県土)

(イ) 融資制度等の創設(危機, 政創, 保福, 商工, 県土)

- ○県及び市町村による住宅再建への経済的支援として,過去の事例では次のような住宅再建 支援が実施されている。県及び市町村は,必要に応じてこうした支援の実施を検討する。
- ○また,県は,「徳島県 命を守るための大規模災害対策基金」の活用,市町村は,特定目的 基金の設置・活用も含め、国の制度対象とならない者に対する措置について検討する。
 - ・住宅再建資金(公的融資,民間融資,高齢者への融資)への利子補給
 - 大規模補修費用への利子補給
 - ・全半壊の住宅を再建するために必要となる解体費用の一部助成
 - ・ダブルローン被災者への支援
 - 高齢者向け特別融資制度の創設
 - ・ 移転費用への助成等

· 手数料 · 租税減免

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は,住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案, 一覧表等を事前に作成しておく。(保福,商工,県土)
- ○県及び市町村は、独自に実施する支援措置を事前に検討しておく。 (保福、商工、県土)

(ウ) がけ・擁壁、私道復旧への措置(県土)

〇がけ・擁壁, 私道復旧等は, 本来, 所有者の責任で実施すべきものであるが, 市町村は, 二次災害の防止等の観点から緊急に必要な措置について, その実施方策を検討する。

【準備する事前復興】

○災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の特例措置による人工斜面(宅地擁壁等)も国の 補助事業となることを,あらかじめ市町村へ十分に周知しておく。(県土)

(エ) 生活福祉資金(福祉費における住宅補修費・災害援護費)の貸付(保福)

- ○県社会福祉協議会は、低所得世帯等に対して、住宅の増改築・補修等に要する経費の貸付 を行う。
- ○生活福祉資金の貸付は,「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害等を原則対象とする。
- ○被災した低所得世帯等が,関係機関による相談支援を受けながら自立更生するために必要な経費について,各市町村の社会福祉協議会が相談・申請窓口となって,県社会福祉協議会が審査・貸付を行う。

【準備する事前復興】

- ○社会福祉協議会は、生活福祉資金の相談・申請を受け付ける体制等について事前に検 討しておく。(保福)
- ○県社会福祉協議会は、生活福祉資金について、被災者に必要な情報を周知するため、 事前に災害時における周知方法を検討するとともに、相談・貸付申請などの手続きが 円滑に遂行できるよう、県、関係機関等と協議しておく。(保福)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○住民,事業者等は,あらかじめ地震保険等に加入しておく。(危機)

その他(特記事項, 留意点)

- ○各種貸付手続きを迅速に行えるよう、関係機関等に要請する。過去の災害においては、夏に被 災したにもかかわらず、冬まで住宅の補修ができない事例などがあった。特に、台風の多い地 域については、雨漏りによる家具等の二次被害を防ぐため、住宅の補修を迅速に行う必要があ る。
- ○住宅の確保,再建を進めるに当たっては,防災まちづくりや産業・経済の再建関連の情報も適 宜,併せて提供することが必要である。

関連する法令,計画,資料等

- ○被災者生活再建支援法
- ○災害弔慰金の支給等に関する法律
- ○徳島県 命を守るための大規模災害対策基金条例

(2) 恒久住宅の供給・再建 エ 既存不適格建築物対策

[4-1-(2)-I]

趣旨・概要

- ○既存不適格建築物については,従前居住者の意向を踏まえつつ,良好な住環境の形成と住宅再 建のバランスを勘案しながら措置を講じる。
 - ・建築基準法の法的範囲の中での弾力的な運用
 - · 共同化 · 協調化支援

実施時期

被災後1か月~被災後6か月

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 建築基準法の弾力的な運用(県土)

○接道不良等の既存不適格建築物の中には、敷地・建物の共同化などを行わなければ再建することができないものが多く存在する。そのため、県及び市町村は、共同化に対するインセンティブを高める方策、建築協定に係る壁面線指定による容積率緩和など、既存不適格建築物の建替・再建を促進させる施策を計画に盛り込むとともに、建築基準法の範囲内で、弾力的な運用を図る。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、既存不適格建築物の現況調査を事前に実施しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、既存不適格建築物対策案を事前に作成しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、GIS(地理情報システム)の整備及び活用方策を事前に検討しておく。(県土)

(イ) 共同化・協調化支援(県土)

- ○密集市街地では、老朽不良住宅が滅失した場合、敷地規模、接道、複雑な権利関係等から 単独での再建が困難な例が多い。こうした住宅の再建及び地区基盤の改善のためには共同 化が不可欠であり、市町村は、共同化等を支援する。
- ○都市計画事業の計画のない密集市街地で共同化に利用できる事業としては,優良建築物等 整備事業制度がある。

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

- ○建築基準法等の弾力的運用については、良好な住環境の形成及び災害に強いまちづくりの視点を踏まえ、地域の実情や特性を十分に勘案した上で行う必要がある。また、一定の期限を定めた特例措置とする必要がある。
- ○共同化・協調化は、既存不適格建築物等の再建と、良好な住環境の形成の面で重要であり、共 同化に対するインセンティブを高める方策を実施する必要がある。

関連する法令,計画,資料等

○建築基準法

(2) 恒久住宅の供給・再建 オ 被災マンションの再建支援

【4-1-(2)-オ】

趣旨 • 概要

- ○被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成などで 様々な問題点を抱えているため、県及び市町村は、その問題解決を支援する。
 - 権利者の合意形成支援
 - ・既存不適格建築物の再建支援の検討
 - ・ 建替支援制度の創設の検討

実施時期

被災後1か月~被災後6か月

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア)権利者の合意形成支援(県土)

○被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。 しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不 足していることなど様々な要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。そのため、専 門家等の派遣・概略設計費及び再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策 を検討することが必要である。

a 権利者の合意形成に関するマニュアル等の作成及び配布

○県及び市町村は、マンションの再建に関するハンドブック等を作成・配布し、権利者の 合意形成を図る。

b マンション(区分所有建築物)の再建に関する相談所の設置

○県及び市町村は、マンションの再建に関する相談所を設置し、住民の合意形成、再建への事業手法、再建支援する補助制度等に関する相談業務を行う。

c 専門家の派遣

○県及び市町村は、再建事業を促進させるために、コンサルタント等の専門家を派遣する 制度を創設する。

■参考:「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(被災マンション法)」の改正

- ○改正被災マンション法は、被災地の健全な復興に資すること等を目的として、大規模な 災害によりマンションが被害を受けた場合に、マンションを所有している者等の多数決 でマンションの取壊し、再建、敷地売却等の決議ができるようにする制度である。
- ○平成25年の改正により、マンションの全部が滅失した場合には、マンションの敷地を 共有している者の5分の4以上の多数決により、マンションの再建又は敷地の売却がで きるようになった。(同法第4条、第5条)

○また、同改正により、マンションが重大な被害を受けた場合(マンション価格の2分の 1超に相当する部分が滅失した場合)には、マンションを所有している者の5分の4以 上の多数決により、マンションの取壊し、敷地の売却等ができるようになった。(同法 第9条~第11条)

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、マンションの再建に関わるアドバイザーの養成及びアドバイザーの 派遣に係る仕組・協定などをあらかじめ検討・整備しておく。(県土)

(イ) 既存不適格建築物に対する緩和措置の実施(県土)

○県及び市町村は、被災したマンション等については、建築年次が古く容積率等の面で既存 不適格になるものが存在する場合も考えられる。この既存不適格マンション等の再建を促 進させるために、様々な形で緩和措置を講じることが必要である。

■参考: 既存不適格建築物に対する緩和措置の事例

○阪神・淡路大震災においては、兵庫県及び神戸市が「震災総合設計制度」を創設し、ある一定基準以上の公開空地を設けるマンションを再建する場合には、容積率の割り増しについて弾力的な対応を行った。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、既存不適格建築物について、事前に把握しておく。(県土)

(ウ) 建替支援制度の創設の検討(県土)

○県及び市町村は、被災したマンション等の再建を支援するために、資金面での支援制度の 創設を検討する。

■参考: 建替支援制度の創設の事例

○阪神・淡路大震災においては、住宅金融支援機構からの入金に対し利子補給等を行う「被 災マンション建替支援制度」、住宅供給公社が区分所有者の土地持分の全てを買い取り 定期借地権を設定し分譲マンションを再建して所有者へ優先分譲する「定期借地権によ る被災マンション建替支援制度」等を創設した。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、マンション再建に必要となる支援制度を実施するための条例等の整備に関する検討をあらかじめ行っておく。(県土)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○マンション管理組合と県,地元関係者との平時から連絡体制等を構築しておく。 (県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○マンション管理組合は、平時から管理活動を活性化しておく。(県土)

その他(特記事項、留意点)

○総合設計制度などの容積率の緩和は容積を確保するための高さ制限も緩和するため、周辺住民 の合意形成の問題や防災・景観上の問題等が発生する可能性もあり、こうしたことに対応する ための方策を計画的に明記する必要がある。

関連する法令,計画,資料等

- ○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(被災マンション法)
- ○建築基準法

(2)恒久住宅の供給・再建力 その他各種対策

【4-1-(2)-カ】

趣旨 • 概要

- ○前項目までに示した以外に,被災者の住宅確保を支援するために必要な各種措置として,次のような事項があげられる。
 - ・住宅復興に関する情報提供・人的支援
 - ・建築確認・監視体制の整備

実施時期

被災後1週間~被災後6か月

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 住宅復興に関する情報提供・人的支援(県土)

- ○県及び市町村は、住宅の復興を促進させるために、行政からの助成内容、住宅再建メニュー、再建モデルプラン、一般的な再建費用、再建成功事例、再建活動事例など住宅復興に係わる様々な情報を提供する。
- ○県及び市町村は、住宅再建等に関する補助制度、事業制度、再建資金等についての相談に 応じる機関を設置する。

a 方法

- ○住宅の取得・再建等の情報を、広報及びマスコミ等により提供する。
- ○自力再建に係る各種情報の提供及び相談に対する相談所を設置する。
- ○住宅やまちづくりに関する専門家を登録し要請に応じて派遣する制度を準備する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、被災後に早期に借地・借家関係のデータを収集・推計する方法をあらかじめ検討しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、住宅・まちづくりの専門家登録・派遣制度をあらかじめ検討・準備 しておく。(県土)

(イ) 建築確認・監視体制の整備 (県土)

- ○県及び市町村は、迅速な建築確認申請の処理、現場審査の実施、違反建築の監視・指導ができる体制を整える。
- ○被災者は、苦しい経済状態の中で再建を急ぎ、また、悪質な業者も横行することから、無届けで建設したり、建蔽率、容積率、構造などの面で違反建築が建てられる可能性が高くなる。県及び市町村は、これらを監視し、危険な住宅の再生産を防ぐ。

a 体制の整備

- ○建築確認に関連する各部局が連携した体制を整える。
- ○他の県及び市町村職員等に応援を要請する。

b 手続きの簡素化等

- ○緊急かつ臨時的な措置という観点から、被災建築物の再建について、確認申請に関する 処理の迅速化等を図る。
- ○申請手続きに関する手引き等を作成し、建築士等の関係諸団体に配布する。特に、各種 規制緩和措置が実施される場合、こうした対応が不可欠である。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、発災時の民間も含めた確認申請窓口の体制を、あらかじめ整備して おく。(県土)
- ○県及び市町村は、違反建築物を防止するための体制を、あらかじめ整備しておく。 (県土)

(ウ) その他の支援(県土)

- ○民間住宅入居の促進
 - ・県及び市町村は、恒久住宅の供給・再建と併せて、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅 入居者への家賃補助の実施等についても検討し、入居を促進する。
 - ・県及び市町村は、空き家のあっ旋を行う。
- ○家財の一時保管場所の提供等
 - ・市町村は、家屋の補修等に際して、家財の一時保管場所の提供等を検討する。

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 住宅復興に関する情報提供・人的支援

- ○住宅再建については、低価格、狭小敷地での再建などのニーズが高い。ハウスメーカー等 の協力を得て、モデルプランの作成、モデルハウスの設置を行うことも検討する。
- ○高齢者等に対しては、個別訪問等により住宅再建情報を的確に伝えることも検討する。

(イ) 住宅供給等に関する協議会の設置等

○復興時においては、住宅を短期間に大量提供しなければならない。こうした状況下で迅速に良好な住環境等が形成されることを目的として、住宅建設業者の確保や住宅供給等に関する協議会設置に取り組む。

a 住宅建設業者の確保

○県及び市町村は、建設関連団体等に対して、被災地における住宅建設が優先的に実施 されるように要請する。

b 協議会の設置

○地元建設業者と被災地外建設業者等の協力を得て、建築資材技術者の効率的手配、被 災地にあった施工方法・技術の共有、違法建築や悪質業者の排除、将来的な維持管理 などについての協議会を設置する。

関連する法令,計画,資料等

○建築基準法

(1)雇用の維持・確保 ア 雇用状況の調査

[4-2-(1)-7]

趣旨・概要

○混乱した被災後において,迅速かつ的確な雇用対策を展開するためには,正確な雇用状況の把握が必要である。このため,被災後に迅速に雇用状況調査を行うとともに,その後も定期的に雇用状況を把握する。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

商工労働観光部

項目・手順等

(ア)被災状況調査(商工)

○国及び市町村と連携し、被災地域の状況、企業・事業所等の被災状況を把握する。

【準備する事前復興】

○企業・事業所等の被災状況調査について、国及び市町村と検討し、事前に手順や役割 について定めておく。(商工)

(イ) 雇用状況調査(商工)

- ○被災後,主要企業に対して,雇用調整等の有無について,電話等によるヒアリング調査を 実施する。
- ○業界団体等に対して,雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を行い,業種ごとの雇用状況を把握する。

【準備する事前復興】

○雇用状況調査(ヒアリング調査等)を行う際のサンプリング方法について,事前に国, 市町村,各種業界団体等と検討し,調査方針を定めておく。(商工)

(ウ) 定期的雇用状況調査(商工)

- ○国と連携し、災害による経営への影響や雇用調整の実施状況等を定期的に把握する。
- ○雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に対して,離職事由や就職活動の状況など, 従業者側から見た雇用状況についても,国と連携し把握する。
- 〇パートや中高年齢者の従業者の雇用状況についても、国と連携して、必要に応じてヒアリング調査等を行う。

【準備する事前復興】

○公的機関での雇用状況に関する情報の共有化について,事前に国及び市町村と検討し, 情報体系を構築しておく。(商工)

(エ) 雇用状況の整理・分析(商工)

- ○「被災状況調査」及び「雇用状況調査」より把握した雇用状況を,業種別,年齢別,雇用 形態別等に分類し,整理・分析する。
- ○分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局及び他の地方公共団体へ速 やかに伝達するとともに、報道機関等を通じ、住民にも定期的に情報提供を行う。

【準備する事前復興】

○調査結果の情報提供について,国,市町村等と検討し,事前に整理・分析や提供方法 について定めておく。(商工)

市町村に期待する取組

- ○国及び県と連携し、被災離職者や企業・事業所等の雇用状況等を迅速に把握する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- ○企業・事業所等は、国、県及び市町村が実施する雇用状況調査等に協力する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○企業・事業所等は、雇用状況調査等の調査方法等について、国、県及び市町村と連携 し、事前に検討しておく。(商工)

その他 (特記事項, 留意点)

○被災後においては、特に通信網や交通網の被害が大きく、調査や情報収集等は困難な状況にあることが考えられる。被災地の巡回、聞き取り等においては、県、市町村、各種業界団体、組合等との連携による効果的な対応が必要である。

(1)雇用の維持・確保 イ 雇用の維持

[4-2-(1)-1]

趣旨・概要

○事業所等の被災や災害の影響による経営状況の悪化は,従業者の解雇等につながる場合がある。 このため,雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持を図る。

実施時期

被災後1週間~被災後10年

関係部局

商工労働観光部

項目・手順等

(ア) 事業者等への雇用維持の要請(商工)

○事業所等の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生し、雇用不安や社会不安を引き起こす場合もある。このため、県及び市町村は、被災後の早い段階から事業所や各種業界団体に対して、雇用維持に関する様々な支援制度の周知を図り、雇用維持を図るよう要請する。

a 業界団体等への要請

○県及び市町村は、国(厚生労働省)との調整の後、県及び市町村レベルの業界団体等に 対し、雇用維持を図るよう要請する。

b 主要事業所への要請

- ○公共職業安定所は、被害状況を勘案し、管轄する事業所のうち、特に被害が大きい大企業などを中心に、雇用維持を要請する。
- ○県及び市町村は、マスコミを通じて、事業所全般に対して要請を行う。

(イ) 公的機関での雇用維持の要請(商工)

○国, 県及び市町村の関係機関(第3セクター等)は, 解雇等の事態が極力発生しないよう, 雇用維持を徹底する。

a 県の関係機関への周知徹底

○各関係機関の所管部局を通じ, 雇用維持を徹底する。

b 国への要請

○国(厚生労働省)に対して,各省庁が所管する関係機関への雇用維持の周知徹底を要請する。

c 市町村の関係機関への周知徹底

○市町村は、各関係機関の所管部署を通じ、雇用維持を徹底する。

(ウ) 各種事業制度の周知及び活用促進(商工)

○事業所等の被災による解雇等の発生を防止するため、国と連携し、事業者等に対して、雇 用調整助成金制度をはじめとした雇用維持のための各種制度の周知及び活用促進を図る。

a 事業主への周知

- ○被災後,マスコミ等を通じ雇用調整助成金制度の趣旨と内容について事業主へ周知する。
- ○国と連携し、業界団体等に対し、雇用維持を要請する際に、制度の趣旨と内容等について周知する。
- ○事業所等へ他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策をとりまとめたリーフレットを作成し、各種相談所、公共職業安定所、商工会議所等の窓口等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。

b 事務処理体制の整備

○事業所等や交通機関等の被災状況等を勘案し、迅速に各種制度の周知及び活用促進が行 えるよう、事務処理体制を整備する。

【準備する事前復興】

- ○市町村と連携し、雇用調整助成金制度等の各種支援策の趣旨や内容について、あらか じめ整理しておくとともに、事業者等に周知しておく。(商工)
- ○雇用調整助成金センター(臨時窓口)の設置を国が円滑に進められるよう,事務処理 に関する事前協議をあらかじめ行っておく。(商工)
- ○事務処理方法についてのマニュアル化をあらかじめ行っておく。(商工)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○県と連携し、雇用調整助成金制度等の各種支援策の趣旨や内容について、あらかじめ 整理しておくとともに、事業者等に周知しておく。(商工)

事業者等に期待する取組

- ○事業者等は, 雇用調整助成金制度等の支援策を活用し, 雇用の維持を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○事業者等は、雇用調整助成金制度等の支援策の趣旨や内容について、あらかじめ理解 しておく。(商工)

その他(特記事項, 留意点)

(ア) 事業主支援

- ○安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持に向けた決断を促進させるためにも、支援方策については、周知徹底することが必要である。
- ○中小企業の事業者等は、雇用調整助成金制度の趣旨、内容についての知識や理解が不十分なため、公共職業安定所に設けられた特別相談窓口等に制度の内容に関する相談が殺到する可能性がある。このような事態を防ぐためにも事業者等に対する支援策を迅速に周知することが必要である。

(イ) 事業者等に対する迅速な要請

○雇用確保の観点から,事業主に対し,雇用調整助成金制度等の雇用維持支援策を迅速に決 定し,雇用を維持するよう迅速に要請する。

■参考

○雇用調整助成金制度

事業者等の雇用維持を支援するものである。景気の変動,産業構造の変化その他経済上の理由により,事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が,一時的な雇用調整(休業,教育訓練又は出向)を実施することにより,従業員の雇用を維持した場合に,休業手当,賃金などの一部を助成する。

○労働保険料未納事業主の徴収延期措置

事業主に対する支援策の一つとして労働保険料の徴収延期措置により事業主の負担を軽減することが挙げられる。これについては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第29条において「労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する」とされており、また国税通則法第11条において、労働大臣告示により、地域を指定して、申告・納付期限を一律に災害状態の終了2か月以内の期間で延長することができることと定められている。

関連する法令. 計画. 資料等

- ○労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- ○国税通則法
- ○雇用保険法

(1)雇用の維持・確保ウ 被災離職者の生活・再就職支援

【4-2-(1)-ウ】

趣旨 • 概要

○災害により就労の場を失い,生活に必要な資金に困窮している被災者に対して,生活の安定化をもたらすための経済的支援の実施を検討するとともに,再就職あっ旋などの支援を行う。

実施時期

被災後1週間~被災後10年

関係部局

経営戦略部, 商工労働観光部

項目 • 手順等

(ア) 雇用保険制度の活用促進と周知(商工)

- ○被災離職者の生活再建支援策としては,災害により雇用されていた事業所が休業等により, 一時的な離職又は休業を余儀なくされた場合等に支給される雇用保険の求職者給付及び同 制度の特例措置が主要な対策となる。しかし、申請には、事業主が発行する離職票又は休 業票が必要であり、事業主の迅速な対応が求められること、また、給付が被災離職者の申 請に基づき行われるものであることから、制度の活用を促進するため、特例措置の内容を 含め、制度の趣旨及び内容について、事業主及び被災離職者の双方に周知する。
- ○また、マスコミ等を通じ、雇用保険制度の趣旨及び内容について、被災離職者へ周知する とともに、公共職業安定所、各種相談所も、制度の趣旨及び内容を周知する。特に特別措 置により対象者となる被保険者及びその雇用事業主に対しての周知徹底を図る。
- ○事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策をとりま とめたリーフレット等を作成し、各種相談所、公共職業安定所等にて配布するとともに、 マスコミを通じて周知する。

【準備する事前復興】

- ○再就職が困難な中高年齢者に対する失業給付後の生活支援策,雇用保険制度の対象外となる自営業者及び被保険者期間が規定に満たない者等の生活安定方策をあらかじめ検討しておく。(商工)
- ○復興期には、中高年齢者といった特定の年齢層の再就職問題が深刻化する恐れがあるため、特定の層を対象とした重点的な支援策についてあらかじめ検討しておく。(商工)

(イ) 求人動向の把握(商工)

○被災離職者の再就職を支援するため、求人情報を把握し、被災離職者に対して的確に情報 提供を行うとともに、被災離職者の雇用促進策の展開のため、求人情報の分析を行う。

a 求人情報の把握

○公共職業安定所及び業界団体等との密接な連携により,事業所の求人情報を総合的に把握する。

○必要に応じ、他の都道府県の職業安定主管課を通じ、他都道府県事業所の求人情報を把握する。

b 求人傾向の分析

○求人情報の把握及び雇用状況調査の結果等を基に,業種別・年齢別等の求人傾向を定期 的に整理・分析する。

(ウ) 求職動向の把握(商工)

○被災離職者の再就職を促進するため、被災離職者の求職動向を把握する。

a 求職情報の把握

○公共職業安定所,各種相談所を通じ,被災離職者の求職状況を,国と連携し,総合的に 把握する。

b 求職傾向の分析

○国と連携し、被災離職者の求職状況の把握及び雇用状況調査の結果を基に、業種別及び 職種別の求職傾向を定期的に整理・分析する。

c 求職者ニーズの把握

○きめ細やかな職業紹介業務を行うために、国と連携し、求職者のニーズを把握する。具体的には、雇用保険受給資格者等を対象に再就職に関するアンケート調査などを行うことなどが考えられる。

(エ) 求人の拡大(経戦, 商工)

○被災離職者の再就職を促進するため,事業者の求人動向や被災離職者の求職動向を基に, 公共職業安定所へ求人と求職のマッチングが図られるよう要請する。

a 民間企業における求人の開拓

- ○国と連携し、公共職業安定所等は、事業所に対し、訪問・文書・電話等により、被災離職者の雇用を要請する。
- ○中高年層等,特に再就職が厳しい者については,国と連携し,重点的に雇用の開発を行う。

b 県及び市町村における求人の確保

○県及び市町村は、雇用機会の確保を率先して図るため、会計年度任用職員の採用等を検 討するとともに、関係団体に対しても、臨時職員の採用等を要請する。

【準備する事前復興】

○復興に必要な県組織の人員体制を把握し、被災離職者等を県の会計年度任用職員等として採用する手順及び求人方法について事前に検討しておく。(経戦)

(オ) 職業のあっ旋(商工)

○被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職のマッチングに留意しながら、被 災離職者に対して、職業のあっ旋を行う。なお、職業安定法と労働者派遣法の改正により、 県及び市町村における無料職業紹介事業の実施も可能となっている。

a 公共職業安定所におけるあっ旋

○求人情報の把握及び雇用状況調査等により収集した求人情報を基に,国と連携し,公共 職業安定所等は,被災離職者に対する速やかな職業のあっ旋を行う。

b 再就職のあっ旋

○県及び市町村は、被災求職者等の早期再就職の促進を図るために、合同就職面接会等を 開催する。

c 相談所等の開設

○県及び市町村は、国と連携し、公共職業安定所等に特別相談窓口等を設置し、事業主や 被災離職者に対するきめ細やかな相談体制を整備する。

d 臨時職業相談窓口等

○県及び市町村は、被災離職者の求職状況等に基づき、交通事情等を勘案しながら、臨時職業相談窓口や移動職業相談窓口を必要に応じて設置する。

e マッチングイベントの開催

○必要に応じ、国と連携し、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、復興期には、建設業などの復興関連業種による求人と被災離職者の求職業種・職種とが適合しないことが想定されることから、被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職の適合性に留意し、被災離職者に対し、きめ細やかな職業のあっ旋を行える体制をあらかじめ検討しておく。(商工)
- ○県及び市町村は、公共職業安定所との情報の共有化について、あらかじめ事前協議を行っておく。(商工)
- ○復興期には、雇用保険制度等の施策について、知識が乏しい被災離職者が多数発生する と考えられるため、県及び市町村は、被災離職者に対して離職者支援制度を迅速かつ的 確に周知することができる体制等についてあらかじめ検討し、整備しておく。(商工)
 - ・臨時受付窓口の開設及び事務処理職員の確保の方法等の事前検討
 - ・事業者への要請や周知を行う際のマスコミへの情報提供の方法等の事前検討
 - ・被災地外への避難者に対する再就職支援情報の提供方法の事前検討

市町村に期待する取組

- ○被災事業者台帳を活用して、被災後の動向を把握するとともに、必要となる支援策等を事業者等 に周知する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○求職情報と求職者情報を十分収集・分析し、それぞれに大きなずれが生じないように職業あっ 旋及び職業訓練を実施することが重要である。
- ○被災地域の主要産業が農林水産業である場合は、求人需要にも制約があるため、災害により失業した被災者は当面、施設整備や災害復旧工事等に従事する場合が多いと考えられる。しかし、建設需要は一時的な雇用にしかつながらないため、このような就労者に対しても継続して就業支援を実施する必要がある。
- ○雇用保険求職者給付について、離職票の受付は、激甚法指定から30日以内であるために、求職者に対する迅速な制度内容の周知が必要である。(激甚法第25条による特例措置の場合)

関連する法令,計画,資料等

- ○職業安定法
- ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)
- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ○雇用保険法

(2)被災者への経済的支援 ア 給付金等

[4-2-(2)-7]

趣旨・概要

○災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金,災害により著しい障がいを受けた者に対する災害障害見舞金が支給されるほか,被災者の生活再建に資する支援策として被災者生活再建支援金の支給,災害援護資金の貸付,生活福祉資金の貸付等がある。

実施時期

被災後1週間~被災後3年

関係部局

危機管理部,経営戦略部,保健福祉部,監察局

項目・手順等

(ア) 災害 用慰金・災害障害 見舞金等の支給(危機、保福、監察)

- ○市町村は、災害により死亡した者の遺族に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」 第3条に基づき、災害弔慰金を支給する。また、同法第8条に基づき、被災により障が いを受けた被災者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- ○災害弔慰金は基本的に死亡者の住居の本拠(実際に住居を構え生活していた場所)があった市町村が支給するが、住民票が別の市町村におかれていた場合等の重複支給や支給漏れを防ぐため、自治体間の連絡・連携体制を確認しておく。
- ○市町村は、災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会 その他の合議制の機関を置くことを検討する。また、災害との因果関係や受給者の特定 などで専門的な医学や法律の知識が必要となるため、医師、弁護士等を委員とすること が望ましい。

a 災害弔慰金の支給

- ○災害による死亡者の遺族に対して,市町村が実施主体となり,災害弔慰金を支給する。 (費用の負担:国1/2,県1/4,市町村1/4)
- ○災害弔慰金の支給方法の決定
 - ・災害 予慰金の支給方法については、支給対象者数やその時点での状況に応じ、決定する。具体的には、口座振込方式、現金支給方式、引換券方式等が考えられる。
- ○災害弔慰金の支給対象者の把握及び支給方法等の周知
 - ・被害状況調査等を基に災害用慰金の支給対象者を把握する。また,災害用慰金の支給方法や罹災証明書の取得方法等を被災者に周知するとともに,必要に応じ災害用 慰金に関する相談窓口等を開設する。
- ○災害関連死への対応〈25頁に再掲〉
 - ・災害関連死とは,災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し,同法に基づき,災害が原因で死亡したと認められたものをいう。
 - ・市町村は、災害関連死の認定については、医師、弁護士等から構成する審査委員会を 開催した上で決定する。

・災害関連死に関わる情報については、将来の災害関連死防止のための重要な知見となるが、その網羅的・分析的な情報公開に当たっては、個人情報に関わるものでもあり、 市町村単位での公開・非公開の判断となるため、全国単位での公開ルールを検討する 必要がある。

b 災害障害見舞金の支給

○災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(手順は弔慰金に準じる。)

【準備する事前復興】

- ○市町村は、支給対象となる死者や障がいを受けた者の把握方法と調査内容をあらかじ め検討しておく。(保福)
- ○市町村は、災害
 ・連携体制に係る自治体間等での協議をあらかじめ行っておく。(保福)
- ○市町村と連携し、災害関連死の認定基準についてあらかじめ検討しておく。 (危機、保福)
- ○災害関連死に関する情報公開については、市町村と連携し、公開ルールをあらかじめ 検討しておく。(危機、保福、監察)

(イ) 生活再建用資金の貸付(保福)

a 災害援護資金の貸付

○市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に従い、災害によって被害を受けた 世帯で所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対して、災害援護資 金の貸付を行う。

b 生活福祉資金の福祉資金貸付

- ○市町村社会福祉協議会を窓口として世帯の状況を確認した上で,県社会福祉協議会は, 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金の貸付を行う。特例措置の適用となった 場合には、厚生労働省からの通知に基づき、貸付を行う。
- ○社会福祉協議会は、生活福祉資金の貸付に際し、金融機関に制度の説明と協力要請を 行う。
- ○貸付業務実施体制の確保
 - ・生活福祉資金の申請は各市町村の社会福祉協議会で受け付ける。そのため、社会福祉協議会は、大規模災害において、人員不足が予想される場合には、応援職員の派遣を依頼するなど、体制を整備する必要がある。

【準備する事前復興】

- ○市町村及び市町村社会福祉協議会は、平時から各種生活再建用資金の主旨、内容等について周知徹底しておく。(保福)
- ○市町村及び市町村社会福祉協議会は、各種生活再建用資金の周知方法等について事前 に検討しておく。(保福)
- ○社会福祉協議会は、生活福祉資金の円滑な貸付が行えるよう、あらかじめ金融機関等と十分な連携を図っておく。(保福)

(ウ) 被災者生活再建支援制度(危機)

- ○災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を 支給するものである。
- ○実施主体は都道府県である。ただし、全ての都道府県は、議会の議決により支給事務の 全部を被災者生活再建支援法人に委託している。
- ○支援金の支給
 - 対象世帯と支給限度額:制度の対象となる自然災害により,
 - ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が半壊,又は住宅の敷地に被害が生じ,その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)の世帯に対して支給する。支給額は次の2つの支援金の合計額となる。
 - ※ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額3/4の額
 - ※また、一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円の額

支援金の支給額

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	①に該当	②に該当	③に該当	④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)		
支給額	200万円	100万円	50万円		

【準備する事前復興】

- ○被災者生活再建支援金の主旨,内容等について平時から周知徹底しておく。(危機)
- ○被災者生活再建支援金の周知方法等について事前に検討しておく。(危機)

(エ) 地方公共団体制度資金等の貸付・支給(経戦)

○県又は市町村で独自の支給制度を制定している場合や,基金が設立されている場合には, その活用を図る。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、平時から地方公共団体制度資金等の主旨、内容等について周知徹底 しておく。(経戦)
- ○県及び市町村は、地方公共団体制度資金等の周知方法等について事前に検討しておく。 (経戦)

市町村に期待する取組

- ○被災者の生活の安定化と復旧・復興をより円滑に進めるため、被災者が必要な資金を円滑に 利用できるよう各種支援制度等の周知や相談体制を整備する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○被災者が必要な資金を円滑に利用できるよう各種支援制度等の周知や相談体制をあらかじめ整備しておく。(保福)
- ○県と連携し、災害関連死の認定基準についてあらかじめ検討しておく。(危機、保福)
- ○災害関連死に関する情報公開については、県と連携し、公開ルールをあらかじめ検討しておく。(危機、保福、監察)

事業者等に期待する取組

- ○社会福祉協議会は、借受者の生活の安定を図るため、必要な相談援助を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○マスメディア,市町村広報誌,チラシ,避難所における呼びかけなどにより,支給事業の概要について広報する。
- ○災害関連死に対しては、原因となる避難生活における生活環境の悪化等を防ぐため、スフィア 基準や被災地における知見を基に、県が「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」の継続的な 見直しを行い、市町村は、当該指針を参考に、各地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを 作成することが重要となる。
- ○当該指針の見直しに当たっては、避難所を「地域の拠点」として、ケアの必要な被災者に対して地域全体で心及び健康のケアを行っていくよう、改定していくことが重要である。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害弔慰金の支給等に関する法律
- ○被災者生活再建支援法
- ○徳島県避難所運営マニュアル作成指針

(2)被災者への経済的支援 イ 各種減免猶予等

[4-2-(2)-1]

趣旨・概要

- ○経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被 災者に対しては、地方税の減免、徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免措置などの検討 を行う。
- ○「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく 特定非常災害に指定された場合には、各種免許証の有効期限の延長等をはじめとする措置が 講じられる。

実施時期

被災後1週間~被災後3年

関係部局

危機管理部, 政策創造部, 経営戦略部, 県民環境部, 保健福祉部, 県土整備部, 企業局, 警察本部

項目・手順等

(ア) 地方税の減免等(政創,経戦)

○県及び市町村は、地方税法の定めるところにより、地方税の軽減・免除、徴収猶予、期限の延長を行うことができる。これらの措置については、総務省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置について」に主な税目ごとの基準が示されている。なお、地方税の軽減・免除については、条例の根拠に基づかなければならない。

a 市町村税

○市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画 を策定しておくものとする。

b 県税

○被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し, 地方税法,徳島県税条例又は災害による県税の減免に関する条例により,県税の納税 緩和措置として期限の延長,徴収猶予,減免等それぞれの事態に応じて,適切な措置 を講ずる。

(a) 期限の延長

- (ア) 災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は県税を納めることができないと認められる場合で、当該災害が県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたときは、知事は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。
- (イ) (ア)の場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、知事は、納税 義務者等の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定してその期 限を延長する。

(b) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一度に納めることができないと認められるときは、その納めることができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、原則として1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

(c) 滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行 の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(d) 減免等

被災した納税義務者等に対し,必要と認める場合には,該当する各税目について 次により税の減免,納入義務の免除等を行う。

(ア) 個人の県民税

個人の市町村民税と同じ取扱いで減免する。

(イ) 個人の事業税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(ウ) 不動産取得税

不動産の取得の日から6月以内に災害により当該不動産が滅失若しくは損壊した場合,又はそれ以外の場合で災害により,滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産(知事が認めたもの)を,当該滅失若しくは損壊した日から3年以内に取得したときは,納税義務者からの申請により,軽減し,又は免除する。

(エ) 自動車税の種別割

納税義務者が所有する自動車が災害により損害が生じ、相当の修繕費(保険金等で補てんされる金額を除く。)を要すると認められる場合には、納税義務者からの申請により、被害の程度に応じて、災害により被害を受けた日以後最初に納期の到来する年度分の2分の1又は4分の1の税額を軽減する。

(オ) 自動車税の環境性能割

取得した自動車が取得の日から1月以内に天災により滅失し、当該減免した自動車に代わるものとして自動車を取得した場合は、納税義務者からの申請により免除する。

(力) 軽油引取税

災害により軽油引取税額を失った場合,特別徴収義務者の申請により,当該軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し,納入されていないときは免除する。

【準備する事前復興】

○災害に関する県税の特例措置(減免等)について、県、市町村、税務関係団体で連携 し、あらかじめ周知・広報を行っておく。(政創、経戦)

(イ) 公共料金の減免等(危機, 政創, 県環, 県土, 企業)

- ○県及び市町村は、災害により被害を受けた被災者に対して、必要に応じ、上水道・下水 道料金やごみ廃棄料金などを軽減・免除する。
- ○なお, ライフライン事業者等による各種料金の減免等も実施されるため, 市町村は, それらの情報を住民に対して提供する。

(ウ) 特定非常災害特別措置法(保福, 県土, 警察)

○「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合には、各種措置を広報する。

■参考:適用すべき措置の内容

- ○行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
 - 例:運転免許証(道路交通法第92条の2)
- ○期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
 - 例:薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法第10条)
- ○建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条) 等

市町村に期待する取組

- ○被災者に対する市町村税の徴収猶予,減免,納期限の延長等納税緩和措置について,条例に 基づき適切な措置を講ずる。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○災害に関する市町村税の特例措置(減免等)について、県、税務関係団体と連携し、 あらかじめ周知・広報を行っておく。(政創)

事業者等に期待する取組

- ○税務関係団体は、被災者に対して災害に関する地方税の特例措置(減免等)について、県や 市町村と連携し、各種会合や広報誌等を通じて周知・広報を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○税務関係団体は、平時から有事の際に備えて、会員や関与先の事業主等の基礎的なデータを整備し、適宜更新しておく。(経戦)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○国が、地域及び期日を指定して画一的に期限の延長を行う場合には、県及び市町村はその国税に係る期限の延長の措置に準じて画一的に期限を延長する。
- ○国が、被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律等に基づき国税の減免等を行う場合には、県及び市町村は被災者に対して広報等を行う。
- ○公共料金の減免等は、被災していない一般住民との公平性の立場から、避難等により使用しなかった期間分の基本料金や、住宅の清掃に伴う水道使用料などの増加見込み分に限り減免するなどの配慮が必要である。

関連する法令.計画.資料等

- ○地方税法
- ○国税徴収法
- ○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (特定非常災害特別措置法)
- ○道路交通法
- ○医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)

- ○建築基準法
- ○徳島県税条例
- ○災害による県税の減免に関する条例
- ○徳島県工業用水道事業料金等徴収条例

(2)被災者への経済的支援

ウ 義援金

【4-2-(2)-ウ】

趣旨・概要

○大規模な災害が発生すると、全国から被災者を支援するために被災した県、市町村等に義援金が寄せられる。このため、県及び市町村は、これらを被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分することが必要である。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

保健福祉部

項目・手順等

(ア) 義援金の受付(保福)

- ○県及び被災市町村は,義援金の受付窓口を県庁,市役所,町村役場,出張所等に設置し 義援金を直接受け付けるほか,銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し,義援金の受 付を行う。
- ○開設した口座番号等,義援金の受付先をマスコミを通じて広報する。

(イ) 義援金配分委員会の設置(保福)

○義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置(県,市町村,日本赤十字社,マスコミその他の関係機関の者により構成)する。

【準備する事前復興】

○義援金配分委員会を設置するための要綱の整備を事前に行っておく。(保福)

(ウ) 義援金の配分・交付(保福)

- ○義援金配分委員会は、被災状況と集まった義援金額を考慮し、支給の対象者の範囲、配 分金額等の交付項目を設定する。
- ○市町村は、前述の配分計画に基づき、市役所、町村役場、出張所等で義援金交付の申請 受付を行う。また、義援金の交付は、現金支給のほか銀行等の口座への振込方式でも行 うことが望ましい。

【準備する事前復興】

○市町村は、支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのデータベースをあらかじめ整備し、発災当初から、これらのデータベースにより配分状況の管理ができるようにしておく。(保福)

(エ)義援金の交付申請(保福)

○市町村は、申請書類について義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているか どうか判断する。また、必要に応じて再度、調査等を行う。

(オ) 配分計画及び配分項目の再検討(保福)

○義援金配分委員会は、被害が長期化する場合には、被災者等のニーズを十分把握し、それに対応した配分項目を検討する。

【準備する事前復興】

○義援金については、例えば、家屋の全壊・半壊に対する義援金に対して、「配分を世帯単位で行うか」、「世帯構成人数を考慮するか」といった配分の公平性の問題や、義援金を送る側に特定の地方公共団体の被災者を支援するという意向がある場合の対応等、様々な課題が生じるため、適切な義援金配分ルールを事前に検討しておく。 (保福)

(カ) 義援金処理に係る監査及び支給状況の公表(保福)

○県及び市町村は、被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分されたことを示すため に、義援金の処理に係る監査を行うとともに支給状況について公表する。

市町村に期待する取組

- ○被災市町村は、県や関係機関と連携し、義援金の交付申請相談窓口を設置し、ホームページ 等により、周知を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○被災市町村は、寄せられた義援金を速やかに、かつ適切に配分できるよう、支給に向けた事前準備をあらかじめ行っておく。(保福)

事業者等に期待する取組

- ○日本赤十字社,共同募金会等,義援金に係る関係機関は,義援金の募集等に関し,県及び市 町村と十分な連携体制をとる。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項, 留意点)

(ア) 配分

- ○義援金の配分基準及び配分額は、被災地全体で統一のとれたものとすることが必要である。
- ○災害弔慰金等と同じように,被害認定の追加・格上げ等により混乱を招かないように, 適切かつ公平な被害認定を行うことが必要である。

(イ) 重複支払いの防止

- ○被害が拡大したり、義援金の配分が複数回にわたる場合、同一の被災者に対して、重複して義援金を支給する可能性がある。このため、配分の済んだ被災者をチェックができるようにする。配分対象者が多数に上る場合は特に手作業によるミスを減らすようにすることが必要である。
- ○義援金募集のPR, 用途内容の周知
 - ・災害が長期化する場合などにおいて、特にこれ以降に大きな災害や社会的な事件が発生した場合は、国民の関心が、災害復興に向かなくなることから、義援金の募集状況が悪化する可能性がある。このため、継続して募集のお知らせをマスコミ等へ報道する。
 - ・配分項目,金額等,義援金の用途については,地域住民に対して広報を行い,内容を 周知する。

関連する法令,計画,資料等

○徳島県地域防災計画

(3)公的サービス等の回復ア 公共施設の復旧

[4-2-(3)-7]

趣旨・概要

○県及び市町村の各種証明の発行などの事務,医療・保健,さらには教育等の公的なサービスは,生活者にとって重要な機能である。災害によって,長期間停滞したり,回復が遅れることのないように関連公共施設の早期復旧やその機能維持のための方策を行う。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

危機管理部,経営戦略部,保健福祉部,病院局,教育委員会,警察本部

項目・手順等

(ア) 施設等の被災状況の把握(危機,経戦,保福,病院,教育,警察)

- ○県及び市町村は、公的サービスに関わる機関・施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建策のあり方(施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等)を決定する。
- ○県及び市町村は、各機関・施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、関係機関と協力の上、「徳島県災害時情報共有システム」の入力訓練をあらかじめ実施しておく。(危機、保福)

(イ) 早期復旧による機能維持(危機,経戦,保福,病院,教育,警察)

- ○県及び市町村の通常業務については、そのほとんどがコンピュータ化されていることから、コンピュータシステムの早期復旧、データの復旧等を行うことが重要となる。
- ○県及び市町村は,所管する医療施設について,被災前の水準への復旧を目指すとともに, 必要に応じて仮設診療所,巡回移動診療所を設置する。
- ○福祉サービスについては、災害により新たに施設等への入所が必要になった災害時要配慮者に対し、市町村と社会福祉施設等が連携して、緊急入所を実施する。市町村は、県と協力し、地域における福祉需要の動向及び復興期を通じての福祉需要の変化を判断し、必要な場合には福祉施設と入所希望者のマッチングを検討する。
- ○警察は、住民生活や復興に直結する行政手続きの継続に向けて、耐災害性能を強化した 施設等を活用し、迅速なコンピュータシステムの復旧による許認可手続等の早期再開を 図る。

【準備する事前復興】

○平時から各施設の業務継続計画 (BCP) の不断の見直しを行っておく。 (危機,経戦,保福,病院,教育,警察)

- ○県及び市町村は、公的サービス機関・施設が被災した場合のイメージを関係者間で共 有し、事前に被災後の再建策(施設復旧までの手順や代替施設の確保等)を具体的に 検討しておく。(経戦、教育)
- ○県及び市町村は、各施設の再建事業の実施に関して、関係部局、関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続き簡略化等に関して事前に検討しておく。(経戦)
- ○県及び市町村は、情報システム・ネットワークについて、想定される障害態様を、関係者間で共有しておくとともに、迅速で適切な復旧手順等に関して事前に検討しておく。(経戦)
- ○県及び市町村は、各種証明・許認可等の住民生活に係るコンピューターシステムについては、多重化するなど、被災後の早期復旧に向けた方策をあらかじめ検討しておく。 (経戦)
- ○市町村と社会福祉施設との間であらかじめ緊急入所に関する協定を締結しておく。 (保福)

【実践する事前復興】

- ○万代庁舎の被災に備え、事前に情報システム基盤をデータセンターに設置しておく。 (経戦)
- ○業務継続計画(BCP)に基づくイメージトレーニング・訓練をあらかじめ行っておく。(危機,経戦)
- ○県及び市町村は、ネットワークの断線に備え、あらかじめ予備のネットワークを用意 しておく。(経戦)
- ○県及び市町村は、平時から定期的に情報システム基盤のバックアップを取得しておく。 (経戦)
- ○災害発生時の防災拠点となる各警察施設について、様々な被害想定や施設の重要度に 基づき、止水板の設置や電源設備の嵩上げなどをあらかじめ実施しておく。(警察)

(ウ) 仮設・代替施設等による機能維持(危機,経戦,保福,病院,教育,警察)

- ○県及び市町村は、庁舎等施設の復旧等に時間を要する場合には、代替施設の確保等を早 急に進める。
- ○市町村は、医療サービス機能に関しては、特に医療機関の復旧が遅れている地域や被災前と比較して医療需要の増加が見られる地域においては、応急活動として開設されている医療救護所を仮設診療所に移行させ医療活動を維持する。
- ○学校設置者は、教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての利用により教室等を確保する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法をあらかじめ定めておく。代替施設についても同様に検討しておく。(経戦、教育)
- ○学校設置者は、仮設校舎の建築予定地や代替施設として利用できる施設をあらかじめ 確認しておく。(教育)
- ○学校設置者は、仮設校舎建設又は代替施設の賃借などの手続きをあらかじめ確認して おく。(教育)

【実践する事前復興】

○各種公共サービスを早期復旧させるため、県万代庁舎や警察本部庁舎が被災した際の 代替施設を事前に整備しておく。(危機、警察)

市町村に期待する取組

- ○業務継続計画 (BCP) に基づく最低限の機能維持 (公的サービスの提供) を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○平時から業務継続計画(BCP)の不断の見直しを行っておく。(危機,経戦)
- ○各種サービス業務の連携が隣接市町村とできるかどうか事前に検討しておく。(経戦)
- ○学校施設の代替施設として利用できる市町村所管施設や仮設校舎の建築予定地を,事前に把握・検討しておく。(教育)

【実践する事前復興】

○業務継続計画(BCP)に基づくイメージトレーニング・訓練を平時から定期的に行っておく。(危機,経戦)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○各施設の再建策については、被災状況調査により各施設の需要量等を把握した上で、検討し 実施することになるが、これらの調査の実施に当たっては、他の各種調査との連携及び整合 性について十分配慮する。
- ○特に医療・福祉の面で、発災後は、新たなサービスの需要が発生し、サービスを行う人材が 不足することが考えられるので、人材を確保する必要がある。
- ○県及び市町村は、各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供 を迅速に行う。

関連する法令. 計画. 資料等

- ○公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ○徳島県業務継続計画

(3)公的サービス等の回復 イ 医療・保健対策

[4-2-(3)-1]

趣旨•概要

- ○次を目的として, 医療・保健対策を行う。
 - ・発災直後における医療から復旧・復興期における医療へのシームレスな移行を図る。
 - ・災害による新たな医療ニーズへの柔軟な対応を図る。
 - ・医療施設の早急な復旧・再建を促進する。
 - ・健康診査やメンタルヘルスケア事業等の実施により、住民の心身の健康保持を図る。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

保健福祉部,病院局

項目 手順等

(ア) 地域医療体制の確立 (保福. 病院)

- a 発災直後における医療から復旧・復興期における医療へのシームレスな移行
 - ○医療ニーズは、発災直後は外科系が中心となるが、復旧・復興期では、避難所や仮設住宅の生活環境や、避難生活が長期化することによる心身の疲弊等が原因となる、いわゆる災害関連疾患や、慢性疾患等への対応が中心となるため、医師会、市町村、保健所等の関係機関が連携する医療ネットワークを構築し、発災直後における医療から復興期における医療へのシームレスな移行を図る。

b 災害による新たな医療ニーズの発生への柔軟な対応

○県及び市町村は、避難所や仮設住宅付近等の一時的に医療ニーズが拡大した地域に対して、仮設診療所の設置や巡回診療を実施する。

c 医療施設の早急な復旧・再建

○県及び市町村は、医療施設の復旧・再建に当たっては、まちづくり計画や、地域のニーズに応じた在宅医療をはじめとする様々なサービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築等も考慮しながら進める。また、地域完結型を基本とした地域医療体制の早期再開を図るため、公的医療施設のみならず、民間医療施設の早期復旧・再建についても促進する。

d 精神医療の充実

○災害によって新たに精神疾患を発症するケースのほか、被災により既往症状が再発するケースも増加すると考えれるため、県は、関係機関と連携し専門的人材の確保を図り、平時より増大する精神医療ニーズに的確に対応する。

【準備する事前復興】

○医療の継続性の確保や災害による新たな医療ニーズに対応するための医療ネットワークの充実,仮設診療所の運営(設置場所・診療科目・医師,薬剤師等の配置等)及び

巡回診療に関して、市町村や関係機関と事前に協議しておく。(保福)

- ○県及び市町村は、公立医療施設の早期復旧・再建策をあらかじめ検討しておく。 (保福、病院)
- ○県及び市町村は、民間医療施設の早期復旧・再建を促す支援策について事前に検討しておく。(保福)
- ○県及び市町村は、民間医療施設が災害時にもできるだけ機能が維持できるよう、ハード、ソフト面における事前対策を促進しておく。(保福)

【実践する事前復興】

○市町村と連携し、復旧・復興期における医療に関する研修や訓練を事前に実施しておく。(保福、病院)

(イ)保健対策(保福)

a 健康調査・健康相談の実施

- ○県及び市町村は,災害による物資の不足や生活環境の変化に伴う疾病,避難所における食中毒や感染症の発生を防ぐため,被災者に対する健康調査や健康相談を充実する。
- ○県及び市町村は、健康相談やメンタルケア等の保健サービス機能に関しては、保健所等の既存施設や避難所等に相談窓口を開設する。また、電話相談や巡回相談、啓発冊子等の配布を行い、被災住民の健康維持を図る。
- ○発災後は、他の地域に避難する被災者も数多く発生するため、県及び市町村は、被災者の所在を把握し、公的サービスの実施状況等に関する広報紙やマスメディア等による適切な情報発信を行う。

b 応急仮設住宅への巡回健康相談等の実施

- ○大規模な災害を経験したことによる精神的なダメージや、慣れない不便な避難生活が 長期化することにより、身体面・精神面での健康が損なわれる被災者が発生する可能 性がある。このため、県及び市町村は、応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者を中心 とした巡回健康調査・健康相談を行う。
- ○市町村は、一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対し、安否確認(親類・縁者等の連絡先を確認)等を行い、状況不明者については、他のボランティア・自治組織と連携しながら早期に把握し、災害関連疾患の悪化や自殺、孤独死を予防する。

c 被災者への栄養・食生活支援の実施

- ○県及び市町村は、被災者の栄養状態の実態把握のため、食事状況について調査を行う とともに、避難所における巡回栄養相談を実施する。
- ○市町村は、応急仮設住宅入居後においては、栄養の偏りが生じる可能性があるため、 応急仮設住宅をはじめとした被災地域の食事状況調査等を実施し、食生活環境の改善 を行う。

d 被災者に対する多様な健康支援活動の実施

- ○市町村は、県及び関連機関と連携し、生活不活発病や慢性疾患の悪化、災害関連疾患を予防するため、健康調査等の結果を考慮し、訪問等による個別健康指導や集団健康教育、キャンペーンを実施するなど、様々な形態による健康づくりのための啓発活動を行う。
- ○市町村は、予防接種や健康診断などの保健サービスを早期に再開する。
- ○市町村は、県及び関連機関と連携し、コミュニティの再生・活性化を図るとともに、 地域全体における健康づくりの取組を進める。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、健康調査の実施に当たっては、「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」 等を参考にし、あらかじめ調査票の様式を作成しておく。また、応援保健師の活用が 必須となるため、配置計画を作成するなど、受援体制を検討しておく。(保福)
- ○市町村は、「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」に則り、食事状況調査及び 栄養相談、食生活環境の改善が円滑に行えるよう、具体的な役割及び活用する帳票等 について、あらかじめ関係職員及び関係機関と共有しておく。(保福)
- ○市町村は、職員及び関係機関の災害対応力の向上及び連携体制の更なる強化を図るため、平時から災害時における健康支援に関し、検討、研修等を実施しておく。(保福)

【実践する事前復興】

○市町村と連携し、復旧・復興期における保健対策に関する研修や訓練を事前に実施しておく。(保福)

市町村に期待する取組

- ○次の取組を実施する。
 - ・医療ネットワークへの参加・協力
 - ・仮設診療所の開設や、巡回診療の実施
 - ・まちづくりの方向性や地域包括ケアシステム等を考慮した地域医療体制の再整備
 - ・避難生活の長期化に伴う県と連携した被災者の心と身体の健康支援
 - ・避難者同士のプライバシーの確保(障がい者, 高齢者, 乳幼児, 妊産婦等要配慮者)をは じめとした適切な避難所の運営
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○医療ネットワークの構築,仮設診療所の運営(設置場所・診療科目・医師,薬剤師等の配置等)及び巡回診療に関して,県や関係機関と事前に協議しておく。(保福)
- ○まちづくりの方向性や地域包括ケアシステム等を考慮した地域医療体制の再整備について事前に検討しておく。(保福)
- ○「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル」を参考にして、あらかじめマニュアルを策 定しておく。(保福)
- ○避難所避難者をはじめとした被災者の介護度・症状別の処遇調整が円滑にできるよう,各関係機関(社会福祉施設等)との連携体制を事前に確立しておく。(保福)

【実践する事前復興】

〇県と連携し、復旧・復興期における医療・保健対策に関する研修や訓練を事前に実施 しておく。(保福)

事業者等に期待する取組

- ○医療機関等は、次の取組を実施する。
 - ・事業継続計画 (BCP) に基づく診療体制の維持
 - ・医療ネットワークへの参加・協力
 - ・医療施設の早期復旧・再建

- ・県内精神科医療機関におけるDPAT (災害派遣精神医療チーム)派遣及び診療要請への 協力
- ・地域の医療・保健体制が復旧・復興するまでの間, JMAT (日本医師会災害医療チーム) をはじめとする災害医療・保健に関する専門チーム及び専門職の派遣要請への継続的な協力
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○医療機関等は,災害への対応力を向上させるため,あらかじめ事業継続計画(BCP) の作成や見直しを行っておく。(保福)
- ○医療機関等は、医療ネットワークの構築に関して、県や市町村と事前に協議しておく。 (保福)

その他(特記事項, 留意点)

- ○医療施設の復旧・再建に当たっては、被災者の状況を考慮しながら適切に進める。
- ○復興には、避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動はもちろんのこと、 被災前からのある意味強靱化である健康づくり活動が重要である。

関連する法令,計画,資料等

- ○徳島県災害時保健衛生活動マニュアル
- ○徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル
- ○徳島県戦略的災害医療プロジェクト

(3)公的サービス等の回復 ウ 福祉対策・要配慮者支援対策

【4-2-(3)-ウ】

趣旨・概要

- ○災害発生時において, 高齢者, 障がい者, 妊産婦, 乳幼児・児童, 外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策を実施するものとする。
- ○災害により新たな福祉需要が発生することが考えられる一方,社会福祉施設等の被災により 福祉サービスの供給がままならなくなる場合も予想される。また,災害発生以前から福祉サ ービスを受けていた被災者に対して,従前のサービスが供給できなくなることも考えられる。 このため,被災後の福祉需要の動向を的確に把握した上で,社会福祉施設等の早期復旧と福 祉人材の確保を行う。
- ○また、新たな福祉サービスを必要とする被災者に対する情報を提供する。福祉サービスを必要としているものの、窓口まで申請に行くことが難しいケースも想定されるため、アウトリーチによる支援も重要となる。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

県民環境部, 保健福祉部, 商工労働観光部

項目 手順等

(ア) 社会福祉施設等に係る対策(県環, 保福)

- a 発災直後の被災施設における対応
 - ○被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用 者の安全を確保する。
 - ○被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数を 把握し、近隣施設、県、市町村等に支援を要請するものとする。

b 発災直後の社会福祉施設への支援

○県及び市町村は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保 及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うとと もに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。

c 被災した要配慮者への支援

- ○被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は,支援の必要性の高い被災者を優先し,可能な限り,緊急一時入所等,施設への受入れを行う。
- ○社会福祉施設等は、その機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物 資等の提供、職員の派遣や利用者の受入について、相互の連携を図るとともに、福祉 避難所への支援等を行う。
- ○広域的な調整が必要となる場合は、県及び市町村が調整を行う。

d 福祉サービスの早急な復旧

- ○被災した社会福祉施設等は,施設の被害状況を調査した上で,県又は市町村に報告するとともに,被災施設の早期復旧を図る。
- ○被災により新たに在宅・施設福祉サービスが必要となる災害時要配慮者が発生することが予想される一方で、社会福祉施設等の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられる。このため、社会福祉施設等は、施設間でサービスの補完を行うなど、福祉サービスの早期復旧を図る。

【準備する事前復興】

- ○社会福祉施設等は、可能な限り重要業務を中断させず、早期復旧を図るため、事前に 事業継続計画(BCP)を策定しておく。(保福)
- ○社会福祉施設等は、被災時に備え、平時から食糧・飲料水等を備蓄しておく。(保福)
- ○県及び市町村は、平時から協力団体との連絡体制の構築を行っておく。(保福)
- ○県及び市町村は、平時から地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。(保福)
- ○県及び市町村は、あらかじめ災害により被害を受ける恐れのある地域の施設を、防災 拠点として安全な地域に移転する場合の支援策を検討しておく。(保福)
- ○社会福祉施設等は、新たな社会福祉施設の建設可能地を事前に選考しておく。 (保福)

【実践する事前復興】

○社会福祉施設等は、あらかじめ施設の立地状況に応じた避難確保計画を作成し、定期 的・継続的に避難訓練を実施しておく。(保福)

(イ) 在宅福祉サービス等(保福)

○在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。そのため、市町村が中心となり、平時から在宅福祉サービスを提供している社会福祉施設等や地域の関係機関間で情報を共有することが求められる。また、市町村は、必要に応じて、施設の緊急一時対応としての緊急入所等の積極的運用も考慮した上で支援体制を早期に確立する。

a 災害時要配慮者の把握と支援体制の整備

- ○市町村は、関係機関と協力し、応急仮設住宅入居者や在宅被災者、避難所生活者を中 心に保健師等も巡回を実施し、災害により新たに災害時要配慮者となった被災者を把 握する。
- ○災害時要配慮者に対しては,市町村,地域の関係機関間で情報を共有した上で支援体制を早期に確立する。
- ○サービス事業者は、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの在宅3 サービスの実施に当たって、被災状況や避難生活の長期化等に配慮し、対象者を広げ るなど、サービスの提供体制の再整備の充実を図る。
- ○在宅福祉サービスの支給決定等に当たり,新たにサービスを必要とする被災者を含め, 対象者の状況(被災状況や避難生活の長期化等)を充分に配慮するとともに,県と市 町村が連携して柔軟に対応する。

b 緊急入所の実施

○市町村は、入所可能な施設及び受入可能人数を把握し、需要調査結果と比較して、施設が不足する場合は、県と協力して社会福祉施設等に定員以上の受入を要請する。県は、必要に応じて他自治体への依頼、国への要請等を行う。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、災害が起きたとき、要配慮者の安否確認や避難誘導をするために、平時から支援者となる地域の住民と要配慮者が交流し、支援体制を構築しておく。(保福)
- ○市町村は、介護が必要な高齢者、障がい者の名前、所在地等をあらかじめ把握してお く。(保福)
- ○市町村は、地域内や近隣市町村における社会福祉施設等の所在地、入所可能な人数を あらかじめ把握しておく。(保福)
- ○市町村は、一時入所の実施について、あらかじめ国と協議すべき内容を整理しておく とともに、一時保護基準について検討しておく。(保福)
- ○市町村と社会福祉施設等の間で緊急入所に関する協定をあらかじめ締結しておく。 (保福)
- ○緊急入所を受け入れた社会福祉施設等に対する応援職員の派遣について, あらかじめ 応援スキーム等を構築しておく。(保福)

(ウ) 生活保護 (保福)

○被災によって新たに生活保護が必要となる被災者が発生することが予想される。このため、県及び市町村は、生活保護制度に関する相談窓口を設置するなど相談体制を早期に確立するとともに、要保護者を把握する。

a 生活保護制度に関する相談窓口の設置

- ○市町村は、応急仮設住宅入居者や避難所生活者等被災者に対する支援に当たり、避難 所等において相談窓口を設置し、県及び市の福祉事務所は、要保護者に対して生活保 護制度に関する小冊子等を活用して制度の説明を行う。
- ○市町村は、生活保護の相談場所を確保するとともに、要保護者が把握された場合は、 速やかに福祉事務所につなげる。

b 応急仮設住宅や避難所における保護の実施

○県及び市の福祉事務所は、要保護者が把握され、生活保護の申請意思が確認された場合においては、適切な保護の実施を検討する。

【準備する事前復興】

○市町村は、あらかじめ避難所等に設置する相談窓口の予定場所を検討し、決めておく。 (保福)

(エ) 障がい者及び高齢者に係る対策 (保福)

- ○市町村は、県と協力し、被災した障がい者及び高齢者を迅速に把握する。
- ○県及び市町村は、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品、利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- ○県及び市町村は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子,ストーマ用装具,ポータブルトイレ,おむつ等の物資やガイドヘルパー,手話通訳者等のニーズを把握し,必要となる物資・人員を関係機関と協力の上,調達・確保する。
- ○県及び市町村は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホーム ヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、避難行動要支援者名簿や個別計画に記載の個人情報の提供や利用について の基準をあらかじめ定めるとともに、関係部署間で情報共有するスキーム等を構築し ておく。(保福)
- ○市町村は、社会福祉協議会等の地域の関係者と協力して、要配慮者や地域資源などの情報を集約したマップを作成するなど、平時から地域の可視化を行っておく。(保福)
- ○市町村は、避難行動要支援者名簿の情報は、紙媒体のみではなくデータで管理を行い、 必要に応じて、あらかじめ情報を閲覧できるよう、タブレット等情報ツールを整備し ておく。(保福)
- ○県及び市町村は、平時から全国団体と連携して「顔の見える関係」を構築しておくと ともに、福祉用具等の物資、手話通訳者等の支援人員を速やかに確保できる体制を事 前に構築しておく。(保福)

(オ) 要保護児童の保護(県環)

- ○県及び市町村は、保護者のいない児童の速やかな発見と実態を把握し、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への 委託等の保護を行う。
- ○被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターは、メンタルヘルスケアを実施する。
- ○県,市町村等は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。
- ○被災によって新たに保護が必要な児童が発生することが予想される。このため, 市町村とともに, 被災児童の避難所での発見, 把握を中心に, 緊急保護等の取組を行う。

a 被災児童に係る情報の収集

○避難所を中心に,支援活動を実施している市町村の児童相談担当職員や保健師からの情報収集を行うとともに,学校,保育所,教育委員会等児童関係施設や避難所運営に携わる関係機関との連携を図り,情報を収集・把握する。

b 被災児童等の保護

- ○確認された新たな要保護児童の情報を踏まえ、保護について検討する。
- ○避難所等で被災による孤児,遺児等の要保護児童の発見,実態把握を行い,親族等への情報提供を行うとともに,保護が必要な場合は,こども女性相談センターへ連絡する。

【準備する事前復興】

- ○「徳島県大規模災害時要保護児童対応マニュアル」について,平時から周知徹底を図っておく。(県環)
- ○平時から各施設における非常災害対策計画の策定を促進し、その状況・内容を把握しておく。(県環)

【実践する事前復興】

- ○平時から市町村や関係機関と連携し、各圏域で、図上訓練等を実施しておく。(県環)
- ○平時から各施設の非常災害対策計画に基づく避難訓練の実施を促進しておく。(県環)

(カ) 保育支援サービス等(県環)

- ○被災後においても、安全で安心な保育支援サービスの確保が求められる。また、被災によって避難した児童の受入れの他、復興に関わる保護者の新たな保育ニーズに対応するなど、保育の受入れ体制の状況を把握するとともに、保護者等のニーズ把握と支援体制の充実を図る。
- ○災害発生後、速やかに要保育児童と保育に必要な支援者の数等を確認する。

a 要保育児童数に係る情報の収集

○市町村と連携し、被災した保育所等で保育できない児童数や、被災しなかった保育所等で保育できる児童数の把握を行い、保育の必要な児童の市町村間の広域調整等マッチングを実施する。

b 円滑な職員配置等

○市町村と連携し、被災して運営が困難な保育所等の派遣可能職員を把握し、職員が足りない保育所に職員派遣を実施する。

【準備する事前復興】

○「災害時保育所広域連携実施フローチャート」及び「大規模災害時における保育事業 継続対応マニュアル」について、平時から各施設に備え付けるとともに、周知徹底を 図っておく。(県環)

【実践する事前復興】

○平時から各施設の非常災害対策計画に基づく避難訓練を毎月1回実施しておく。 (県環)

(キ) 外国人等に対する対策(商工)

- ○県及び市町村は、被災した外国人等を迅速に把握する。
- ○県及び市町村は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報を提供する。
- ○県及び市町村は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズ を把握するとともに、通訳の派遣等、必要な支援を行う。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、大規模災害発災時に外国人に対する相談及び情報提供を行う「災害時外国人相談センター」を円滑に設置できるよう「徳島県災害時外国人等対応マニュアル」に基づき、相談体制をあらかじめ検討しておく。(商工)
- ○平時からとくしま国際戦略センターに「災害時通訳ボランティア」を登録するととも に、研修会の実施等によりボランティアのスキルアップを図っておく。(商工)
- ○市町村は、平時から通訳ボランティアをはじめとする通訳人材の把握、養成を行って おく。(商工)
- 〇県,市町村,入管,弁護士会,医師会等で組織する「在住外国人相談支援ネットワーク会議」の開催により情報交換等を行い,平時から「顔の見える関係」を構築しておく。(商工)

(ク) 災害時(介護福祉) コーディネーターによる調整(保福)

○被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう,災害時コーディネーターを配置し,市町村等関係機関と連携を図り,刻々と変化する要配慮者,福祉避難所等の状況を的確に把握し,他の機関から派遣される人材及び提供される資材の配置を的確かつ迅速に行う。

【準備する事前復興】

- ○被災時に迅速な調整が行えるよう,各市町村及び社会福祉施設等関係団体に災害時コーディネーターを配置し、平時から各分野の災害時コーディネーター及び社会福祉施設等関係機関との円滑な連携体制の構築に取り組んでおく。(保福)
- ○災害時相互応援協定に基づき、被災時に支援提供可能な物資等をあらかじめ調査し、 把握しておく。(保福)

市町村に期待する取組

- ○県や関係団体と連携して、福祉サービスについて早期回復を図るとともに、復興まちづくりと歩調をあわせた福祉の提供体制の再整備に取り組む。
- ○避難所,在宅避難者等に対し,福祉等に関する情報を提供する。
- ○避難行動要支援者名簿を活用するなど, 災害時に配慮を要する者の被災状況について把握し, 被災者台帳を整理する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○民生委員・児童委員,地区組織役員への安否確認対象者に関する情報提供の依頼とその把握体制をあらかじめ検討しておく。(県環,保福)
- ○地域防災計画や地域福祉計画を策定・見直しする場合には、地域の社会福祉協議会や 社会福祉施設等の参画を得るなど、平時から地域住民と円滑な情報共有を行っておく。 (保福)
- ○要配慮者への支援を円滑かつ適切に行うため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、 社会福祉施設などの福祉関係者とともに、復旧・復興に向けた役割をあらかじめ検討 しておく。(保福)
- ○県や関係機関と連携し、要配慮者の特性に応じた支援ができるよう、平時から住民等を対象とした研修会等を実施しておく。(保福)
- ○「大規模災害時における保育事業継続対応マニュアル」及び「災害時保育所広域連携 実施フローチャート」に基づき、災害時における保育事業の早期再開や、保育の継続 実施体制の構築に向けた情報共有を平時から図っておく。(県環)

事業者等に期待する取組

- ○地域住民,自主防災組織,民生委員・児童委員,事業者等は,県及び市町村と連携し,災害時要配慮者への支援を行う。
- ○避難していない災害時要配慮者を把握し,支援する。
- ○要保護者を把握した場合は、市町村の生活保護担当部署や福祉事務所と連携を図りながら、 適切に保護の相談窓口につなげる。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○緊急入所対応等により一時的に利用者の人数が増大する場合があるため、職員の確保 が必要不可欠である。そのため、県内の社会福祉施設等は、あらかじめ応援体制を構 築しておく。加えて、災害時において各対人援助専門職の職能性を活かすべく、平時 からの体制構築に取り組んでおく。(保福)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○被災した要配慮者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図るなど、一時入所者への対応や受入人数の調整を図る。
- ○一時入所者の転所,退所に当たっては入所の必要性,入所者の希望等に配慮し,適切に対処する。
- ○特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等が被災した場合には、周辺の社会福祉施設等と調整を図り、被災施設の入所者の受入れ先を速やかに確保し、転所が図られるようにする。この場合、入所者はできるだけまとまった形で周辺施設へ転所することに配慮し、転所先で入所者が孤立することのないよう調整することが重要である。

関連する法令,計画,資料等

- ○災害対策基本法
- ○徳島県大規模災害時要保護児童対応マニュアル
- ○災害時保育所広域連携実施フローチャート
- ○大規模災害時における保育事業継続対応マニュアル
- ○徳島県災害時外国人等対応マニュアル

(3) 公的サービス等の回復 エ メンタルヘルスケアの充実

[4-2-(3)-I]

趣旨・概要

- ○災害により健康障がいが発生する場合や被災による精神的なダメージ (PTSD:心的外傷 後ストレス障害)が原因となって身体機能が低下する等の影響を受ける被災者が発生する可 能性がある。
- ○従って,このような被災者の健康回復・精神的な安定を図るために,健康管理や精神的ケアを行う。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

経営戦略部, 県民環境部, 保健福祉部, 教育委員会

項目・手順等

(ア) こころのケアに関する相談窓口の設置(保福.教育)

○災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ (PTSD:心的外傷後ストレス障害)に対処するため、関係機関と連携の上、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルへルスケア対策を実施する。

a 心の相談窓口の開設

○保健所等の地域の拠点となる施設に心の相談窓口を開設する。

b 巡回相談の実施

〇DPAT (災害派遣精神医療チーム)等,精神保健医療の専門的人材によるチームを編成し、避難所や応急仮設住宅を中心に巡回精神相談を実施する。

【準備する事前復興】

- ○災害時の心身の反応に関する事前研修の実施やこころのケア活動に対する体制の整備 など、こころのケアに関する相談体制をあらかじめ整備しておく。(保福)
- ○災害時の児童生徒のこころのケアに関する相談体制を整備し、平時から相談窓口の情報について周知しておく。(教育)

(イ) 児童生徒に対するこころのケア事業の実施(県環,教育)

○幼少期の被災の経験がその後の人格形成に大きな影響を与えることから, 児童生徒のこころのケアに関する対策を充実する。

a 児童生徒へのこころのケアのための教育相談の実施

○学校等を中心に児童生徒に対するこころのケアのための教育相談窓口を設置する。また,遊び場を確保し,子供の精神的な健康の早期回復を目指す。

b 児童生徒へのこころのケアのための長期・継続的支援

- ○児童生徒へのこころのケアのための教育相談や心理教育プログラムを継続的に実施するなど,長期的な支援により,子供のこころのケアを図る。
- ○各学校は、養護教諭を中心として健康観察及び健康相談を行い、児童生徒の心身の健康状態の把握に努め、学校医やスクールカウンセラー等と連携し、こころのケア委員会を開催するとともに、学校間での情報共有を図る。
- ○東日本大震災を契機として、小中学校において、児童生徒のこころのサポート授業を 実施している事例がある。また、熊本地震においては、県教育委員会が主管し、臨床 心理士、児童精神科医などの専門家が加わった「心のケアサポート会議」を設置し、 全般的なストレスをチェックするアンケートを行い、ケアが必要な子どもの把握に努 め、その結果を分析し、支援に反映させている事例がある。

c 被災児童へのメンタルヘルスケアの実施

○被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターは、メンタルヘルス ケアを実施する。

d 児童生徒へのこころのケアのための電話相談の実施

○児童生徒のこころのケアのための電話相談窓口を開設し、子供のこころのケアを図る。

e 要ケア児童に関する情報収集

○県及び市町村は、教育委員会(学校)や児童委員等との連携を図り、要ケア児童に関する情報収集を行う。

f 学校巡回相談の実施

○各学校の校長は、教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラー、精神科医、公認 心理師、臨床心理士などの専門家による学校への巡回相談を実施するなど、児童生徒 のこころのケア対策を行う。

【準備する事前復興】

- ○こども女性相談センターは、平時からメンタルヘルスケアに対する体制を構築してお く。(県環)
- ○公立学校等にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒のこころのケアに関する支援 体制をあらかじめ整備しておく。(教育)
- ○平時から健康観察を徹底するとともに、児童生徒へのこころのケアのための教育相談 や心理教育プログラムを実施しておく。(教育)

(ウ) 専門的人材の育成・確保(経戦、保福、教育)

- ○関係機関と連携し、DPAT (災害派遣精神医療チーム)等の資質の向上を図る。
- ○被災による精神障がいは,災害から長期間が経過してから発生する場合も多く,復興期 にも専門的人材を確保する。
- ○精神科医,精神科ソーシャルワーカー,心理職等の精神医療に関する専門職員を確保し, 被災者のこころのケアを図る。
- ○スクールカウンセラーとして,公認心理師や臨床心理士等の専門職員を確保し,被災児 竜生徒のこころのケアを図る。

【準備する事前復興】

- ○自治体職員等、活動要員のためのケア体制をあらかじめ構築しておく。(経戦)
- ○こころのケア等の専門知識を持った専門家をあらかじめ育成・確保しておく。 (経戦,保福,教育)
- ○平時からDPAT (災害派遣精神医療チーム) 従事者の研修等を実施し、人材育成しておく。(保福)
- ○スクールカウンセラーの緊急時における支援体制をあらかじめ構築しておく。(教育)
- ○災害時の児童生徒へのこころのケアについて, あらかじめ適切な支援と対応が行えるようスクールカウンセラーや教職員に対して研修会を実施しておく。(教育)

(エ) こころの健康支援活動(保福)

- ○新たな生活に対する不適応症状の出現やPTSD, うつなどの精神疾患の出現に対応するため、リスクの高い被災者に対するこころのケア活動を継続して実施する。
- ○市町村は、コミュニティの再生を支援し、県は、コミュニティによるこころのケア活動 や地域での啓発・教育などを行い、被災地域全体におけるこころのケア活動・健康づく りの取組を進める。
- ○支援者に対するこころの健康に留意した体制を整える。

市町村に期待する取組

- ○保健所等と連携し、避難所等へのDPAT(災害派遣精神医療チーム)の派遣要請を行う。
- ○児童生徒のこころのケアを適切に実施するため,被災児童生徒の実態や心身の状態を把握し, スクールカウンセラーや関係機関と情報を共有する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○教職員、スクールカウンセラー及び地域の関係機関が連携できる支援体制をあらかじめ構築しておく。(教育)

事業者等に期待する取組

- ○県内精神科医療機関は、事業継続計画(BCP)に基づき、診療体制を維持するとともに、 DPAT(災害派遣精神医療チーム)への派遣及び診療要請があった場合は、協力する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○県内医療機関は、自施設が被災した際にDPAT (災害派遣精神医療チーム)派遣要請等を円滑に行えるよう、情報伝達の方法等をあらかじめ検討しておく。(保福)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な 組織体制が必要である。過去の大規模災害においては、国からの財政支援を受け、こころの ケアセンターの設置や専門家の派遣など、中長期的な被災者のこころのケアに取り組んだ事 例がある。このように被災者が安心して生活できるよう、きめ細やかな支援体制が必要とな るため、医療機関をはじめとした精神保健関係機関との連携強化を進めておくことが望まし い。
- ○特に高齢者や障がい者への支援を実施するためのマンパワーの確保を図るために,福祉関連 の専門ボランティアの活用を検討する。
- ○被災により家族の内,一人だけ残された遺族に対しては,特に長期にわたり十分な精神的なケアが必要である。

■参考:阪神・淡路大震災におけるこころのケア対策の事例

○「こころのケアセンター」の設置 被災者のPTSD等に長期的に対応し、かつ被災精神障がい者の地域での生活を支援す るため、復興基金の助成を受け、こころのケアセンターの開設・運営を行った。

○その他の対策

地域精神保健活動の拠点として複数箇所の保健所精神救護所を設置したほか、避難所への精神巡回医療、被災者全員に対するPTSDの啓発冊子の配布、ボランティアの燃え尽き症候群防止のための講演会や研修会を開催した。

関連する法令,計画,資料等

- ○学校保健安全法
- ○徳島県大規模災害時要保護児童対応マニュアル
- ○学校における子供の心のケア -サインを見逃さないために- (文部科学省)

(3)公的サービス等の回復 オー学校の再開

【4-2-(3)-オ】

趣旨・概要

○幼・小・中・高・特別支援学校は、災害の発生による学校施設の被災や避難所としての利用により、長期間通常の利用ができなくなることが予想される。このような事態に対して被災した児童・生徒への教育の確保を図るために、教育施設の早期検討による教育の場の確保が課題となる。また、被災した児童・生徒に対し、授業料の減免や教科書等の供与等の支援策を検討する。

実施時期

被災直後~被災後1年

関係部局

経営戦略部,教育委員会

項目・手順等

(ア)教育施設の復旧(経戦,教育)

a 公立学校の施設の復旧

- ○施設の被災状況や避難所としての利用,復興状況等を勘案し,かつ児童・生徒に対する 教育が滞ることのないよう,優先的に学校施設の再建を行う。
- ○公立学校施設の事前着工制度
 - ・学校教育に著しく支障となる場合や被害の拡大を防止するため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、積極的に「事前着工」することも可能である。このような場合には、学校設置者は事前に文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課へ事前着工届を提出する。

■参考:公立学校の災害復旧における原形復旧の範囲

- ○災害復旧は、被災施設を原形に復旧することを原則としている。ここでいう「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を 復旧することをいう。
- ○原形に復旧することが不可能,著しく困難又は不適当である場合は,従前の効用を 復旧するための施設を建設し又は当該施設に代わるべき必要な施設を建設すること も原形復旧に含まれる。
- ○建物を新築して原形に復旧する場合については、建物の構造を改良して従前の効用 を復旧しようとするものも、原形復旧とみなされる。

b 私立学校に対する再建資金の助成

- ○私立学校に対する再建資金の助成等の支援を検討する。
- ○国の私立学校建物其他災害復旧費補助金の対象となる場合は,必要に応じて補助金の申請を行う。

【準備する事前復興】

- ○学校施設の再建事業の実施について,関係部局,関係機関等と事前に検討しておく。 (教育)
- ○学校施設復旧工事の早期対応に係る執行手順や公立学校施設の災害復旧の国補事務手続き等を、事前に関係機関と検討しておく。(教育)
- ○学校は、教職員の具体的な参集・配備の方法や役割分担、学校施設が避難所になった場合の初期対応など、教育活動の円滑な再開を見据えた学校施設の利用計画を事前に作成するとともに、市町村防災担当部署、自主防災組織、教育委員会との連携を密にし、連絡体制をあらかじめ確立しておく。(教育)
- ○学校は、学校再開に向けた教職員の組織や手順をまとめた基本計画を作成し、保護者、 教育委員会との連絡体制についてあらかじめ確立しておく。(教育)
- ○学校施設が避難所になった場合,教職員が児童生徒の安否確認や学校教育活動の再開等の本来の業務に専念できるよう,平時から市町村防災担当部署に速やかに担当職員を派遣できるよう調整を行っておく。(教育)

(イ) 教室の確保(経戦,教育)

a 仮設校舎の建設

- ○学校設置者は、被災により教室が不足している学校については、応急仮設校舎の建設を 検討する。
- ○なお,国の公立諸学校建物其他災害復旧費補助金及び私立学校建物其他災害復旧費補助 金の対象となるため,建設する場合は必要に応じて補助金の申請を行う。

b 民間施設等の利用の検討

○学校設置者は、学校の被災が著しく、かつ仮設校舎の建設用地に不足があるなどの場合には、早期授業再開のため、社会教育施設や民間施設の一部を教室として利用することを検討する。

【準備する事前復興】

- ○仮設校舎の建築予定地や代替施設として利用できる施設をあらかじめ確認しておく。 (教育)
- ○仮設校舎建設又は代替施設の賃借などの手続きをあらかじめ確認しておく。(教育)
- ○地域内の民間施設について、被災時の教室として利用が可能な建物を事前に把握して おく。(教育)

(ウ) 被災児童・生徒への支援(経戦,教育)

○被害の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合,一時的に授業料を納入することができなくなったり、学生生活を継続するのが困難になることが予想される。このような事態は公立・私立を問わず全ての児童・生徒に起こり得るため、学校設置者は、被災児童・生徒に対する授業料の免除等の支援策を検討する。

a 授業料等の軽減

○被災により生活基盤を喪失した者に対して、授業料等の軽減等の対策を検討する。

b 学用品の支給

○災害救助法が適用となる場合は、児童・生徒に対して無償で教科書等の学用品を支給する。

c 就学援助等

- ○被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応をする。
- ○被災した私立学校に在学している児童及び生徒に対し、就学支援金の交付を検討する。

d 転校等についての柔軟対応

○近隣自治体も含め,各学校長に対して、被災による転入学児童・生徒についての弾力的な取扱いを依頼する。

【準備する事前復興】

- ○公立学校に在学する被災生徒に対する授業料等の軽減等の手順を事前に確認してお く。(教育)
- ○災害救助法による教科書等の供与手順を事前にマニュアル化しておく。(教育)
- ○災害救助法の適用外の教科書供与に関して事前に検討しておく。(教育)
- ○教科書等の供与手順について,必ず複数の教職員により,平時より学期に1回程度はマニュアルに従った練習を行っておく。(教育)
- ○被災による転校について、国、自治体、学校等と事前に手続きの簡略化等について協議しておく。(教育)
- ○私立学校に在学する被災児童生徒に対する就学支援策の項目をあらかじめ整理してお く。(経戦)

(エ)入学者選抜への対応(経戦,教育)

- ○災害の発生した時期によっては、被災地内の児童・生徒が検査(入学試験)を受けられなかったり、会場等の施設の被災や交通機関の復旧の遅れ等により検査日程に混乱が生じることも想定される。その際には、不公平が生じないよう、関係機関との協議・連携の下、対策を講じる。
- ○受検者間に不公平が生じないよう,関係機関との協議を行い,検査日程の変更や出願締切りの延長,会場の変更等の柔軟な対応をとる。

【準備する事前復興】

- ○入学者選抜に対する柔軟な対応の方策に関して、学校等と事前に協議しておく。 (教育)
- ○各学校で作成の「学校防災計画」や入学者選抜要領等により、災害時における各自の 役割を事前に把握しておく。(教育)

【実践する事前復興】

○検査当日の災害に対して、当日の役割分担や担当に応じ、適正な判断ができるようイメージトレーニングを事前に実施しておく。(教育)

(オ) 円滑な卒業への対応(教育)

○災害の発生した時期によっては、予定している学習活動ができなかったり、学習評価及び 単位認定が困難になることが想定される。その際には、関係機関との協議・連携の下、卒 業認定の在り方を学校現場に指示する。

【準備する事前復興】

- ○学習評価や単位認定等に必要な重要書類の搬出保管方法について,事前に協議しておく。(教育)
- ○予定している学習活動が実施できない場合や、学習評価に必要な書類が紛失した場合 等の複数のケースにおける卒業認定の在り方について、事前に協議しておく。(教育)

市町村に期待する取組

- ○被災後速やかに、被災児童・生徒の状況及び人数を把握する。
- ○学校教職員が学校の再開業務に専念できるよう,あらかじめ学校教職員と市町村職員との連携を密にし、学校が避難所となった場合の避難所運営等,市町村職員による速やかな災害対応につなげる。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○早期の学校再開に向けて教室等を確保するため、学校内に開設された避難所の早期解 消や避難者の移送に関する手順を事前に確認しておく。(教育)
- ○仮設校舎の設置場所や代替施設の候補施設を事前に検討しておく。(教育)

事業者等に期待する取組

- ○学校法人は、被災後速やかに、被災児童・生徒の状況及び人数を把握する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○学校法人は、被災時に教室として利用する施設をあらかじめ決めておく。(経戦)
- ○学校法人は、被災児童生徒に対する入学者選抜の対応を事前に協議しておく。(経戦)

関連する法令、計画、資料等

- ○災害救助法
- ○学校防災管理マニュアル
- ○大規模災害時における教育活動の再開に向けた学校の対応について
- ○大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について(文部科学省)

(3)公的サービス等の回復 カ ボランティア・NPO等多様な主体との連携

【4-2-(3)-カ】

趣旨・概要

- ○ボランティア元年と呼ばれた阪神・淡路大震災以降,東日本大震災や全国各地で災害が頻発 しており,被災地域・被災者の生活支援に当たる災害ボランティアは普遍的なものとなって きている。
- ○近年では、個人ボランティアのみならず、NPO/NGO、企業等、多様な主体による活動 が増加している。
- ○災害によって生じた様々な地域生活課題を解決するためには、迅速にこれらの支援の量と質を集中させる必要があるため、被災者の各種ニーズに対応できる柔軟な体制作りが必要となる。そのため、平時から、住民相互、関係者間の連携体制の確立を図ることで、誰もが安心して住み慣れた地域で過ごすことのできる、災害時にも強いまちづくりを推進する。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 保健福祉部, 県土整備部, 監察局

項目・手順等

(ア) ボランティアとの連携(保福)

- ○県社会福祉協議会は、発災後、各機関の情報収集を行ったり、協定を締結している団体 との情報共有等を図るなど、必要に応じ、迅速な対応を行うことができるよう県福祉救 援合同本部を設置する。
- ○県内で大規模災害が発生し、災害時のボランティア活動を支援する必要があると判断した場合には、県社会福祉協議会は、県(災害対策本部)と連携し、「徳島県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、速やかに県災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
- ○また,市町村社会福祉協議会は,大規模災害が発生し,市町村災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断した場合は,市町村をはじめ,地域住民等の協力を得て,速やかに設置・運営を行う。

a 県災害ボランティアセンターの設置・運営

○県災害ボランティアセンターは、次の機能の業務を円滑に実施する。

(a)情報収集機能

県(災害対策本部)や市町村災害ボランティアセンター,ボランティア関係機関等から情報を収集し、県内の被災状況,災害ボランティアの活動状況,被災者のニーズに対する災害ボランティアの過不足状況等を把握する。

(b) 情報発信機能

市町村災害ボランティアセンターの設置状況や災害ボランティアの募集等,災害時のボランティア活動を支援するために必要な情報発信を行う。

(c) 市町村災害ボランティアセンター支援機能

市町村災害ボランティアセンターの設置状況や活動体制(人的・物的)を速やかに把握し、必要な支援や連絡調整を行う。

(d) 涉外機能

災害時のボランティア活動を進める市町村災害ボランティアセンターを支援する 県域の拠点として、県(災害対策本部)をはじめ、全国社会福祉協議会や他都道府 県社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議、ボランティア関 係機関など様々な支援団体・機関等との間で、災害ボランティアをはじめ、ボラン ティアセンター運営支援者等の要請・受入調整を行う。

b 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営

○市町村社会福祉協議会は、災害時要配慮者を含めた地域住民への災害復旧活動を円滑 に進める場として市町村災害ボランティアセンターを設置し、日頃からの活動を生か し、率先して地域住民とともに具体的に使命と役割を果たす。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村並びに県及び市町村社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施できるよう、広く住民に対し、平時から必要な知識の修得やボランティア意識の向上を図るための普及啓発を行っておく。(保福)
- ○県社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導く ため、平時から県をはじめ、市町村、ボランティア関係機関等と連携し、幅広いボラ ンティア活動の担い手を養成しておく。(保福)
- ○平時から、県及び県社会福祉協議会は、相互に協定を締結している専門的な技能を有する士業や、ボランティア関係機関等と協議を重ねることで、互いの役割を共有するなどの交流を行い、連携を強化しておく。(保福)

【実践する事前復興】

○県及び県社会福祉協議会は、市町村、市町村社会福祉協議会、ボランティア関係機関等と連携して災害ボランティア活動支援訓練を実施し、災害時の手順を確認するなど、 平時から支援体制の検証・見直しを行っておく。(保福)

(イ) 多様な支援主体との連携(危機)

○県及び市町村は、被災地における支援ニーズに対して、適切な支援を届けるためには、 多様な支援主体との連携、協働を図ることが必要である。

a 情報共有会議等の設置

- ○NPO/NGO等多様な支援主体が参画し、情報共有や支援活動を調整するための情報共有会議等を設置する。
- ○情報共有や連絡調整を図るなど、情報共有会議を運営するための支援を行う。
- ○情報共有会議等では、被災地と外部支援者をつなぐ役割を果たす全国社会福祉協議会 をはじめ各社会福祉協議会及び全国ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD) などの中間支援組織と連携する。
- ○情報共有会議等では、被災後のフェーズに応じた情報共有、活動調整等を行う。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、 活動内容等についての基準やルールをあらかじめ設定しておく。(危機)
- ○県及び市町村は、平時から中間支援組織等との連携を図っておく。(危機)

○県及び市町村は、支援主体を受け入れるための人材や組織の育成に事前に取り組んで おく。(危機)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、災害時の迅速な救援・支援活動につなげるため、平時から情報共有 会議等においてイメージトレーニング等を実施しておく。(危機)

(ウ) 災害ケースマネジメントによる支援(危機、保福、県土、監察) 〈63頁に再掲〉

○大規模災害からの生活再建に当たっては、県及び市町村は、社会福祉協議会、士業ネットワーク、関連団体等と各フェーズにおいて緊密に連携し、個々の被災者からのニーズに対応した、平時と災害時を組み合わせた支援策(災害ケースマネジメント)を実施することが効果的である。

■参考:災害ケースマネジメント

- ○災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い,生活全体における状況を把握 し,それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など,個別の支援を組み合わせて計画 を実施する取組である。
- 〇ハリケーン「カトリーナ」(平成17年)で甚大な被害を受けたアメリカ合衆国で初めて制度化され、国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れた。
- ○また,鳥取県では鳥取県中部地震(平成28年)を契機として,全国で初めて災害ケースマネジメントを恒久的に制度化した。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集し、その導入等について事前に検討しておく。(危機、保福、県土、監察)
- ○県及び市町村は、社会福祉協議会、専門職団体、ボランティア等と連携し、平時から 福祉を中心とした災害ケースマネジメントに係るネットワークを構築するとともに、 社会的孤立防止を図る居場所づくりや、住民相互の地域づくりを進めておく。 (危機、保福、県土、監察)
- ○県及び市町村は、住民、社会福祉協議会等と連携し、「支え合いマップ」を作成するなど、平時からの様々な取組を通じて、事前に地域の情報を可視化、共有化しておく。 (危機、保福、県土、監察)

市町村に期待する取組

- ○県の協力を得るなどして,専門性を有する様々なNPO/NGO・ボランティア団体・企業等が効果的に活動を行うことができる連携,調整等を行うとともに,分野を越えて関係機関が協働して地域生活課題を解決する体制をつくり,被災地からの情報発信に取り組む。
- ○地域住民が主体的に地域課題を把握して,住民相互で解決を試みる環境を醸成し,住民同士 のケアや支え合う関係性の育成に取り組む。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○被災者には、特に配慮の必要な高齢者や障がいのある方が含まれるため、市町村災害 ボランティアセンター、専門的な技能を有する士業等による相談窓口を可能な限り集 約し、一度の来訪で目的を達成することができるよう、平時から総合的な相談体制を 整備しておく。(保福)

- ○災害時の市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター等との連携や生活 福祉資金等の貸付などを、地域防災計画や地域福祉計画に規定し、平時から実効性の ある計画づくりに向けて取り組んでおく。(保福)
- ○地域防災計画や地域福祉計画を策定・見直しする場合には、地域の社会福祉協議会や 社会福祉施設の参画を得るなど、平時から地域住民と円滑な情報共有を行っておく。 (保福)
- ○あらかじめ多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、活動 内容等についての基準やルールを設定しておく。(危機)

【実践する事前復興】

○災害時に市町村社会福祉協議会とボランティア等との相互支援が円滑に行えるよう, 平時からの訓練等を通じ、関係づくり・連携強化を図る機会を設けておく。(保福)

事業者等に期待する取組

- ○社会福祉協議会やボランティア・NPO等多様な主体は、支援活動の実施に当たっては、情報共有会議等へ積極的に参画する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○社会福祉協議会やボランティア・NPO等多様な主体は、営利・非営利性のいかんに かかわらず、被災地域の早期復旧・復興に向けて、それぞれの事業者等の有する特性 を発揮し、平時から公共の福祉に寄与する地域公益活動に積極的に取り組んでおく。 (保福)
- ○士業ネットワーク等は、先進地等の災害ケースマネジメントの取組について情報収集 するとともに、災害ケースマネジメントの導入を検討している自治体に対して、平時 から協力しておく。(危機、保福、県土、監察)

【実践する事前復興】

○社会福祉協議会やボランティア・NPO等多様な主体は、災害時における相互支援が 円滑に行えるよう、県や市町村が設置する関係づくり・連携強化を図るための各種会 議や訓練等に平時から積極的に参加しておく。(危機、保福)

その他(特記事項、留意点)

■参考:熊本地震災害後に開催された連携会議の事例

- ○「NPOくまもと」と「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)」により、熊本県内で活動するNPO等支援団体が集まる場(=火の国会議)が設けられた。火の国会議は参加を希望する団体に対して開かれた会議とされ、団体同士の活動情報の共有、被災地域の状況に関する情報の提供、国・県・市町村から出される情報の提供、シーズ(=支援者が提供できる支援メニュー)やニーズ(=被災者の困りごと・要望)のマッチングなどが行われた。
- ○火の国会議で取り上げられた支援課題は、行政・社会福祉協議会・NPOの連携会議で議論 され、施策や解決策が火の国会議へフィードバックされる形となった。

○被災者の最も近くで活動するNPO・ボランティア等の支援団体から提供される被災者支援のニーズや課題に関する情報とNPO・ボランティアだけでは実行できない解決策を提示できる行政・社会福祉協議会による2つの会議体による"連携"が被災者への支援活動において大きな力を発揮した。

関連する法令,計画,資料等

- ○徳島県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル
- ○防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック ~三者連携を目指して~ (内閣府)

(4)地域社会の維持・再生・育成 ア 地域コミュニティの維持・再生・育成

[4-2-(4)-7]

趣旨 · 概要

- ○人は元来、社会的な存在であり、人とのつながりの中、孤独感を解消することで、「心の健康」が向上すると言われている。
- ○大規模災害という特殊な状況下において、地域コミュニティをはじめとする人とのつながり を維持、再生することは、被災者のしなやかな心の回復はもとより、復興意欲の高揚に重要 な役割を担うものである。

実施時期

被災後1年~被災後10年

関係部局

危機管理部, 政策創造部, 保健福祉部

項目・手順等

(ア) 地域コミュニティの維持・再生・育成(危機,政創、保福)

- ○被災地域では、避難所、応急仮設住宅等での避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転によって、従来の地域コミュニティが希薄化・分断化されたり、新たなコミュニティが十分に形成されず、避難者が孤立化する状況がある。
- ○県及び市町村は、被災者が安定的な日常生活を営むことができるよう、地域コミュニティ の維持、再生や育成の促進を図ることが重要である。
- ○市町村が地域コミュニティに対して行う取組に対して支援する。

【準備する事前復興】

○市町村,地域住民,町内会,自主防災組織,社会福祉協議会等と連携し,「支え合いマップ」を作成するなど,平時からの様々な取組を通じて,事前に地域の情報を可視化,共有化しておく。(危機,政創,保福)

市町村に期待する取組

- ○戸別訪問による安否確認や見回りを実施する。
- ○地域におけるコミュニティの維持,再生,育成を図るため,応急仮設住宅に住民同士の交流の場となるコミュニティスペースを設け,地域コミュニティの絆を深める幅広い支援を行う。
- ○従前の地域コミュニティに配慮した仮設住宅入居の促進を図る。
- ○地域コミュニティの育成のため、応急仮設住宅において、入居者名簿の作成などにより自治組織の設立を支援する。
- ○地域コミュニティの維持のため、住民相互のコミュニケーションが維持され、地域の結束力が 更に強まるよう、地域コミュニティ活動の環境を整える。
- ○地域の郷土文化行事の再開支援による地域コミュニティの再生や地域力を醸成する新たなコミュニティづくりを支援する。

- ○安心して地域で生活できるよう,郷土芸能や文化活動など地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。
- ○地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材育成を支援する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○地域コミュニティの維持・再生・育成を図るため、町内会やまちづくり協議会などが 開催するイベントや、郷土芸能、文化活動など、地域コミュニティ活動の活性化に向 けた取組を平時から支援しておく。(危機、政創)
- ○地域住民等が行う地域の生活や仕事を支えるための住民主体の体制づくりや,利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成)を平時から支援しておく。(政創)
- ○県,地域住民,町内会,自主防災組織,社会福祉協議会等と連携し,「支え合いマップ」を作成するなど,平時からの様々な取組を通じて,事前に地域の情報を可視化, 共有化しておく。(危機,政創,保福)
- ○地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材を平時から育成しておく。(政創)
- ○自主防災組織の活動や訓練等を平時から支援しておく。(危機)

【実践する事前復興】

○地域コミュニティから提案される地区防災計画を基に、必要と認められる場合は、あらかじめ地域防災計画に盛り込んでおく。(危機)

事業者等に期待する取組

- ○地域住民,事業者, NPO, 社会福祉協議会等は,市町村と協働して,地域コミュニティの維持・再生・育成のためのイベント等を開催する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○地域コミュニティの維持・再生・育成を図るため、地域住民、町内会、まちづくり協議会等は、市町村と連携し、平時から祭りやイベント等を開催しておく。 (危機、政創)
- ○地域住民,事業者,NPO等は,郷土芸能や文化活動など,地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組に平時から参加しておく。(危機,政創)
- ○地域住民,事業者,NPO等は,平時から地域の生活や仕事を支えるための住民主体の体制づくりや,利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成)を行い,地域コミュニティの維持・再生・育成を図っておく。(政創)
- ○地域住民,町内会,自主防災組織,社会福祉協議会等は,県及び市町村と連携し,「支え合いマップ」を作成するなど,平時からの様々な取組を通じて,事前に地域の情報を可視化,共有化しておく。(危機,政創,保福)

【実践する事前復興】

- 〇地域住民等は、平時から自主的に地域の防災活動を推進するための組織である自主防 災組織の活動や訓練等を行っておく。(危機)
- 〇地域住民,事業者等は,自発的な防災活動に関する「地区防災計画」の作成,実践, 評価,見直しを通じて,地域の特性に応じた共助に平時から取り組んでおく。(危機)

その他(特記事項, 留意点)

〇「地区防災計画」の策定に当たっては、地域コミュニティを中心として、地域の企業・団体、有識者とともに持続可能な開発のための国際目標(SDGs)の視点を盛り込んだ計画とすることが重要である。

(4) 地域社会の維持・再生・育成 イ 地域対応力の充実・強化

[4-2-(4)-1]

趣旨・概要

○地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の充実と強化を図ることによって,「地域の対応力」を強化し,災害に対応することを目指す。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部

項目・手順等

(ア)消防団の育成・強化(危機)

- ○少子高齢化や過疎化,地域コミュニティの連帯感の希薄化,サラリーマンの増加などにより,消防団員は減少しており,消防団の確保及び育成・強化を強力に推進する必要がある。
- ○県及び市町村は、女性団員の活躍の幅が広がるよう、女性団員のための災害時における 実践的な研修の充実や機会の拡大を図る。
- ○消防団員が活躍することは、地域防災力の充実強化が図られるとともに、地域コミュニティの安心・安全の確保に繋がる。

【準備する事前復興】

- ○消防団を育成,強化するため,市町村と連携し,平時から消防団の知名度向上やイメージアップを推進しておく。(危機)
- ○市町村と連携し、新たな地域防災の担い手として学生や女性など、多様な人材の活用による消防団の充実強化をあらかじめ図っておく。(危機)
- ○消防学校は、消防団活動に必要な知識や技術が習得できるよう、平時から教育訓練等 を実施し、団員の育成を図っておく。(危機)

(イ) 自主防災組織の育成・強化(危機)

- ○災害の継続あるいは将来的に被害が予測される地域においては、地域住民自身による組織的な防災活動を推進することが必要である。このため、県及び市町村は、地域住民による自主防災組織づくりや育成・強化の支援を図る。
- ○自主防災組織が中心となって、地域コミュニティの防災力を向上させる。
- ○自主防災組織は地域住民の自発的な活動による組織であるが、市町村は、設置・運営に 係る経費の補助等を行っている例があり、また、防災知識の普及や防災訓練の指導等も 行っていることから、そうした自主防災組織の活動や取組の支援を行う。

a 設置の促進と活動活性化

○市町村と連携して、自主防災組織の結成を促進するとともに、活動活性化のための地域に対する支援を行う必要がある。

b 設置の手順

- (a) 町内会, 自治会などの地域コミュニティへの呼びかけ
- (b) 説明会実施
- (c) 自主防災組織の活動エリア、組織形態の検討(組織の形態は、既存の町内会・自治会が自主防災組織を形成するもの、町内会長等のもとに新規の自主防災組織を設置するもの、全く新規の自主防災組織を設置するものの3つに分けられる。)
- (d) 規約, 役員名簿等作成, 提出依頼

【準備する事前復興】

- ○市町村と連携し、平時から自主防災組織の結成を促進しておく。(危機)
- ○自主防災組織に対して、平時から防災知識の普及を行うとともに、防災訓練の指導等を行っておく。(危機)
- ○市町村、地域住民、町内会、自主防災組織、社会福祉協議会等と連携し、「支え合いマップ」を作成するなど、平時からの様々な取組を通じて、事前に地域の情報を可視化、共有化しておく。(危機)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○消防団を育成、強化するため、県と連携し、平時から消防団の知名度向上やイメージ アップを推進しておく。(危機)
- ○県と連携し、新たな地域防災の担い手として学生や女性など、多様な人材の活用による消防団の充実強化をあらかじめ図っておく。(危機)
- ○消防団について、平時から特定の活動のみに従事する機能別団員・分団制度を導入・ 推進しておく。(危機)
- ○消防団協力事業所表示制度を事前に導入・推進しておく。(危機)
- ○県と連携し、平時から自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に対する支援を 行っておく。(危機)
- ○県と連携し、自主防災組織に対して、平時から防災知識の普及を行うとともに、防災 訓練の指導等を行っておく。(危機)
- 〇県,地域住民,町内会,自主防災組織,社会福祉協議会等と連携し,「支え合いマップ」を作成するなど,平時からの様々な取組を通じて,事前に地域の情報を可視化, 共有化しておく。(危機)
- ○地域コミュニティ活動や自主防災組織をリード・サポートする人材を平時から育成しておく。(危機)

事業者等に期待する取組

- ○雇用主は、勤務時間中の消防団員への従事に対する配慮や消防団員の継続雇用など、消防団 員が活動しやすい環境づくりを行う。
- ○自主防災組織は、災害の予防、発災時の対応、地域社会の維持・再生・育成までを意識した 活動や、県、市町村等が実施する対策への協力を行う。

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- 〇地域住民, 町内会等は, あらかじめ自主防災組織を結成し, 育成・強化を図っておく。 (危機)
- ○地域住民,町内会,自主防災組織,社会福祉協議会等は,県及び市町村と連携し,「支え合いマップ」を作成するなど,平時からの様々な取組を通じて,事前に地域の情報を可視化,共有化しておく。(危機)

【実践する事前復興】

- ○自主防災組織は、メンバーの防災意識や防災に関する知識を向上させるため、平時から定期的に講習会や訓練等を実施しておく。(危機)
- ○地域住民等は、平時から自主的に地域の防災活動を推進するための組織である自主防 災組織の活動や訓練等に参加しておく。(危機)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○既存の町内会,自治会などの地域コミュニティを母体とした自主防災組織の形成では,組織づくりが容易であり,活動を継続しやすいというメリットがある。また,新たなリーダーに基づいた新規組織を設置する場合では,意欲の高いリーダーによる組織になること及び既存の町内会・自治会役員の負担が軽減されるというメリットがある。このため,組織構成に関しては,各町内会,自治会により状況が異なるため,内部における検討を依頼することが望ましい。
- ○自主防災組織が活発に活動を実施するためには、組織メンバーの防災意識や防災に関する知識を向上させることが必要である。このため、定期的に講習会や訓練等を実施することにより、人材の育成、組織の意識啓発及び強化を図ることが必要である。
- ○組織メンバーの高齢化等が課題となっている地域コミュニティは,防災活動への若年層の参加を促進するとともに,隣接地域の自主防災組織の活動エリアの広域化等も含めた対応を検討する必要がある。
- ○自主防災組織は、避難所として指定されている学校等への倉庫の設置や、その倉庫の中への 備蓄品の保管等について、あらかじめ学校等と協議しておくことが有効である。

関連する法令. 計画. 資料等

- ○消防組織法
- ○災害対策基本法
- ○自主防災組織の手引 -コミュニティと安心・安全なまちづくり- (消防庁)

(4) 地域社会の維持・再生・育成 ウ 文化財等への対応

【4-2-(4)-ウ】

趣旨・概要

○復旧・復興期において、被災者が生活の中に潤いや憩いを感じるためには、文化・社会教育 施設の復旧が重要であるため、文化・社会教育施設、文化財の早期復旧方法についてあらか じめ検討を行っておくことが望ましい。

実施時期

被災後2週間以内~被災後10年

関係部局

県民環境部,教育委員会

項目・手順等

(ア) 文化・社会教育施設の再建(県環.教育)

○市町村等と連携し、施設及び収蔵文化財等の被害状況に応じて、被災した収蔵文化財等 の一時的な移転や修復・復旧、施設の再建等を進め、必要に応じて国への助成の要請等 を行う。なお、私立施設についても再建支援を進める。

a 文化・社会教育施設の復旧

○市町村等と連携し、施設及び収蔵文化財等の被害状況や施設周辺の復旧の進捗状況を 勘案の上、収蔵文化財等を修復・復旧するとともに、文化・社会教育施設を再建する。

b 私立施設への再建支援

○私立の文化・社会教育施設の再建についても、適切な支援を検討する。

【準備する事前復興】

- ○平時から復旧の優先度,収蔵文化財等の仮保管場所の検討等を進めておくとともに, 国による助成の要請等を検討しておく。(県環,教育)
- ○私立施設に対する再建支援策をあらかじめ検討しておく。(県環,教育)
- ○文化・社会教育施設では、あらかじめ収蔵文化財等の台帳やデータベースを作成し、 管理・把握するとともに、発災時の行動計画を策定しておく。(教育)
- ○収蔵文化財等の落下・倒壊の防止やハロン消火設備の点検など,具体的な防災対策を あらかじめ実施しておく。(教育)

【実践する事前復興】

- ○文化・社会教育施設の耐震化をあらかじめ行っておく。(県環,教育)
- ○文化・社会教育施設の復旧及び収蔵文化財等の仮保管に関する机上訓練等をあらかじめ実施しておく。(県環,教育)
- ○文化財災害対応マニュアルに基づき,搬出手順等の訓練をあらかじめ実施しておく。 (県環,教育)

(イ) 文化財の保護・復旧(県環,教育)

- ○市町村等と連携し、被災した指定等文化財の即時解体、廃棄、散逸などに繋がらないよう、文化財の保全に向けた呼びかけや情報提供を所有者及び管理者に行う。
- ○市町村等と連携し、指定等文化財の被災状況の概要を把握する。
- ○国指定等文化財の被災状況を文化庁に報告し指導を受けるとともに,ボランティア支援 を想定し,適切な情報を発信する。
- ○自県のみで対応が不能な場合は、国及び相互支援協定等を締結した関係府県等に支援を 要請し、被災調査や応急処置等を進める。
- ○被災した文化財等の復旧事業を行う。

【準備する事前復興】

- ○市町村等と連携し、文化財等の所在地、所有者、現況をあらかじめ把握しておく。 (県環)
- ○平時から文化財災害対応マニュアルの周知を図るとともに,当該マニュアルに基づき, 情報収集体制の整備,関連機関の役割分担,行動計画の策定等,具体的な対策を講じ ておく。(県環,教育)
- ○あらかじめ文化財の一覧を含む被災状況調査票のフォーマットを整備し、市町村や支援協定団体等と情報共有を図っておく。(県環)
- ○被災文化財を仮保管する施設をあらかじめ確保しておく。(県環,教育)

(ウ) 文化財所有者との協議(県環. 教育)

○民間所有の場合,被災した文化財等の破棄・散逸を防止するため,被害状況と文化財等の重要度に応じて所有者と修復・管理に関する協議を行う。

【準備する事前復興】

- ○文化財所有者等と被災後の対応について、事前に協議をしておく。(県環、教育)
- ○平時から,市町村等と連携し,文化財等の防災対策を進めるとともに,民間所有者への防災支援を行っておく。(県環)

市町村に期待する取組

- ○発災後、指定等文化財の被災状況の概要を把握し、県に報告する。
- ○県や文化庁等と連携し、文化財の被災調査や応急処置を行うとともに、所有者との連絡、調整に当たる。
- ○文化財の所有者及び管理者へ防災指導及び情報提供を行うなど、各種サポートを行う。
- ○被災時の文化財保全に向け,文化財の所有者をはじめ住民に対し,呼びかけや情報提供を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○被災状況の調査をはじめとする復旧・復興手続きの円滑化に繋げるため、地域内に所 在する文化・社会教育施設や文化財等の現状について、事前に把握しておく。 (県環、教育)
- ○地域内の文化・社会教育施設や文化財の早期復旧方法について, あらかじめ検討して おく。(県環, 教育)
- ○文化財所有者と連携し、あらかじめ個別対応マニュアルを作成しておく。(県環)

【実践する事前復興】

○地域内の文化・社会教育施設の復旧に関する机上訓練等をあらかじめ実施しておく。 (県環,教育)

事業者等に期待する取組

- ○文化・社会教育施設の設置者及び文化財の所有者・管理者は、文化・社会教育施設の被害状況の確認、収蔵文化財等の移動・保管、施設の修繕や再建について、専門的な技術を活かし、 円滑な復旧・復興に繋げる。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○文化・社会教育施設の設置者及び文化財の所有者・管理者は、地域内の文化・社会教育施設や文化財の早期復旧方法について、あらかじめ検討しておく。(県環、教育)
- ○文化財の所有者・管理者は、平時から収蔵文化財等の保管・管理を徹底し、被害を最小限にとどめるための対策を図っておく。(県環)
- ○文化財の所有者・管理者は、平時から被災文化財の応急処置等を担うボランティアの 育成を図っておく。(県環)

【実践する事前復興】

○文化財の所有者・管理者は、地域内の文化・社会教育施設の復旧に関する机上訓練等を平時から実施しておく。(県環)

その他(特記事項, 留意点)

- ○災害発生直後は、人命救助や避難民対策が中心となるため、文化財等の被災状況の調査が遅れるばかりでなく、救助や仮設住宅建設のために二次的に損傷を受ける可能性や放置により 劣化する可能性もある。このため、被災した文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸を防ぐため、広く専門職員等の派遣を要請し、早急に被災状況を把握し、速やかに修復を図ることが重要である。
- ○寺院等の建築物の復興には、資金面の問題ばかりでなく、建築基準法や消防法、文化財保護 法、公園緑地法などの多くの法制度が関与しているため、それらと調整しながら復興する必 要がある。
- ○過去の災害において,財団法人の運営する復興基金によって,集落や自治会などを対象に, 地域のコミュニティの場として長年利用されていた,文化財の指定を受けていない鎮守や神 社,祠などの再建が図られた事例がある。

関連する法令,計画,資料等

- ○建築基準法
- ○消防法
- ○文化財保護法
- ○公園緑地法
- ○文化財の保護に関する条例
- ○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領
- ○近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン

- ○中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画
- ○文化財災害対応マニュアル

(4)地域社会の維持・再生・育成 エ 地域の郷土文化の継承

[4-2-(4)-I]

趣旨 · 概要

- ○古くから地域に伝わる祭りや芸能などの郷土文化は、震災で傷ついた多くの人の心を癒やし、 元気づけ、主体性をもった地域コミュニティの再生、強化や「復旧・復興の礎」となる。
- ○地域の郷土文化は、コミュニティとの絆を実感し、前向きな意欲を持てる「こころの復興」 にも大変重要な役割を果たす。
- ○郷土文化は、地域の誇り及び象徴であることから、その誇りを取り戻せるよう、保存、継承、 活性化に取り組む。

実施時期

被災後1年~被災後10年

関係部局

政策創造部, 県民環境部

項目 手順等

(ア) 地域の郷土文化の継承(政創、県環)

- ○県及び市町村は、災害の影響により、中止や延期等を余儀なくされた祭りや芸能などの 郷土文化について、被災した地域住民の心の支えとなるよう、例年どおり、地域と連携 し開催する。
- ○県及び市町村は、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深める郷土文化を途絶え させないよう、地域と連携し、郷土文化を継承・保存する。
- ○県及び市町村は、被災を機に、失われつつある被災地域における郷土文化の再興や、継承のための活動の支援を検討する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、平時から地域の郷土文化のすばらしさを認識、発見する機会を創出するとともに、地域住民の意欲を醸成し、将来の担い手となるよう広く住民に啓発しておく。(政創、県環)
- ○県及び市町村は、郷土文化の継承のため、平時からその実施方法や技能等を記録して おく。(県環)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○地域住民は、平時から地域の祭りや芸能などに参加し、郷土文化を継承・保存してお く。(政創、県環)
- ○地域住民は、地域内に住む人だけが参加していた祭りや芸能等について、平時から地域コミュニティで合意の上、参加者のすそ野を広げる取組を行っておく。 (政創、県環)
- ○地域住民は、地域で郷土文化が途絶えることなく継承できるよう、平時から担い手(後継者)を育成し、継承の場を設けておく。(政創、県環)

(4) 地域社会の維持・再生・育成 オ 災害記憶(遺産)の継承

【4-2-(4)-オ】

趣旨 · 概要

- ○災害記憶(遺産)とは,災害からの教訓を未来に残したいと意図して残した(保存活動が行われた)構造物,自然物,記録,活動,情報等を包含するものである。
- ○災害時の混乱した状況では、メモ書きのような資料や行政文書を意識せずに捨ててしまう恐れがあるが、それらの記録等が、被災後、貴重な災害記憶(遺産)になることがあるため、まず「捨てない」ということが重要である。
- ○災害記憶(遺産)の「存在」とそれに刻まれた「災害の歴史」や「教訓」を正しく理解し、 災害への備えの大切さを次世代に伝えることは、以下の観点から重要である。
 - ・地域の災害危険性や災害特性についての理解の深化
 - ・災害危険性や災害特性への理解に基づき、対策を講じることによる被害の軽減
 - ・地域の災害経験の将来に向けた伝承
 - ・類似の災害危険性のある地域の防災意識の向上や対策の推進
- ○災害記憶(遺産)の継承に当たっては、被災者の心情に配慮することが重要である。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 教育委員会

項目・手順等

(ア) 記録等の保存(危機,教育)

○メモ書きのような資料や行政文書なども、被災後、貴重な災害記憶(遺産)になることがあるため、捨てずに残しておくことが重要である。

【準備する事前復興】

○災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすること が考えられるため、貴重なデータや資料の整理・保管方法等についてあらかじめ検討 しておく。(危機、教育)

(イ) 災害記録誌等の作成(危機)

- ○県及び市町村は、災害の記録とそこで得た教訓を後世に伝えるために災害記録誌等を作成する。
- ○記録として残すべきデータや資料については、組織的に収集・整理しておき、後世に継承する。

【準備する事前復興】

○過去の災害記録誌等を活用し、平時から住民等への啓発活動を行っておく。(危機)

市町村に期待する取組

- ○地域住民のみならず,外来者に対する防災意識の向上につなげるため,被災後,地域内の各地点に災害における浸水(津波・高潮・風水害)の到達標高表示を行う。
- ○災害記憶(遺産)を活用した教育・啓発活動を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○過去の災害記憶(遺産)の掘り起こし、保存をあらかじめ行っておく。(危機)
- ○過去の災害記憶(遺産)を活用した教育活動に平時から取り組んでおく。 (危機,教育)
- ○過去の災害記憶(遺産)を記載した防災マップ等を事前に作成しておく。(危機)
- ○過去の災害記録誌等を活用し、平時から住民等への啓発活動を行っておく。(危機)
- ○過去の歴史に学び,事前に浸水の到達標高表示を行っておく。(危機)
- ○災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすること が考えられるため、貴重なデータや資料の整理・保管方法等についてあらかじめ検討 しておく。(危機、教育)

事業者等に期待する取組

- ○メモ書きのような資料や文書なども、被災後、貴重な災害記憶(遺産)になることがあるため、住民、事業者等は、捨てずに残しておくことが重要である。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○住民,事業者等は,過去の災害記憶(遺産)となり得る情報を有している場合は,平時から県及び市町村への積極的な情報提供を行っておく。(危機)
- ○住民等は、市町村と連携し、過去の災害記憶(遺産)を記載した防災マップ等を事前 に作成しておく。(危機)
- ○災害時の混乱した状況では、貴重なデータや資料が紛失したり、散逸したりすること が考えられるため、住民、事業者等は、貴重なデータや資料の整理・保管方法等につ いてあらかじめ検討しておく。(危機、教育)

その他(特記事項、留意点)

- ○被災者慰霊碑等の建立場所については、被災者の心情に配慮して決定する必要がある。
- ○地域住民のみならず,全国に対して災害の恐ろしさを伝えるためには,記念館や展示館など の施設整備や災害記録誌作成・配布などが有効である。
- ○市町村は、災害教訓を伝承するため、語り部と連携した活動など、記録誌の作成に留まらない伝承活動を住民と一体となって展開することが重要である。
- ○災害遺構を保存することは、教育・啓発活動のみならず、観光資源として活用することにも 有効である。
- ○過去の災害における浸水の到達標高表示のみならず,最新の「徳島県津波浸水想定」における浸水の到達標高表示を併せて行っておくことも有効である。

○VR (仮想現実) などの新しい技術の導入や, 定点カメラの設置, また, ウェブ上に写真等をアーカイブしておくことなどは, 災害記憶(遺産)の継承を行う上で有効である。

■参考:災害アーカイブの事例

- ○国立国会図書館東日本大震災アーカイブ (愛称:ひなぎく)
- ○いわて震災津波アーカイブ
- ○東日本大震災アーカイブ宮城 ~未来へ伝える記憶と記録~
- ○東日本大震災アーカイブFukushima
- ○青森震災アーカイブ
- ○熊本地震デジタルアーカイブ

関連する法令,計画,資料等

- ○徳島県自然災害誌
- ○南海地震を知る徳島県の地震・津波碑
- ○海が吠えた日(牟岐町)

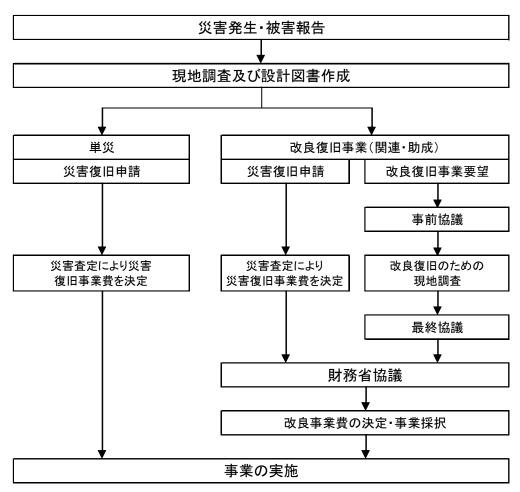
(1)公共土木施設等の災害復旧 ア 災害復旧

[4-3-(1)-7]

趣旨・概要

- ○被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討、災害査定等、災害復旧に向けて一連の手続きを定める。
- ○なお、一般的な公共土木施設等の災害復旧は、概ね次の図のように進められる。

災害復旧の手順



実施時期

被災直後~被災後3年

関係部局

危機管理部, 農林水産部, 県土整備部

項目・手順等

- (ア)被害の把握・報告(危機,農林,県土)
 - a 被害状況の県集計と国への報告

- ○迅速な災害復旧を行うためには、被害状況を早期に把握して関係省庁に報告し、災害 復旧に向けた支援を受ける必要がある。
- ○県の所管課は、施設の管理者若しくは市町村又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国の主務省庁に対し報告(速報、概要報告及び確定報告)する。
- ○公共施設等に関する被害報告については、それぞれの施設の復旧事業に関する事業要綱等で報告時期、報告内容・様式等が詳細に決められている。

b 災害緊急調査の要請

○大災害が発生し、緊急を要する場合には、主務省に災害査定の担当官等の派遣を要請して災害緊急調査を実施することで、現地において被災した公共土木施設に対する応急措置や復旧方針などについての助言を得ることができる。

c 激甚災害指定の検討と激甚災害指定の推進

- ○市町村からの被害状況報告に基づいて被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。
- ○市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ○前項に基づく調査の結果,激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは, 防災担当課に対しその旨を報告する。
- ○防災担当課は、当該所管課と連携を図りながら、国(内閣府)に対し激甚法に基づく 激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

【準備する事前復興】

○大規模災害が発生した際に、迅速な被害状況の把握を行うため、県及び市町村は、あらかじめ各種団体との協定を締結しておく。(県土)

(イ) 応急工事(農林, 県土)

- ○県及び市町村は、被害の把握・報告と併行して、被害の拡大を防ぎ、被災した施設の従前の効用を一刻も早く回復させるために、必要に応じて応急工事を実施する。
- ○応急工事は原則として管理者の負担で施行されるが,主務大臣が特別の事情があると認める場合にはその全部又は一部が国庫負担の対象となる。

a 被災事実を示す写真等の撮影

○県及び市町村は、応急工事を災害査定前に実施する場合、写真が被災事実確認の重要な資料となるので、メジャー等を添え、被災範囲、数量、規格等が確認できるように 写真等を撮影しておく。

b 負担法・暫定法による応急工事

○主務大臣が特別の事情があると認める応急工事には、次の2種類がある。

(a) 応急本工事

査定を待たずに被災施設を原形に復旧する工事の全部又は一部を施行する工事

(b) 応急仮工事

復旧工事(本復旧)が完了するまでの間に査定を待たずに暫定的に被災した施設の効用を最小限必要な範囲で確保する工事

負担法: 堤防の破堤の拡大防止のための措置、被災した道路の迂回路の確保、仮橋の

設置など

暫定法: 湛水排除、増破防止又は仮締切工事、応急かんがい排水のための仮工事、仮

道工事など

○応急工事については、復旧工事に利用できるような工法・材料で施工された場合には、 最終的に災害復旧の中に含めて採択されることとなっている。

○なお, 応急工事は事前打合せの対象となる。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、大規模災害時に適切かつ早期に復旧・復興事業が実施できるよう緊 急時の入札契約方法等について、事前に検討を行っておく。(県土)
- ○県及び市町村は、大規模災害時に適切かつ早期に災害対応の実施を行うため、あらか じめ各種団体との協定を締結しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、協定の実効性を確保するため、平時から協定団体が保有する資機材 を把握するとともに、協定団体との間で、情報交換や訓練を実施しておく。(県土)

(ウ) 復旧の基本方向の決定等 (農林、県土)

a 県及び市町村は、被害の状況、被災地の特性、被害を受けた公共施設等の管理者の意向等を勘案するとともに、迅速な原形復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

b 災害復旧計画概要書(査定設計書)の作成

- ○県及び市町村は、aの基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書(査定設計書) を作成する。
- ○なお,被害を受けた公共土木施設等の復旧に当たっては,原形復旧を基本にしつつも, 再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。

【準備する事前復興】

- ○迅速な査定設計書の作成を行うため、労務・材料単価及び歩掛かりは、事前に大臣の 同意を得ておく。(総合単価についても同様)(県土)
- ○県及び市町村は、図面作成のための測量作業に当たっては、迅速化、効率化、危険箇所等における作業の安全確保のため、測量新技術(航空測量、写真測量、音響測量、レーザー測量、無人飛行機)についてもあらかじめ検討を行っておく。(県土)

(エ) 災害査定(農林、県土)

a 災害査定申請

○復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県営災害復旧事業について、国(関係省庁)に対し国庫負担申請を行う。また、市町村営災害復旧事業については副申を行う。

b 査定計画の作成と協議

○国に対する国庫負担申請に合わせて,査定計画(日程)を作成の上,国(関係省庁) と協議を行い,被害を受けた公共施設等について国の査定を速やかに受けられるよう 努める。 ○災害査定は原則として1度限りであることから、県及び市町村は、スケジュール、説明者、提出資料等について十分な準備を行う。

c 査定の迅速化

○災害査定を迅速に実施するため、机上査定限度額の引き上げ等を要請する。

(a) 総合単価

- (ア) 災害復旧の申請額を算定する作業を簡素化,迅速化するため,総合単価を活用する。
- (イ)総合単価は、単位当たりの直接工事費によって算出される。

(b) 机上查定

- (ア) 実際に現場で行う査定のほかに、写真等の資料を基に行う机上査定がある。これは、負担法関連では通常300万円以下、暫定法関連及び文教施設では200万円以下の案件が対象となる。
- (4) 大災害の場合には、この限度額が引き上げられることがある。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、平時から災害査定に係る業務の講習会や研修により、職員のスキル アップを図っておく。(県土)

(オ) 災害復旧関係技術職員等の確保 (農林, 県土)

a 県営災害復旧事業

- ○被災地を管轄する県の各機関は,災害復旧事業に係る測量,設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは,当該機関を所管する主管課に対し,技術職員等の応援派遣を協議する。
- ○主管課は、被災地以外を管轄する県の各機関及び関係各課から所要数の技術職員等を 派遣するべく、必要な措置を講じる。
- ○主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、必要な措置を講ずる。

b 市町村営災害復旧事業

- ○被災市町村は、災害復旧事業に係る技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧 事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請 する。
- ○災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣 について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県 職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

c 災害復旧技術専門家派遣制度(平成15年度創設)

○大規模な災害発生時には、災害復旧業務の実践経験を積んだ技術者が不足がちなこと から、被災地方公共団体が、災害復旧制度に熟知し、復旧工法に関する高度な技術的 知識や実践経験が豊富な専門家を災害現地に派遣要請する制度

(a)目的

円滑な災害復旧事業の促進に寄与するため,ボランティア活動として災害復旧活動の支援・助言を行うこと。

(b) 手順

派遣要請は、被災地方公共団体等が(公社)全国防災協会を通じて行う。

(c) 活動に要する費用

支援及び助言は無報酬のボランティア活動として行われるが、派遣に要する交通費・宿泊費等の実費は、原則として派遣要請を行った地方公共団体等が負担する。

【準備する事前復興】

- ○技術職員がもつ専門的な知識を活用し、緊急調査や災害応急対策活動の技術的な支援を速やかに行うため、あらかじめ徳島県緊急災害対策派遣チーム(TECー徳島)として分野別に職員を登録し応援派遣に備えておく。(県土)
- ○県及び市町村は、平時から災害復旧に係る業務の講習会や研修により、職員のスキル アップを図っておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は,迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応の実施を行うため, あらかじめ大規模災害発生時の支援協定締結団体と連絡を密にするとともに,支援要 請訓練などの訓練を行い,災害対応能力を向上させておく。(県土)

市町村に期待する取組

- ○被災状況、被災時の応急対策の実施状況を迅速に把握し、県と情報共有を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○平時から災害復旧に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図ってお く。(県土)

事業者等に期待する取組

- ○建設企業等は、大規模災害発生時の支援協定等に基づき、保有する資材、機材、技術者の出動による支援活動を行うことにより、迅速な被害状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○建設企業等は、あらかじめ事業継続計画(BCP)策定をはじめ、被災後の道路啓開作業や復旧活動を迅速に行うための体制づくりを整えておく。(県土)

その他(特記事項、留意点)〈183頁、187頁に再掲〉

(ア) 住民対応

- ○事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- ○地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、土木関連の専門 用語は使わず平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

(イ) 計画の策定

○計画策定に当たっては、学識経験者等の協力も得て適切な計画づくりを行う。

○砂防・治山・河川などの各種事業が関連するため、まず、それぞれの役割分担を明確に することが必要となる。

(ウ) 工事の実施

- ○危険性が継続する場合では、監視体制、連絡体制の充実を図り、作業員の安全性を十分 確保しながら工事を実施することが必要である。
- ○工事実施中には、斜面の定期的な巡回や観測機器の設置等の安全管理を十分行い、二次 災害が発生しないように十分な注意を払う。

(エ) 復興法に基づく災害復旧事業の代行

○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国又は県が代行できることが明記された。

関連する法令, 計画, 資料等

- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)
- ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(1)公共土木施設等の災害復旧 イ 土砂災害対策

[4-3-(1)-1]

趣旨・概要

○土砂災害の発生による被災箇所の復旧と、再度災害の発生を防止するための砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設(以下「砂防関係施設」という。)の整備を図り、周辺居住者への安全性の確保、あるいは道路、鉄道等の寸断を防止する。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 被災箇所の応急対策(県土)

- ○県及び市町村は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能 性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応 急工事を実施するものとする。
- ○県及び市町村は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、砂防ボランティアや専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所等の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、平時から土砂災害に係る業務の講習会や研修により職員のスキルアップを図るとともに、砂防ボランティア等と十分な連携を図っておく。(県土)
- ○県及び市町村は、大規模土砂災害時に適切かつ早期に応急対策を行うため、あらかじめ各種団体との協定を締結しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、協定の実効性を確保するため、平時から協定団体が保有する資機材を把握するとともに、協定団体と県の間で、情報交換や訓練を実施しておく。(県土)

(イ) 被災施設の災害復旧 (県土)

○県及び市町村は、既存の砂防関係施設が土砂災害の発生により被災した場合は、その被災 の直接原因を明確にすることにより適切な工法を決定し、速やかに災害復旧工事を行い、 安全性の確保を図る。

(ウ) 砂防関係施設の整備 (県土)

- ○県及び市町村は、土石流等の発生後は、被災地域においては、発生した土石流等の被害規模や形態を踏まえて、砂防堰堤等の砂防設備を整備する。
- ○県及び市町村は、地すべりによる災害は、地すべりの規模及び発生・運動機構、保全対象 の重要度、想定される被害の程度等を考慮し、地すべり防止施設を整備する。

○県及び市町村は、がけ崩れによる災害は、対象となる斜面の地形・地質等から崩壊の要因 と崩壊の形態を想定し、安全性・耐久性・施工性・周囲の環境等を考慮して急傾斜地崩壊 防止施設を整備する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、砂防関係施設の長寿命化計画を策定し、平時から予防保全型維持管理を行っておく。(県土)
- ○県及び市町村は、土砂災害について、恐れがある箇所や危険性を広く住民に周知し、 防災意識を啓発するため、平時から出前防災講座の実施や避難訓練の支援を行ってお く。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、砂防関係施設による予防対策を進めるとともに、既存砂防関係施設の機能が十分に発揮されるよう、平時から機能強化対策や老朽化対策を実施しておく。 (県土)

市町村に期待する取組

- ○被災状況,被災時の応急対策の実施状況を迅速に把握し、県と情報共有を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○土砂災害に係る業務の講習会や研修により、平時から職員のスキルアップを図っておく。(県土)

事業者等に期待する取組

- ○建設企業等は、大規模災害発生時の支援協定等に基づき、保有する資材、機材、技術者の出動による支援活動を行うことにより、迅速な被害状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○建設企業等は、あらかじめ事業継続計画(BCP)策定をはじめ、被災後の道路啓開作業や復旧活動を迅速に行うための体制づくりを整えておく。(県土)

その他(特記事項、留意点)〈180頁、187頁に再掲〉

(ア) 住民対応

- ○事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- ○地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、土木関連の専門 用語は使わず平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

(イ) 計画の策定

○計画策定に当たっては、学識経験者等の協力も得て適切な計画づくりを行う。

○砂防・治山・河川などの各種事業が関連するため、まず、それぞれの役割分担を明確に することが必要となる。

(ウ) 工事の実施

- ○危険性が継続する場合では、監視体制、連絡体制の充実を図り、作業員の安全性を十分 確保しながら工事を実施することが必要である。
- ○工事実施中には、斜面の定期的な巡回や観測機器の設置等の安全管理を十分行い、二次 災害が発生しないように十分な注意を払う。

(エ) 復興法に基づく災害復旧事業の代行

○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、砂防工事・急傾斜地崩壊防止工事について、国又は県が代行できることが明記された。

関連する法令,計画,資料等

- ○砂防法
- ○地すべり等防止法
- ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(1)公共土木施設等の災害復旧ウ 山地災害対策

【4-3-(1)-ウ】

趣旨・概要

○山地における災害の発生による被災箇所の早期復旧と,再度災害の発生を防止するための治 山施設の整備を図り,周辺居住者への安全性の確保,あるいは道路,鉄道等の寸断等を防止 する。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

農林水産部

項目・手順等

(ア) 被災箇所の応急対策 (農林)

- ○県及び市町村は、山地災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能 性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応 急工事を実施するものとする。
- ○県及び市町村は、山地災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、山地防災へルパーや専門技術者等の協力を得ながら、山地災害危険地区等の点検を行うものとする。その結果、 危険性が高いとされた箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、平時から山地災害の危険性を広く住民に周知するとともに、山地災害危険地区の指定状況等を周知しておく。(農林)
- ○県,市町村及び山地防災ヘルパーが連携し,平時から山地災害危険地区の定期的な点検・パトロールや山地災害に関する情報を発信しておく。(農林)
- ○地域防災力の強化を図るため、住民、県及び市町村をつなぐ専門的知識を有する人材 の役割が重要であることから、平時から山地災害に精通した山地防災へルパーの人材 育成の充実を図っておく。(農林)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、地域の防災拠点や避難場所、避難路の安全確保に資する山地災害対策をあらかじめ重点的に実施しておく。(農林)

(イ) 被災施設の災害復旧 (農林)

○県及び市町村は、既存の治山関係施設が山地災害の発生により被災した場合は、その被災 の直接原因を明確にすることにより適切な工法を決定し、速やかに災害復旧工事を行い、 安全性を確保する。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、災害対応の体制をあらかじめ構築しておく。(農林)

- ○県及び市町村は、速やかに災害復旧計画が策定できるよう、平時から人材を育成して おく。(農林)
- ○県及び市町村は、応急的な工事に向けて、あらかじめ建設企業等と災害復旧協定を締結しておく。(農林)

(ウ) 治山施設の整備 (農林)

○県及び市町村は、森林の維持・造成を通じて、山地災害による人家・公共施設等への被害を防止・軽減し、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山施設の整備等による荒廃山地の復旧等を実施する。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、平時から治山関係施設の定期的な点検・パトロールを実施し、荒廃 状況等を把握しておく。(農林)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、治山施設の整備による予防対策や、既存治山施設の機能が十分に発揮されるよう、平時から機能強化対策や老朽化対策を実施しておく。(農林)

市町村に期待する取組

- ○集落の孤立化を抑止するため, 迂回路となる林道に関する被災情報の収集, 被災時の応急対策, 県との情報共有を実施する。
- ○被災状況、被災時の応急対策の実施状況を迅速に把握し、県と情報共有を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○迂回路となる林道マップをあらかじめ作成しておく。(農林)
- ○災害調査等を迅速に進めるため、あらかじめドローンの配備を進めておく。(農林)
- ○災害復旧に係る業務の講習会や研修により、平時から職員のスキルアップを図っておく。(農林)

【実践する事前復興】

○県と連携した防災訓練等をあらかじめ実施しておく。(農林)

事業者等に期待する取組

- ○建設企業,森林組合等は,大規模災害発生時の支援協定等に基づき,保有する資材,機材, 技術者の出動による支援活動を行うことにより,迅速な被害状況の把握や円滑かつ的確な災 害対応を実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○被災後の土砂取り除きをはじめとする復旧活動を迅速に行うため、あらかじめ建設企業等が、「事業継続力」や「地域防災力」を身につけ、「地域防災の担い手」として活躍できるよう事業継続計画(BCP)を策定しておく。(農林)
- ○建設企業,森林組合等は、県道等の迂回路となる林道の管理区域を地元業者ごとにあらかじめ設定しておく。(農林)

- ○建設企業,森林組合等は、あらかじめ設定された迂回路となる林道の通行確保に平時から取り組んでおく。(農林)
- ○建設企業,森林組合等は,災害調査等を迅速に進めるため,あらかじめドローンの配備を進めておく。(農林)

【実践する事前復興】

○建設企業等は、土砂災害を想定した応急対策の訓練を平時から実施しておく。(農林)

その他(特記事項、留意点) 〈180頁、183頁に再掲〉

(ア) 住民対応

- ○事業区域に住宅等がある場合には、事業の推進のために住民対応が必要となる。
- ○地権者等に対する計画内容の説明に際しては、理解が得られるように、土木関連の専門 用語は使わず平易な言葉、丁寧な解説が必要である。

(イ)計画の策定

- ○計画策定に当たっては、学識経験者等の協力も得て適切な計画づくりを行う。
- ○砂防・治山・河川などの各種事業が関連するため、まず、それぞれの役割分担を明確に することが必要となる。

(ウ) 工事の実施

- ○危険性が継続する場合では、監視体制、連絡体制の充実を図り、作業員の安全性を十分 確保しながら工事を実施することが必要である。
- ○工事実施中には、斜面の定期的な巡回や観測機器の設置等の安全管理を十分行い、二次 災害が発生しないように十分な注意を払う。

(エ) 復興法に基づく災害復旧事業の代行

- ○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、地すべり防止工事について、国又は県が代行できることが明記された。
- ○保安施設事業については,森林法に基づき,当該事業の事業規模,要する技術力等を勘 案し,国直轄による事業の実施を検討する。

関連する法令,計画,資料等

- ○森林法
- ○地すべり等防止法
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(1)公共土木施設等の災害復旧

工 洪水対策

[4-3-(1)-I]

趣旨・概要

○治水施設の迅速な整備は、治水対策上、非常に重要である。そのため、まずは、被災した地域において、河川管理施設の災害復旧や再度災害防止を図るとともに、ハード・ソフトー体となった対策に取り組む。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

県土整備部

項目・手順等

(ア) 河川管理施設における障害物の除去 (県土)

○県及び市町村は、再度災害の防止を図るため、災害復旧に関する事業を実施する場合、災害発生の原因となった障害物の除去や、災害復旧助成事業・災害関連事業の実施に障害となる原因の除去を行う。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、災害復旧助成事業・災害関連事業の実施に障害となる原因を把握するため、平時から監視・パトロールを行っておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、災害の防止を図るため、あらかじめ災害発生の起因となる障害物の 除去を行っておく。(県土)

(イ) 河川施設の災害復旧 (県土)

- ○県及び市町村は、河川管理施設が部分的に被災した場合は、速やかな復旧を行う。
- ○被災箇所の災害復旧では、被災原因を明らかにし、それに対応した復旧工法を選定する。 この場合、「多自然川づくりの考え方」や「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づ く復旧を行う。

【準備する事前復興】

- ○被災後,早期に復旧計画を立てることができるよう,「徳島県治水及び利水等流域に おける水管理条例」に基づく事前復旧計画をあらかじめ策定しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、平時から、河川堤防、護岸、排水ポンプ等の既存の施設の維持管理 を徹底し、老朽化や耐力低下が見られる場合には、適正な補強を行い、計画レベルの 機能を保持できるように取り組んでおく。(県土)

(ウ)河道整備(県土)

- ○県及び市町村は、所管する河川について、被害箇所のみの災害復旧を原則とするが、再度 災害の発生を防止するために、洪水流量と計画高水流量、河川施設の現状の整備状況等を 考慮し、一定計画による改修についても検討する。
- ○上流部での河道整備は、下流部での河道負担を増加させるため、調節池等の積極的な整備を図り、流域の貯留機能を高める必要がある。しかし、このような対策が十分できない場合は、県及び市町村は、上流・下流部で一体的な整備を行う。
- ○県及び市町村は、下流部等で河道の拡幅が困難な場所においては、放水路・分水路等の整備の検討を行う。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、災害復旧のみだけでは十分な効果を期待できない河川においては、 未被災箇所も含めた一連区間について、改良復旧が採択できるようあらかじめ過去の 採択箇所の申請書類等を整理しておく。(県土)

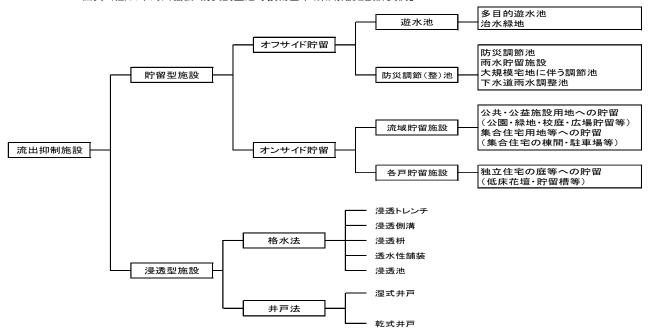
【実践する事前復興】

○県及び市町村は、堆積土砂や樹木などによって流下能力が不足する区間を発見した場合には、あらかじめ堆積土砂の撤去や樹木の伐採等を迅速かつ適切に行っておく。 (県土)

(エ) 保水・遊水機能の強化 (県土)

- ○河川の整備に加えて、雨水が河川へ流入する量を減少させることにより、下流域の安全性 を向上させる。このためには、県及び市町村は、防災調整池等の整備の推進や遊水機能を 持つ区域の開発抑制を行い、流域部における保水・遊水機能の強化を図る。
- ○県及び市町村は、河川流域において保水地域や遊水地域を設定し、それらの地域内において次の貯留・浸透施設の整備計画を作成し、河川流域の保水・遊水機能の強化を図る。
- ○県及び市町村は,所管の公共施設の用地から貯留量を算出し,流域貯水施設整備計画づくりを進める。
- ○流域部の保水・遊水能力を向上させるため、県及び市町村は、調整池の整備に必要な土地 の取得や大規模な都市開発に併せた調整池の整備、あるいは既存の公共施設や民間施設を 貯留浸透機能を持った構造に改良することを検討する。

貯留・浸透施設 出典:(社)日本河川協会「防災調整池等技術基準(案)解説と設計実例」



a 貯留機能の強化

○一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ 施設の整備等を行う。

b 立地規制・誘導の実施

- ○市町村は、水田や自然池等の保水・遊水機能を持つ地域を市街化調整区域に設定し、地 域内の開発が抑制されるようにする。
- ○市町村は、保水・遊水機能が高い地域内における残土処理や盛り土の規制を行い、遊水 ・保水機能の確保を図る。
- ○市町村は、団地等の開発時における防災調整池等の設置基準を設けたり、既存の設置基 準の強化を行う。
- ○積極的な対策の実施:河川周辺の状況から,河川改修が困難な場合は,流域部の保水・ 遊水施設の整備を図るために、県及び市町村は、他のまちづくり計画等においても、保 水・遊水施設整備のための対策の積極的な導入を検討する。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、平時から関係機関等との連携を密にし、貯留若しくは浸透又はその 両方の機能をもつ施設の整備手法について、情報共有を図っておく。(県土)

(オ) 内水排除施設の整備 (県土)

○内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難とな る被害が生じる恐れが特に高い河川においては、河川管理者及び地方公共団体等が連携し て内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図る。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、あらかじめ内水が発生しやすい場所・状況を把握しておく。(県土)

【実践する事前復興】

- ○平時から市町村等との連携を密にし、排水不良となりやすい箇所を把握するとともに、 排水不良箇所の原因除去を図っておく。(県土)
- ○県及び市町村は、効率的かつ効果的に排水ポンプ車を利用できるよう平時から訓練を 実施しておく。(県土)

(カ) 氾濫抑制施設等の整備 (県土)

○土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合には、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進する。なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないよう条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。

【準備する事前復興】

○輪中堤などの氾濫抑制施設等の整備が効果的かつ効率的な箇所においては,一定計画による河川改修計画をあらかじめ作成しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○河川整備計画に基づく計画流量を安全に流下させるため、輪中堤など氾濫抑制施設等 を平時から着実に実施しておく。(県土)

市町村に期待する取組

- ○被災状況、被災時の応急対策の実施状況を迅速に把握し、県と情報共有を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○甚大な被害が発生した場合には、被災状況を迅速に把握するための情報提供や、施設 管理者間の調整が必要となることから、事前に総合的な復旧計画を早期に策定してお く。(県土)
- ○速やかに災害復旧に着手できるよう,あらかじめ地元関係者と復旧手法について調整 をしておく。(県土)

事業者等に期待する取組

- ○建設企業等は、大規模災害発生時の支援協定等に基づき、保有する資材、機材、技術者の出動による支援活動を行うことにより、迅速な被害状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○建設企業等は、保有する資材、機材、技術者等の情報を県及び市町村とあらかじめ共有しておく。(県土)

(ア) 治水施設の整備

○被災した橋梁への対応

過去の災害においては、石橋の保全方法について様々な議論が交わされ、計画決定までに長い時間を要している。このため、このような歴史的な景観資源等がある河川の拡幅を行う場合には、河川整備の緊急性が高いことを踏まえつつも、地域住民の意向を十分把握し、それらに配慮した計画づくりを進めていくことが必要である。被災した橋梁を架け替える場合、地域の特色の出るデザインにしたり、小公園を設置する等の例も見られている。

○計画づくりにおける住民参加

地域の団体等による河川の美化活動等,河川に関連する地域活動が展開されている場合や河川が商業地域に近接している場合には,河川改修の計画作成時に住民団体や商業団体等の意向を把握し,計画に反映することが重要である。整備計画を地域住民が参加できるワークショップ形式等で行うことにより,災害復興からまちづくりへの展開を期待することができる。

○工事車両対策

被災地には大量の工事車両が増加することから、安全対策を十分に行うために、警備員の数や配置に配慮する。工事車両による多量の粉じんの発生には、散水車や道路清掃車を出動させる等、道路面の清掃を実施する必要がある。

(イ) 復興法に基づく災害復旧事業の代行

○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、河川工事について、国又は県が代行できることが明記された。

関連する法令, 計画, 資料等

- ○河川法
- ○水防法
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- ○徳島県治水及び利水等流域における水管理条例
- ○多自然川づくりの考え方(国土交通省)
- ○美しい山河を守る災害復旧基本方針(国土交通省)

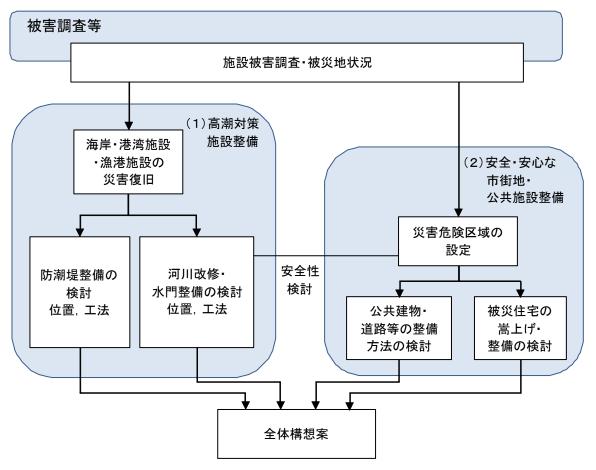
(1)公共土木施設等の災害復旧 オ 津波・高潮対策

【4-3-(1)-オ】

趣旨 • 概要

- ○海岸や河川における高潮対策施設の整備が重要な施策であると同時に,浸水被害を受けやすい地域への対策を行っていく必要があるため,施策の体系は,次のように「津波・高潮対策施設の整備」と「安全・安心な市街地・公共施設整備」に分類される。
- ○ここでは、このうち「津波・高潮対策施設の整備」について示す。

津波・高潮害地域の復興・防災まちづくり施策体系



実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 農林水産部, 県土整備部

項目・手順等

(ア) 海岸・港湾・漁港施設等の災害復旧 (農林、県土)

○高潮により既存の海岸施設や港湾施設などが被災した場合,その災害復旧を行う。その場合,被害発生時の潮位が既存施設の計画潮位より高い場合は,計画潮位や計画波浪の見直しを行い,改良復旧に取り組む。堤防の嵩上げについては,経済性及び事業実施期間を十分検討し,決定する必要がある。

【準備する事前復興】

- ○施設台帳の整備や長寿命化計画を事前に更新しておく。(県土)
- ○平時から日常点検や定期点検を計画的に実施し、点検記録の整備を図っておく。 (県土)

(イ) 防潮堤の整備・嵩上げ(農林、県土)

a 方法

- ○津波・高潮から市街地や集落を守るため、「徳島県海岸保全基本計画」に基づき、住民 や海岸利用者の生命を守ることを最優先に防潮堤等を、避難時間を確保するために必要 な高さで段階的な施設整備を進める。
- ○なお、整備を進める場合には、先立つ地震動や、地盤の液状化等により、防潮堤の所定 の能力が得られないことも懸念されるため、支持方法、構造、施工方法等についても検 討する必要がある。
- ○さらに,防潮堤等は,居住者等の日常生活への影響も大きいため,景観・環境・利便性 への十分な配慮が必要である。
- ○また、防潮堤等の検討を行う際には、避難対策も同時に検討する必要がある。
- ○概ね事業手順は次のとおりである。
 - (a) 被害状況の把握,波高の調査,災害報告(市町村⇒県→国)
 - (b) 検討委員会等の設置,基本計画,設計図書の作成
 - (c) 国庫負担申請(県→国)
 - (d) 災害査定,事業費決定(県↔国)
 - (e) 工事実施

b 計画の見直し

- ○県及び市町村は,津波・高潮対策施設が整備されていなかったために被災した場合には, その海岸部分に,防潮堤,護岸堤,突堤等の整備の検討を行う。また,既設の場合には 施設規模等の見直しを行う。
- ○県及び市町村は、津波・高潮対策施設の整備の検討を行う場合は、計画区域の自然条件 や背後地の土地利用状況、周辺の水面や海岸の利用、施工性、施設の維持管理等を考慮 して、施設の規模や配置、種類を設定する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、被災後、早期に復旧計画を立てることができるよう、あらかじめ事前復旧計画を策定しておく。(農林、県土)
- ○県及び市町村は、平時から、防潮堤、河川護岸、排水ポンプ等の既存の施設の維持管理を徹底し、老朽化や耐力低下が見られる場合には、適正な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるように取り組んでおく。(農林、県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、平時から防潮堤や防波堤等の耐震・耐津波対策や、老朽化した施設 の計画的な長寿命化対策を実施しておく。(農林)

(ウ) 津波防波堤の整備 (県土)

- ○防潮堤や堤防の整備は、沿岸集落・市街地における津波被害軽減に一定の効果は期待できるが、港湾、船舶など防潮堤の外や湾内にあるものについては守ることはできない。また、 津波は陸に近づくにつれて大きくなる特性があることから、できるだけ海側(沖合側)で それを防ぐことが有効である。
- ○一般の防波堤は湾内の静穏度を高める日常的な目的を主とするが、津波防御を目的として、 湾の入り口の部分に整備される津波防波堤は、沿岸一帯を守ることができるため極めて有 効である。

<津波防波堤方式の効果>

- ○直接的効果
 - ・津波波高を減殺する効果がある。
 - ・津波の流勢を減殺する効果がある。
 - ・津波の到達時間の遅れをもたらす効果がある。
 - ・海上物件の被害軽減効果がある。
- ○間接的効果
 - ・大規模な海岸堤防の建設のために利用度の高い、水際部の土地が潰れることを避けることができる。
 - ・防波堤による津波の減殺効果が大きく、港湾に係る防潮堤等の高さを低く抑えることができる。
 - ・埋め立てや施設立地等の自由度が高いため将来の港湾計画との調整が容易である。
 - ・防波堤は平時の泊地、係船岸の静穏度を増し、港湾機能の増進に寄与する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、既存施設の点検結果に基づき、平時から長寿命化計画を定期的に更新しておく。(県土)
- ○県及び市町村は、長寿命化計画に基づき、あらかじめ点検を実施するとともに、適切な維持管理に取り組んでおく。(県土)

(エ) 河川改修、水門等の整備(農林、県土)

- a 河川改修, 水門等の整備
 - ○県及び市町村は、被害を防止するために、河川の護岸改修や河道の拡幅等の河川改修を 図る。また、防潮水門、排水機等の整備も図り、高潮による浸水被害を軽減する。

b 防潮水門等の復旧・整備

- ○防潮水門は河川の河口付近に設置し、津波の河川遡上を防ぐものである。特に河川敷が狭く、堤防の低い中小河川においては、堤防整備を行うよりも効果的である。また、漁港を守る水門もある。
- ○事業制度としては、上述の海岸保全施設整備事業・高潮対策事業がある。

c 津波・高潮防災ステーションの整備

- ○津波は地震後,短時間のうちに襲ってくるため,防御対策として整備された施設を有効に機能させるためには迅速な対応が必要である。津波防御は海岸線で行うものであるため,全体で把握するためには施設を集中管理する必要性が高い。特に防潮堤の陸こう等の閉鎖は数も多く,閉鎖活動に危険を伴うため,改善する必要がある。
- ○事業手法としては、国土交通省、農林水産省で当該地区の関連する省庁が連携し共同で 整備を図る「津波・高潮防災ステーション整備事業」がある。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、平時から海岸施設の定期点検を行い、長寿命化計画を定期的に更新 しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、河川整備計画に基づき、事前に河川改修、水門等の整備を着実に実施しておく。(県土)

(オ) その他防護施設の整備等 (農林, 県土)

a 防潮林の復旧・整備

- ○防潮林は、一定の高さ(盛土等)・幅員、樹木密度・根付き強さがあれば、津波水流・ 漂流物に対して効果が期待できるものと考えられる。
- ○また,防潮林は防潮堤と比較して環境や景観に対する適応性があるとともに,背後農地 や集落等への飛砂防止の役割も果たすため,特にそれらの要素を持つ地域には有効な手 法である。

b 貯木場対策

- ○湾内に貯木場やプレジャーボートなど,浮遊物となりうる物を常時集積している場合に は,固定や捕捉,津波流入防止などの措置を講じておく必要がある。
- ○浮遊物の挙動は予想が困難であるため、1つの方法で対処しようとせず、いくつかの方 法を多重に行っておくことが有効である。

【準備する事前復興】

- ○被災後,速やかに復旧に着手できるよう,あらかじめ事前復旧計画を策定しておく。 (農林)
- ○防潮林の機能が十分に発揮されるよう,平時から適切な維持管理に取り組んでおく。 (農林)
- ○平時において, 貯木場の占用を許可する場合, 木材の流出防止対策の措置を条件としておく。(県土)
- ○貯木場の占用を許可した場合は、平時から巡視により、対策状況を確認しておく。 (県土)

(カ) コンビナート地区の対策(危機)

- ○コンビナート地区には、大量の危険物等が貯蔵されており、災害が発生した場合にその被害の拡大を防ぐため、防油堤やオイルフェンスを掛ける設備など様々な対策がなされているが、これら施設が津波に先立つ地震により被害を受けてしまうと拡大防止効果が失われてしまう。そのため、特に地震や津波により被害を受けた施設について、再建の際に耐震化の指導を行うことが必要である。
- ○また,コンビナートから市街地への被害波及を防止するため,コンビナート地区において 既に整備されている緩衝緑地を防潮林として整備する方法も考えられる。

市町村に期待する取組

- ○被災状況、被災時の応急対策の実施状況を迅速に把握し、県と情報共有を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○甚大な被害が発生した場合には、被災状況を迅速に把握するための情報提供や、施設 管理者間の調整が必要となることから、あらかじめ事前復旧計画を策定しておく。 (農林)

事業者等に期待する取組

- ○建設企業等は、大規模災害発生時の支援協定等に基づき、保有する資材、機材、技術者の出動による支援活動を行うことにより、迅速な被害状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○建設企業等は、水面貯木を行う際には、事前に固定を行うなどの浮遊対策を実施して おく。(農林)

その他 (特記事項, 留意点)

(ア) 防潮堤等の整備に係る留意点

- ○伊勢湾台風レベルの被害が発生する場合には、県による事業以外に国直轄の計画づくり や事業推進が各地で進められるものと想定されるため、各省庁の計画内容との十分な整 合・調整が必要である。
- ○複数の県において施設計画をする場合には、所管別の施設において強度や形態等の大き な違いがないように調整会議等を設置することにより計画内容の整合性を図ることが必 要である。
- ○施設の性格上,海岸と集落・市街地とを隔てる構造物であるため,環境・景観・日常的な利便性に与える影響が大きく,地区の特性に応じた適切な配慮が必要である。影響が極めて大きい場合には,施設整備に係る検討委員会等を設置し,地域の意向を踏まえることも必要である。
- ○堤内外の通行に関しては、突発的な地震・津波を想定した場合、開口部を有さない立体 的な処理が望ましいが、陸こう等による平面的な方法による場合には、台風や地震発生 時の閉鎖方法等についても事前に近隣住民等との協定が必要な場合もある。また、遠隔 操作等により閉鎖する場合には、十分な安全対策が必要である。
- ○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、海岸工事・港湾工事・河川工事について、国又は県が代行できることが明記された。

(イ) 津波防波堤整備

○津波防波堤の整備に関しては、波の反射や曲折などにより、防波堤外の沿岸域の津波が 高くなる場合もあるため、シミュレーション等の詳細な検討が必要である。

(ウ) 防潮水門等整備

○地震後すぐに津波が襲来すると想定される場合,水門を閉鎖する必要があるため,地震 を感知し,自動降下するものや遠隔操作で閉鎖できるものが必要である。 ○防潮水門は地震時に歪みが発生し、ゲートが閉鎖不能とならないよう十分な耐震性を持たせる必要がある。

関連する法令,計画,資料等

- ○港湾法
- ○海岸法
- ○漁港漁場整備法
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)
- ○徳島県海岸保全基本計画

(1)公共土木施設等の災害復旧カ 防災活動体制の強化

【4-3-(1)-カ】

趣旨 • 概要

○各種防災施設の整備が重要であるが、発生する災害は想定規模を超えることもあり得るため、 対策の全てをハード系施設整備のみに頼ることは危険であり、また、コスト面から現実的に 難しい場合もある。被害を軽減するためには施設管理、観測、避難等のソフト面の対策につ いても、防災まちづくり計画の一環として計画する。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部,農林水産部,県土整備部

項目 手順等

(ア) 監視・情報伝達システムの整備(危機,農林,県土)

- ○県及び市町村は、被害発生後に周辺住民の避難誘導を迅速に実施するため、それをサポートする観測システム・予警報システムの整備を行うことが必要である。
- 〇それらを住民及び関係機関へ迅速に伝達するため,気象,雨量,土砂災害危険度等防災情報の監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。

a 観測・予警報設備の整備

(a) 風水害·高潮

- ○気象情報,河川の水位等を把握し,流域住民及び関係機関に情報伝達するための監視 体制・情報伝達体制(監視システム,予警報システム)を整備する。
- ○市町村は、特に地域住民等への情報伝達機能の向上のために、防災行政無線の設置の 拡充を図る。

(b) 土砂災害

○警戒避難体制の充実・強化を図るため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。

(c) 地震·津波

○津波予警報は、一般には気象庁の津波警報があるが、津波警報発令前に津波が襲来したこともあり、その後、緊急情報衛星同報受信システムなど、より迅速な津波情報の入手が可能となっている。その他に、自治体と大学など研究機関との合同で予警報システムを開発するなどの事例もあり、地域の地形や津波特性に合ったシステムの導入が必要である。

b 情報伝達装置・避難誘導設備の整備

- ○情報伝達装置・避難誘導設備は、居住者等に危険を伝えたり、避難の誘導を行う。
- ○主なものに、情報伝達装置はサイレン、情報表示板、個別受信機、避難誘導設備は看板、 誘導標識などがある。
- ○事業手法としては、防災まちづくり事業、漁業集落関連の事業等で行うことができる。

○目立つ場所に過去の災害における津波等の到達表示を行うことにより、そこに住む人の みならず、外来者に対しても津波の恐ろしさを実感させることができる。また、町の中 の至る所に高さ表示がされていると日常生活の中で津波を意識することができるため、 有効である。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、より分かりやすく、総合的な各種防災情報提供の充実・強化に平時から取り組んでおく。(県土)
- ○道路管理者は、津波注意報・警報が発令されると自動的に津波情報が表示される道路 情報板が、非常時に機能不全にならないよう平時から日常点検に取り組んでおく。 (県十)
- ○県及び市町村は、大規模災害からサーバ環境を保全する対策を平時から実施しておく。 (県土)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項, 留意点)

(ア) 予警報システム整備に関する留意点等

- ○予警報システムが、複数の機関を経由したり、職員等の判断が介在するような構造の場合は、災害時に機能しない可能性もあるため、自動化、24時間化することが望ましい。
- ○テレメーターを設置する場合には、電波法に基づき、電波管理局へ届け出を行い、免許 確保を行うことが必要である。
- 〇停電を考慮し,予警報,情報伝達,誘導システムを構成する各機器について,予備電源の対策を実施しておく必要がある。
- ○大学等研究機関や関係機関等の観測システム等との連携・情報の相互利用を図る。
- ○特に観光地においては、観光客等を考慮した分かり易い情報伝達システムが必要である。

関連する法令, 計画, 資料等

○電波法

(2) 安全・安心な市街地・公共施設整備 ア 都市復興基本方針の策定等

[4-3-(2)-7]

趣旨•概要

- ○都市計画区域において被災地の街区等の基盤が未整備な場合,市街地の面的整備,道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図り,併せて,良好な住環境の整備を図る。特に次のような場合は,基盤未整備区域等の市街地整備を行うことが必要である。
 - ・防災施設等の設置等を行う場合で、かつ周辺部の街区を一体で整備する場合
 - ・宅地の移転・整備を行う必要がある場合
 - ・土地区画整理事業・市街地再開発事業の整備計画等がある場合
 - ・災害に強いまちづくりを進めるために避難地(公園),避難道路等の整備を行う必要がある場合
- ○一般に住宅密集地域は、市街地火災の危険性も高いため、延焼防止対策を併せて推進する。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 農林水産部, 県土整備部

項目·手順等

(ア) 建築制限の実施(県土)

- a 初期の建築制限 (第一次建築制限:建築基準法第84条)
 - ○都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合,市町村は、被災後1週間以内に実施する建物被害概況調査(第一次調査)の結果等を参考に、被災後2週間を目処に必要に応じて、建築基準法第84条により第一次建築制限(案)を策定し特定行政庁に指定の申出を行う。特定行政庁は第一次建築制限(建築制限の期間は発災から最長2か月間)の指定・告示を行う。

b 長期的建築制限(第二次建築制限:被災市街地復興推進地域の都市計画決定)

- ○第一次建築制限から第二次建築制限に移行するために、市町村は、重点復興地区内において、市街地開発事業等により市街地復興を図る地区について、被災後2か月以内に被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。※復興地区区分毎の事業化手法等具体的な整備方針は、被災後2か月以内に策定する都市復興基本計画(骨子案)に提示する。
- ○被災市街地復興推進地域の決定による主な効果等は、次のとおりである。
 - ・都市計画に定めた緊急復興方針に従い,できる限り速やかに,地区計画などの都市 計画の決定,市街地開発事業の施行など必要な措置を講じる責務が発生する。
 - ・災害発生日から最長2年まで被災市街地復興特別措置法により,建築制限期間が延 長される。
 - ・国費採択要件等の特例制度を適用することができる。
 - ※市町村は、建物被害状況調査(第二次調査)に住家の被害認定調査の結果等を活用するとともに、必要に応じ現地補足調査を実施するものとする。

○市町村は、第二次建築制限の実施及び復興都市計画事業等の検討のため、第一次建築制限の際に作成した建物被害概況図を元に、第一次建築制限区域やその周辺の全ての家屋被害について詳細な状況や範囲を調査・把握し、建物被害状況図を整理・作成する。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、建築制限区域指定について、事前に検討しておく。(県土)
- ○市町村は、土地区画整理事業等により市街地の復興を図るべき地区を、事前に把握しておく。(県土)

(イ) 都市復興基本方針の策定(県土)

a 都市復興基本方針の考え方

○県及び市町村は、第一次建築制限の申出を踏まえ、被災後1か月以内に都市復興に向けた行政の取組姿勢を明示するため、都市の復興理念や目標等、都市の復興の方向性を示した都市復興基本方針を策定する。

b 都市復興基本方針の策定と公表

- ○都市復興基本方針では,「迅速かつ円滑な都市の復興」,「大規模な被害を繰り返さない長期的に安全で快適な都市づくり」の両立を目指すことを提示する。
- ○市町村の策定する都市復興基本方針は、都市計画マスタープラン等を参考に、それぞれの地域特性を踏まえた方針とする。
- ○壊滅的な被害を受けた密集市街地で土地区画整理事業,市街地再開発事業等により基 盤整備を図るべき地区では、建築制限を実施することを提示する。
- ○県及び市町村は,第一次建築制限の指定と同時,又は指定前に,速やかに都市復興基本方針を公表する。なお,被災後1か月以内に公表する必要があるため,震災復興本部及び特定行政庁と公表時期の調整が必要となる。
- ○被災した住民が復興に対する不安を解消するため、県及び市町村は、ホームページや 広報紙等への掲載の他、各媒体へ報道提供を行う。また、避難所・応急仮設住宅等へ の各戸配布、掲示等を行うことにより、住民の理解が得られやすい形で周知する。

c 都市復興基本方針に定める内容(案)

- ○県及び市町村は、被害状況への対応と既存の上位計画と整合した計画づくりを進める。
 - (a) 都市復興の理念
 - (b) 都市復興の目標
 - (c) 都市復興の方針(都市復興の取組)

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、都市復興体制を事前に整備しておく。(県土)

(ウ) 都市復興基本計画の策定(県土)

○県及び市町村は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち都市復興基本計画(骨子案)をベースとして、復興まちづくりに関する検討状況や復興の見通しスケジュール等を反映させた都市復興マスタープランである都市復興基本計画を被災後6か月以内に策定・公表する。

※都市復興基本計画(骨子案)

県及び市町村は、都市復興基本方針の公表(被災後1か月以内)を踏まえ、被災後2か月以内に(第二次建築制限(被災市街地復興推進地域の都市計画決定の告示)に合わせ)復興の骨格部分となる都市基盤や土地利用等の「都市の復興」の考え方を示した都市復興基本計画(骨子案)を策定する。都市復興基本計画(骨子案)は、住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定するものである。

○策定に当たっては、県及び市町村に設けられる震災復興本部が復興全体に関わる総合 計画として策定することとされている「復興計画」と調整を取りながら進める必要が ある。

a 県の策定する都市復興基本計画

- ○各市町村が策定する都市復興基本計画の調整, とりまとめを行い, 広域的な観点による都市計画に関する基本計画として策定・公表する。
- ○被災後6か月を目処に公表を行う。

b 市町村の策定する都市復興基本計画

- ○市町村は、都市復興基本計画(骨子案)を基に、各地区の復興都市計画事業等の検討 状況、見通しスケジュール等を反映させ、復興の具体的施策を体系的に示した都市 復興基本計画を策定する。公表は多様な手法を利用して住民に周知する。
- ○重点復興地区に留まらず都市全域を対象とした市町村都市復興マスタープランとして 方針等をまとめるものとする。
- ○策定に当たっては、復興住宅の供給と復興まちづくりの一体的な推進を図るため住宅 供給計画との連携を図るものとする。
- ○被災後6か月を目処に公表を行う。

c 都市復興基本計画に定める内容(案)

- (a) 都市復興の理念や目標
- (b) 土地利用の方針
- (c) 都市基盤の整備方針
- (d) 被災市街地の整備方針
- (e) 整備(都市計画決定等)の具体スケジュール 他

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、都市復興の手順及び実施主体の明確化について、あらかじめ検討しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村の様々な部局・部署の職員は、復興まちづくりの課題を共有し、「復旧・復興に向けての仮住まいとなる応急仮設住宅」等のテーマを設定して復興まちづくりイメージトレーニング等を平時から実施しておく。(県土)

(エ) 復興都市計画事業等の都市計画決定 (県土)

○県及び市町村は、市街地開発事業等の都市計画決定に当たっては、被災時という特殊事情を踏まえ、被災者の生活再建に十分配慮し、被災市街地復興推進地域における建築行為等の制限期間(被災後最長2年)にとらわれず、できる限り速やか(被災後6か月を目処)に行う。

- ○県及び市町村は、市街地開発事業等の都市計画決定に併せて、被災地区と周辺地区を結 ぶ幹線街路や救援・復旧活動を行える防災空間としての近隣公園等、必要な関連都市施 設についても都市計画決定する。
- ○区画街路や街区公園等については、地区の骨格的な都市基盤施設の都市計画決定後、第 二段階として、住民等とまちづくり案を作成して都市計画を定めることも考えられる。 (段階的な都市計画決定)

(オ)農業・漁業集落の基盤整備 (農林)

○県及び市町村は、農業・漁業集落において、漁業集落環境整備事業等を活用し、被災地 の基盤整備を図る。

a 農業·漁業集落整備関連

○農業・漁業集落において地盤の嵩上げや基盤整備を行おうとする場合には、漁業集落環境整備事業等により、嵩上げ・整地するとともに、漁業集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設などの集落環境施設の整備を行うことが可能である。

(力) 延焼防止対策(危機, 県土)

○災害後の市街地の防災性向上の一環として,特に密集市街地では,火災の延焼防止対策 を実施する必要がある。

a 延焼遮断帯整備(沿道不燃化)

○都市防災構造化推進事業(都市防災不燃化促進事業)は、密集市街地を幹線道路及び その両側の不燃化によって延焼遮断帯を構成するものである。

b 消防水利確保,消防活動困難地区解消

- ○延焼防止対策の一つとして、消防水利の確保を行う。例えば、下水道事業の「再生水利用下水道事業」、「水循環・再生下水道モデル事業」、消防庁補助事業などの利用が可能である。
- ○消防活動困難地区の解消策として,街路事業,道路改築事業などと連携することが可能である。

c 防災緩衝地帯整備

○その他,特殊な事業として,石油コンビナート等特別防災区域における災害から市街 地を防護するための防災緩衝地帯整備事業(融資)などがある。

【準備する事前復興】

○市町村は、消防活動困難地区を事前に把握・周知し、その解消策を検討しておく。 (県十)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、消防活動困難区域内で、街路・道路改築事業を実施する際は、あらかじめ関係機関と調整を行い、消防活動を円滑に行うための対策について、必要に応じて連携し、街路・道路整備を行っておく。(県土)

(キ) 避難施設・防災拠点等の整備 (農林、県土)

○市町村は、被災集落・市街地において、避難計画を担保する避難施設を整備する。

- 〇避難場所は、市街地火災の危険が無いこと、洪水・高潮・津波・土砂等が到達しない場所等、災害の種類に応じて確保することが必要である。市町村は、そこに至る避難路について、災害の特性に合わせた整備を行う。
- ○なお、避難場所の多くは防災活動の拠点となるため、そうした観点からの整備も必要と なる。

a 避難施設の整備

- ○避難地の整備に係る事業手法としては、総合的な整備が図られる漁村関連の事業や防 災まちづくり事業のほか、通常の公園整備事業、漁港・港湾改修事業等により確保す ることが可能である。
- ○避難路の整備については、街路事業として次のような整備が可能となっている。
 - ・ 避難路の整備
 - ・消防活動に資する街路整備
 - 沿道区画整理型街路事業
 - · 沿道再開発型街路事業

b 防災拠点等の整備

- ○防災空間・拠点の整備としては、次のような事業の中で、地域のコミュニティレベル から、広域的レベルまで、各種の整備が可能となっている。
 - ·都市防災総合推進事業(地区公共施設等整備事業)
 - ·公園事業(都市公園事業,防災緑地緊急整備事業)
 - 都市再生整備計画事業
 - ・防災まちづくり事業
 - ・地域防災拠点施設整備モデル事業
 - ・漁業集落環境整備事業 など

【準備する事前復興】

○市町村の防災担当者を対象に,「道の駅」に整備している防災施設の設備内容や使用 方法をあらかじめ周知しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○新たに「道の駅」の整備を行う際は、必要に応じ、市町村と互いに調整を図り、事前 に防災施設の整備を行っておく。(県土)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○「道の駅」に整備している防災施設の設備内容や使用方法をあらかじめ把握しておく。 (県土)

【実践する事前復興】

○新たに「道の駅」の整備を行う際は、必要に応じ、県と互いに調整を図り、事前に防 災施設の整備を行っておく。(県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

関連する法令,計画,資料等

- ○建築基準法
- ○被災市街地復興特別措置法
- ○徳島県震災復興都市計画指針

(2)安全・安心な市街地・公共施設整備イ 災害危険区域等の設定

[4-3-(2)-1]

趣旨•概要

- ○将来的にも被災危険の高い地域等においては,復興対策の一つとして災害危険区域等の設定 による建物の建築制限や構造上の規制により,被害の軽減を図る。
- ○併せて、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を図りながら、危険区域 等に現存する建築物に対する耐震性強化を図る。

実施時期

被災後1週間~被災後1年

関係部局

危機管理部, 県土整備部

項目 手順等

(ア) 災害危険区域の指定(県土)

- ○建築基準法第39条を根拠として、県及び市町村は、建築基準法施行条例に基づき災害 危険区域を指定することができる。災害危険区域内では、建築物の建築の禁止あるいは 制限を行うことが可能であり、条例によってそれらの内容を定めることができる。
- ○例えば、風水害・津波・高潮害を軽減するために区域内の建物の用途、地盤高・床高制限、構造等を規制することを検討する。
- ○指定の手順は概ね次のとおりである。
 - (a) 被災範囲及び被災状況の把握
 - (b) 災害危険区域の指定エリアの検討・学識者等による安全性の調査,居住者の移転意 向の把握等の実施
 - (c) 被災者の移転, 再建に関する意向の把握
 - (d) 災害危険区域条例の作成
 - (e) 条例による災害危険区域の指定

【準備する事前復興】

- ○市町村は、危険であると予測された地域の居住者が、居住地の危険を認識できるよう 事前にハザードマップを作成し、居住者、建築業者等に配布することにより、災害危 険区域の設定に関する理解を得やすいようにしておく。(県土)
- ○津波などの被害を受ける恐れのある区域については、市町村に対して事前に災害危険 区域に関する条例制定の検討を促しておく。(県土)

(イ) その他の災害危険区域指定や建築制限等(危機, 県土)

- ○建築基準法以外の法に基づく災害危険区域指定や建築制限等としては, 次のものがある。
 - (a) 津波防災地域づくりに関する法律及び徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例による津波災害特別警戒区域及び特定活断層調査区域指定
 - (b) 宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域の指定

- (c) 防火地域指定/地区計画
- (d) 水防法による浸水想定区域(国又は県が指定し、公表)
- (e) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の特別警戒区域 指定
- ○その他, 県及び市町村が独自に規制を行う場合がある。

【準備する事前復興】

○市町村は、危険であると予測された地域の居住者が、居住地の危険を認識できるよう 事前にハザードマップを作成し、居住者、建築業者等に配布することにより、津波災 害特別警戒区域等の設定に関する理解を得やすいようにしておく。(危機、県土)

【実践する事前復興】

○県及び市町村は、被害の拡大を防止するため、想定される災害発生時に被災する可能性のある区域への建築行為の規制等をあらかじめ検討するとともに、災害防止施設の整備を検討しておく。(危機、県土)

(ウ) 建築物の耐災性強化 (県土)

- ○県及び市町村は、危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。
- ○そのため、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を推進する。

a 建築物の耐震改修

- ○住宅又は一般の建築物の耐震改修については、住宅金融支援機構又は政府系金融機関 による低利融資が準備されている。
- ○「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、特定建築物(多数の者が利用する一定の建築物)については、建築確認手続きの特例、建築基準法の特例、住宅金融支援機構の金利の特例などの措置がある。
- ○県及び市町村独自の耐震診断や耐震改修の補助制度,融資制度の拡充などが実施されている例も多い。

b 耐水性の強化

- ○洪水・高潮対策としては、地域特性対応型住宅割増融資(特定雨水対策住宅)が準備 されている。
- ○県及び市町村は、水防法の一部改正に伴う浸水想定区域の指定・公表などと併せて、 これらの普及を図ることが望ましい。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、耐災性強化を図るため、独自の補助制度等をあらかじめ検討してお く。(県土)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項, 留意点)

- ○災害危険区域の設定を行う場合は、基礎的な調査を十分に行うことが必要である。
- ○災害危険区域の設定は、時限的な規制である建築制限とは異なり、住民等に対しては大きな利用制限となる。災害危険区域設定に対する住民等の理解を得るため、平時から当該区域設定に係るプロセス等について周知するとともに、十分な意向把握を実施することが必要である。
- ○被災後の地域を災害危険区域に指定する場合は、公共土木施設の整備等が進むことにより、 区域設定の条例撤廃が要望される場合がある。このような状況に配慮し、過去の災害におい て、当初から区域を随時見直す方針で区域設定をした事例もある。
- ○高台等への集落等移転が行われる場合には、将来的に危険区域が宅地化されることのないよう、災害危険区域を設定しておく必要がある。

- ○建築基準法
- ○津波防災地域づくりに関する法律
- ○宅地造成等規制法
- ○水防法
- ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ○建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ○建築基準法施行条例
- ○徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

(2) 安全・安心な市街地・公共施設整備ウ 宅地・公共施設の移転・嵩上げ

【4-3-(2)-ウ】

趣旨・概要

- ○被害を受けた集落・市街地等を,高台や内陸部など安全な地域に移転する場合には,集団で 住宅団地等に移転する防災集団移転促進事業,単独で移転するがけ地近接等危険住宅移転事 業がある。
- ○洪水や津波・高潮災害の被災地で、原形復旧では再度被災する可能性が高い場合、地盤の嵩上げを行って集落・市街地を再建することにより、安全性の高い集落・市街地を形成する。
- ○宅地への対策と併せて、被災公共施設等の移転・嵩上げを検討する。

実施時期

被災後6か月~被災後10年

関係部局

政策創造部,経営戦略部,保健福祉部,農林水産部,県土整備部,病院局,教育委員会, 警察本部

項目·手順等

(ア) 移転事業(政創,農林,県土)

- a 防災集団移転促進事業
 - ○災害が発生した地域又は災害危険区域のうち,住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業である。

b がけ地近接等危険住宅移転事業による移転

○移転対象世帯が少ない場合やまとまって移転する意向が弱い場合に適する事業である。

c 土地区画整理事業

- ○危険区域の宅地を換地により事業区域内の安全な場所へ移転する場合や,移転先を整備するために区画整理事業を実施する。
 - (a) 県や市町村が、河川の拡幅や法線の変更、放水路等の設置等を行う場合で、かつ河 川周辺部の街区を河川改修と一体で整備する場合
 - (b) 浸水被害や家屋の全半壊が発生した街区において、土地区画整理事業の整備計画等がある場合
 - (c) 浸水被害や家屋の全半壊が発生した区域において, 災害に強いまちづくりを進める ために避難地 (公園), 避難道路等の整備を計画する場合

d 一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業

○東日本大震災を教訓に、「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、事前防災の 事業と同時に津波被災からの復興事業においても、津波が発生した場合に都市機能を維 持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体 的に整備するための「一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業」による都市計画を決 定することができる。この事業では、用地の全面買収方式によって計画的かつ迅速に整 備することを可能としている。東日本大震災後の復興においても活用されている。

e 漁業集落環境整備事業による土地利用高度化再編整備

○津波, 高潮等の常襲地域において, 集落の安全性を確保するための移転等及びその跡地 に水産関係施設の施設整備を行うための用地整備である。

f 低地対策河川事業

- ○低地部において、河川改修事業と一体として市街地用地整備を行うものである。
- ○宅地移転や整備を河川改修と一体となって実施する場合,河川改修事業の一部として実施する。(直轄河川激甚災害対策特別緊急事業)

g 水防災対策特定河川事業

○宅地の嵩上げ、集約化を実施する事業である。

h 過疎地域集落再編整備事業

○人口減少・少子高齢化により、基礎的条件が著しく低下した集落に対し、基幹集落等へ の移転を推進する事業である。

【準備する事前復興】

- ○市町村は、事前に地籍データ等を常に最新の状態で更新しておく。(農林)
- ○防災集団移転促進事業の国庫補助対象となる経費などをあらかじめ市町村に十分周知 しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○河川整備計画に基づき,事前に宅地の嵩上げ,集約化の事業等を着実に実施しておく。 (県土)

(イ) 嵩上げ事業 (農林、県土)

- ○被災地の地盤を嵩上げする方法は、地形や地域特性、従前の集落・市街地状況、被災者の 意向等により、種々の方法が考えられる。それらの要素を調査・勘案し、地域に合った手 法を選定する。
- ○なお、嵩上げに当たっては、次のような点が課題となる。
 - (a) 被災箇所の地盤の嵩上げ・良好な住環境の整備
 - (b) 避難路・避難地の整備
 - (c) 残存家屋の対応
 - (d) 嵩上げに伴う被災者の一時的住宅確保
 - (e) 住宅再建資金関連事業の延長

a 漁業集落整備関連の事業による嵩上げ·基盤整備

- ○漁業集落(漁業と一体となった集落)において地盤の嵩上げを行おうとする場合には, 漁業集落環境整備事業等により,嵩上げ・整地するとともに,漁業集落道,水産飲雑用 水施設,漁業集落排水施設,防災安全施設,緑地・広場施設などの集落環境整備を行う ことが可能である。
- ○また, 嵩上げした土地は基盤が未整備であるため, 宅地として利用が可能となるよう, 漁業集落環境整備事業のほか, 区画整理事業や上下水道関係の災害復旧事業等により住環境の整備を行う。

b その他手法による嵩上げ·基盤整備

○漁業集落以外の地域では、嵩上げに活用できる補助事業は基本的にはないが、農村においては、農業集落整備関連事業による集落土地基盤整備と併せて行ったり、その他の集落・市街地においては復旧・復興対策として行われる漁港・港湾事業、海岸・河川事業、その他防災対策事業、宅地団地造成等により発生した残土の受入と土地区画整理事業などの基盤整備事業を組み合わせることにより可能である。

(ウ) 被災公共施設等の移転・嵩上げ(経戦, 保福, 病院, 教育, 警察)

- ○一般に災害復旧事業は原形復旧を原則としているが、原形に復旧することが不可能な場合 (例えば集落が移転する場合)、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当で ある場合には、改良復旧や当該施設に代わるべき必要な施設とする。
- ○洪水や土砂災害,津波,高潮害の被災地では,県及び市町村は,所管の公共施設の復旧に際して,災害危険度や施設の重要度等に応じて,次のような改良復旧を行い,安全性の確保を図る。

a 庁舎の再建に伴う移転・嵩上げ

- ○災害発生時に災害対策本部が設置され、応急対策や復旧・復興対策の中枢を担う県及び 市町村庁舎、避難所等となる学校、医療・救護を行う病院、平時から災害時要配慮者の 収容等を行っている福祉施設等などの公的な重要施設は、災害時の安全性を向上させる ため、移転や地盤の嵩上げなどを行う。
- ○庁舎建設基金や起債により庁舎の再建を行う。

b 医療・福祉施設の再建に伴う移転・嵩上げ

○厚生施設等災害復旧事業等の活用により,移転又は嵩上げを行う。

c 公立学校の再建に伴う移転・嵩上げ

○公立学校施設災害復旧事業を活用し、移転又は嵩上げを行う。

【準備する事前復興】

○県,市町村等は、ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所からの移転先を 事前に検討しておく。(経戦、保福、病院、教育、警察)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○住民等は、ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所からの移転先を事前に 検討しておく。(政創、農林、県土)

(ア) 移転

- ○移転先の選定に当たっては、十分に安全性の検討を行うものとする。必要に応じて、移 転先の安全性に関して専門家による調査を行う。
- ○住宅の移転や埋没した宅地の整備を行う場合は、まず被災者の住宅再建意向を把握する ことが重要である。過去の例では、被災者の意向を把握する前に行政から住宅移転の提 案が出されたことから、被災者と市町村側との調整が困難となった例がある。
- ○防災集団移転促進事業では事業適用要件として、住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数)などがあり、これらを満足するためには、事前に被災者の意向を十分把握する必要がある。被災者の再建意向は被災状況によって変化するために、特に被害が長期化する場合では数回にわたって再建に関する意向調査を行う必要がある。
- ○東日本大震災においては,防災集団移転促進事業の採択要件が緩和され,大船渡市では, 5戸以上で,かつ集落内の土地に「差込型」で配置して,コミュニティの維持を実現した事例がある。
- ○居住規制区域となる津波被災地の敷地の買い取り問題や移転先の土地購入あるいは借地など、多様な個別の相談業務が不可欠となるため、被災者が十分理解して意思決定できるように専門家を含めた行政側の相談体制づくりが必要である。
- ○津波・高潮害などからの復興で沿岸地域に漁港や観光施設等を残して集落のみ高台に移転した場合には、新集落と沿岸地域との移動が円滑にできるようアクセス道路の整備を行う必要がある。漁業集落においては、漁業集落環境整備事業で集落と漁港を結ぶ道路の整備が可能であり、防災集団移転促進事業においても、漁港までではないが、集団団地に取りつく道路の整備が補助対象となっている。

■参考:東日本大震災における防災集団移転促進事業の事例

- 〇岩沼市の被災した沿岸地域の6地区が、新しく造成した住宅団地へ集団移転を行った。
- ○岩沼市は、地域の高齢化と活性化を課題としてとらえ、沿岸 6 地区での新たなまちづくりについて話し合いなどを進めていた。
- ○被災から約8か月後の平成23年11月に移転先を決定,平成24年8月に移転先の造成工事に着工,平成26年4月に個人住宅宅地の引き渡しが完了,平成27年3月に災害公営住宅の建設工事が完了した。
- ○震災直後に、「6地区代表者会議」を立ち上げ、平成23年4月から継続した協議を行うとともに、平成24年6月からは、住民、有識者、アドバイザーで構成される「玉浦西地区まちづくり検討委員会」を設置し、住民主体による「未来に引き継がれる持続可能なまちづくり」の検討を行った。

(イ) 嵩上げ事業

- ○嵩上げした土地は地震にも安全な地盤とする。特に海岸や河川付近の土を嵩上げに使用する場合には、本抜きや締め固めを十分に行う必要がある。
- ○集落や市街地は嵩上げができても,漁港や港湾内における緊急避難地の整備や集落・市街地に達する避難に有効なアクセス道路を整備する必要がある。
- ○嵩上げを行おうとする被災地に被害程度の軽い家屋が残っている場合には、家屋を除去 又は移転させなければ地盤の工事を行うことができない。除去する場合には所有者に対 して家屋補償、解体助成等を行う必要があるが、除去せず曳家により一時的に建物を移 動し地盤工事後に戻す(又は移転先に移動する)方法も可能である。
- ○嵩上げ事業は一般に長期の事業期間を要するが、嵩上げ期間中の生活への不安から、早期の住宅の供与期間の延長、公営住宅の特定入居や家賃補助などの対策も検討する。

- ○また,住宅再建助成事業(災害復興基金等による),各種貸付けの事業期間(受付期間) を嵩上げに合わせて延長する必要がある。
- ○他の防災事業等の残土を活用しようとする場合,防災工事の事業計画に影響があるため, 事業主体に対して早期に申し入れ,調整を行う必要がある。

(ウ) 被災公共施設等の移転・嵩上げ

○公共性の高い施設の移転に関しては、地域住民等の日常の利便性等に大きく関わる問題であるため、既存地が災害危険地域に指定されたり、公共事業用地(防災施設等用地)に算入されるなどの明確な理由が必要である。

- ○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- ○津波防災地域づくりに関する法律

(3) 社会基盤施設の復興 ア 道路・交通基盤の復興

[4-3-(3)-7]

趣旨 • 概要

- ○道路及び交通基盤は、住民の生活と地域の産業経済を支えており、交通機能が長期にわたって停止すると被災者の生活再建・事業再建に大きな影響を与える。したがって、迅速な復旧を図るとともに、被害による防災上の課題が明らかになった場合には、原形復旧のみならず耐震性の強化をはじめ必要な復興事業を行う。
- ○道路・交通基盤の復興事業の推進に当たっての検討項目は次のとおりである。
 - ・迅速に被害状況の把握と復旧・復興方針を策定
 - ・迅速かつ円滑な復旧事業の実施
 - ・災害に強い交通ネットワークの構築
 - ・より快適な道路空間の整備

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

県十整備部

項目・手順等

(ア) 復旧・復興方針の策定(県土)

- a 被害調査
 - ○県及び市町村は,管理する道路について被害調査を行い,高速道路,国道なども含めて,被害状況及び調査結果を共有するよう体制を整備する。
 - ○鉄道施設についても、事業者と情報を共有できるように連携体制を整備する。

b 道路に関する方針の策定

- ○復旧・復興方針決定のための基本的な考え方の例
 - ・機能回復の迅速性を重視し、現状復旧を図る。
 - ・既存の中長期的な施設整備計画を踏まえ、計画の前倒し実行による復興を図る。
 - ・既存の中長期的な施設整備計画そのものを見直し、新たに整備計画を作成し復興を行う。
- ○道路管理者は、被災状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、 関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定する。

【準備する事前復興】

- ○道路管理者は、復旧・復興を見据えた迅速な道路啓開活動が可能となるよう、平時から道路啓開計画の確実な実効性を確保しておく。(県土)
- ○道路管理者は、発災直後の被災状況の把握から情報伝達・共有、啓開の実施に至る各 プロセスにおける課題を事前に抽出・把握し、計画のスパイラルアップを図っておく。 (県土)

【実践する事前復興】

○道路管理者は、関係機関との連携・協力の下、平時から定期的な訓練を行っておく。 (県土)

(イ) 迅速かつ円滑な復旧事業の実施(県土)

- ○道路管理者は,現状復旧を行うと決定した路線については,迅速かつ円滑に復旧事業を行う。
- ○道路管理者は、施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化の ための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧(復興)を行う。
- ○道路管理者は、復旧事業を行う順序について、緊急性を考慮して決定する。
- ○道路管理者は、復旧に当たり復旧予定時期を住民に周知する。

(ウ) 災害に強い交通ネットワークの構築(県土)

a 都市計画道路

- ○道路管理者は、渋滞等の従前の課題に対応するとともに、市街地・集落地の整備事業と 調整しつつ整備を進める。
- ○道路管理者は,道路の代替性の確保や多様な交通手段が円滑に連結される交通ネットワークの構築等を考慮した上で,災害に強い交通ネットワークの構築を目指す。
- ○道路管理者は、広域の道路整備計画との整合性を図りながら、格子状や放射状などの幹線道路網の形成を図る。また、駅や主要施設等と連結する交通網の構築を検討する。
- ○道路管理者は、被災した沿道の市街地・集落地と一体となった整備を行う。

b 既存道路の改修

- ○道路管理者は,道路管理者は,復旧や整備を行う道路に加え,連結する既存道路について耐震性の強化等の改修を行う。
- ○道路管理者は、生活道路に関して、市街地・集落地の整備に併せて、狭あい道路や行き 止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上を図る。
- ○道路管理者は、必要箇所について、道路の点検を行い、耐震性の強化を図る。

【実践する事前復興】

- ○道路管理者は、必要箇所について、平時から道路の点検を行い、耐震性の強化を図っておく。(県土)
- ○道路管理者は、復旧や整備を行う道路に加え、連結する既存道路について耐震性の強化等の改修をあらかじめ行っておく。(県土)
- ○道路管理者は、生活道路に関して、市街地・集落地の整備に併せて、狭あい道路や行き止まり道路の改善など道路環境の安全性・快適性の向上をあらかじめ図っておく。 (県土)

(エ)より快適な道路空間の整備(県土)

- ○道路管理者は,道路整備に当たっては,防災性の向上に加えて,市街地の道路空間がより 快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し,個性ある道路環境の整備を図る。
- ○道路管理者は、高齢者や障がい者等が歩きやすいよう、バリアフリー法に基づく歩道の拡幅や段差の解消等を図る。
- ○道路管理者は、沿道・法面の緑化等の推進を図り環境に配慮した整備を行う。

【実践する事前復興】

- ○道路管理者は、平時からの道路整備に当たっては、防災性の向上に加えて、市街地の 道路空間がより快適なものになるよう「人」「環境」「景観」に配慮し、個性ある道路 環境の整備をあらかじめ行っておく。(県土)
- ○道路管理者は、高齢者や障がい者等が歩きやすいよう、平時からバリアフリー法に基づく歩道の拡幅や段差の解消等を図っておく。(県土)
- ○道路管理者は、沿道・法面の緑化等の推進を図り、環境に配慮した整備をあらかじめ 行っておく。(県土)

市町村に期待する取組

- ○市町村道の通行可否の状況に関する情報提供を行う。
- ○道路啓開を円滑に進めるための後方支援等を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○市町村道について,迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう,あらかじめ国,県 及び関係機関と連携調整を図っておく。(県土)

【実践する事前復興】

○倒壊して道路を閉塞する恐れのある空き家・空き建築物を事前に除却しておく。 (県土)

事業者等に期待する取組

- ○県又は市町村と「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」を締結した団体等は,当該協 定に則った対応を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○県又は市町村と協定を締結した団体等は、発災直後の被災状況の把握から情報伝達・ 共有、啓開の実施に至る各プロセスにおける課題を事前に抽出・把握し、計画のスパ イラルアップに協力しておく。(県土)

【実践する事前復興】

○県又は市町村と協定を締結した団体等は、関係機関との連携・協力の下、平時から定期的な訓練を行っておく。(県土)

その他(特記事項, 留意点)

- ○災害復旧事業は,基本的に現状復旧であるため,被災前の状況を正確に把握しておく必要がある。
- ○復旧工事実施の必要性が高い場合には,災害査定前に事前着工を行い,都市機能の早期回復 や被災地の安全確保を図る。

- ○道路・交通基盤の復旧・復興の計画及び進捗状況について,住民等への積極的な情報提供を 行う。
- ○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、 当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、 道路工事について、国又は県が代行できることが明記された。

- ○道路法
- ○高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(3) 社会基盤施設の復興 イーライフライン施設の復興

[4-3-(3)-1]

趣旨・概要

- ○ライフラインは、住民の日常生活や都市活動に不可欠である。これらが停止すると、各種の 応急活動に支障が生じ、住民の生命も危険にさらされる。また、停止などの影響の長期化は、 住民の生活復興や産業復興にも大きな支障を与えることになる。
- ○迅速な機能回復を行い,あわせて防災性の向上を図ることが必要となる。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 商工労働観光部, 県土整備部, 企業局

項目 手順等

(ア) 復旧・復興方針の策定(危機, 商工, 県土, 企業)

- a 被害調査
 - ○県及び市町村は、上下水道など、管轄するライフライン施設の被害調査を行う。また、 電力、ガス、電話等の民間事業者が運営しているライフライン施設についても、被害 状況及び被害調査結果を共有する。
 - ○調査が重複しないよう可能な限り市町村及び各事業者が連携し調査を行う。

b ライフラインに関する方針策定

- ○県及び市町村は、被災状況に関する情報の共有化を図り、応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案して復旧・復興方針を決定する。
- ○県及び市町村は、ライフライン機能を回復するために、施設の早期復旧・復興を図る。 なお、復旧事業を行う順序については、緊急性を考慮して決定する。
- ○県及び市町村は、民間事業者が管理するライフライン施設や道路の復旧事業とのスケジュール等の調整を行うとともに、効率的な復旧を図る。
- ○県及び市町村が管理するライフライン施設については、県及び市町村が被災状況、地域特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方針を決定する。
- ○民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設についても、県及び市町村が管理するライフライン施設の復旧・復興の基本方針との整合性を図る。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村が管理するライフライン施設の架設埋設状況をあらかじめ把握してお く。(危機, 商工, 県土, 企業)
- ○県及び市町村が管理するライフライン施設については、県及び市町村が地域特性、既存の施設整備状況等に基づき、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか、あらかじめ検討しておく。

(危機, 商工, 県土, 企業)

○民間事業者が管理・運営を行うライフライン施設についても、県及び市町村が管理するライフライン施設の事前に作成する復旧・復興の基本方針との整合性をあらかじめ図っておく。(危機、商工、県土、企業)

(イ) 災害に強いライフライン施設の整備(危機, 商工, 県土, 企業)

a 共同溝の整備

- ○ライフライン施設の管理者は、電話、電気、都市ガス、上下水道等の各種ライフラインの幹線を共同溝で整備することを検討し、可能であれば実施する。
- ○ライフライン施設の管理者は、市街地が大きな被害を受け土地区画整理事業等により 面的整備を行う場合、市街地復興事業と併せ、ライフラインの地中化、共同溝化等を 積極的に進めていく。

b 送電線・電話線の地中化

○道路管理者及び送電線等管理者は、バリアフリー法に基づく道路交通の円滑化と良好な景観の形成や観光振興に加え、災害の被害拡大防止を図るため、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等の送電線等の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、道路の地下に送電線等を共同して収容する。

c 水道等の拡充整備

- ○水道等の管理者は、災害時の生活用水、工業用水を確保するため、管路や施設の耐震 化を進めるとともに、貯水槽や大容量送水管を整備する。
- ○水道等の管理者は、一般水道、工業用水道の幹線や施設の耐震性を強化する。
- ○水道等の管理者は、住民の飲料水を貯水する貯水槽を整備する。また、給水タンク車 による応急給水基地として大容量の貯水槽も整備する。
- ○水道等の管理者は、水需要の大きい市街地において、貯水機能を持ち、かつ各種の送水系統の中枢となる貯水槽や大容量送水管を整備する。

d 下水道の整備推進

○下水道施設について、復旧・復興事業の長期化により衛生上・環境上の問題が発生する恐れがあることから、下水道管理者は、他のライフライン施設と同様、施設の耐震性の強化を進めるとともに、緊急時の機能停止を避けるため、幹線管渠や処理場の応急対策を図る。

【準備する事前復興】

- ○道路管理者は、災害時に電柱等の倒壊により緊急車両等の通行を妨げることのないよう、緊急輸送道路等における電柱の新設を原則として禁止する措置をあらかじめ講じておく。(県土)
- ○下水道施設については、復旧・復興事業の長期化により衛生上・環境上の問題が発生する恐れがあることから、下水道管理者は、他のライフライン施設と同様、施設の耐震性の強化を進めるとともに、緊急時の機能停止を避けるため、幹線管渠や処理場の応急対策についてあらかじめ検討しておく。(県土)
- ○平時から工業用水道に係る主要な予備資材の確保や、架設埋設図面や施設台帳などの 復興に必要な資料のバックアップを実施しておく。(商工、企業)

【実践する事前復興】

○大規模災害が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、 道路管理者は、平時から無電柱化により、通行空間の安全性・快適性を確保しておく。 (県土) ○工業用水道に関しては、発災時においても給水が継続できるよう、管路のダブルルート化や他利水管からの受水口設置などの事前準備を進めるとともに、被災後も早急に 復旧できるよう、平時から被災を想定した復旧訓練を実施しておく。(商工、企業)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○ライフライン事業者等は、ライフライン施設の架設埋設状況を県及び市町村とあらか じめ共有しておく。(危機、商工、県土、企業)

【実践する事前復興】

○ライフライン事業者等は、被災後、早急に復旧できるよう、平時から施設の機能強化 を図るとともに、被災を想定した復旧訓練を実施しておく。

(危機, 商工, 県土, 企業)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○ライフライン施設の復旧・復興に関しては、各事業者間の調整が県及び市町村の重要な役割となる。県及び市町村が復旧・復興事業の主体となる場合にも、他の事業者と調整し事業を 進めることが重要である。
- ○県及び市町村が行うことが必要となる調整として、次のものが挙げられる。
 - ・迅速な現状回復を目指す市街地では、復旧工事(道路掘削等)に起因する道路交通への影響について、交通管理者との十分な調整とともに、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールに併せてライフラインの計画的な復旧・復興を行う。
 - ・既存の総合計画,各種ライフライン施設整備計画等の上位計画との整合性を十分に図り, 復興計画を策定する。
 - ・各種ライフラインの共同溝等の整備については、各種ライフラインの特性等を勘案しなが ら、各事業者と調整を図り進める。
 - ・土地区画整理事業等により面的整備が行われる場合,各種ライフラインの地中化,共同溝 化等を可能な限り実現できるように事業者に働きかける。
 - ・被災地における整備には時間がかかる可能性がある。このため、迅速なライフライン機能 の復旧を行う一方で、可能な場所からライフライン施設の整備を実施していく。
- ○迅速かつ合理的な復旧・復興工事の推進につなげるためには、地下に埋設されているライフラインの状況について、事前に関係者間で共有しておくことが重要である。
- ○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、 当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、 下水道施設等の災害復旧事業について、県が代行できることが明記された。

- ○水道法
- ○下水道法
- ○工業用水道事業法
- ○高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(3) 社会基盤施設の復興 ウ 物流基地・港湾・空港の復興

【4-3-(3)-ウ】

趣旨・概要

○港湾や空港、その他流通施設が被害を受けると、住民の生活や経済・産業活動を支える物流機能が麻痺する恐れが生じる。このため、災害によってそれらの施設が被害を受けた場合、 迅速にその被害状況を把握し、復旧・復興方針を策定して、復旧・復興事業を推進する。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

保健福祉部,農林水産部,県土整備部

項目・手順等

(ア)港湾の復旧・復興(県土)

- a 被害調査
 - ○港湾管理者が中心となり、民間会社と協力し港湾施設の被害調査を行い、被災状況を 把握するとともに使用可能バース、港湾へのアクセス路の状況等を把握する。

b 港湾に関する方針の策定

- ○被災状況,港湾機能の特性等に基づき,迅速な現状復旧を目指すか,耐震性の強化,中長期的な問題点の改善等も行う復興を行うのか検討し,基本方針を決定する。
- ○復旧・復興の基本的な方向性として、主に次の3つが考えられる。
 - 現狀復旧
 - ・既存の港湾計画の具体化による復興
 - ・港湾計画の策定をともなう復興

c 事業

- ○被災港湾施設については、公共土木施設災害復旧事業により、復旧を進める。復旧に 当たっては、耐震性の強化等による改良復旧も行う。
- ○復旧事業を行う順序については、緊急性を考慮して決定する。
- ○民有港湾施設の復旧・復興への支援を行う。企業の所有する倉庫,荷役機械の復旧を 支援するため、金融機関に対して低金利融資等を要請する。
- ○応急・復旧により、被災港湾施設が利用可能になるまでに暫定的な代替施設港湾を確保し、一時的に貨物を他港で処理するように対応する。

【準備する事前復興】

- ○平時から施設の維持管理を徹底し、老朽化や耐力低下が見られる場合には、適切な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるように取り組んでおく。(県土)
- ○平時から定期点検を確実に実施するとともに、長寿命化計画を更新し、施設機能状態を把握しておく。(県土)

○迅速に応急復旧するべき港湾施設について,あらかじめ復旧に必要な資機材等の調達 方法を港湾関係者と取り決めておく。(県土)

【実践する事前復興】

○災害発生時における実行性を向上するため、平時から港湾関係者が参加する港湾BC P協議会の訓練を継続的に開催しておく。(県土)

(イ) 空港の復旧・復興 (保福, 県土)

a 被害調査

- ○空港管理者(防衛省,国土交通省)と連携し、被害情報を共有する。
- ○旅客ターミナル,貨物ターミナルビル,あるいは航空機に対するサービス施設といった民間企業が管理する施設に関する被災情報を共有し,空港施設全体の被災状況を把握する。

b 空港に関する方針の策定

○被災状況,空港機能の特性等に基づき,空港管理者(防衛省,国土交通省)が策定する復旧・復興方針の検討の過程において必要な情報提供を行う。

【準備する事前復興】

- ○空港管理者(防衛省,国土交通省)や空港ビル施設管理者が行う施設の維持管理の徹底に加え、老朽化や耐力低下が見られる場合には、適切な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるよう平時から要請しておく。(県土)
- ○空港ビル施設内に臨時医療施設の初動時備品をあらかじめ備蓄しておく。(保福)

(ウ) 流通施設の復旧・復興 (農林)

- ○公共卸売市場の管理者は、国の補助等により施設の復旧・復興事業を進めるとともに、 復旧作業が長期化する場合は、国と連携して、流通機能を維持するために仮設卸売市場 を設置する。
- ○道路交通網の整備状況や市街地動向により、新たな卸売市場が必要となった場合は、公 共卸売市場の管理者は、卸売市場整備計画を策定し整備を図る。卸売市場整備計画によ る施設の近代化や改良など、施設の整備を進める。

【準備する事前復興】

- ○公共卸売市場の管理者は、平時から施設の維持管理を徹底し、老朽化や耐力低下が見られる場合には、適切な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるように取り組んでおく。(農林)
- ○公共卸売市場の管理者は、他の卸売市場と連携し、「相互応援協定」に基づく、卸売市場機能の早期復旧に向けた取組を平時から強化しておく。(農林)

市町村に期待する取組

- ○使用可能な岸壁や港湾へのアクセス路の状況等の情報提供を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- ○港湾利用者は、災害が発生した際に、港湾の物流機能の早期回復を図るとともに、緊急物資受入れ拠点として活用するため、「港湾事業継続計画(BCP)」に基づき、水域啓開や資機材の輸送などを実施する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○空港ビル管理者は、空港ビル施設内に利用者向けの毛布やエアーマットなどをあらか じめ備蓄しておく。(県土)

その他 (特記事項, 留意点)

○「大規模災害からの復興に関する法律」において、被災地方公共団体等からの要請、かつ、 当該地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、 港湾工事・空港工事について、国又は県が代行できることが明記された。

- ○港湾法
- ○空港法
- ○大規模災害からの復興に関する法律(復興法)

(3) 社会基盤施設の復興 エ 公園・緑地等の復興

[4-3-(3)-I]

趣旨 • 概要

- ○公園・緑地は避難場所や資材置場等の防災拠点として大きな役割を果たすことを踏まえ,災害に強い都市づくりの視点に基づいて復旧事業を進めることが重要となる。
- ○緑地の持つ延焼防止機能を利用して,道路や河川を緑地帯として整備し,公園・緑地のネットワーク化により市街地の防災性の向上を図る。

実施時期

被災直後~被災後10年

関係部局

危機管理部, 県土整備部

項目·手順等

(ア) 復旧・復興方針の策定(県土)

- a 被害調査
 - ○県及び市町村は、管理する公園・緑地について、被災状況調査を行う。
 - ○県及び市町村は、被災前から避難地等の防災拠点として位置付けられていた公園・緑地の使用状況、応急仮設住宅建設用地としての使用状況等を把握する。

b 復旧・復興方針の策定

- ○県及び市町村は、被害状況や応急・復旧活動の利用状況を見定めながら、地域特性や 地域住民の意向を把握しつつ、復旧・復興の方針を決定する。
- ○公園・緑地の復興のパターンとして、主に次の3パターンがあげられる。
 - ・既存公園の拡充
 - ・都市計画決定されている公園・緑地整備の実施
 - ・都市計画決定を伴う公園・緑地整備の実施

(イ) 既存公園の復旧・復興(県土)

- ○県及び市町村は、重点的に復興を行う地区に立地する既存の公園・緑地について、被災 状況調査結果や一次避難地の有無、広域避難地の整備状況、避難路の整備状況等の周辺 地区の特性を勘案して、公園面積の拡充、耐震性貯水槽の整備といった施設内容の拡充 を伴う復興を行うか、迅速性を重視した現状復旧にとどめるかを決定する。
- ○県及び市町村は、現状復旧が決定された公園については、迅速かつ円滑な復旧事業を実施する。

(ウ) 公園・緑地の体系的な整備 (県土)

- a 方針
 - ○県及び市町村は、被災状況や被災後の人口動向を踏まえ、地域の実情に応じ公園の種 別ごとの誘致圏域や防災拠点としての位置付け等を考慮し、公園・緑地を体系的に整 備する。

b 内容

- ○県及び市町村は、都市計画決定されている公園の整備を進めるとともに、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画等の構想で示されている公園の計画決定及び整備を図る。
- ○防災センターや福祉施設,医療施設等の公共公益施設との適切な役割分担の下に,県 及び市町村は,効率的な公園・緑地の整備を行う。

(エ) 防災拠点としての公園施設の拡充・整備(危機, 県土)

- ○県及び市町村は、防災拠点として既存の公園の拡充・整備を行うとともに、広域的・地域的な防災拠点となる公園の整備を行う。
- ○避難所となる公園間の避難路の確保や市街地の延焼防止を図るため、県及び市町村は、 道路の緑化や河川沿いの親水公園の整備等により緑地帯・緑化帯を形成する。
- ○県及び市町村は,防災拠点となっている公園とその他の公共施設,周辺地域を結ぶ路線, 緊急輸送路となる広域幹線道路等の緑化を図る。
- ○災害時の河川利用が想定される場合は、県及び市町村は、河川を活用した親水公園を整備するとともに親水性護岸など河川利用が可能な構造とする。
- ○県及び市町村は、各種の公園の利用目的に応じ必要となる、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、 親水池、(災害時対応)トイレ等の防災施設の拡充・整備や、建築施設等の耐震改修や、 緊急輸送の大型車両進入路の確保など、公園施設の改善を行う。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、平時から防災公園の防災設備の点検・整備を行っておく。(県土)

【実践する事前復興】

○河川整備計画に基づき,安全性を確保した上で,事前に親水性護岸の整備を行っておく。(県土)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○平時から避難場所や応急仮設住宅建設用地となる防災公園の点検・整備を行ってお く。(県土)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

○被災後,公園・緑地を整備する際には,総合計画,地域防災計画,都市計画区域マスタープラン等の既存計画との整合性に配慮し,既存計画自体を見直す必要がある場合については, 既存計画の修正を行っていく必要がある。

- ○都市計画区域マスタープラン
- ○生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き(国土交通省)
- ○徳島県地域防災計画
- ○徳島県震災復興都市計画指針

(1)情報収集・提供・相談 ア 資金需要の把握

[4-4-(1)-7]

趣旨 • 概要

○産業・経済の復興施策を決定するために,直接被害又は間接被害を受けている被災事業者及 び被災額に関する調査を行い,再建のための資金需要等を把握する。

実施時期

被災直後~被災後6か月

関係部局

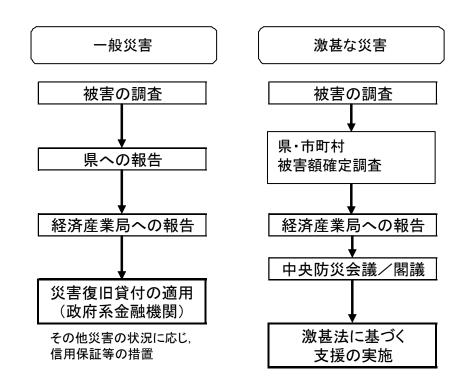
商工労働観光部,農林水産部

項目 • 手順等

(ア) 事業者等被害概況調査(商工,農林)

○被災直後において,地域防災計画に定める被害状況等の情報収集のほか,業界団体や金融機関,商店街振興組合,農林漁業団体等を通じて,業種ごとの被害状況を把握するなど,必要な調査を実施する。

発災後の被害調査



【準備する事前復興】

○被害・復旧状況分析班の設置及び構成についてあらかじめ検討しておく。 (商工,農林)

- ○被害状況調査票のフォーマットを事前に作成準備しておく。(商工、農林)
- ○情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)及び体制づくりについて事前に検討しておく。(商工、農林)
- ○災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、事前に商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、収集・整理・共有できる情報を整備しておく。 (商工、農林)
- ○商工業・農林漁業団体等の会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、事前に全ての地域内の事業所の所在地や規模等に関する情報を収集・整理しておく。(商工、農林)

(イ) 定期的な被害・復旧状況調査(商工.農林)

- ○市町村及び関係団体と連携し、定期的な被害状況及び復旧状況の確認・把握を行う。
- ○災害直後の被害状況を業種別,規模別に把握するとともに,復旧状況を定期的に把握し, それらを支援策に的確に反映させる。
- ○特に必要がある場合には、業界団体等あるいは事業所に対するアンケート調査を実施し、 被害状況及び復旧状況の把握・確認のほか、復興に向けた意見・要望等を把握する。

【準備する事前復興】

- ○復旧状況に応じた被害状況調査票のフォーマットを事前に作成準備しておく。 (商工)
- ○定期的な被害・復旧状況を円滑に確認・把握できるよう,連絡体制を事前に検討して おく。(農林)

(ウ)取引状況の把握(商工,農林)

○事業の継続・再開支援策(特に下請け企業等に対する施策)を適切に展開していくためには、取引状況の把握が必要である。このため、被災直後の混乱した状況が収まってきた段階において、関係団体と連携し、定期的に取引状況を把握する。

(エ) 資金需要の把握(商工. 農林)

- ○上記で把握した被害状況等を、業種別、地域別等に分類し、整理・分析する。
- ○被災前の地域経済特性の把握と同時に,直接被害・間接被害を受けている被災事業者及 び被災額について推計する。
 - ・直接被害(額)-建物・施設,農林地・漁場,設備,商品・材料
 - ・間接被害(額)-売上の減少等
 - ・復旧状況の考慮
 - ・経済活動の停滞・低下への配慮
- ○分析結果は、支援策の立案等の基礎データとするため、関係部局へ速やかに配布すると ともに、定期的にマスコミ等を通じ、住民等へ情報提供を行う。

市町村に期待する取組

- ○商工業・農林漁業団体等の被害状況調査について、県及び関係団体と連携して取り組む。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○各市町村に所在する事業者等の事業継続計画(BCP)の策定や見直しを平時から支援しておく。(商工)
- ○県及び関係団体と連携して,定期的な被害・復旧状況を円滑に確認・把握できるよう, 連絡体制を事前に検討しておく。(農林)
- ○事前に県と被害状況調査票のフォーマットを共有し、業種別・規模別の被害調査の手 法及び役割分担等を明確にしておく。(商工、農林)
- ○県及び関係団体と連携して、情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)及び体制づくりについて事前に検討しておく。(商工)
- ○県及び関係団体と連携して、災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、事前に商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、収集・整理・共有できる情報を整備しておく。(商工)
- ○県及び関係団体と連携して,商工業・農林漁業団体等の会員以外の事業所については, 現況が把握されていないことが多いため,事前に全ての地域内の事業所の所在地や規 模等に関する情報を収集・整理しておく。(商工)

事業者等に期待する取組

- ○中小企業者等及び商工団体は、県及び市町村と連携して、迅速に被害状況等を把握する。
- ○農林漁業者及び農林水産関係団体は、県及び市町村と連携して、迅速に被害状況等を把握する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○事業継続計画(BCP)について、中小企業者、農林漁業者等は、事前に検討・策定しておく。(商工、農林)
- ○中小企業者,農林漁業者等は,あらかじめBCPを策定しておき,より実践的なものとするため,定期的に見直しを行っておく。(商工,農林)
- ○被災時に迅速に被害状況等を把握するため、中小企業者等は、県及び市町村と連携して、収集・整理・共有できる情報を事前に整備しておく。(商工)
- 〇中小企業者等は、県及び市町村と連携して、情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)及び体制づくりについて事前に検討しておく。(商工)

【実践する事前復興】

〇中小企業者等は、あらかじめ策定した事業継続計画(BCP)を用いて定期的に図上訓練等を行っておく。(商工)

その他 (特記事項, 留意点)

○建物や施設等の被害については、被害調査等の実施で把握できるが、商品等の損害状況については把握できないため、業界団体への照会、個別企業へのヒアリング調査等を実施する必要がある。

○徳島県地域防災計画

(1)情報収集・提供・相談イ 各種融資制度の周知・経営相談

[4-4-(1)-1]

趣旨・概要

- ○国, 県, 各種金融機関等の行う融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し, その活用を促進する。
- ○被災事業者の再建支援のために、各種の融資制度や業界団体等の紹介など事業再建に関する 情報を提供するなど、事業者の経営相談に応じる。

実施時期

被災後1週間~被災後1年

関係部局

商工労働観光部,農林水産部

項目・手順等

(ア) 取扱機関への説明会の開催(商工,農林)

○融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、各種制度の内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。

【準備する事前復興】

- ○スムーズな相談体制を構築するとともに,各種融資制度等の周知方法などを事前に検 討しておく。(商工)
- ○周知対象となる融資取扱金融機関及び各相談所等の情報整理をあらかじめ行ってお く。(農林)

(イ) 事業主・組合等への周知(商工. 農林)

○国,県及び市町村の持つ既往制度の内容,また,新たな支援制度等の実施が決定された場合,リーフレット等を作成し、マスコミや各相談所,取扱指定金融機関,商工業・農林漁業団体等の関係団体等を通じて、事業主・組合等へ周知する。

【準備する事前復興】

- ○事業制度の周知を図るため、事前に事業者、農地等の所有者の所在地(特に市町村外 居住者)等を把握しておく。(商工、農林)
- ○災害時に円滑に活用するため,市町村及び関係団体と連携し、融資制度等の経済復興 に関わる既往の制度について、平時から事業者に周知しておく。(商工、農林)
- ○新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、あらかじめ市町村の担当者と互いに情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。(商工、農林)

(ウ) 相談体制の構築(商工,農林)

- ○被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するために, 県, 市町村, 商工会・商工会議所, 農業協同組合等が一体となった産業復興に関する相談体 制を構築する。
- ○相談業務に関する人員が不足した場合には、関連する行政機関等に応援を要請する。
- ○法律相談や税務相談にも対応できるように、弁護士や税理士にも協力を要請する。

【準備する事前復興】

○復旧・復興に関する各種情報提供が円滑に行えるよう,事前に各機関の担当部局等を 明確にしておく。(商工、農林)

(エ) 相談窓口の設置(商工,農林)

- ○市町村及び関係団体と連携し、事業者に対し、的確な相談・指導を行い、円滑な再建へ と誘導していくために、相談窓口を設置する。
- ○市町村及び関係団体と連携し、被害状況調査及び事業所の被害概況調査,交通事情等を 勘案し、経営相談窓口を設置する。

【準備する事前復興】

○スムーズな相談体制を構築し、各種融資制度等を周知するため、相談窓口の設置場所 や窓口への中継方法などを事前に検討しておく。(商工、農林)

市町村に期待する取組

- ○県及び関係団体と連携し、融資制度の周知と資金需要の把握に取り組む。
- ○商工業・農林水産業の被害状況調査について、県及び関係団体と連携して取り組む。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○スムーズな相談体制を構築し、各種融資制度等を周知するため、相談窓口の設置場所 や窓口への中継方法などを事前に検討しておく。(商工、農林)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項, 留意点)

○支援制度の情報発信

東日本大震災後、国や自治体の支援制度を検索できる「復旧・復興支援制度情報」データベースが開設され、各種支援制度に関する情報が発信されている。

○相談・指導内容の統一化

被災者の相談に対する回答などでばらつきが生じないよう統一的な対応を図るために、国、 県、市町村及び関係機関が協議し、相談・指導内容及びその体制について協議を行うことが 必要である。

■参考:過去の災害における復興基金〈72頁に再掲〉

- ○災害からの復興において,既存の復興施策を補完し,被災者の救済及び自立支援のために, また,被災地域の総合的な復興対策を長期的,安定的,機動的に進めるために復興基金が設立された。
- ○復興基金の設立に当たっては、その目的・活用方法等を明確に定めるとともに、当該基金を 活用し、機動的かつ弾力的な施策を実行していくことが重要である。
- ○阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においては,「財団方式」の復興基金による多様な各種 融資支援制度が創設され,復興のきめ細かな支援や融資が行われた。また,東日本大震災に おいては,「交付金方式」の復興基金により,国の制度の隙間を補って復興を進める重要な 役割を果たした。
- ○過去設立された復興基金の事例
 - 平成 3 年 雲仙·普賢岳噴火:雲仙岳災害対策基金
 - 平成 5 年 北海道南西沖地震: 奥尻町災害復興基金 等
 - ・平成 7 年 阪神・淡路大震災:阪神・淡路大震災復興基金
 - · 平成 1 6 年 新潟県中越地震:新潟県中越大震災復興基金
 - 平成19年 能登半島地震:能登半島沖地震復興基金
 - ・平成23年 東日本大震災:東日本大震災復興基金 等
 - 平成28年 熊本地震:熊本地震復興基金
 - ・平成30年 7月豪雨:ひろしま復興支援基金,ももたろう基金

(1)情報収集・提供・相談 ウ 物流の安定・取引等のあっ旋等

【4-4-(1)-ウ】

趣旨 • 概要

- ○商品・原材料等の仕入れ、製品や生産物の出荷等が滞ることを防ぎ、営業の安定化を図るため、利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。
- ○また、被害の少ない事業者でも、取引先の被災や道路の被害による流通ルートの分断等によって、大きな影響を受ける。このような間接的な被害により受注が減少している業種や生産地に関しては、新たな発注先や販路を開拓する取引先をあっ旋する。

実施時期

被災後1週間~被災後3年

関係,

危機管理部, 商工労働観光部, 県土整備部

項目・手順等

(ア)物流の安定(危機, 商工, 県土)

- a 物流ルート関する被害状況の把握
- ○県及び市町村は、道路等の公共施設等の被害・復旧状況を把握する。
- ○県及び市町村は、利用可能な物流ルート、補助ルートについての情報を取りまとめる。
- ○県及び市町村は, 道路利用が制約されることも想定されるため, 海上及び河川を利用 したルートの活用についても情報収集する。

b 物流ルートの確保

○鉄道、港湾、空港などについて、可能な場合には輸送力の補強を図るよう要請する。

c 業界団体等への情報提供

- ○県及び市町村は,道路等の公共施設の被害・復旧状況,緊急物資輸送ルートについて, 適宜業界団体等に対し,情報提供を行う。
- ○業界団体等への情報提供に関しては、インターネット等も活用する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、災害時に利用する物流に関する補助ルートについて、事前に検討・ 整理しておく。(商工)
- ○県及び市町村は、災害時に早急に対応するため、想定される緊急物資輸送ルートを事前に走行し、路面状況や危険箇所を事前に把握しておく。(商工)
- ○県及び市町村は、緊急物資輸送ルートに関して、業界団体等と事前に協議しておく。 (商工、県土)
- ○県及び市町村は、運搬のための手段(車両、船舶等)の確保に関して、業界団体等との事前協定等を締結しておく。(商工、県土)

【実践する事前復興】

○災害発生時における実行性を向上するため、平時から港湾関係者が参加する港湾BC P協議会の訓練を継続的に開催しておく。(県土)

(イ) 取引先のあっ旋等(商工)

a 発注の開拓

- ○事業者の被害状況調査の結果や業界団体等の意見を踏まえ,取引のあっ旋の実施を検 討し、あっ旋の必要性が認められた場合、発注開拓担当を設置する。
- ○発注開拓担当は、被害実態を踏まえた発注の開拓を図る。
- ○発注開拓担当は、他都道府県の企業の情報についても収集し、発注の開拓を図る。

b 商談会等の開催

○県及び市町村は、特に取引のあっ旋等が必要な業種を対象に、緊急広域あっ旋会議や 広域商談会等を企画し、開催する。

c 観光イベント等の開催

- ○観光イメージの回復、観光客やコンベンションの誘致のため、県及び市町村は、業界団体や他の公共団体との協力体制を作り、マスコミや全国各地で実施される観光フェア等を活用し、復興をPRするとともに、誘客イベントを適宜開催する。
- ○被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、県及び市町村は、各地で物産展 を開催する。

【準備する事前復興】

- ○取引先の開拓,あっ旋等について,担当班を定め,企業訪問や他自治体の企業等に関する情報の収集などを行う班編制や活動内容等をあらかじめ検討しておく。(商工)
- ○県及び市町村は、あらかじめ各種業界団体の連絡担当者を確認し、担当者名簿を作成するなど、緊急時の連絡体制を構築しておく。(商工)
- ○県及び市町村は、一定規模以上の会場施設において広域商談会等を開催する場合に備 え、あらかじめ図面や賃料等の状況を把握しておく。(商工)
- ○県及び市町村は、観光イベント等の開催内容及び体制づくりについて、事前に検討しておく。(商工)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- ○協定締結企業等は、協定内容を確実に履行する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

- ○災害時物流体制確保マニュアル
- ○徳島県観光振興基本計画(第3期)

(2) 中小企業の再建 ア 再建資金の貸付等

[4-4-(2)-7]

趣旨 • 概要

○一時的に再開・再建資金の確保が困難化している事業主に対し、現行制度資金の円滑な活用、 緊急資金制度の創設などにより自力再開・再建を支援する。

実施時期

被災直後~被災後3年

関係部局

商工労働観光部

項目・手順等

(ア) 資金需要の把握と関係金融機関への要請(商工)

- ○被災者に対する貸付が迅速に行われるように、被災地を管轄する金融機関に対して、貸付手続きの簡素化及び迅速化、貸付条件の緩和等の特別措置の実施について要請を行う。
- ○被害が甚大である場合,預貯金の払い戻しに加え,再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため,被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し,これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。

a 被害の把握等

○市町村及び関係団体と連携し、事業者被害の状況を把握する。特に激甚な被害額となることが予想される場合には激甚法の適用のために、市町村は、県と連携して「被害額確定調査」を行う。

b 関係金融機関等への資金準備要請

- ○市町村及び関係団体と連携し、事業者等の被害状況調査の結果等により、被災事業所 の再建に要する資金需要を予測する。
- ○資金需要予測に基づき,制度融資の取扱指定金融機関及び信用保証協会に対し,資金 の準備を要請する。
- ○政府系中小企業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。

【準備する事前復興】

○市町村,関係団体及び金融機関と連携し、被災者支援資金や各種支援制度の効率的な申請・受付体制をあらかじめ構築しておく。(商工)

(イ) 既往及び新規融資制度の活用促進(商工)

○市町村及び関係団体と連携し、事業所の速やかな再建を図るため、県や国等の既往及び 新規融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。

a 取扱機関への説明会の開催

○市町村及び関係団体と連携し、支援制度を取り扱う関係機関、各相談所等に対し、制度の内容及び取扱方法等を周知するため、説明会を開催する。

b 事業主・組合等への周知

○既往制度の内容,また,新たな支援制度等の実施が決定された場合,リーフレット等を作成し、マスコミや各事業所,取扱指定金融機関,商工会・商工会議所等の関係機関等を通じて、事業主・組合等へ周知する。

【準備する事前復興】

- ○情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)について,あらかじめ検討しておく。 (商工)
- ○取扱指定金融機関や各種業界団体等の連絡担当者名簿をあらかじめ作成しておく。 (商工)
- ○特例措置及び新たな支援制度の創設について、あらかじめ検討しておく。(商工)

(ウ)経営相談の実施(商工)

○市町村,商工団体等と連携し,交通事情等を勘案しながら,臨時の経営相談窓口を設置 し,融資制度など事業再建に関する情報を提供する。

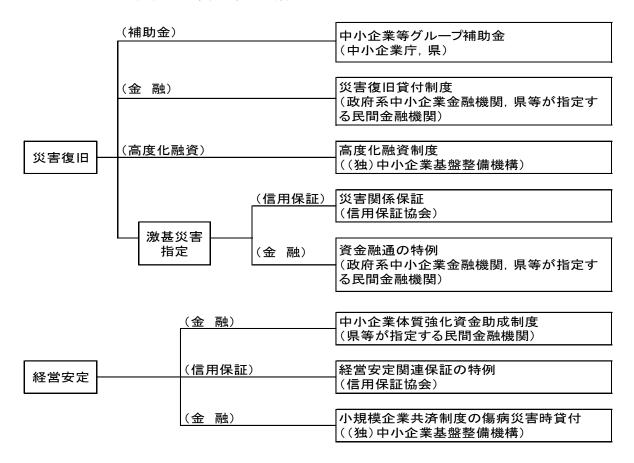
【準備する事前復興】

- 〇スムーズな相談体制を構築し、各種融資制度等を周知するため、相談窓口の設置場所 や周知方法などを事前に検討しておく。(商工)
- ○災害時の作業の円滑化に向け、経営相談窓口で対応する際のチェックリストなどのフォーマットをあらかじめ作成しておく。(商工)

(エ) 商工業の高度化支援等(商工)

○被災した中小企業が施設の再建や集約化を実施するに当たっては、従前レベルでの施設 再建にとどまるのではなく、最先端設備の導入やICT・AI等を活用した業務の省力 化・自動化による人手不足の解消等を図り、生産性や効率性を高めるとともに、事業の 多角化や新規展開を進めることが重要である。このため、企業ニーズを踏まえながら、 高度化事業や中小企業等グループ補助金などを活用し、各種支援策を実施する。

主な再建資金の貸付等の分類



市町村に期待する取組

- ○各市町村内の中小企業等の被災状況を随時,調査・整理し,国,県等と情報共有を行う。
- ○国、県等と連携し、被災した中小企業等への融資支援制度の情報提供を行う。
- ○各市町村内における中小企業等の支援制度の活用に際し、伴走型の支援を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○県及び関係団体と連携して、情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)及び体制づくりについて事前に検討しておく。(商工)

事業者等に期待する取組

- 〇中小企業等は、被害状況を把握するとともに、必要な支援策を検討の上、事業再開に向けた 資金計画の作成など、必要な手続きに速やかに取りかかる。
- ○中小企業等は、災害からできる限り早期の経営正常化を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他 (特記事項, 留意点)

- ○金融機関の資金不足が発生する場合には、県及び市町村の資金を預託し、貸付の円滑化を図ることを検討する。
- ○小売市場や商店街などの共同施設の再建支援策として高度化事業や中小企業等グループ補助 金などが活用されることが想定されるが、単なる現状復旧ではなく、高度化事業等により、 将来的な展望も視野に入れた産業復旧に繋げていくことが重要である。
- ○中小企業対策は、地域経済の総合的な活性化を図るために、農林漁業なども含む地域の主要な地場産業との連携を図り、より付加価値の高い製品等の開発に取り組むことが有効である。
- ○商店街の活性化を図るためには、施設の再建と同時に、まちづくりや観光対策、雇用対策等 との十分な調整を行い、地域内の人口確保や観光客の入込数の増加に取り組むことが重要で ある。
- ○商業活動を活性化していくためには、経営者は、営業形態の改善や意識改革が必要であり、 長期にわたる人材育成にも目を向けた取組を行う必要がある。
- ○平時からテレワークの利活用を進めておくことは、発災後の事業継続の有効な手段の一つであることから、事業者等は、その推進を図る必要がある。
- ○被災前と同業種だけではなく,異業種での再建もあり得ることから,平時から異業種とのネットワークを構築し,選択肢を増やしておくことが重要である。
- ○東日本大震災においては、商業者の参加する4つの組合が、中小企業等グループ補助金を活用して、各街区で共同店舗・地域福祉施設・コミュニティ施設などを併設する集合住宅を建設し、上階部の住戸部分を被災自治体が公営住宅として買い取った事例がある。 〈102頁に再掲〉

■参考:中小企業等グループ補助金

- ○被災地域の経済・雇用の早期の回復を図るため、事業者が行う施設の復旧や共同店舗の新設などに要する費用に対する補助金である。
 - ・対象者:中小企業等グループに参加する構成員(商店街振興組合,まちづくり会社等を含む)
 - ・対象経費:施設費,設備費等(資材・工事費,設備調達や移転設置費等を含む)
 - ·補助率:3/4(国1/2,県1/4)

関連する法令, 計画, 資料等

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(2)中小企業の再建 イ 事業の場の確保

[4-4-(2)-1]

趣旨・概要

- ○地場産業等の集積地域,小売市場・商店街等が極めて激甚な被害を受けた場合,事業の場の 確保を支援する。
- ○こうした取組は、被災者の就業の確保にもつながる。

実施時期

被災後1週間~被災後3年

関係部局

商工労働観光部

項目・手順等

(ア) 早期の復旧支援(商工)

○市町村、商工団体等と連携し、事業の場の再建のための資金調達に関して、国等が行う 各種の産業施設の再建費用への助成・融資制度に対して、特例措置等を要請するととも に、それらに関する情報提供を行い、相談に対応するなど、その活用を促進する。さら に、助成・融資制度の創設を検討する。

【準備する事前復興】

○市町村,関係団体及び金融機関と連携し、被災者支援資金や各種支援制度の効率的な申請・受付体制をあらかじめ構築しておく。(商工)

(イ) 賃貸型共同仮設工場・店舗の設置 (商工)

○市町村と連携し、事業所・工場や小売市場・商店街等の被災により、事業再開が困難となっている事業者等に、一時的な事業の場を提供するため、賃貸型の共同仮設工場・店舗の整備を検討する。

【準備する事前復興】

○市町村と連携し、災害時における共同仮設工場・店舗の設置に向け、立地可能な候補 地について、事前に検討を進めておく。(商工)

(ウ) 支援チームの設置(商工)

- 〇中小企業基盤整備機構,自治体,商工会,商工団体等から人員を集め,支援チームを設置する。人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。
- ○支援チームの設置について周知するとともに,共同仮設工場・店舗を設置しようとする 団体からの派遣要請に基づき,中小企業診断士など専門士業団体と連携して,指導を行う。

【準備する事前復興】

○支援チームの編成及びその活動内容等について、中小企業診断士など専門士業団体と 事前に連携関係を構築し、専門家派遣による支援体制を事前に検討しておく。(商工)

(エ) 共同仮設工場・店舗設置団体への支援(商工)

○市町村と連携し、共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体に対して、計画策定や資金に関する支援を行う。

a 共同仮設工場・店舗施設団体への指導

○市町村と連携し、共同仮設工場や、商店街機能・ショッピングセンター機能を果たす 共同仮設店舗を設置しようとする団体に対して、計画策定や資金について総合的な指 導を行う支援チームを設置する。

b 建設及び建設支援

○仮設工場,仮設店舗用地については,事前に建設用地として活用が想定される用地の情報を把握することが必要である。また,仮設工場や仮設店舗の用地は,応急仮設住宅の建設用地など様々な分野においても活用が想定されるため,被害状況を踏まえ,早急に,関係部局・機関等と利用調整を図る必要がある。

c 設置費用に対する支援

- ○共同仮設工場・店舗を設置する団体に対して、資金を融資することを検討する。
- ○中小企業高度化資金や中小企業等グループ補助金の活用を促進するとともに,高度化 資金の貸付条件等の特例措置を実施することを検討する。

【準備する事前復興】

○共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して行う指導や助言内容等について、関係機関で連携し事前に検討しておく。(商工)

(オ) 民間賃貸工場・店舗の情報提供とあっ旋(商工)

○市町村と連携し、被災した事業者に対し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報を提供する。

a 物件情報の収集

○市町村と連携し、業界団体や金融機関、不動産業者等に対して、物件情報の提供を依頼し、情報を収集する。

b 物件情報の提供

○市町村と連携し、業界団体等に情報リストを配布し、事業者に情報提供を行う。

【準備する事前復興】

○市町村と連携し、民間の賃貸工場・店舗に関する情報について、あらかじめ整理し情報の共有を図っておく。(商工)

(カ) 事業用地の情報提供とあっ旋(商工)

○市町村と連携し、移転を伴う工場・事業所・店舗の再建を希望する事業者に対して、移 転可能な事業用地に関する情報提供を行う。

a 事業用地の情報収集

○市町村と連携し、工業団地等の工業地の空き状況を把握するとともに、業界団体等に対して、事業用地の情報提供を依頼し、情報を収集する。

b 事業用地の情報提供

○市町村と連携し、業界団体等にリストを配布し、事業者に情報提供を行う。

【準備する事前復興】

- ○市町村と連携し、用地利用に関する資料をあらかじめ作成しておく。(商工)
- ○仮設営業基盤に係る建設用地の事前選定や建設用資材の事前準備等について, あらか じめ検討しておく。(商工)

市町村に期待する取組

- ○工業団地の空き状況や遊休地、遊休施設等の情報を収集し、県に対して情報提供を行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- ○中小企業等は、移転を伴う施設の再建に関し、具体的な条件を検討、整理する。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

(ア) 仮設工場・店舗の建設

○経済復興支援策として仮設工場や仮設店舗を建設する場合には、被災事業者の産業特性を 勘案して建設用地を決定する。

(イ) 仮設工場・店舗へ入居できない工場・店舗に対する支援

○仮設工場・店舗に入居できない工場・店舗に対して,民間の賃貸施設や空き店舗に関する 情報の提供等,事業の場の確保に係る支援を行うことを検討する。

(2)中小企業の再建 ウ 観光振興

【4-4-(2)-ウ】

趣旨・概要

○被災地域の主たる産業が観光業である場合は、各種観光施設の早期再建とともに、新たな観 光資源の開発や観光誘致を行い、観光客数の回復と同時に、観光振興を推進するための契機 とする。

実施時期

被災後1週間~被災後10年

関係部局

商工労働観光部

項目・手順等

(ア) 観光施設の新設(商工)

- ○観光施設の整備に関する計画が、既に上位計画や既存計画にある場合は、県及び市町村は、施設整備による観光上の効果を十分検討した上で、必要に応じて計画の前倒しによる整備を図る。
- ○県及び市町村は、施設の内容によって都市公園事業や市街地再開発事業、その他、過疎 地域の振興対策関連事業や農林水産省所管の施設整備関連事業を活用することにより、 施設整備に対する国庫補助を得ることを検討する。
- ○県及び市町村は、災害に対する防災意識の向上を図る目的に合わせて、地域の観光拠点施設の一つとして、資料館等の整備等も検討する。なお、整備に当たっては、博物館の展示・設備に対する補助制度があるため、必要に応じてこれらを使って施設の整備を図ることもできる。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、観光施設整備の体制づくりについて、関係団体等と事前に検討して おく。(商工)

(イ) 観光資源の開発(商工)

○県及び市町村は、地域にある様々な資源を把握することにより地域を再認識し、それら を観光資源として、どのように開発できるのかを検討する。

【準備する事前復興】

- ○県及び市町村は、過去の災害における被災地の災害記憶(遺産・遺構)等を活用した 観光資源開発事例を事前に情報収集し、導入に向けて検討しておく。(商工)
- ○資源把握・開発の方策及び体制づくりについて、県及び市町村は、関係団体等と事前 に検討しておく。(商工)

○県及び市町村は、関係団体等と連携し、様々な観光資源の開発に継続的に取り組むことにより、被災後の新たな観光資源に対応できるようあらかじめ開発力強化を図っておく。(商工)

(ウ) 観光客の誘致(商工)

a マスメディアを使った観光PR

○県及び市町村は、マスメディアを使って、被災地域の観光情報を紹介する番組を作成 するなど、観光PRを積極的に行う。

b イベント(観光物産展、大規模会議の誘致等)の実施

○県及び市町村は、全国各地で観光物産展を開催するなど、観光客を誘致するためのイベントを積極的に実施する。

c 修学旅行の誘致

- ○被災地が災害前は修学旅行地であった場合は、県及び市町村は、観光施設の復旧状況 を勘案し、修学旅行の誘致を再度、図る。
- ○県及び市町村は、効果的な防災教育に向けた新たな防災学習プログラム等を開発し、 修学旅行の誘致を推進する。

d 風評被害の防止

○震災に起因した風評による観光需要の落ち込みが懸念される場合は, 県及び市町村は, 震災に関する正確な情報を収集して観光関係機関に提供するとともに, 通常どおり営 業や活動が行われている観光地については, 観光関係機関と連携し, 正確な情報を積 極的に発信する。

【準備する事前復興】

○県及び市町村は、大規模災害等において、風評被害防止の効果的な情報提供のあり方等について、事前に検討しておく。(商工)

市町村に期待する取組

- ○風評被害の防止に向けて正確な情報発信を行う。
- ○県及び観光関連機関と連携して観光プロモーションを行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○風評被害の防止に向けた正確な情報発信のあり方等について,事前に検討しておく。 (商工)
- ○県及び観光関連機関と連携し、平時から観光プロモーションを行っておく。(商工)

事業者等に期待する取組

- ○観光関連機関等は、風評被害の防止に向けて正確な情報発信を行う。
- ○観光関連機関等は、県及び市町村と連携し、観光プロモーションを行う。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○観光関連機関等は、風評被害の防止に向けた正確な情報発信のあり方等について、事前に検討しておく。(商工)
- ○観光関連機関等は、県及び市町村と連携し、平時から観光プロモーションを行っておく。(商工)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○観光施設等の整備に当たっては、周辺の観光資源や観光拠点施設との関連や交通施設の整備 状況等のその他の要素に十分配慮した計画づくりが重要である。
- ○観光施設等を設置する場合は、その施設が修学旅行の見学コースとなるように、積極的な修 学旅行の誘致を図ることが重要である。ただし、これまで修学旅行先であったが、災害発生 により他の場所に旅行先が移ってしまった場合は、再度誘致するために、粘り強く誘致活動 を継続していくことが重要である。教員等のみを最初に被災地に招待し、宿泊体験等をさせ るなどの方法で、修学旅行を再び誘致できた例もある。
- ○観光客は被災地も含めた地域として当該エリアを認識するものと考えられ、施設整備に当たっても、分散型で整備を行うと同時に、地域間のネットワーク、その他各地の観光資源との関係を緊密にすることにより、広域的な回遊性のある観光開発を進めることを検討する。

関連する法令,計画,資料等

○徳島県観光振興基本計画(第3期)

(3)農林漁業の再建 ア 再建資金の貸付等

[4-4-(3)-7]

趣旨 • 概要

- ○農林漁業者が災害の発生による被害を受け、経済的な打撃を受けた場合、農地等の再建や生産力の回復、経営の安定を図るために、低利の資金を融通することにより、経営者に対して 救済措置を実施する。
- ○被災した農林漁業者に対して,経営を再開するために必要な資金の融資や利子補給等を行い, 被災経営者の早期経営再建を図る。

実施時期

被災後1週間~被災後1年

関係部局

農林水産部

項目·手順等

(ア) 資金需要の把握と関係金融機関への要請(農林)

○被害が甚大である場合,預貯金の払い戻しに加え,再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が予想される。このため、被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係金融機関に要請する。

a 資金需要の予測

○被害状況調査の結果等により、被災農林漁業者の再建に要する資金需要を予測する。

b 関係金融機関等へ資金準備要請

- ○資金需要予測に基づき、制度融資の取扱指定金融機関に対し、資金の準備を要請する。
- ○政府系農林漁業金融機関等に対し、資金準備要請を行うよう国に求める。

【準備する事前復興】

○資金の準備要請が円滑に行えるよう,平時から関係金融機関等との連携を強化しておく。(農林)

(イ) 既往及び新規融資制度の活用促進 (農林)

○国, 県, 各種金融機関等の行う既往及び新規融資制度についての情報を農林漁業者や各種団体に周知し, その活用を図る。

a 取扱機関への説明会の開催

○融資取扱金融機関をはじめ、融資の申込受付場所となる関係機関、各相談所に対し、 各種制度内容及び方法等を周知するため、説明会を開催する。

b 事業主・組合等への周知

○被災直後より,リーフレット等を作成し,マスコミや農林漁業団体,取扱指定金融機関等の関係機関等を通じて,各種制度の趣旨と内容を被災農林漁業者へ周知する。

【準備する事前復興】

○既往及び新規融資制度の情報について、平時から周知を行っておく。(農林)

(ウ) 相談・営農指導等の実施(農林)

- ○農林水産業の被災状況調査に基づき,臨時の相談窓口を設置し,融資制度など経営再建 にかかわる情報を提供する。
- ○また,災害による作物等への影響を把握し,適切な営農等の指導を実施する。

【準備する事前復興】

- ○被災後の相談・営農指導等の速やかな体制整備を図るため、平時から関係機関・団体等との連携を強化しておく。(農林)
- ○関係機関と連携し、平時から経営再建に向けた資料等を整備しておく。(農林)

市町村に期待する取組

- ○農林水産業関係の既往及び新規融資制度の周知や経営相談について,県及び関係団体と連携 して取り組む。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○スムーズな相談体制を構築し、既往及び新規融資制度を周知するため、相談窓口の設置場所や窓口への中継方法などを事前に検討しておく。(農林)

事業者等に期待する取組

- ○農林漁業者及び農林水産関係団体は、経営が継続できるよう、融資制度の活用を図る。
- ○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

○農林漁業者及び農林水産関係団体は、災害発生後に利用できる融資制度について、平時から情報収集しておく。(農林)

その他(特記事項, 留意点)

○経営者の高齢化は全国的にも進んでおり、再建に当たっては多額の融資が受けられず、離農するケースが発生することも予想され、また、農林地の荒廃は危険を増大させる要因にもなる。そのため、貸付金に対する利子補給や資金補助等の支援方法を検討し、営農活動が継続できるようにすることが必要である。

- ○貸付に当たっては、保証人や担保が必要であるため、借入できない被災者が発生する可能性 もある。このような被災者に対する救済措置を検討する必要がある。
- ○資金の借り入れにより生産等を再開した農林漁業者でも、状況によっては、収益が思うように回復しなかったり再度の災害により被災するなど不測の事態が生じ、借入金の償還ができない場合もあると考えられる。そのようなケースをできるだけ未然に防ぐことが可能となるよう、継続的に経営状態を調査し、経営相談や技術相談等を実施するなどの体制を整備する。

■参考:再建資金の貸付等

(ア) 天災融資制度による資金の貸付

- ○天災融資法に基づき,災害で被害を受けた農林漁業者に対する経営資金や被害農協等の組合に対する事業資金を融通し,経営の安定化を図るものである。天災融資法は,農作物等が天災により著しい被害を受け,かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に,天災の指定等を内容とする適用政令を制定し発動される。
- ○また,激甚災害法が適用された場合には,貸付限度額及び償還期限についての特別措置が講じられる。

(イ) 株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付

○ (株) 日本政策金融公庫が被災した農林漁業者に対して,経営の再建に必要な資金を 融資する。

(ウ) 地方公共団体による制度資金の創設等

○過去の災害においては、農林漁業者に対する再建資金制度の創設、既存制度資金の利子補給を行う制度の創設、見舞金支給制度の創設などの事例がある。

関連する法令, 計画, 資料等

- ○天災融資法
- ○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(3)農林漁業の再建

イ 農林漁業基盤等の再建

[4-4-(3)-1]

趣旨 · 概要

- ○農林水産業施設の被害は、農林漁業者の経済的安定に影響を与えると同時に、地域社会への経済的影響も多い。これらの復旧・再建には多額の費用を要することから、農林漁業者への経済的負担は大きなものとなる。このため、県等が主体となり、災害復旧事業等により、被災した農林水産業施設の復旧・再建施策を講じる。
 - ·農業版BCP · 漁業版BCP
 - 災害復旧事業
 - 災害関連事業
 - ·公共土木施設災害復旧事業
 - ・代替生産施設の提供
 - ・農林水産業の活性化

実施時期

被災後1週間~被災後10年

関係部局

農林水産部

項目・手順等

(ア)農業版BCP・漁業版BCP (農林)

- 〇県, 市町村及び農業関係団体は, 徳島県農業版BCPに基づき, 農地・農業用施設の復旧など早期の営農再開に向けた取組を推進する。
- 〇県, 市町村及び水産関係団体は, 徳島県漁業版BCPに基づき, 漁港・漁業共同利用施設の復旧. 漁船・漁具の調達など早期の漁業再開に向けた取組を推進する。

【準備する事前復興】

- ○県,市町村及び関係団体は、平時から農林漁業者に対して作物等の共済制度への加入 を推奨しておく。(農林)
- ○県,市町村及び関係団体は、農林水産物の被害を最小限に抑えることは結果的に被災後の復旧・復興に係る県,市町村、農林漁業者等の負担を最小限に抑えることとなるため、平時から次の事前対策を行っておく。(農林)
 - ・各種作物の生育ステージに応じて対応策の情報を遅滞なく農業者に提供できるよう、あらかじめ農業技術資料等を整備しておく。
 - ・災害危険度が高い区域に畜舎・放牧場がある場合や、1箇所に大量の家畜を有する 畜舎・放牧場については、あらかじめ家畜の避難計画を策定するとともに、安全な 避難場所を設けるよう指導しておく。
- ○県,市町村及び農業関係団体は、農業版BCPを基に、被災が想定される農業用施設 (排水機場)の迅速な復旧が行えるよう、平時から災害復旧に必要な完成図書等の資 料の複製(電子化)及び被災の程度が小さいと想定される場所での複製資料の保管を 行っておく。(農林)

- ○水産資源の早期回復に繋げる栽培漁業の迅速な再開を図るため、本県と同種の種苗生産を行う都道府県の生産内容等の調査・収集等にあらかじめ取り組んでおく。(農林)
- ○県及び水産関係団体は、漁業版BCPに基づき、漁業共同利用施設や養殖施設等の早期復旧、また、漁船や漁具等の速やかな調達を図るため、現場への各種補助制度等の情報伝達や、関係者の意見集約を図る「漁業コーディネーター」の養成にあらかじめ取り組んでおく。(農林)

【実践する事前復興】

○県,市町村及び関係団体は、業務継続計画(BCP)の実効性を高めるため、平時から関係機関への普及・啓発を行っておくとともに、計画の見直しや訓練を実施しておく。(農林)

(イ) 災害復旧事業 (農林)

- ○災害復旧事業は、将来の一般災害を未然に防止したり、施設の効用を増大する事業ではな く、現に災害を受けた農林水産業施設を速やかに原形復旧、あるいは従前の効用を持つ施 設に復旧することを目的としている。
- 〇農林水産業の産業施設の修理・修繕に当たっては、資金融資制度や中小企業等グループ補助金などの国庫補助金等を活用し、施設の復旧及び近代化・高度化を図る。
- ○施策例:
 - ・取扱い、加工等を行う機械・設備の復旧及び近代化・高度化
 - 流通施設の近代化
 - 情報化対応施設の整備

【準備する事前復興】

- ○土地の境界を正確に復元でき、迅速な復旧・復興が可能となるよう、市町村との緊密な連携の下、平時から地籍調査を促進しておく。(農林)
- ○県及び市町村は、平時から農業用ため池等の農業用施設の継続的な点検・整備体制を 推進しておく。(農林)
- ○災害時に農林漁業者の情報を迅速に入手するため、平時から農協、森林組合、漁協などの農林漁業団体等との連携を強化しておく。(農林)
- ○農林漁業の再建に関する公的な支援が必要であり、かつ法律・政令等で定められている被災農林漁業の再建制度の対象とならない被災農林漁業者が発生すると予想される場合には、県及び市町村は、あらかじめ補完制度の創設を検討しておく。(農林)

(ウ) 災害関連事業(農林)

○災害関連事業は、災害復旧事業のみでは復旧施設が再度災害を被る恐れがある場合に、再 度災害を防止するため、被災施設及び関連する脆弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事 業と併せて行う。このため、災害関連事業の計画策定は、災害復旧事業の計画策定と併行 して行う必要がある。

【準備する事前復興】

○農政局や市町村等関係機関との連携体制を平時から強化しておく。(農林)

(エ)公共土木施設災害復旧事業 (農林)

○農林水産業施設では、海岸、林地荒廃施設、地すべり防止施設、漁港等が災害により被災 した場合の復旧を実施する場合が該当する。

【準備する事前復興】

- ○速やかに災害復旧計画が策定できるよう,平時から人材育成を図っておく。(農林)
- ○平時から市町村等関係機関との災害対応の体制を構築しておく。(農林)
- ○外部支援者に対する受援体制をあらかじめ検討しておく。(農林)

【実践する事前復興】

○既存治山施設の機能強化対策や老朽化対策をあらかじめ実施しておく。(農林)

(オ) 代替生産設備の整備 (農林)

○被災した農林漁業者に、生産施設の再建までの間に必要な代替施設を提供する。

a 代替農地の確保と提供

○県及び市町村は、被害状況や農業者等の要望から必要量を把握し、農地の確保及び被災 農業者への貸付支援を行う。

b 農林水産業施設の提供

○共同施設や園芸農業施設,生産物加工共同施設等の代替施設を整備し,農林漁業者や関連団体への貸付を行う。

【準備する事前復興】

- ○各加工場の処理能力(受入れ可能数量)や輸送経路,搬入方法等をあらかじめ把握・ 検討しておく。(農林)
- ○農作物加工場,家畜処理場,木材加工施設,水産加工場などが被災した場合,出荷に 支障を来すことがないよう,県内外においてそれら施設の相互利用協定等を事前に締 結しておく。(農林)

(カ) 復興を通じた農林水産業の活性化 (農林)

a 農林漁業者の生産意欲の増進

○県,市町村及び関係団体は,各種技術研修会や地域農林水産業の活性化に向けた意見交換会等の開催により,生産技術の向上や生産者間の交流を促進するとともに,農林水産業の維持・発展のため,次代を担う新規就業者の育成・確保を図る。

b 販路の拡大

- ○物産展を開催したり、マーケティング調査を行うなど、生産物の販路の拡大を図る。
- ○被災地の復興のPR及びイメージアップを図るため、各地で物産展を開催する。
- ○主要生産物に関するマーケティング調査を行い、生産物の販路の拡大を図る。

【準備する事前復興】

- ○農林漁業者に対する技術等の情報提供や各種研修会, 意見交換会を開催できるよう, 平時から関係機関・団体等との連携を強化しておく。(農林)
- 〇販路拡大に向けたブランド力の強化を図るため、平時から「JGAP」や「農場HACCP」の認証取得、「ハラール認証」、「GI」への登録等を支援しておく。(農林)
- ○フォレストキャリアスクール(仮称)を開講し、平時から林業就業者を育成・確保しておく。(農林)
- 〇県産農畜水産物のPRトラックを被災後の緊急物資の輸送,炊き出しを実施する車両 として平時から整備しておく。(農林)

【実践する事前復興】

○被災後の緊急物資や避難者の海上輸送等を行う防災拠点漁港をあらかじめ整備してお く。(農林)

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○防災・減災対策関連エリア(津波浸水被害関連,中央構造線直下型地震関連,山地災害関連)における地籍調査を平時から推進しておく。(農林)
- ○「ため池ハザードマップ」を地域住民に平時から周知徹底しておく。(農林)

【実践する事前復興】

○業務継続力の向上を目的とした研修会・訓練等に平時から参加しておく。(農林)

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」を参考に取組を検討する。

【準備する事前復興】

- ○農業版BCPや漁業版BCP等を基に、農業協同組合及び漁業協同組合は、それぞれ あらかじめ「農協版BCP」、「漁協版BCP」を策定しておくとともに、業務継続の ための体制を構築しておく。(農林)
- 〇農業者の早期営農再開に繋げるため、被災が想定される農業用施設(農業用水利施設) を管理する全ての土地改良区は、「土地改良区BCP」をあらかじめ策定しておく。 (農林)

【実践する事前復興】

○関係団体職員等は、業務継続力の向上を目的とした研修会・訓練等に平時から参加しておく。(農林)

その他 (特記事項, 留意点)

- ○農林業者が再開を考える場合、被災した農林地がどのように復旧・復興されるのかは、今後の経営にかかわる問題であることから、農林地周辺の復旧・復興の方向性を早期に提示する必要がある。
- ○災害復旧事業の災害査定を待たずに早期の営農再開が必要な場合は,積極的に査定前着工を実施する。
- ○農地等の復旧工事を実施する場合,必要な重機を保有している各種団体等と委託契約を交わし, かつ労働力としては被災農業者等をあて、被災農家へ現金収入を得させる等工夫する。
- ○農地の整備は、土木関連部局と農業関連部局の十分な調整及び役割分担を行う必要がある。
- ○農林地の風水害による被害は、水が引けば再開可能となる冠水被害と、農林地の生産環境が変質してしまう地形変化・土砂流入・表土流出などの被害に大別される。農林業の生産基盤の整備が必要となるのは主に後者であり、その被害形態に該当する地区がある場合には早期に事業実施の検討を図る。

○北海道南西沖地震で津波に襲われた奥尻島においては、被災した道路の雪覆いをウニの漁礁づくりに活用している事例がある。

関連する法令,計画,資料

- ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)
- ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)

施策項目別の主体と時間軸表

※各施策項目の実施すべき時期を一覧にしています。

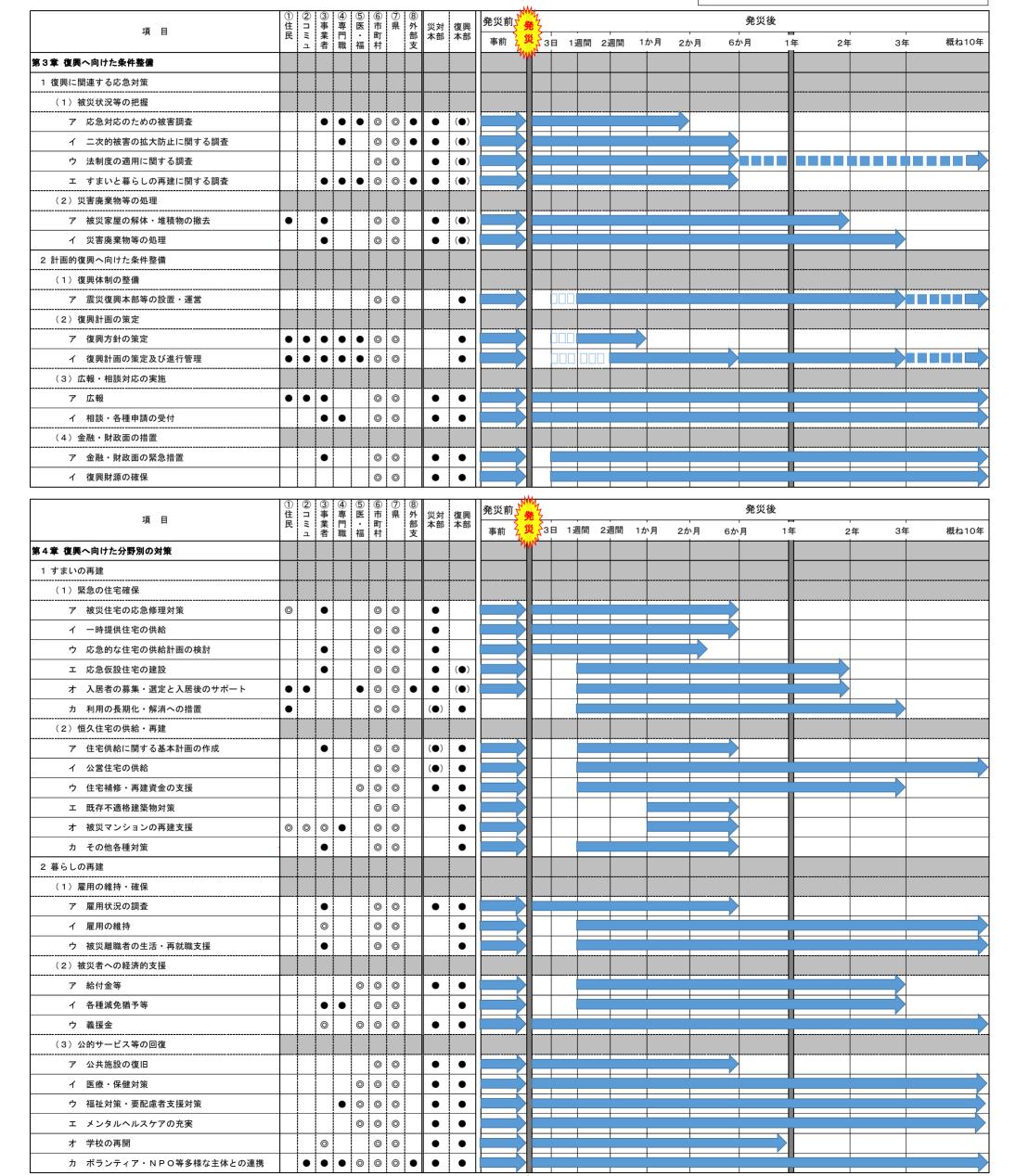
◎…中心となる主体 ●…関係する主体

<復興の主体>

①住民 ②地域コミュニティ ③事業者・事業団体

④専門職団体等 ⑤医療・福祉に係る事業者・団体

⑧外部支援者(NPO/NGO等)



施策項目別の主体と時間軸表

※各施策項目の実施すべき時期を一覧にしています。

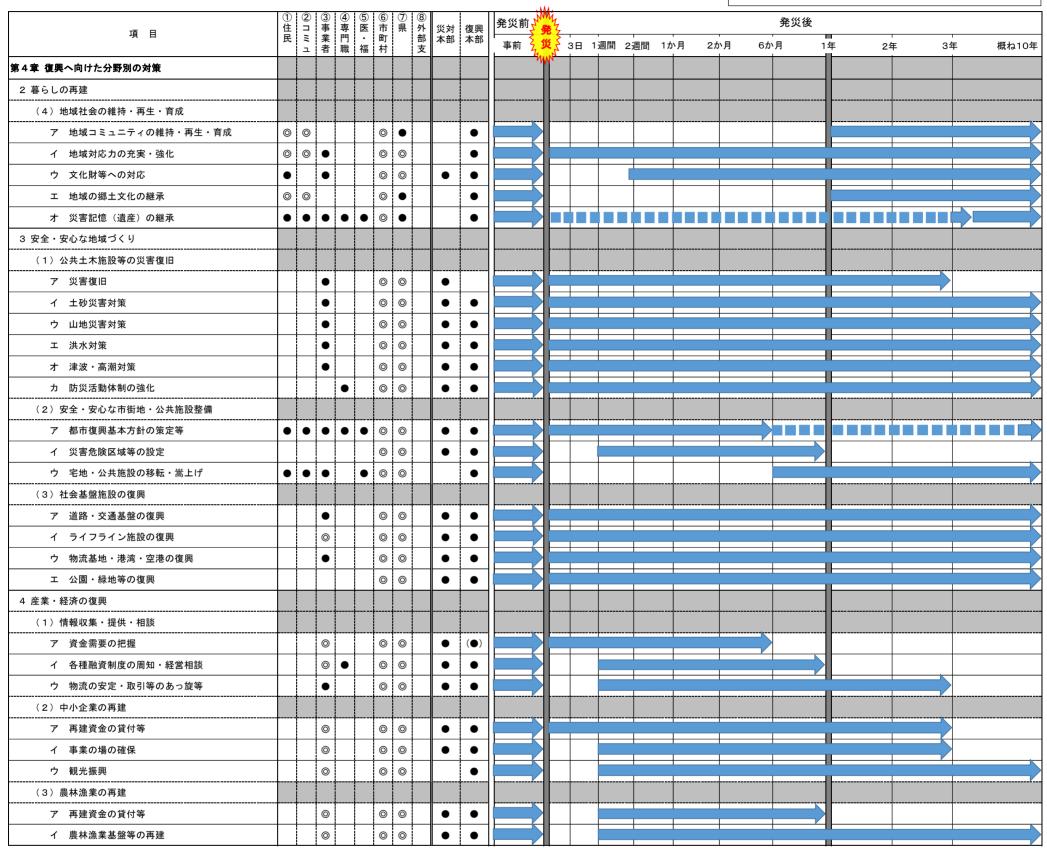
◎・・・・中心となる主体 ●・・・関係する主体

<復興の主体>

①住民 ②地域コミュニティ ③事業者・事業団体

④専門職団体等 ⑤医療・福祉に係る事業者・団体

⑥市町村 ⑦県 ⑧外部支援者(NPO/NGO等)



巻末

徳島県資料



○「事前復興 I ~南三陸から徳島へのメッセージ~」(4K動画) https://youtu.be/qifLF7ry2Hk



○「事前復興Ⅱ ~震災遺構から復興を考える~」(VR動画) https://youtu.be/5BWq9TgLvRc



○徳島は宣言する。 しなやかに災害に立ち向かうことを。 https://www.youtube.com/watch?v=wBH2wwmBArQ



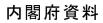
○「津波から命を守る!」 (津波防災啓発) https://www.youtube.com/watch?v=g4nIx|mxIIY



○未来へ継承・災害遺産 ~自然災害から命を守るために~ https://www.youtube.com/watch?v=8NDmN5puGcU&t=103s



○徳島県震災復興都市計画指針の策定について https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/5012757/





〇復旧・復興ハンドブック 〇災害復興対策事例集

http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/index.html



〇南海トラフ巨大地震の被害と対策に係る映像資料 http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankai_syuto.html

徳島県危機管理部危機管理政策課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 TEL:088-621-2107 FAX:088-621-2987 E-mail:kikikanriseisakuka@pref.tokushima.jp